

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号（9月9日）（火曜日）

開 会	5
開 議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 行政報告	5
宮路市長報告	5
日程第 5 報告第 6 号平成 2 5 年度日置市土地開発公社決算の報告について	6
日程第 6 報告第 7 号公益社団法人日置市農業公社平成 2 5 年度決算及び平成 2 6 年度事業計画の報告について	6
宮路市長提案理由説明	6
日程第 7 報告第 8 号平成 2 5 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	7
日程第 8 報告第 9 号平成 2 5 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	7
宮路市長提案理由説明	7
日程第 9 承認第 4 号専決処分（平成 2 6 年度日置市一般会計補正予算（第 2 号））につき承認を求めることについて	7
日程第 1 0 承認第 5 号専決処分（平成 2 6 年度日置市一般会計補正予算（第 3 号））につき承認を求めることについて	7
宮路市長提案理由説明	8
日程第 1 1 議案第 4 3 号消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について	9
宮路市長提案理由説明	9
上野消防本部消防長	9
日程第 1 2 議案第 4 4 号日置市まちづくり計画の変更について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
福元総務企画部長	1 0
日程第 1 3 議案第 4 5 号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	1 2
日程第 1 4 議案第 4 6 号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	1 2

日程第 1 5	議案第 4 7 号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	1 2
	宮路市長提案理由説明	1 2
	吉丸市民福祉部長	1 2
日程第 1 6	議案第 4 8 号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	1 6
	宮路市長提案理由説明	1 6
	吉丸市民福祉部長	1 7
日程第 1 7	議案第 4 9 号日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関 する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の 一部改正について	1 7
日程第 1 8	議案第 5 0 号日置市営住宅条例の一部改正について	1 7
日程第 1 9	議案第 5 1 号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改 正について	1 7
	宮路市長提案理由説明	1 8
	瀬川産業建設部長	1 8
休 憩		1 9
日程第 2 0	議案第 5 2 号平成 2 6 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）	2 0
日程第 2 1	議案第 5 3 号平成 2 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	2 0
日程第 2 2	議案第 5 4 号平成 2 6 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	2 0
日程第 2 3	議案第 5 5 号平成 2 6 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） .....	2 0
日程第 2 4	議案第 5 6 号平成 2 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）	2 0
日程第 2 5	議案第 5 7 号平成 2 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）	2 0
日程第 2 6	議案第 5 8 号平成 2 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）	2 0
日程第 2 7	議案第 5 9 号平成 2 6 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 0
日程第 2 8	議案第 6 0 号平成 2 6 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 1 号）	2 0
日程第 2 9	議案第 6 1 号平成 2 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	2 0
日程第 3 0	議案第 6 2 号平成 2 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	2 0
	宮路市長提案理由説明	2 1
	田畑純二君	2 4
	東福祉課長	2 4

有村市民生活課長	2 5
宇田教育総務課長	2 6
藤澤農地整備課長	2 6
上園哲生君	2 7
堂下地域づくり課長	2 7
休 憩	2 7
日程第 3 1 認定第 1 号平成 2 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 3 2 認定第 2 号平成 2 5 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 3 3 認定第 3 号平成 2 5 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 3 4 認定第 4 号平成 2 5 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 3 5 認定第 5 号平成 2 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 3 6 認定第 6 号平成 2 5 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 3 7 認定第 7 号平成 2 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 3 8 認定第 8 号平成 2 5 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 3 9 認定第 9 号平成 2 5 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 4 0 認定第 1 0 号平成 2 5 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 4 1 認定第 1 1 号平成 2 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 8
日程第 4 2 認定第 1 2 号平成 2 5 年度日置市水道事業会計決算認定について	2 8
宮路市長提案理由説明	2 8
日程第 4 3 議会改革特別委員会の中間報告について（議会改革特別委員長報告）	3 3
花木議会改革特別委員長報告	3 3
日程第 4 4 請願第 2 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書	3 4
日程第 4 5 陳情第 7 号川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書	3 4

散 会 .....	3 4
-----------	-----

---

第2号（9月18日）（木曜日）

開 議 .....	4 0
日程第1 一般質問 .....	4 0
田畑純二君 .....	4 0
宮路市長 .....	4 3
田畑純二君 .....	4 5
宮路市長 .....	4 5
田畑純二君 .....	4 6
宮路市長 .....	4 6
田畑純二君 .....	4 6
宮路市長 .....	4 6
田畑純二君 .....	4 6
宮路市長 .....	4 7
田畑純二君 .....	4 7
宮路市長 .....	4 7
田畑純二君 .....	4 7
宮路市長 .....	4 8
田畑純二君 .....	4 8
宮路市長 .....	4 8
田畑純二君 .....	4 8
宮路市長 .....	4 9
田畑純二君 .....	4 9
宮路市長 .....	4 9
田畑純二君 .....	4 9
宮路市長 .....	4 9
田畑純二君 .....	5 0
宮路市長 .....	5 0
田畑純二君 .....	5 0
宮路市長 .....	5 0
山口初美さん .....	5 0

	宮路市長	5 2
	田代教育長	5 3
休	憩	5 3
	山口初美さん	5 3
	宮路市長	5 4
	山口初美さん	5 4
	宮路市長	5 4
	山口初美さん	5 5
	田代教育長	5 5
	山口初美さん	5 6
	宮路市長	5 6
	山口初美さん	5 6
	宮路市長	5 6
	山口初美さん	5 6
	宮路市長	5 6
	山口初美さん	5 6
	宮路市長	5 6
	山口初美さん	5 7
	宮路市長	5 7
	山口初美さん	5 7
	宮路市長	5 7
	山口初美さん	5 7
	宮路市長	5 7
	山口初美さん	5 7
	宮路市長	5 7
	山口初美さん	5 7
	宮路市長	5 7
	山口初美さん	5 7
	宮路市長	5 8
	山口初美さん	5 8
	宮路市長	5 8
	田代教育長	5 8
	山口初美さん	5 8
	宮路市長	5 9
	山口初美さん	5 9
	宮路市長	5 9
	山口初美さん	5 9
	平田健康保険課長	6 0

	山口初美さん	6 0
	宮路市長	6 0
	平田健康保険課長	6 0
	長野瑳や子さん	6 0
	宮路市長	6 1
	田代教育長	6 3
休	憩	6 3
	長野瑳や子さん	6 3
	宮路市長	6 3
	長野瑳や子さん	6 3
	宮路市長	6 4
	長野瑳や子さん	6 4
	宮路市長	6 4
	長野瑳や子さん	6 4
	宮路市長	6 4
	長野瑳や子さん	6 4
	宮路市長	6 4
	長野瑳や子さん	6 4
	宮路市長	6 4
	長野瑳や子さん	6 4
	宮路市長	6 4
	長野瑳や子さん	6 4
	宮路市長	6 4
	長野瑳や子さん	6 5
	宮路市長	6 5
	長野瑳や子さん	6 5
	宮路市長	6 5
	長野瑳や子さん	6 5
	福山介護保険課長	6 5
	長野瑳や子さん	6 5
	宮路市長	6 5
	長野瑳や子さん	6 5
	宮路市長	6 6
	田代教育長	6 6
	長野瑳や子さん	6 6
	田代教育長	6 6

長野瑛や子さん	67
田代教育長	67
長野瑛や子さん	67
宮路市長	67
長野瑛や子さん	68
宮路市長	68
長野瑛や子さん	68
田代教育長	68
長野瑛や子さん	68
田代教育長	68
長野瑛や子さん	69
片平学校教育課長	69
長野瑛や子さん	69
片平学校教育課長	70
長野瑛や子さん	70
宮路市長	70
長野瑛や子さん	70
銚之原財政管財課長	70
長野瑛や子さん	70
銚之原財政管財課長	71
長野瑛や子さん	71
宮路市長	72
池満 渉君	72
宮路市長	73
休 憩	74
池満 渉君	74
宮路市長	75
池満 渉君	75
宮路市長	75
池満 渉君	76
野崎総務課長	76
池満 渉君	76

	宮路市長	77
	池満 渉君	77
	宮路市長	77
	池満 渉君	78
	宮路市長	78
	池満 渉君	79
	宮路市長	79
	池満 渉君	79
	宮路市長	80
	池満 渉君	80
	宮路市長	80
	池満 渉君	81
	宮路市長	82
	池満 渉君	82
	宮路市長	82
	黒田澄子さん	83
	宮路市長	84
休	憩	87
	黒田澄子さん	87
	宮路市長	88
	黒田澄子さん	88
	野崎総務課長	89
	黒田澄子さん	89
	野崎総務課長	89
	黒田澄子さん	89
	野崎総務課長	89
	黒田澄子さん	89
	野崎総務課長	90
	黒田澄子さん	90
	野崎総務課長	90
	黒田澄子さん	90
	野崎総務課長	91



黒田澄子さん	9 1
野崎総務課長	9 1
黒田澄子さん	9 1
野崎総務課長	9 1
黒田澄子さん	9 2
野崎総務課長	9 2
黒田澄子さん	9 2
東福祉課長	9 2
黒田澄子さん	9 2
東福祉課長	9 2
黒田澄子さん	9 3
東福祉課長	9 3
黒田澄子さん	9 3
東福祉課長	9 3
黒田澄子さん	9 3
大園企画課長	9 4
黒田澄子さん	9 4
宮路市長	9 4
黒田澄子さん	9 4
黒田澄子さん	9 5
宮路市長	9 5
日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	9 5
散 会	9 6

---

第3号（9月19日）（金曜日）

開 議	1 0 0
日程第1 一般質問	1 0 0
上園哲生君	1 0 0
宮路市長	1 0 1
上園哲生君	1 0 2
宮路市長	1 0 3
上園哲生君	1 0 3

宮路市長	1 0 4
上園哲生君	1 0 4
宮路市長	1 0 5
上園哲生君	1 0 5
宮路市長	1 0 6
上園哲生君	1 0 6
宮路市長	1 0 6
上園哲生君	1 0 7
宮路市長	1 0 7
上園哲生君	1 0 7
宮路市長	1 0 8
上園哲生君	1 0 8
宮路市長	1 0 9
上園哲生君	1 0 9
宮路市長	1 0 9
漆島政人君	1 1 0
宮路市長	1 1 1
休 憩	1 1 2
漆島政人君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
漆島政人君	1 1 2
大園企画課長	1 1 3
漆島政人君	1 1 3
銚之原財政管財課長	1 1 3
漆島政人君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
漆島政人君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
漆島政人君	1 1 5
有村市民生活課長	1 1 5
漆島政人君	1 1 5
宮路市長	1 1 5

	漆島政人君 .....	1 1 5
	宮路市長 .....	1 1 6
	漆島政人君 .....	1 1 6
	宮路市長 .....	1 1 6
	漆島政人君 .....	1 1 6
	宮路市長 .....	1 1 7
	漆島政人君 .....	1 1 7
	大園企画課長 .....	1 1 7
	漆島政人君 .....	1 1 8
	大園企画課長 .....	1 1 8
	漆島政人君 .....	1 1 8
	大園企画課長 .....	1 1 9
	漆島政人君 .....	1 1 9
	大園企画課長 .....	1 1 9
	畠中弘紀君 .....	1 1 9
休	憩 .....	1 2 2
	宮路市長 .....	1 2 2
	畠中弘紀君 .....	1 2 3
	桃北建設課長 .....	1 2 3
	畠中弘紀君 .....	1 2 3
	宮路市長 .....	1 2 3
	畠中弘紀君 .....	1 2 3
	宮路市長 .....	1 2 3
	畠中弘紀君 .....	1 2 3
	宮路市長 .....	1 2 3
	畠中弘紀君 .....	1 2 3
	久保農林水産課長 .....	1 2 4
	畠中弘紀君 .....	1 2 4
	宮路市長 .....	1 2 4
	畠中弘紀君 .....	1 2 4
	野崎総務課長 .....	1 2 4
	畠中弘紀君 .....	1 2 4

野崎総務課長 .....	1 2 5
畠中弘紀君 .....	1 2 5
野崎総務課長 .....	1 2 5
畠中弘紀君 .....	1 2 5
野崎総務課長 .....	1 2 5
畠中弘紀君 .....	1 2 5
野崎総務課長 .....	1 2 6
畠中弘紀君 .....	1 2 6
野崎総務課長 .....	1 2 6
畠中弘紀君 .....	1 2 6
宮路市長 .....	1 2 6
坂口洋之君 .....	1 2 6
宮路市長 .....	1 2 7
坂口洋之君 .....	1 2 8
宮路市長 .....	1 2 9
坂口洋之君 .....	1 2 9
宮路市長 .....	1 2 9
坂口洋之君 .....	1 2 9
宮路市長 .....	1 3 0
坂口洋之君 .....	1 3 0
東福祉課長 .....	1 3 0
坂口洋之君 .....	1 3 0
東福祉課長 .....	1 3 0
坂口洋之君 .....	1 3 1
東福祉課長 .....	1 3 1
坂口洋之君 .....	1 3 1
宮路市長 .....	1 3 1
坂口洋之君 .....	1 3 1
宮路市長 .....	1 3 2
坂口洋之君 .....	1 3 2
宮路市長 .....	1 3 2
坂口洋之君 .....	1 3 2

	宮路市長	1 3 3
	坂口洋之君	1 3 3
	宮路市長	1 3 3
	坂口洋之君	1 3 3
	宮路市長	1 3 3
	坂口洋之君	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
休	憩	1 3 4
	坂口洋之君	1 3 4
	宮路市長	1 3 4
	坂口洋之君	1 3 5
	宮路市長	1 3 5
	坂口洋之君	1 3 5
	宮路市長	1 3 5
	坂口洋之君	1 3 5
	東福祉課長	1 3 6
	坂口洋之君	1 3 6
	東福祉課長	1 3 6
	坂口洋之君	1 3 6
	東福祉課長	1 3 7
	坂口洋之君	1 3 7
	東福祉課長	1 3 7
	坂口洋之君	1 3 7
	東福祉課長	1 3 7
	坂口洋之君	1 3 8
	野崎総務課長	1 3 8
	坂口洋之君	1 3 8
	宮路市長	1 3 8
	坂口洋之君	1 3 8
	宮路市長	1 3 9
	花木千鶴さん	1 3 9
	宮路市長	1 3 9

田代教育長 .....	1 4 0
花木千鶴さん .....	1 4 0
宮路市長 .....	1 4 1
花木千鶴さん .....	1 4 1
堂下地域づくり課長 .....	1 4 1
花木千鶴さん .....	1 4 2
東福祉課長 .....	1 4 2
花木千鶴さん .....	1 4 2
宮路市長 .....	1 4 2
花木千鶴さん .....	1 4 3
東福祉課長 .....	1 4 3
花木千鶴さん .....	1 4 3
宮路市長 .....	1 4 3
花木千鶴さん .....	1 4 4
東福祉課長 .....	1 4 4
花木千鶴さん .....	1 4 4
東福祉課長 .....	1 4 4
花木千鶴さん .....	1 4 4
東福祉課長 .....	1 4 5
花木千鶴さん .....	1 4 5
東福祉課長 .....	1 4 6
花木千鶴さん .....	1 4 6
東福祉課長 .....	1 4 6
花木千鶴さん .....	1 4 6
田代教育長 .....	1 4 7
花木千鶴さん .....	1 4 7
田代教育長 .....	1 4 7
花木千鶴さん .....	1 4 7
田代教育長 .....	1 4 7
花木千鶴さん .....	1 4 7
宮路市長 .....	1 4 8
田代教育長 .....	1 4 8

散 会 .....	1 4 8
-----------	-------

---

第4号（9月22日）（月曜日）

開 議 .....	1 5 2
日程第1 一般質問 .....	1 5 2
留盛浩一郎君 .....	1 5 2
宮路市長 .....	1 5 3
留盛浩一郎君 .....	1 5 4
宮路市長 .....	1 5 5
留盛浩一郎君 .....	1 5 5
宮路市長 .....	1 5 5
留盛浩一郎君 .....	1 5 5
宮路市長 .....	1 5 5
留盛浩一郎君 .....	1 5 6
宮路市長 .....	1 5 6
留盛浩一郎君 .....	1 5 6
宮路市長 .....	1 5 6
留盛浩一郎君 .....	1 5 6
上野消防本部消防長 .....	1 5 6
留盛浩一郎君 .....	1 5 7
上野消防本部消防長 .....	1 5 7
留盛浩一郎君 .....	1 5 7
上野消防本部消防長 .....	1 5 7
留盛浩一郎君 .....	1 5 7
上野消防本部消防長 .....	1 5 7
留盛浩一郎君 .....	1 5 7
上野消防本部消防長 .....	1 5 7
留盛浩一郎君 .....	1 5 8
上野消防本部消防長 .....	1 5 8
留盛浩一郎君 .....	1 5 8
銚之原財政管財課長 .....	1 5 8
留盛浩一郎君 .....	1 5 8

上野消防本部消防長	1 5 8
留盛浩一郎君	1 5 8
上野消防本部消防長	1 5 8
留盛浩一郎君	1 5 8
上野消防本部消防長	1 5 9
留盛浩一郎君	1 5 9
福山介護保険課長	1 5 9
留盛浩一郎君	1 5 9
福山介護保険課長	1 5 9
留盛浩一郎君	1 5 9
宮路市長	1 5 9
福山介護保険課長	1 6 0
田代教育長	1 6 0
福山介護保険課長	1 6 0
留盛浩一郎君	1 6 0
田代教育長	1 6 1
留盛浩一郎君	1 6 1
福山介護保険課長	1 6 2
留盛浩一郎君	1 6 2
福山介護保険課長	1 6 2
留盛浩一郎君	1 6 2
福山介護保険課長	1 6 2
留盛浩一郎君	1 6 2
福山介護保険課長	1 6 3
留盛浩一郎君	1 6 3
留盛浩一郎君	1 6 3
福山介護保険課長	1 6 3
留盛浩一郎君	1 6 4
宮路市長	1 6 4
休 憩	1 6 4
中島 昭君	1 6 4
宮路市長	1 6 6



田代教育長	1 6 6
中島 昭君	1 6 7
宮路市長	1 6 7
中島 昭君	1 6 7
宮路市長	1 6 8
中島 昭君	1 6 8
宮路市長	1 6 8
中島 昭君	1 6 8
宮路市長	1 6 8
中島 昭君	1 6 9
宮路市長	1 6 9
中島 昭君	1 6 9
宮路市長	1 6 9
中島 昭君	1 7 0
宮路市長	1 7 0
中島 昭君	1 7 0
田代教育長	1 7 0
中島 昭君	1 7 1
田代教育長	1 7 1
中島 昭君	1 7 1
田代教育長	1 7 1
中島 昭君	1 7 1
田代教育長	1 7 2
中島 昭君	1 7 2
田代教育長	1 7 2
成田 浩君	1 7 2
休 憩	1 7 3
宮路市長	1 7 3
成田 浩君	1 7 4
宮路市長	1 7 4
成田 浩君	1 7 4
宮路市長	1 7 4

成田 浩君 .....	1 7 5
宮路市長 .....	1 7 5
成田 浩君 .....	1 7 5
宮路市長 .....	1 7 5
成田 浩君 .....	1 7 6
宮路市長 .....	1 7 6
成田 浩君 .....	1 7 7
宮路市長 .....	1 7 7
成田 浩君 .....	1 7 7
今村社会教育課長 .....	1 7 7
成田 浩君 .....	1 7 8
田代教育長 .....	1 7 8
成田 浩君 .....	1 7 8
宮路市長 .....	1 7 8
大園貴文君 .....	1 7 8
宮路市長 .....	1 7 9
大園貴文君 .....	1 8 0
大園企画課長 .....	1 8 0
大園貴文君 .....	1 8 0
宮路市長 .....	1 8 1
大園貴文君 .....	1 8 1
宮路市長 .....	1 8 1
大園貴文君 .....	1 8 2
宮路市長 .....	1 8 2
大園貴文君 .....	1 8 2
宮路市長 .....	1 8 2
大園貴文君 .....	1 8 2
宮路市長 .....	1 8 2
大園貴文君 .....	1 8 3
宮路市長 .....	1 8 3
大園貴文君 .....	1 8 3
宮路市長 .....	1 8 3
大園貴文君 .....	1 8 3
宮路市長 .....	1 8 4

	大園貴文君 .....	1 8 4
	宮路市長 .....	1 8 4
	大園貴文君 .....	1 8 4
	宮路市長 .....	1 8 4
	大園貴文君 .....	1 8 4
	宮路市長 .....	1 8 5
	大園貴文君 .....	1 8 5
	宮路市長 .....	1 8 5
	大園貴文君 .....	1 8 5
休	憩 .....	1 8 5
	大園企画課長 .....	1 8 5
	大園貴文君 .....	1 8 6
	大園企画課長 .....	1 8 6
	銚之原財政管財課長 .....	1 8 6
	大園貴文君 .....	1 8 6
	大園企画課長 .....	1 8 7
	大園貴文君 .....	1 8 7
	大園企画課長 .....	1 8 7
	大園貴文君 .....	1 8 7
	宮路市長 .....	1 8 7
	大園貴文君 .....	1 8 7
	宮路市長 .....	1 8 7
	大園貴文君 .....	1 8 8
	宮路市長 .....	1 8 8
	大園貴文君 .....	1 8 8
	宮路市長 .....	1 8 8
	大園貴文君 .....	1 8 8
	宮路市長 .....	1 8 8
	大園貴文君 .....	1 8 9
	堂下地域づくり課長 .....	1 8 9
	大園貴文君 .....	1 8 9
	宮路市長 .....	1 8 9
	大園貴文君 .....	1 9 0
	宮路市長 .....	1 9 0

大園貴文君	190
宮路市長	191
大園貴文君	191
宮路市長	191
大園貴文君	192
宮路市長	192
大園貴文君	192
宮路市長	192
日程第2 報告第10号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴え の提起前の和解）の報告について	192
宮路市長提案理由説明	193
日程第3 承認第6号議案の撤回につき承認を求めることについて	193
宮路市長提案理由説明	193
福元総務企画部長	193
休 憩	194
追加日程第1 議案第63号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）	194
宮路市長提案理由説明	194
散 会	194

---

第5号（9月30日）（水曜日）

開 議	201
日程第1 議案第45号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）	201
日程第2 議案第46号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について（文教厚生常任委員長報告）	201
日程第3 議案第47号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）	201
出水文教厚生常任委員長報告	201
山口初美さん	203
長野瑳や子さん	204
山口初美さん	204

長野瑳や子さん	205
日程第4 議案第52号平成26年度日置市一般会計補正予算(第4号)(総務企画常任副委員長報告)	205
黒田総務企画常任副委員長報告	205
出水文教厚生常任委員長報告	209
大園産業建設常任委員長報告	211
花木千鶴さん	213
出水文教厚生常任委員長	213
休憩	213
日程第5 議案第53号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(文教厚生常任委員長報告)	213
日程第6 議案第58号平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	213
日程第7 議案第59号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第1号)(文教厚生常任委員長報告)	213
日程第8 議案第61号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	213
日程第9 議案第62号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(文教厚生常任委員長報告)	213
出水文教厚生常任委員長報告	214
日程第10 議案第54号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)(産業建設常任委員長報告)	217
日程第11 議案第55号平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	217
日程第12 議案第60号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算(第1号)(産業建設常任委員長報告)	217
大園産業建設常任委員長報告	217
日程第13 議案第56号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任副委員長報告)	219
日程第14 議案第63号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任副委員長報告)	219
黒田総務企画常任副委員長報告	219

日程第 1 5	認定第 1 号平成 2 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	2 2 0
日程第 1 6	認定第 2 号平成 2 5 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 0
日程第 1 7	認定第 3 号平成 2 5 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 0
日程第 1 8	認定第 4 号平成 2 5 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 0
日程第 1 9	認定第 5 号平成 2 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 1
日程第 2 0	認定第 6 号平成 2 5 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 1
日程第 2 1	認定第 7 号平成 2 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 1
日程第 2 2	認定第 8 号平成 2 5 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 1
日程第 2 3	認定第 9 号平成 2 5 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 1
日程第 2 4	認定第 1 0 号平成 2 5 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 1
日程第 2 5	認定第 1 1 号平成 2 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 2 1
日程第 2 6	認定第 1 2 号平成 2 5 年度日置市水道事業会計決算認定について	2 2 1
	田畑純二君	2 2 1
	宮路市長	2 2 2
	山口初美さん	2 2 2
	宮路市長	2 2 2
休 憩		2 2 3
日程第 2 7	陳情第 7 号川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書（総務企画常任副委員長報告）	2 2 3
	黒田総務企画常任副委員長報告	2 2 3
	坂口洋之君	2 2 4
	黒田総務企画常任副委員長	2 2 4

日程第 2 8	意見書案第 5 号川内原発再稼働の地元同意に係る意見書（総務企画常任副委員長）	
	.....	2 2 5
	黒田総務企画常任副委員長報告 .....	2 2 5
日程第 2 9	発議第 1 号日置市議会基本条例の制定について（議会改革特別委員長報告） .....	2 2 5
日程第 3 0	閉会中の継続審査の申し出について .....	2 2 6
日程第 3 1	閉会中の継続調査の申し出について .....	2 2 7
日程第 3 2	議員派遣の件について .....	2 2 7
日程第 3 3	所管事務調査結果報告について .....	2 2 7
日程第 3 4	行政視察結果報告について .....	2 2 7
閉 会	.....	2 2 7
	宮路市長 .....	2 2 7

---





平成26年第4回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 9日	火	本 会 議	議案等上程、質疑（決算認定議案除く）、表決、付託
9月10日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
9月11日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設
9月12日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生
9月13日	土	休 会	
9月14日	日	休 会	
9月15日	月	休 会	敬老の日
9月16日	火	休 会	
9月17日	水	休 会	
9月18日	木	本 会 議	一般質問
9月19日	金	本 会 議	一般質問
9月20日	土	休 会	
9月21日	日	休 会	
9月22日	月	本 会 議	一般質問、総務企画・文教厚生
9月23日	火	休 会	秋分の日
9月24日	水	休 会	
9月25日	木	休 会	
9月26日	金	休 会	議会運営委員会
9月27日	土	休 会	
9月28日	日	休 会	
9月29日	月	休 会	
9月30日	火	本 会 議	付託事件等審査結果報告・表決、決算認定質疑・付託

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 6号	平成25年度日置市土地開発公社決算の報告について
報告第 7号	公益社団法人日置市農業公社平成25年度決算及び平成26年度事業計画の報告について

- 報告第 8号 平成25年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
- 報告第 9号 平成25年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
- 報告第 10号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
- 承認第 4号 専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
- 承認第 6号 議案の撤回につき承認を求めることについて
- 議案第 43号 消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について
- 議案第 44号 日置市まちづくり計画の変更について
- 議案第 45号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 46号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 47号 日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 48号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 49号 日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について
- 議案第 50号 日置市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 51号 日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正について
- 議案第 52号 平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 53号 平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 54号 平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 55号 平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 56号 平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 57号 平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 58号 平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 59号 平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 60号 平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 61号 平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 62号 平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 63号 平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)
- 認定第 1号 平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2号 平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3号 平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4号 平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 10号 平成25年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 11号 平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 12号 平成25年度日置市水道事業会計決算認定について
- 請願第 2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書
- 陳情第 7号 川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書
- 意見書案第5号 川内原発再稼働の地元同意に係る意見書
- 発議第 1号 日置市議会基本条例の制定について



第 1 号 ( 9 月 9 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 6号 平成25年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 7号 公益社団法人日置市農業公社平成25年度決算及び平成26年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 8号 平成25年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 8	報告第 9号 平成25年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第 9	承認第 4号 専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
日程第10	承認第 5号 専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて
日程第11	議案第43号 消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について
日程第12	議案第44号 日置市まちづくり計画の変更について
日程第13	議案第45号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第14	議案第46号 日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第15	議案第47号 日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第16	議案第48号 日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第49号 日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第50号 日置市営住宅条例の一部改正について
日程第19	議案第51号 日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第52号 平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）

- 日程第 2 1 議案第 5 3 号 平成 2 6 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 5 4 号 平成 2 6 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 5 5 号 平成 2 6 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 5 6 号 平成 2 6 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 5 議案第 5 7 号 平成 2 6 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 6 議案第 5 8 号 平成 2 6 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 0 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 認定第 1 号 平成 2 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 2 号 平成 2 5 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 3 号 平成 2 5 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 4 認定第 4 号 平成 2 5 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 5 認定第 5 号 平成 2 5 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 6 認定第 6 号 平成 2 5 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 7 認定第 7 号 平成 2 5 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 8 認定第 8 号 平成 2 5 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 9 認定第 9 号 平成 2 5 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 0 認定第 1 0 号 平成 2 5 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 1 認定第 1 1 号 平成 2 5 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 2 認定第 1 2 号 平成 2 5 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 4 3 議会改革特別委員会の中間報告について（議会改革特別委員長報告）
- 日程第 4 4 請願第 2 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書
- 日程第 4 5 陳情第 7 号 川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書



本会議（9月9日）（火曜）

出席議員 21名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
20番	松尾 公裕 君	21番	成田 浩 君
22番	宇田 栄 君		

欠席議員 1名

19番 長野 瑳や子さん

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教育次長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君

介護保険課長	福 山 祥 子さん	農林水産課長	久 保 啓 昭 君
農地整備課長	藤 澤 貴 充 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太美雄 君	教育総務課長	宇 田 和 久 君
学校教育課長	片 平 理 君	社会教育課長	今 村 義 文 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	松 田 龍 次 君
農業委員会事務局長	福 留 正 道 君		

午前10時00分開会

△開 会

○議長（宇田 栄君）

お知らせいたします。長野議員、少々おくれるとの連絡がありましたのでお知らせいたします。

ただいまから平成26年第4回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宇田 栄君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宇田 栄君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、田畑純二君、池満 渉君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（宇田 栄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの22日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの22日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。平成

25年度に係る5月分及び平成26年度6月分から7月分までの例月現金出納検査結果報告について報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

5月21日からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

5月28日から30日に、市内の3会場におきまして、原子力防災計画及び避難計画等住民説明会を開催しました。

その説明会で出された質問やご意見を真摯に受けとめ、今後の防災計画及び避難計画について、県並びに関係機関と連携を図りながら充実させてまいります。

6月1日に、恒例の「せつぺとべ」が行われ、ことしの豊作を祈願するとともに、棒踊り等の郷土芸能も奉納され、活気にあふれた行事となりました。

次に、7月11日から7月29日にかけて、地域づくりに係る市長との意見交換を4地域で開催し、現状と課題など活発な意見交換を行いました。

次に、7月30日に、南国殖産株式会社が出資して設立された九州おひさま発電株式会社と、太陽光発電所建設に係る立地協定調印式を行いました。この発電所の建設により約8,000世帯分の発電が可能となります。

次に、8月24日、災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づき、日置市総合防災訓練を実施しました。21の参加機関と8自

治会、約500名の参加のもと、地震や洪水、崖崩れなどの災害発生に際し、防災関係機関が相互の連携を保ち、情報連絡、伝達、救出救護、避難誘導など、災害応急対策が迅速かつ適正に行われることと、あわせて市民の防災意識の高揚を図りました。

以下、主要な行政執行につきましては、報告書を提出してありますので、ご確認ください。

#### ○議長（宇田 栄君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第6号平成25年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第7号公益社団法人日置市農業公社平成25年度決算及び平成26年度事業計画の報告について

#### ○議長（宇田 栄君）

日程第5、報告第6号平成25年度日置市土地開発公社決算の報告について、及び日程第6、報告第7号公益社団法人日置市農業公社平成25年度決算及び平成26年度事業計画の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

報告第6号平成25年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月30日に理事会が開催され、日置市土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成25年度の事業報告概要の総括事項として、住宅団地については、4区画を分譲いたしました。清藤工業団地に関しましては、引き続き事業用地として6区画を賃貸中であります。

また、貸借契約を結んでいた株式会社てまひま堂から早期買い取りの申し出があり、1区画を売却し借入金の縮減を図りました。

損益計算書における収益総額は2億585万8,371円、損失総額1億3,194万457円となり、差し引き7,391万7,914円の当期純利益となりました。

次に、報告第7号は、公益社団法人日置市農業公社平成25年度決算及び平成26年度事業計画の報告についてであります。

去る5月27日に決算総会が開催され、日置市農業公社から、平成25年度の決算報告書及び平成26年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成25年度の実績につきましては、農地貸借あっせん等事業、研修等事業、農作業受委託事業を柱に、計画的に事業を推進し、研修等事業についても、1名の就農研修者がありました。

平成25年度日置市農業公社の収支状況につきましては、全体収入合計額で9,252万7,487円、全体支出合計額が9,014万5,244円で、当期収支差額はプラスの382万82円で、次期繰越収支差額は238万2,243円となりました。

また、平成26年度の事業計画につきましては、これまでと同様に、農地貸借あっせん等事業、研修等事業、農作業受委託事業を3本の柱として充実強化を図ります。

特に、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地利用集積円滑化団体として事業を進め、農用地の集積を推進します。

また、研修等事業では、継続して推進しているものの、平成26年度の新規就農研修生は、今のところいない状況にあります。

農作業受委託事業につきましては、高齢農家の労働力確保、農作業の効率化、農業経営

の合理化を図りながら、市内全域の受託者部会の育成を支援してまいります。

以上、2件ご報告申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから、2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これで報告第6号及び報告第7号の2件についての報告を終わります。

---

△日程第7 報告第8号平成25年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第8 報告第9号平成25年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第7、報告第8号平成25年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について、及び日程第8、報告第9号平成25年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。

2件について市長の報告を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第8号は、平成25年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度の決算に基づく、日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字額がありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基準

が25%に対し11.2%で、前年度と比較いたしますと0.7ポイント改善しました。

将来負担比率につきましては、早期健全化基準が350%に対して28.2%で、前年度と比較しますと9.3ポイント改善し、健全な状況であります。

次に、報告第9号は、平成25年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、公衆浴場事業特別会計、水道事業会計について、資金不足はありませんでしたので経営は健全であります。

以上、2件報告いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから、2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これで報告第7号及び報告第8号の2件についての報告を終わります。

---

△日程第9 承認第4号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて

△日程第10 承認第5号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについて

○議長（宇田 栄君）

日程第9、承認第4号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて、及び日程第10、承認第5号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件についての提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

承認第4号は、専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについてであります。

平成26年6月の豪雨により災害が発生し、その復旧に係る災害復旧費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,057万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ244億605万1,000円とするものであります。

まず、歳入では、繰入金で、財政調整基金繰入金2,057万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、農道、水路等の施設維持修繕料、公共土木施設災害復旧費では、市道、河川等の施設維持修繕料2,057万円を増額計上いたしました。

次に、承認第5号は、専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについてであります。

平成26年7月の台風8号により災害が発生し、その復旧に係る災害復旧費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ592万円を追加し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ244億1,197万1,000円とするものであります。

まず、歳入では、繰入金で、財政調整基金繰入金592万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、農道、水路等の施設維持修繕料、公共土木施設災害復旧費で市道の施設維持修繕料、そのほか公共施設・公用施設災害復旧費で公園の施設維持修繕料など592万円を増額計上いたしました。

以上、2件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これから、2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第4号及び承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第4号及び承認第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第4号専決処分（平成26年度日置市一般会計

補正予算（第2号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

次に、承認第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第5号専決処分（平成26年度日置市一般会計補正予算（第3号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

△日程第11 議案第43号消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結について

○議長（宇田 栄君）

日程第11、議案第43号消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第43号は、消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結についてであります。

消防救急デジタル無線システム整備工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、ご審議よろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

議案第43号につきまして、補足説明を申し上げます。

日置市消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結についてであります。

議案書をごらんください。

消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約を次のとおり締結する。

- 1、目的、消防救急デジタル無線システム整備工事。
- 2、方法、公募型指名競争入札。
- 3、金額、3億422万3,040円。
- 4、相手方、富士通ゼネラル・富士電通特定建設工事共同企業体。

代表者、福岡市南区横手1丁目12番45号、株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部、部長田中勝浩。

構成員、鹿児島市易居町1番33号、富士電通株式会社、代表取締役社長福川修二であります。

裏面をごらんください。

7月8日に指名委員会を開きまして、公募型指名競争入札を決定し、ホームページに掲載いたしました。8月4日、受け付けを終了しましたが、応募者は1社のみでした。

8月6日に公募型指名競争入札参加資格審査委員会を開催、同日、資格者選定委員会を開催し、指名通知書を送付しました。

8月19日に入札を実施し、落札者が決定し、8月25日に、この仮契約を締結したところであります。

工事の内容につきましては、消防本部基地局と東市来の遠見番山、吹上の夕陽が丘の2カ所に中継所を設け、アンテナや機器を設置し、日置市内全域で無線交信ができるようにするものであります。

26年度から27年度に継続しての工事となりますが、1年目は、承諾図書の作成や工場での機器の制作が中心となり、27年度は、

制作した機器を本部通信指令室、両分遣所、2カ所の中継所、各車両に取りつけ、試験や電波調査を行い、工事完了となるものであります。

平成28年3月17日までを工期とし、アナログ無線の撤去も行い、4月1日からは、新たなデジタル無線に完全に切りかわることになります。

国の指針に基づき、平成28年6月1日からは、アナログ方式からデジタル方式に完全に切りかえなければならないということですが、このメリットとして、まず、1波当たりの専有帯域が狭いため無線チャンネルの増加が可能であるということ、次に、他の無線機に傍受されず秘話性の高い通話が可能、つまりプライバシーの保護ができるということ、そして、雑音に強い高品質な音声でやりとりができるという、3点が上げられます。

消防救急デジタル無線主要構成、落札業者の主な工事経歴、管内の回線構成図につきましては、資料として添付してございますので、お目通しを願います。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第43号について討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第43号は、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約の締結については可決されました。

△日程第12 議案第44号日置市まちづくり計画の変更について

○議長（宇田 栄君）

日程第12、議案第44号日置市まちづくり計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第44号は、日置市まちづくり計画の変更についてであります。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴う合併特例債の発行期間の延長により、合併特例債を引き続き市の一体的な地域発展等の推進に資する事業等へ活用するため、日置市まちづくり計画を変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定により、なおその効力を有することとされる同法第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長（福元 悟君）

議案第44号日置市まちづくり計画の変更



について、補足説明させていただきます。

本市のまちづくり計画につきましては、合併前の平成16年12月に、当時の合併協議会の委員を中心に協議をいただき、日置市中央合併協議会において決定されたものでありますが、先ほどの提案理由でもありましたとおり、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が、平成24年6月27日に施行されたことに伴いまして、本市においても、合併特例債の発行期間が延長可能になりましたので、日置市まちづくり計画を変更するものであります。

別紙のほうをお開きください。

まちづくり計画の4ページに係る第3項の計画期間について、その延長にあわせて合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年間と変更するものでございます。

次に、まちづくり計画の52ページに係る第8章財政計画の文中を、その計画期間にあわせて合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年間に、また、平成24年度以前は決算額、平成25年度は決算見込額、平成26年度以降は推計額として括弧書きで追加し、次の合併後の10年間及びそれ以降を、計画期間以降に現在の規定を変更するものであります。

次に、各項目の前提についてに係る文言の変更にあたっては、歳入歳出額の計上に係る各項目の推計の考え方を変更するものでありますので、ご確認をお願いいたします。

次に、2ページほどめくっていただきます。

まちづくり計画の55ページに係る財政計画一覧表につきましては、変更後のページで説明をいたします。

歳入の合計額の項目で申し上げますと、年度ごとの歳入総額は、平成26年度の265億円をピークに段階ごとに減少し、32年度では約241億円で計画しています。

次に、歳出総額は、歳入総額と同様に、平成26年度をピークに段階的に減少し、32年度が約237億円で計画しています。

議案補足説明補足資料をお配りいたしましたけれども、この中で、合併特例債につきましては、本市の合併特例債の発行可能限度額が約251億円であります。今回の計画変更では、建設事業分157億円、基金積立分25億円、合計で182億円とし、発行可能限度額に対しまして約72%で計画をいたしております。

また、提案までの経過につきましては、本年6月16日に、日置市地域審議会合同会に諮問し、答申をいただき、その後、県との協議を行いました。また、7月22日に開催されました議会全員協議会でも、財政計画の変更内容につきまして説明させていただき、今回の提案に至っております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第44号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号日置市まちづくり計画の変更については、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第45号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第14 議案第46号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第15 議案第47号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第13、議案第45号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第15、議案第47号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第45号は、日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の制定に伴い条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第46号は、日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条に規定する児童福祉法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第47号は、日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条に規定する児童福祉法の一部改正に伴い、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明をさせますので、以上3件を、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長（吉丸三郎君）

それでは、議案第45号から47号についての補足説明を申し上げます。

まず、議案第45号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

さきの全協の中でも説明いたしました部分と重複する部分がございますが、ご了承願いたいと思います。

子ども・子育て支援制度の概要につきましては、国としては、保育施設等の待機児童の解消を図るため、平成27年4月から施行する子ども・子育て支援法を初め、関連する認

定こども園法の一部改正、それと関係法律の整備等に関する法律、この3つの法律を整備しております。

子ども・子育て支援制度における施設や事業の整備及び運営の基準を、市町村が条例で定めることとなっており、今回、条例の制定を行うものでございます。

また、子ども・子育て制度とは、幼児期の教育、保育、地域の子ども・子育て支援の総合的に進める仕組みを導入し、待機児童を解消するとともに、幼児教育、保育及び子育て支援の質、量を充実させようとするもので、新たな制度の目的として、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して3つの目的を掲げております。

1つ目に、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供。2つ目に、保育の量的拡大、確保、教育・保育の質的改善。3つ目に、地域の子ども・子育て支援の充実として。以上の3点を、今回の制度の主な目的として掲げております。

内容につきましては、全協の中で説明しましたので省略させていただきます。

今回の条例の制定につきましては、児童福祉法及び子ども・子育て支援法において、厚生労働省令、また内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については、省令及び府令で定める基準を参酌することとし、2分類されております。

今回は、従うべき基準については、国の基準のとおりとし、また、参酌すべき基準についても、日置市の実情に国の基準を上回る内容または異なる内容など、特段の事情や地域性はないと考えられることから、従うべき基準及び参酌すべき基準のいずれにおいても、国の基準をもって日置市の基準とし、条例を制定するものでございます。

別紙をごらんください。

本条例は、これまでの保育所、幼稚園、認

定こども園に加えて、特定地域型保育事業と言われる家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業にかかわる施設が、受け取る給付金や利用定員等の運営に関する基準を規定しております。

本条例は、第1章から第3章までで、第1章は総則として、本条例の趣旨、用語の定義、一般原則を規定しております。

第2章では、特定教育保育施設の運営に関する基準として、幼稚園や保育所、認定こども園の運営に関するもので、第1節では、利用定員に関する基準で、第4条で、利用定員を20人以上とする基準と子どもの区分ごとの利用定員を定めることなどを規定しております。

第2節のほうでは、運営に関する基準として、第5条から第34条までで、内容及び手続の説明及び同意、また特定教育・保育の取り扱い方針、運営規定、勤務体制の確保など、また第5条では、特定教育・保育の提供の開始の重要事項の説明、利用申し込みの同意を得るなど、第6条では、申し込みを受けた場合、正当な理由がなければ拒んではならないこと、利用定員を上回る場合は、一定の選定方法を行わなきゃならないことなどを規定しております。

第13条の中では、利用者負担額等の受領についてでございます。法定代理人受領による、施設型給付費を受ける場合、それとまた法定代理受領によらない場合など規定してございます。

第24条、第25条では、子どもについての差別的取り扱いや虐待等の禁止、第34条では、記録を整理し、5年間の保存などを定めております。

第3節のほうでは、特定施設型給付費に関する基準を規定してあります。特定施設型給付費の支給の対象となる特別利用保育及び特別利用教育に関する基準を定めたものでござ

います。

第3章のほうでは、特定地域型保育事業の運営に関する基準として、第2章と同様に、第1節第37条では、それぞれの事業の利用定員に関する基準として、第37条第1項で、家庭的保育事業は1人以上5人以下、小規模保育事業A型、B型では、6人以上19人以下、C型については6人以上10人以下、また居宅訪問型保育事業については1人とするを規定しております。

このA型につきましては保育園の分園に近い類型、C型についてはグループ型という小規模な保育、6人から10人、その中間がB型で、中間的な類型というふうに分類されております。

この地域型保育事業につきましては、待機児童の多いゼロ歳から2歳児を対象とする地域型保育を行う事業をふやす、そういった考え方で保育施設を新設する場所のない、特に都市部など、それとまた、子どもが減少している地域などのさまざまな状況に合わせた保育の場を確保するものでございます。

第2節では、運営に関する基準として、第38条から50条にかけて、内容及び手続の説明及び同意や、特定地域型保育の取り扱い方針、運営規定、勤務体制の確保などを規定しております。

第3節では、特定地域型保育給付費に関する基準を規定しております。

附則といたしまして、第1条は、施行期日について、この条例は法の施行の日から施行するとしております。

附則第2条は、特定保育所に関する特定で、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する特定保育私立保育園については、当分の間、施設型給付費制度にかえて、委託費の支払いとする経過措置が規定されております。

本条は、これを受けて、施設型給付費にかかわる規定について必要な読みかえをするも

のでございます。

附則3条では、施設型給付費等に関する経過措置で、附則第4条、第5条は、小規模保育事業C型の利用定員や、特定地域型保育事業の連携施設の確保について経過措置を設けるものでございます。

以上が、第45号についての補足説明でございます。

続きまして、議案第46号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、別紙により補足説明を申し上げます。

この条例は、児童福祉法の一部改正により、従来の認可保育所の枠組みに加えて、小規模保育事業6名から19名、家庭的保育事業5名以内、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の、この4つの類型になっております。

新たに市に認可事業とされて、これにより事業の類型、保育室の面積、保育者の1人が保有することができる幼児等の員数や保育時間等の設備及び運営に関する基準が規定されております。

本条例は、第1章から第5章になっております。

第1章では、総則として、本条例の趣旨、用語の定義、一般原則等を規定しております。

第6条から第21条までは、家庭的保育事業がゼロ歳から2歳の保育実施となるために、卒園後の保育園等との連携を規定し、その他、虐待の禁止、衛生管理等、食事などに関する規定、それと事業所内内部の規定、秘密保持や苦情への対応などを規定してございます。

なお、居宅訪問型保育事業につきましては、利用乳幼児の居宅において保育を行うという事業の特性から、食事の提供等、一部の基準を適用が除外されております。

第2章では、家庭的保育事業の基準を定めてございます。第22条から第26条までに、設備の基準、職員の配置、保育時間、保育の

内容、保護者との連携ということで、保護者との密接な連携をとることなどを規定しております。

第3章では、小規模保育事業と、先ほど申し上げましたが、第1節で、小規模事業の区分を、保育園分園に近い類型をA型、家庭的保育、これについてはグループ型小規模保育に近い類型、C型、その中間的な分類としてB型の、3種類を定めております。先ほど申し上げたのと重複することになります。

第2節から第4節でございます。ここにつきましては、小規模保育事業のA型、B型、C型、その特性に応じて定めており、設備の基準、職員、保育時間、保育内容などの基準を規定しております。

第4章では、居宅訪問型保育事業として、37条から41条にかけて、事業者が提供する保育の内容、設備及び備品、保育者1人が保有できる乳幼児数、家庭的保育事業の基準により、保育時間、保育内容、保護者との連携に関する基準を定めております。

第5章の中では、事業所内保育事業とし、第42条から48条の中で、利用定員の設定、設備の基準、職員、こういう規定を定めております。

事業所を設置する企業等の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供することとされているため、利用定員の設定の際には、事業者の利用定員の都合に応じて、定める数以上の地域の子どもの定数枠を設定しなければならないとする規定となっております。

附則といたしまして、第1条は、施行期日とし、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行すると定め、附則第2条から第5条では、食事の提供、連携施設、小規模

保育事業B型及び小規模保育事業所内保育事業の職員、小規模保育事業C型の利用定員に関する基準について、経過措置を定めてございます。

以上が、46号につきましての補足説明でございます。

続きまして、第47号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この条例は、日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正により、第38条の8の2が追加され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされております。

これにより、事業に従事する者及びその員数、開所時間等について規定するものでございます。

第1条は、条例の趣旨を定める児童福祉法の規定に基づき、条例を定める趣旨を規定しております。

第2条は、条例における用語の整理、第3条は、最低基準の目的等で、市は最低基準を常に公表させるよう努めるものとするなどなどを定め、第4条は、最低基準と放課後児童健全育成事業で、最低基準を越えて設備、運営に改善するよう勧告することができるという、対事業者向けの内容が規定されております。

第5条では、放課後健全育成事業に求められる一般原則として、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、当該児童の健全育成を図ることを目的に行わなければならないことなどを定め

ております。

第6条では非常災害対策、第7条では職員の一般的要件、第8条は職員の知識及び技能の向上等について規定しております。第9条では、設備の基準として、遊び及び生活の場としての機能、静養するための機能を備えつけ、専用区画を設けるなど、必要な設備及び備品等を備えつけなければならないこと。

また、専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65m<sup>2</sup>以上でなければならないことなどを規定しております。

第10条のほうでは、職員の規定でございます。職員の配置状況及びその資格要件とし、事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないこと。支援員の数はおおむね40人を1の単位とする支援の単位ごとに二人とすることなどを規定しております。

第11条から第17条にかけましては、利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等運営規定を定めてございます。

18条につきましては、開所時間及び日数、開所時間及び日数は事業者が保護者の就労状況や地域の実情等を考慮し、事業所ごとに定めることなどを規定しております。

19条では、保護者との連絡、20条では、関係機関との連絡、児童福祉施設、通学する小学校関係の関係機関それと連携することを規定しております。

第21条は、事故発生時の対応について定めてございます。

附則といたしまして、第1条は施行期日として、この条例は法の委託を受けて基準を定めるもので、その施行期日は整備等に関する法律の執行日とするものであります。

附則の第2条は、職員に関する経過措置とし、放課後指導員については第10条第3項で定める都道府県知事が行う研修を終了していること、要件としているところを平成32年3月31日までの間、研修終了を予定

していればたけることを規定しております。

以上が議案47号の補足でございます。以上で45号から47号についての補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

以上の3件は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第16 議案第48号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（宇田 栄君）

日程第16、議案第48号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第48号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

地域の自主性また、及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、鹿児島県条例が制定されたため、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明

させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長（吉丸三郎君）**

それでは、議案第48号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、第3次地方分権一括法により介護保険法の一部改正がなされ、指定居宅介護支援、基準該当居宅介護支援に係る基準が都道府県条例に委託され、これに伴いまして指定いただく介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が条例を制定する際に、参酌すべき基準に改められましたので、事業者が順守すべき基準として指定していただく介護支援等基準省令を引用している箇所、第6条第12項、第93条第2項、第190条及び第191条第10項につきまして、いずれも内容はそのまま文言を鹿児島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の規定により、その例によることとされる指定居宅サービス等基準に改正するものでございます。

そのほかにつきましては、合わせて条文の整理をするものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上が議案48号の補足説明でございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

これから議案第48号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。

したがって議案第48号は、委員会付託をすることを省略することに決定しました。

これから議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第48号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号日置市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第17 議案第49号日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

△日程第18 議案第50号日置市営住宅条例の一部改正について

△日程第19 議案第51号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第17、議案第49号日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例及び日置市伊集院都市計画

事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についてから、日程第19、議案第51号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第49号は日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正についてであります。

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金を分割徴収する場合における当該清算金に付すべき利子の利率を引き上げるための所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第50号は、日置市営住宅条例の一部改正についてであります。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律及び母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第51号は、日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正についてであります。

地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、以上3件をご審議をよろしくお願いいたします。

**○産業建設部長（瀬川利英君）**

議案第49号について補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

今回提案させていただきました2つの条例の一部改正でございますが、土地企画整理事業の換地処分公告により確定する徴収清算金、または交付清算金は利子を付して5年以内に分割徴収、または分割交付が認められております。

特に権利者が施行者に納付する清算金の分割徴収の制度は、主に権利者の財政力を考慮して清算金の徴収について便宜を図ろうとする趣旨と考えられていました。

平成11年の土地区画整理法施行令第61条の改正前は、分割徴収の利率は年6%となっておりましたが、この年6%という利率は低金利の状況下においては、総体的に高い金利となっており、清算金を分割して納付すべき権利者にとって利子負担が重くのしかかる背景がございました。

しかしながら、改正以降は年6%以内で施行者が定めることができるようになったことから、本市においては財政融資資金法第7条第3項の規定により、財務大臣が定める利率を適用したいと考えております。

なお、財政融資資金法に定める利率は、本年7月現在では、0.2%となっております。

以上により、本市においても換地処分通知に意思について明記する必要があること、かつ権利者に対して適切な利率で対応を行いたいという考えから、今後の徳重地区清算金徴収交付事務及び将来の湯之元第一地区についても同じ取り扱いとしたいため、所要の改定をし、あわせて条文の整理を図るため、土地企画整理事業に関する2つの条例を一部改正するものでございます。

次に、議案第50号は、日置市営住宅条例の一部改正について説明を申し上げます。

それでは別紙をお開きください。



第6条第2項第5号中は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律について、法の名称が改められたこと並びに一部改正が行われたことに伴うものであり、第9条第2項中は、ひとり親家庭支援施策を強化するために母子及び父子並びに寡婦福祉法による日置市営住宅条例の引用箇所を一部改正するものでございます。

附則として、この条例は10月1日から施行するものでございます。

次に、議案第51号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

第2条第3項は、利益の処分の方法及び積立金の取り崩しについてであります。今回の地方公営企業法施行令及び地方公営企業法施行規則の一部改正により、減債積立金を取り崩しての企業債の償還や、建設改良積立金を取り崩しての建設改良の際、取り崩した額を資本金へ組み入れることの義務づけが廃止されましたが、資金の流失を防ぎ、経営の安定性を確保する観点から従来どおり取り崩した額を資本金へ組み入れるための条項を新設したものであります。

第3条第2項は、いわゆるみなし償却制度に係るものであります。これまで補助金等をもって取得した固定資産については、取得に要した金額から補助金等の金額を控除した額を帳簿減価または、帳簿価格とみなして減価償却額を算出していましたが、このみなし償却制度が廃止されたことにより、補助金等をもって取得した固定資産であっても、他の固定資産と同様の方法で減価償却を行うことになるものです。

第4条第2項及び第3項については、第2条第3項の新設、第3条第2項の削除による条文整理でございます。

なお、本市水道事業では、現在まで適正な経営状況にあり、従来どおり現行の地方公営企業法に基づく処分を継続し、条例の一部改正により運用するものでございます。

附則としまして、この条例は公布から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第49号、議案第50号及び議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第49号、議案第50号及び議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第49号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第49号日置市東市来都市計画事業湯之元第一地区土地区画整理事業施行に関する条例及び日置市伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第50号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第50号日置市営住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第51号日置市水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の

一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第52号平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）

△日程第21 議案第53号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第22 議案第54号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第23 議案第55号平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第24 議案第56号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第25 議案第57号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第26 議案第58号平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第27 議案第59号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第28 議案第60号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

△日程第29 議案第61号平成26年

度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第30 議案第62号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第20議案第52号平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）から日程第30議案第62号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの11件を一括議題とします。11件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第52号は、平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,823万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247億4,020万4,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、臨時財政対策債の確定に伴う予算措置と、マイナンバー法関連業務委託料、東市来駅、湯之元駅平面交差設計業務委託料、湯田地区公民館プレハブ棟新築工事、臨時福祉給付金給付事業、地域介護福祉空間整備推進事業、放課後児童健全育成事業、保育緊急確保事業、感染症予防接種事務費、現年度補助農地農業用施設災害復旧費などの予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方交付税で、普通交付税の額の決定により9,483万6,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、臨時福祉給付金国庫負担金、保育緊急確保事業費国庫補助金、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金など、1億

7,266万6,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、安心子ども基金事業費県補助金減額、放課後児童対策事業費県補助金、保育緊急確保事業費県補助金、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額など、1,552万8,000円を増額計上いたしました。

財産収入では、財政調整基金利子など、267万4,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金を621万円増額計上いたしました。

繰入金で、介護保険特別会計繰入金の前年度の清算に伴う増額などにより2,209万円を増額計上いたしました。

繰越金では、前年度繰越金の確定により6,094万6,000円を増額計上いたしました。

市債では、定住促進対策事業債、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債の増額、臨時財政対策債の確定により、5,080万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、議員共済組合負担金の増額、政務調査費の確定による補助金及び交付金の減額により、108万2,000円を増額計上いたしました。

総務費では、東市来駅、湯之元駅平面交差設計業務委託料、マイナンバー法に関するシステム改修委託料、湯田地区公民館プレハブ棟新築工事、過誤納返戻金など7,488万5,000円を増額計上いたしました。

民生費で、臨時福祉給付金給付事業費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、障がい児保育事業費などの増額、ゆすいんの電気料及びA重油の値上がりに伴う指定管理料の増、地域介護福祉空間整備推進交付金事業の事業採択、また、保育士等処遇改善臨時特例事業

実施に伴う保育緊急確保事業など1億7,266万3,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、定期予防接種に水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンが加わったことによる感染症予防接種事務費の増額、浄化槽設置整備事業費の増額、いちき串木野市・日置市衛生処理組合衛生処理委託料の減額など、3,958万3,000円を増額計上いたしました。

労務費では、日置市シルバー人材センターへの補助金を170万円増額計上いたしました。

農林水産費では、鳥獣被害対策実践事業、林道整備事業、江口蓬莱館管理費など391万6,000円を増額計上いたしました。

商工費では、新技術・地域資源開発補助金交付決定など、354万1,000円を減額計上いたしました。

土木費では、市道吉利南線流末対策工事、大里川護岸工事着手に関連する設計業務委託料など、1,854万7,000円を増額計上いたしました。

消防費では、携帯型デジタル簡易無線機新規購入の執行残に伴う減額、避難所開設等に伴う職員手当等の増額など、327万3,000円を減額計上いたしました。

教育費では、小・中学校再編準議委員会出会謝金、日置小校庭ブロック積工事、吉利小学校校庭階段手すり設置工事、指定寄附金による図書購入費等、幼稚園就園奨励費、東市来給食センターの食器洗浄機購入など、1,467万1,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では6月の豪雨及び7月の台風に伴う現年補助農地農業用施設災害復旧費を800万円増額計上いたしました。

次に、議案第53号は平成26年度日置市

国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,726万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億4,721万2,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う増額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第54号は平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,751万7,000円とするものであります。

歳入では、起債償還利子及び前年度繰越金の確定などにより増額を計上いたしました。

歳出では、総務費で、仮設発電機購入費の増額、公債費では利子の確定に伴う減額を計上いたしました。

次に、議案第55号は平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,745万3,000円とするものであります。

歳入では前年度繰越金の確定により、繰入金と繰り越し額の調整額を計上いたしました。

次に、議案第56号は平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,528万4,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、減額を計上いたしました。

歳出では、予備費の減額を計上いたしました。

次に、議案第57号は平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ855万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,389万3,000円とするものであります。

歳入では、配食サービス事業開始に伴う料金収入の増額、前年度繰越金の確定により増額を計上いたしました。

歳出では、配食サービス事業開始に伴う賄材料費、食料保存用冷蔵庫購入費の増額、予備費の増額などを計上いたしました。

次に、議案第58号は平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,415万1,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、繰入金と繰越金との調整額を計上いたしました。

次に、議案第59号は平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ70万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,098万円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定などにより、増額を計上いたしました。

歳出では、基金積立金の増額を計上いたしました。

次に、議案第60号は平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238万1,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で一般会計繰入金の増額を計上いたしました。

歳出では、総務費で平成27年度から上水道事業へ統合することによる資産台帳作成業務委託料の増額を計上いたしました。

次に、議案第61号は平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,591万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,512万7,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定などにより、増額を計上いたしました。

歳出では、前年度清算により、介護給付準備基金積立金、償還金及び他会計繰出金などの増額を計上いたしました。

次に、議案第62号は平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,804万2,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定により、減額を計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（宇田 栄君）

これから議案第52号から議案第62号までの11件について質疑を行います。

まず、議案第52号について、発言通告が

ありますので、田畑純二君の発言を許可します。

#### ○17番（田畑純二君）

私は議案第52号平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）について質疑します。

私は私の所属する総務企画常任委員会に属する以外の案件について4点ほど質疑します。各担当部課長はできるだけ細かく具体的にわかりやすく誠意を持って答弁してください。

まず、説明資料の17ページでございます。

老人福祉費節15号工事請負費補助事業、地域介護福祉空間整備推進交付金事業、補正として地区公民館ほか施設整備に伴う補正8,810万8,000円とございます。1番目にこの補正の具体的理由、2番目に4つの各々の工事金額の具体的計算根拠、3番目に各々工事の具体的内容と市民の利用度向上への具体的影響、それから効果などを答弁願います。

まず、1番目次に2番目が22ページの環境衛生費、1番下の補助金及び交付金、投資的経費のもの、浄化槽設置整備事業費、補正として浄化槽設置整備事業の設置基数の見込み増に伴う補正を伺います。

1番目、この補正の具体的理由、設置基数の見込み数とそのふえた理由。2番目、この金額の具体的計算根拠。3番目、この整備事業による市民への具体的効果及び影響等、答弁願います。

3番目、33ページの幼稚園費、節19負担金補助及び交付金の中で幼稚園就園奨励費、補正、制度改正ほかに伴う補正とございます。この制度改正ほかに伴う補正、意味よくわかりませんので、具体的にわかりやすく説明願います。

それから2番目、それぞれ9人、17人、18、30人と金額が出ておりますが、この金額の具体的計算根拠、それからこの補助金の補正による私立幼稚園経営への具体的効果

と影響、答弁願います。

4番目、最後です。34ページ農地農業用施設災害復旧費、工事請負費補助事業、補正、梅雨前線豪雨より台風8号に係る復旧工事に伴う補正、伊集院地域と吹上地域とございますが、この伊集院地域、吹上地域の具体的な場所、どこか。2番目、各々の金額の具体的な計算根拠、それから、この各々復旧工事の具体的内容とこれに伴って農民の皆さんには具体的にどんな効果と影響があるのか、大体想像はつくのですが、具体的にわかりやすく答弁願いたい。

以上4点、答弁願います。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

それでは17ページの中段にございます工事請負費の関係でございます。この補正の具体的な理由はということでございます。

この事業につきましては、高齢者を初め地域住民一人一人ができる限り住みなれた地域で自立した生活が継続できるよう、楽しく集える地域の拠点施設として既存の市有施設の整備を行うものでございます。

今年度は伊作田地区公民館、湯田地区公民館、平鹿倉公民館それと大田ふれあい館の4市有施設の整備を計画しております。

2つ目で、4つの各々の工事金額の具体的な計算根拠はということでございますが、地元から提出された見積書をもとに計上してございます。ただし、3,000万円を上回る分につきましては、対象事業の3,000万円までということで計画をいたしております。

それと、具体的内容ということでございます。まず、伊作田地区公民館につきましては、高齢者の方々がグラウンドゴルフを楽しんでいます運動広場がございまして。この広場の高齢者の方々の休憩所の設置、また不自由なく運動広場へ行けるようなスロープ舗装、それから手すりの設置、そしてまた建屋のほうに塩害に強い空調機への交換などを計画をい

たしております。

湯田地区公民館につきましては、地区内にある商工会館を商工会から無償で譲り受けることになりましたが、バリアフリーの面から高齢者が利用しづらい施設であるということで、玄関にはトイレのバリアフリー化、ホームエレベーターの設置などが計画をされているところでございます。

それから、平鹿倉地区の公民館でございます。廃校となった平鹿倉小学校跡地設置をされ、高齢化が進む地区でふれあいの場として活用されております。高齢者がさらに利用しやすい施設とするために館内のバリアフリー化、トイレの改修、シャワー室を備えた倉庫の新設、廃校の体育館にある集会室の改修などを計画をいたしております。

それと大田ふれあい館でございます。市が自治公民館として無償で貸しつけを行っていますが、築33年と古い施設であることから、トイレの改修、調理場の改修が計画をされておるところでございます。なお、工事内容につきましては、現在設計の段階でございます。地元との協議により若干の変更もあり得ると考えております。

いずれの施設におきましても、今後の整備により高齢者が住みなれた地域で、心身ともに健康で安全・安心して快適に、安全に安心して利用できる集いの場、生きがいがづくりや次世代との交流等の活動が活発になり健康増進につながるものと期待をしているところでございます。

以上でございます。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

それでは、予算説明資料の22ページ下段の19節負担金補助及び交付金行使的経費のもの1,775万3,000円についてでございます。

まず、最初に具体的な理由、設置基数の見込み数とそのふえた理由でございます。

当初予算におきましては、設置基数を201基と見込んでおりましたが、今回の補正で見込みを207基としております。設置基数は6基の増となりますが、内訳といたしまして、5人槽の補助基本額33万2,000円の当初見込み102基を156基に増、新築の場合の半額補助の当初見込み62基を15基に減。6人から7人槽の補助基本額41万4,000円の当初見込み23基を29基に増、新築の場合の半額補助の当初見込み10基を5基に減。8人から10人槽の補助基本額54万8,000円の当初見込み3基を2基に減、それから新築の場合の半額補助当初見込み1基をゼロに減などが理由でございます。

これらの設置基数の増減につきましては、平成26年度から消費税8%対策、それから新築の浄化槽設置の半額補助などの影響があるものと思われま。

今回の増額補正は、このほか単独浄化槽の10万円上乗せ分の基数がふえたこと、また今年度から始めました市内業者による設置1基につき20万円を増額する分がふえたことが主な理由でございます。

それから、2番目のこの金額の具体的計算根拠でございます。市内業者工事による1基20万円加算分が17基340万円の増、単独浄化槽への切りかえ1基10万円加算分が30基300万円の増、5人槽及び6人から7人槽が60基2,041万2,000円の増、それと新築分が53基911万円の減が主なものでございまして、差し引き1,775万3,000円となります。

この整備事業による市民への具体的効果と影響でございます。設置基数は前年度が174基でありましたが、既に170基となっております。また単独浄化槽からの切りかえが例年20基未満だったものが、現在41基、それから市内業者工事分が今年度は

130基で全体の76.5%になっておりまして、浄化槽普及率の向上と市内業者活用の目的からしますと十分効果はあらわれていると考えております。

以上でございます。

#### ○教育総務課長（宇田和久君）

それで33ページの中段より少し下の幼稚園費の幼稚園就園奨励費についてでございます。

まず1番目の制度改正ほかに伴う補正意味についてでございます。幼稚園就園奨励費の補正については、3つの要因がございます。

1つ目は、制度改正によるもので、第2子、第3子のいる世帯の所得制限が撤廃され、対象者数は第2子のいる世帯が8名、第3子のいる世帯が1名の合計で10名となっております。

2つ目は、当初予算時に資産計上していた入園者数に対して入園数が17名増加したことによるものです。

3つ目は、今後の9月から3月までの途中入園の見込み者数分でございますが、過去3年間の実績を考慮し30名としているところでございます。

2番目の各々の人数の計算根拠につきましては、制度改正分が第2子のいる世帯で8名分114万9,000円、第3子のいる世帯が1名で8万2,600円の合計9名で123万2,500円となっております。入園者増分は当初356名に対して382名26名増加しており、それから制度改正分の9名を差し引いた17名の201万5,600円となっております。

また、見込み分の30名については、過去3年間の平均補助費7万円を乗じた210万1,900円となり、合計で535万円となっております。

3番目の市立幼稚園経営の具体的な効果を影響ですが、この制度は保護者に対する保育料

負担軽減のための補助であることから、特に満3歳到達による途中入園については、幼児を入園させやすい環境が整えられるなど、入園者の増加につながっていくものと考えております。

以上で終わります。

#### ○農地整備課長（藤澤貴充君）

ご質問の4点目の34ページ下段、現年補助農地農業用施設災害復旧費の工事請負費についてでございます。

1番目の具体的な発生箇所でございますが、本年6月の梅雨前線豪雨及び7月の台風8号によりまして、伊集院地域では桑畑地区の田、上神殿地区の畑、中川地区の道路の計3件、東市来地域では長里地区の畑1件、吹上地域では、永吉の田、田尻の畑、田尻の水路の計3件、合計7件につきまして、補助災害復旧事業での復旧を計画しております。そのうち、当初予算だけでは不足する伊集院地域分と吹上地域分の増額補正をお願いしているところでございます。

2番目の、工事費の積算根拠でございますが、災害規模、被災状況により復旧を立てまして、災害査定単価で工事費を算出しております。

3番目の、復旧工事の具体的な内容でございますが、被災状況、原因等によりまして、ブロック積み、擁壁、布団かご、土羽等の工法を使い分けながら、効果的で安価な工法で申請いたしまして、災害査定によりまして最終的な工法が決定いたします。現在、災害査定に向けまして復旧工法の検討中でございます。

また、農地への具体的な効果と影響でございますが、復旧工事費40万円以上が補助対象となります。この補助事業で申請することによりまして、受益者は比較的安価な負担金で復旧することができます。そのため、農家の過重な負担を軽減しまして、耕作意欲減退による耕作放棄地の防止等に大きく貢献するも



のと考えております。

○議長（宇田 栄君）

次に、上園哲生君の発言を許可します。

○9番（上園哲生君）

ただいまの議題はこれから常任委員会に付託をされ、そして常任委員会のほうで慎重審議をするということになっておりますけれども、2つの常任委員会に関連がございますので、ここで1点だけ質疑をさせていただきます。

補正予算案の説明資料の13ページ、地域づくり推進費の湯田地区館のプレハブ等の新築工事2,520万7,000円計上されております。そして、一方で、17ページの老人福祉費、先ほどもちょっと質疑がございましたけれども、地域介護・福祉空間整備推進公金事業、国からの100%事業でありますけれども、ここでも湯田地区館の工事請負費3,000万円が計上されております。これ、2つの常任委員会に関連をする案件なものですから、ここで質疑をさせていただくわけですけれども、やはり効率的な財政運営等を考えた場合に、そして市民の皆さんの利用しやすい施設であるためにも、どういうふうな整合性を持った施設になるのか。先ほど、新築と既存の整備という形がございましたけれども、そこらの整合性について説明を求めます。

○地域づくり課長（堂下 豪君）

ご説明申し上げます。

湯田地区公民館は、現在、東市来総合福祉センターの2階を間借りしておりますけれども、会議室の広さや調理室の確保、駐車場等の問題がありまして、館の整備が課題となっております。福祉課長から先ほど説明がありましたけれども、今年度、東市来商工会館の無償譲渡を受けまして、地域介護・福祉空間整備交付金事業で、商工会館を地区公民館として利用できるよう改修いたします。

公民館としての使用に当たりましては、現

在、商工会館内に、商工会の東市来所と市の観光協会の事務所が入っております。その機能も継続しながらということで、改修内容等について商工会側と調整を進めてきました。

しかしながら、現在の床面積のまま、必要な会議室だったり調理室のスペースを確保しながら双方の意見を反映させる改修には無理が生じまして、地域介護・福祉空間整備交付金事業とは別棟で、調理室と商工会青年部の会議室を整備するものでございます。

なお、この2,520万円の工事請負費には、市のイントラネットの光ケーブルの移設工事と、合併浄化槽の50人槽の工事も含んだ額になっております。

終わります。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第53号から議案第62号について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号は各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第53号、議案第58号、議案第59号、議案第61号及び議案第62号は文教厚生常任委員会に付託します。

議案第54号、議案第55号及び議案第60号は産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第56号及び議案第57号は総務企画常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △日程第31 認定第1号平成25年度  
日置市一般会計歳入歳出  
決算認定について
- △日程第32 認定第2号平成25年度  
日置市国民健康保険特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第33 認定第3号平成25年度  
日置市公共下水道事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について
- △日程第34 認定第4号平成25年度  
日置市農業集落排水事業  
特別会計歳入歳出決算認  
定について
- △日程第35 認定第5号平成25年度  
日置市国民宿舎事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第36 認定第6号平成25年度  
日置市健康交流館事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について
- △日程第37 認定第7号平成25年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第38 認定第8号平成25年度  
日置市公衆浴場事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第39 認定第9号平成25年度  
日置市飲料水供給施設特  
別会計歳入歳出決算認定  
について
- △日程第40 認定第10号平成25年

度日置市介護保険特別会  
計歳入歳出決算認定につ  
いて

- △日程第41 認定第11号平成25年  
度日置市後期高齢者医療  
特別会計歳入歳出決算認  
定について
- △日程第42 認定第12号平成25年  
度日置市水道事業会計決  
算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第31、認定第1号平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第42、認定第12号平成25年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの12件を一括議題とします。

ここで、議事の進め方についてお諮りします。

市長から本日提案理由の説明を受け、各認定事案に対する質疑は9月30日に行うことにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

それでは、12件について提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第12号までは、平成25年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により、監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の説明書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成25年度日置市一般会

計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は、平成24年度決算と比較して、歳入が0.1ポイントの増、歳出が1.6ポイントの減となりました。

歳入では、地方税、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、繰越金などの増、歳出では、人件費、公債費、積立金、繰出金などが減となったところによるものでございます。

一般会計からの収支決算は、歳入総額253億6,672万4,000円、歳出総額242億6,982万3,000円で、実質収支は4億2,294万7,000円の黒字となりました。

実質単年度収支については、4億5,298万円の赤字であったため、財政調整基金を取り崩し、収支の均衡を図りました。

歳入の主なものでは、地方税では、個人給与所得の減、製造業、サービス業の所得割等の減による市町村民税の減、家屋の新築・増築件数の増による固定資産税の増、軽自動車の登録台数の増による軽自動車税の増、税率改正による市町村たばこ税の増、入湯客数の増等による入湯税が1,115万4,000円の増となりました。

地方譲与税では、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税の減により、1,385万2,000円の減となりました。

地方交付税では、普通交付税の増等により4,168万1,000円の増となりました。

国庫支出金では、障がい者自立支援給付費国庫負担金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、道整備交付金、小学校建設費国庫負担金の増、社会資本整備総合交付金、戦略作物生産拡大関連基盤整備事業費国庫補助金、特殊地下壕対策事業費国庫補助金の減などにより、4億5,479万7,000円の増となりました。

県支出金では、参議院議員選挙費委託金、障がい者自立支援給付費県負担金、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金、農業・農村活性化推進施設等整備事業費県補助金、種子島周辺漁業対策事業費県補助金の増、県知事選挙費委託金、衆議院議員選挙費委託金、携帯電話等エリア整備事業費県補助金、安心こども基金事業費県補助金の減などにより、8,755万円の減となりました。

繰入金では、財政調整基金や地域づくり推進基金の増、土地開発基金や施設整備基金の減などにより、1億8,954万6,000円の減となりました。

地方債においては、合併特例債、過疎対策事業債、辺地対策事業債など、有利な地方債を活用するとともに、借入額の抑制に努め、1億9,090万円の減となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の27.6%を占める民生費が67億982万2,000円、次に公債費が15.6%を占め、37億8,057万1,000円、衛生費が12.5%の30億4,569万1,000円などとなりました。

性質別では、前年度に対しまして、義務的経費が2億3,012万円の減、投資的経費が4億27万8,000円の増、そのほかの経費が5億4,499万7,000円の減となりました。

義務的経費の内訳といたしまして、人件費については、市の財政運営に寄与するため、特別職等の給与及び議員報酬手当の削減を行うとともに、職員数の削減に加え、国からの要請を踏まえた給与減額の影響などにより、1億3,208万6,000円の減となりました。

扶助費については、養育医療事業への開始に伴う増、障がい者自立支援給付費や障がい児通所給付費等の障がい者施策の充実に伴う増、幼稚園就園奨励費の増などにより、1億

516万円の増となりました。

公債費については、財政健全化計画に基づき、計画的な地方債管理に努めており、経常的な元利償還金が2億319万4,000円の減となりました。

投資的経費の内訳といたしまして、普通建設事業費で3億5,226万6,000円の増、災害復旧事業費で4,801万2,000円の増となりました。

普通建設事業費の補助事業では、活力創出基盤整備事業、道整備交付金事業、伊集院小学校校舎改築事業の増などにより、3億3,601万2,000円の増となりました。

単独事業費では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費、クリーン・リサイクルセンター運営費、農業・農村活性化推進施設等整備事業の増、共聴施設整備事業費、消防施設整備費の減などにより、1,625万4,000円の増となりました。

そのほかの経費については、5億4,499万7,000円の減となりました。

内訳では、物件費については、生活困窮者自立促進支援モデル事業費、姉妹・友好都市交流事業、賦課徴収費、参議院議員選挙や市長・市議会議員選挙の増などにより、9,209万1,000円の増となりました。

補助費では、住宅リフォーム支援事業費、鹿児島県安心こども基金事業費、定住促進対策事業費の増などにより、3,109万5,000円の増となりました。

積立金では、施設整備基金、地域づくり推進基金、まちづくり応援基金などの所要の積み立てを行い、6億6,604万1,000円の減となりました。

繰出金では、国民健康保険特別会計への法定外分、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の給費費の伸び分、国民健康保険基準超過費用額負担の時限措置の終了に伴う減などにより、2,369万3,000円の減と

なりました。

市の財政状況を示す主要指標で、実質収支比率は3%から5%が適切とされていますが、前年より1.3ポイント減少し2.8%となりました。

経常収支比率については75%程度が妥当と言われておりますが、前年度より1.1%減の減少、89.0%となり、依然として高い水準にあり、弾力性の低い財政構造となっております。

市債残高については、平成25年度末で293億241万5,000円、人口1人当たりの額に換算しますと57万7,000円となっているところでありますが、平成24年度末と比較して、11億9,390万円の市債残高を減少させております。

実質公債比率については、公債費負担を示す指標で3カ年平均で算出され、普通交付税の公債費算定経費の増加等により前年度と比べ0.7ポイント減少し、11.2%となりました。

今後も引き続き、財政健全化計画や、日置市行政改革大綱行動計画に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は68億3,767万円、歳出総額は65億2,040万1,000円で、歳入歳出差引額は3億1,726万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税10億7,333万8,000円、国庫支出金17億6,199万3,000円、療養給付費交付金4億5,150万3,000円、前期高齢者交付金15億4,390万7,000円、共同事業交付金8億7,983万5,000円、繰入金4億4,374万1,000円などとな

りました。

歳出の主なものは、保険給付費45億2,888万円、後期高齢者支援金等6億4,612万8,000円、共同事業拠出金8億8,455万7,000円などとなりました。

1人当たりの医療費は年々増加傾向にありますが、市広報紙に加え、国保だよりなどを発行し、被保険者の健康づくりの意識啓発、医療費の通知、ジェネリック医薬品の差額通知の送付、特定健診等の普及推進や受診勧奨、嘱託看護師の訪問活動などにより、医療費の抑制に努めました。

次に、認定第3号は、平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額6億6,252万3,000円、歳出総額6億4,815万4,000円、歳入歳出差引額は1,436万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、分担金及び負担金3,130万9,000円、使用料及び手数料2億4,474万4,000円、国庫支出金7,660万円、繰入金1億544万7,000円、事業債1億9,370万円などとなりました。

歳出の主なものでは、総務費の維持管理費で1億7,497万8,000円、事業費の下水道整備費で、委託料など2億661万8,000円、公債費2億6,655万7,000円となりました。

次に、認定第4号は、平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は3,680万7,000円、歳出総額は3,426万円で、歳入歳出差引額は254万7,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料で1,146万円、繰入金2,224万円、繰越

金300万6,000円となりました。

歳出では、農業集落排水事業費の一般管理費で756万円、公債費で2,669万9,000円となりました。

次に、認定第5号は、平成25年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成25年度の利用状況は、宿泊人数は1万3,944名、休憩人数は3万9,054人、あわせて5万2,998人の利用となり、前年比宿泊324人の減、休憩2,756人増の合計2,432人の利用者増となりました。

決算額は、歳入総額で2億2,842万2,000円、歳出総額で2億2,835万6,000円で、歳入歳出差引額は6万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入2億1,802万6,000円、繰越金179万円、繰入金859万2,000円となりました。

歳出では、経営費2億2,835万6,000円となりました。

次に、認定第6号は、平成25年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

健康交流館ゆーぷる吹上の指定管理者の指定取り消しにより、市が直接当該施設の運営に当たることに伴い、特別会計を設置し、経営を引き継ぎました。

決算額は、歳入総額で2,265万8,000円、歳出総額2,045万3,000円、歳入歳出差引額は220万5,000円となりました。

歳入で主なものでは、事業収入1,507万1,000円、繰入金758万6,000円となりました。

歳出では、経営費2,045万3,000円となりました。

次に、認定第7号は、平成25年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いてであります。

歳入総額は814万4,000円、歳出総額は644万1,000円で、歳入歳出差引額は170万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料335万7,000円、繰入金437万9,000円、前年度繰越額39万9,000円となりました。

歳出の主なものでは、温泉給湯事業費の維持管理費で603万4,000円、温泉給湯事業基金費で40万5,000円となりました。

次に、認定第8号は、平成25年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成25年度から、今後の施設のあり方について検討を行うため、市が直接当該施設の運営を行うことになりました。

歳入総額は1,184万3,000円、歳出総額は1,033万8,000円で、歳入歳出差引額は150万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、入浴料963万2,000円、基金繰入金171万2,000円となっています。

歳出では、公衆浴場費で、一般賃金や光熱水費など1,033万7,000円となりました。

次に、認定第9号は、平成25年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は50万8,000円、歳出総額は50万8,000円で、歳入歳出差引額は0円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料で41万9,000円、一般会計繰入金5万5,000円となりました。

歳出の主なものでは、飲料水供給施設管理費50万8,000円となりました。

次に、認定第10号は、平成25年度日置

市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は52億9,522万8,000円、歳出総額は52億2,982万5,000円で、歳入歳出差引額は6,540万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料8億401万6,000円、国庫支出金13億8,006万1,000円、支払基金交付金14億6,256万3,000円、県支出金7億6,888万9,000円、繰入金7億8,540万4,000円、繰越金9,352万5,000円となりました。

歳出の主なものでは、総務費で6,829万8,000円、保険給付費で50億2,023万4,000円、基金積立金775万7,000円、地域支援事業費4,525万5,000円、諸支出金8,827万8,000円となりました。

次に、認定第11号は、平成25年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は6億1,156万3,000円、歳出総額6億1,089万円で、歳入歳出差引額は67万3,000円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億9,528万8,000円、一般会計繰入金2億502万3,000円となりました。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5億9,177万1,000円、保険事業費1,324万1,000円となりました。

次に、認定第12号は、平成25年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により、監査委員の審査意見書、並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

収益的収支については、洗濯機等の節水式

電化製品普及や、自家水の利用増等による使用水量の減少を見込みましたが、水道料金は625万2,000円の減となりました。

全体では、水道事業収益7億4,344万7,000円、水道事業費用6億7,209万5,000円で、7,135万2,000円の当該年度の純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額2億1,770万7,000円、支出額は4億3,473万1,000円で、差引不足額2億1,702万3,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から983万9,000円、過年度分損益勘定留保資金から2億718万4,000円を補填いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

---

△日程第43 議会改革特別委員会の中  
間報告について（議会改  
革特別委員長報告）

○議長（宇田 栄君）

日程第43、議会改革特別委員会の中  
間報告についてを議題とします。

花木千鶴議会改革特別委員長の報告を求め  
ます。

〔議会改革特別委員長花木千鶴さん登壇〕

○議会改革特別委員長（花木千鶴さん）

平成25年6月議会において、さらなる議  
会改革を進めるために議会改革特別委員会が  
設置され、議会基本条例について、インター  
ネット配信について、議会報告会についての  
付託を受け、さらに、平成25年11月の全  
員協議会において、議員定数の検討について  
も付託されておりましたので、まず、当委員  
会の審査期間をおおよそ2年間とし、平成  
25年7月から、これまで20回の委員会を  
開催し審議を重ねてまいりましたので、会議  
規則第45条第2項の規定により中間報告を  
いたします。

まず、当委員会の審議期間をおおよそ2年  
間とし、平成25年7月からこれまで20回  
の委員会を開催したところでございます。

ここに、現段階における審議を終了したも  
のの報告と、残るものの審議状況について報  
告いたします。

議会基本条例について。議会基本条例は、  
これまでの議会運営が各種の条例や規則等  
でなされていたものを、分権の時代にふさわ  
しい議会として、これまでの条例や規則の整合  
性を図るための最高規範を定めるものです。  
全国の多くの自治体では既に制定されていま  
すが、それらに多くを学びながら、本市でも  
議会改革の重要課題と位置づけてまいりまし  
た。

そのような中で、当委員会では、平成  
25年度に設置されました議会改革調査特別  
委員会に取りまとめられました議会基本条例  
案をもとに、条例制定に向けての課題等につ  
いて審議してまいりました。特に、運営上の  
検討課題について整合性を図りながら、さき  
の条例案に若干の修正を行って議会基本条例  
案を策定しました。でき上がりました条例案  
については、別紙として提出いたしましたの  
で、内容は省略をさせていただきます。

次に、インターネット配信についてでござ  
います。

平成25年12月から、本会議のライブ中  
継と録画配信を開始いたしました。インター  
ネット配信については、合併当初からの課題  
となっておりましたが、財政的側面を初め、  
取り巻く環境が整いましたので実施するこ  
とができました。このことは、市民への行政情  
報や議会審査の状況をより早く提供すること  
や、傍聴の機会が得にくい方々のために新し  
いツールとして取り入れました。

また、不特定多数の方々に配信することで、  
議会における質疑、質問や答弁もこれまで以  
上に緊張するとともに、さらに議員の資質向

上も期待されるところであります。

次は、議会報告会についてでございますが、昨年度、4カ所で開催いたしました。参加者は152名で、うち、女性が40名でした。内容は、議会活動の報告を行った後、市民との意見交換会を行いました。出された意見の中には行政事務に係る事柄も多く、それらは議会報告会開催報告書を議長へ提出した後、議長を通して執行当局へも提出されました。

また、議会としても取り組むべき課題として位置づけたものについては、所管の委員会がそれぞれに調査を始めており、委員会審査に生かしているところであります。

議会報告会の開催意義は、議会報告はもちろんですが、機関としての議会が市民の意見を直接聞く機会として位置づけています。そのような意味において、当委員会としては、参加者のアンケートや議員の感想などから有意義な報告会を開催できたと総括をいたしました。

なお、今年度は11月に開催する予定であります。昨年度は各地域1カ所でしたが、今年度は各地域2カ所で開催します。昨年度のアンケート調査などで出された今後の報告会のあり方についての意見についても参考にしながら、準備を進めているところであります。

次に、議員定数についてであります。

議会基本条例は、最高規範であると同時に、目指す議会像でもあります。そこで、議会基本条例案ができ上がりましたので、それを運営していく議会の定数はどのようなべきか協議に入ったところであります。

現在、財政面、人口推移、行政課題、地域課題、過去の選挙状況、将来予測と展望及び全国の類似団体との比較などについて資料を収集し、分析段階に入っております。

今後、さらなる角度からの分析や市民の意見を聞く会も設けながら、十分な審議を尽くしてまいります。

最後に、まとめといたしまして、議会基本条例案については別紙のとおりであります。インターネット配信については、もう既に実施いたしました。議会報告会については、25年度から実施をし、今年度は11月の開催に向けているところであります。議員定数については、現在審議中であります。このように、多くの課題について取り組んでおりますが、この間にできる改革は随時進めながら、平成27年3月議会を最終報告の提出と定めているところであります。

以上、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

○議長（宇田 栄君）

これで、議会改革特別委員長の中間報告を終わります。

---

△日程第44 請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

○議長（宇田 栄君）

日程第44、請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書を議題とします。

ただいま議題となっております請願第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第45 陳情第7号川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第45、陳情第7号川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第7号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。9月



18日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

午後1時31分散会



第 2 号 ( 9 月 1 8 日 )



## 議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（17番、7番、19番、18番、5番）
日程第 2	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本会議（9月18日）（木曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
総務 係長	上 辰 矢 君	議事調査係	下野 裕輝 君

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂 下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長 藤澤貴充君  
上下水道課長 丸山太美雄君  
学校教育課長 片平理君  
会計管理者 満留雅彦君  
農業委員会事務局長 福留正道君

建設課長 桃北清次君  
教育総務課長 宇田和久君  
社会教育課長 今村義文君  
監査委員事務局長 松田龍次君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、田畑純二君の質問を許可します。

〔17番田畑純二君登壇〕

○17番（田畑純二君）

皆さん、おはようございます。今回の一般質問のトップバッターでございます。私が先に通告しました通告書に従いまして、3項目、一般質問いたします。

市政最高レベルの方針を引き出す質問として、第1の問題、人口減少時代における市長の政治姿勢についてであります。

安倍首相は9月3日の内閣改造で、地方創生担当省を新設し、みずからが本部長を務める地方創生に向けた具体策を練る「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させました。この創生本部は、2015年から20年までの具体的な施策と工程表を示す総合戦略に加え、人口減少や少子高齢化に対応する今後50年の長期ビジョンも年内にまとめます。

2060年時点で、1億人程度の人口を維持する目標達成に向け、具体策として、1、企業の地方移転などによる地方の雇用基盤の強化。2、地方居住の促進。3、働き方改革や女性の活躍促進。出生率向上、などを想定しています。

そして政府は、秋の臨時国会で地方創生に関する法案を5本程度提出する構えです。これとは別に、地方創生の基本理念や、国と自治体の役割を明確にする基本法案の提出も検討しています。

しかし、法律ができて、実行に移すのは地方自治体の市町村です。人口が大幅に減るという現実を、首長がまず直視する必要があります。その上で、長期的な視点で、まちづくり計画を見直し、時間をかけて自治体内の組織や機能の再編に取り組み、予算は費用対効果の高い事業に重点配分する必要があるように思われます。

市長は、人口減少時代における市長の政治姿勢はどうあるべきかと思ひ、日常の行政でどうしているか、具体的、詳細にわかりやすく答えてください。

2番目、人口減少が確実に襲う我が国において、全ての市町村が今までどおりに存続できないことを、国民一人一人、地域住民全員が強く意識しなければなりません。若者が結婚し、子どもを産み、育てやすい環境をつくることと、地方を立て直し、若者に魅力ある地域の市に、投資と施策を集中させる政策等も考えるべきとも言われております。

地域全体が転ばないようにするには、選択と集中の考え方のもと、地域の特色に磨きをかけて、地域の魅力と潜在力を引き出すために、限られた財源と人材をよりよく生かすことが求められます。その一方、多様性や持続と共生、回復力を重視した多様な地域社会の共生という選択肢もあります。

本市では人口減対策として、どんな政策をどう実行し、その成果効果はどうか、市長の具体的、明快なる答弁を求めます。

3番目、総務省は5月に、人口10万人以下の自治体を対象に、地域のブランド化を進めることなどで再生につなげるとした工程表を発表しました。この工程表によりますと、人口減少が進むことで、人材や資金に限りがある小規模自治体の中心地は空洞化が深刻化すると指摘。中心地は暮らしを守るとりでと位置づけ、再生に積極的に取り組む必要があると強調しています。実際に、日本国それぞ



れの地域単位で、中心部へ集中する多層的集中が起きています。

具体的には、再生での道のりを4段階に分類し、第1段階で、どんな地域を目指すかという目標を設定し、地元にある資源を発掘する宝探し。第2段階で、活動資金を確保して事業や組織を発足させる。第3段階として、立ち上げた事業により、地域内でお金や商品が循環するしくみをつくる。最終段階、第4段階で、地域外に事業を拡大し、外部の町とも連携し、地域のブランド化を目指す。

市長はこの地域再生工程表をどう評価し、本市行政で、今後さらにどう生かしていくつもりか、わかりやすく明快に答弁願います。

4番目、民間の有識者らで構成する日本創成会議の人口減少問題検討分科会、座長増田寛也元総務相は、5月8日、今後も人口移動が収束しなかった場合、2010年から2040年までの間に、20歳から39歳の女性人口が5割以下に減少する自治体は、全体の約5割に当たる896に上るとする推定を公表しました。これらを消滅可能性都市と提議し、具体的な市町村名を公表し、早急に人口減少対策に乗り出すべきだと訴えました。

具体的な市町村名は、挙げただけに衝撃が大きいです。増田氏は会見で、人口減少社会は避けられないが、その先の急減社会は避けなければならないとし、全国民が危機感を共有し、早急に自治会ごとに対策を乗り出す必要性を強調、地方交付税のしくみ自体も見直す必要があると述べました。この増田リストの衝撃が続いており、今後30年間で、若年女性が半減するとの試算結果が示された896自治体は、危機感を強めながら対策を急ぐ構えを見せています。国も人口減少対策に、改めて積極的に取り組む姿勢を打ち出しています。

市長は、日本創成会議が地方自治体の半数を消滅可能性都市と公表したことをどう捉え、

同時に発表したストップ少子化・地方元気戦略を本市の対策にどう生かしていきますか。市長の具体的でわかりやすい、明快なる答弁を求めます。

5番目、複数の地方自治体が、簡単な手続きで行政サービスを分担できるようにする改正地方自治法が5月23日、参院本会議で可決成立しました。人口減に伴い、税収が確保できず、単独の自治体で全てのサービス提供が困難になる事態に備え、市町村間の広域連携を促すのがねらいです。

改正法は、複数の市町村が共同で病院を設置するといった事業を行う際、役割や費用分担を決める連携協約のしくみを導入、一部事務組合など別組織が不要になるため、素早い意思決定や事業着手が可能になります。

本市では、この改正自治法を今後の本市行政の中でどう生かしていくつもりか、市長の見解と今後の方針を具体的にお示しください。

第2点、アート芸術を活用したまちづくりについてであります。1、アート芸術は人々の五感、すなわち感性に直接訴え、人々の心を動かすので、アートには社会を変える力があります。またアートは、社会の全てをテーマとして取り上げることができるので、社会のさまざまな課題解決に創造的な提案が可能であると言われております。

別府、尾道、横浜など、アートによる地域振興の事例に共通するのは、3つの要素であります。まず第1、祭り型プロジェクトの重要性です。2番目、第2の要素は、コンパクト経済確立です。詳しいことは、また後で申します。3番目、第3の要素は、国際戦略です。詳しいことは、2問目で申します。

市長は、アートによる地域振興の可能性をどう考え、本市行政でどう生かしているか、具体的にわかりやすく詳細に答弁願います。

2番目、2000年前後ごろから、国内において、アート芸術が、美術館やギャラリー

といった芸術を鑑賞するために用意された空間で展示されるのではなく、私たちの生活圏である日常的な風景、地域の中に展示の場を設ける、新しい形式のアートが注目されるようになりました。また、これらの動向は、アートを取り巻く枠組みだけではなく、現代社会の中でさまざまな課題を抱える日本各地の地域としても、沈滞する状況を好転させる新しい方法としても考えられます。

芸術が社会に貢献できることは、何と市長は考え、社会貢献にどう期待しているか、市長、お答え願います。

3番目、本市においてもアートによる地域振興があちこちで図られておりますが、本市における、アートによる地域振興の具体例とその成果効果を、具体的にわかりやすくお示してください。

4番目、全国各地にある廃校が、地域交流や地域振興の拠点として生まれ変わっております。これらは、自然農業体験を充実させる施設と、アート展示や工芸体験を楽しめる施設の2分野に分けることができます。地元の人々から、親しんだ校舎を惜しむ声が上がリ、学んだり、文化や地域の魅力やよさを再発見したりする拠点として再生させるケースは多いです。

本市の廃校の実態はどんなものでしょうか。また、本市内の小中学校再編計画は実行されるにつれて、本校でも廃校がますます増加していくことは確実な状況ですが、市長は増加していくこの廃校の利活用をどのようにされていくつもりであるのか、市長の見解と具体的方針を、わかりやすく明快に答弁してください。

5番目、粘土瓦業界においては、一部業績回復傾向が見られますが、まだまだ厳しい状況にあります。このような状況のもと、日置瓦工業協同組合は少ない組合員ながらも、主力商品である屋根瓦はもとより、壁、土間に

貼られる日置タイル瓦の販売拡大を図りながら、品質の向上、施工技術の向上に努めております。

このような状況から、市長は、日置の伝統工芸品である日置瓦の活用と、日置瓦工業協同組合の指導、支援をどう考え、どう実行しているか、市長の忌憚のない、率直で内容のある、誠意あふれる答弁を求めます。

第3点、最後であります。人口減少時代の自治体職員についてお尋ねいたします。

1番目、人口減少時代の自治体職員に求められるものは、人口減少の実態に真摯に向き合いつつ、自治行政の原点に立ち返り、空白を生まない、機能する自治体の創建に目指そうという気概を持つことから出発すべきと考えられます。その気概や具体的な思考や行動に、どのように切りかえていくのか。

人口減少時代における地域づくりの主体であり、触媒であり、リーダーたるべき自治体職員のあり方を、真剣に考えなければなりません。そして、自治体職員が職場を起点に、地域という現場に飛び込み、誰もがリーダーとなって課題解決に当たるような、そのような条件整備を図ることが、自治体管理職や首長のリーダーシップに求められます。

市長は、人口減少時代の自治体職員に求められるものは何であると考えているか、具体的、明快に答えてください。

2番目、人口減少時代に行政サービスを開発し、実施する職員の能力開発を進める要点で求められる一つの能力は自発性であります。自発性の前には、最低限の職務遂行能力が必要であり、そのために自治体は研修内容を充実させていくことが重要です。袋小路に迷い込まないために、人口減少自治体の職員には発展思考が求められます。

市長は、人口減少時代の行政サービスと職員の能力開発をどう考え、どう実行しているか、明快に詳細に答弁願います。

3番目、高度経済成長期は人口がふえることで歳入もふえ、新事業をどんどん積み上げることができる足し算の世界でありました。ところが、人口減少時代では、歳入は減るが歳出はそれほど減らず、その中で事業の優先順位を決めていかなければなりません。まさに引き算をしていくことが予算編成作業になります。

財政状況の厳しさが本格化する前に、超長期の財政シミュレーションを初め、金融人材の投与、自治体とCFO、チーフファイナンシャルオフィサーの導入を進め、万全の体制を構築すべきであります。まさしく、足し算から引き算への組織変革が必要です。

市長は人口減少時代の財務マネジメントと人材戦略をどう考え、どうしていくつもりか、市長の見解と方針を、わかりやすくはっきりとお示してください。

4番目、今日、協働という言葉で表現されているような、多様な主体の連携による公共世界の構築が求められている時代において、職員に求められる資質や生活様式は変化しています。また、今日のコミュニティー政策が多様化しており、さまざまな分野でコミュニティーの社会形成力に注目が集まる結果、役所のさまざまな部署がさまざまな仕方で、同一地域に複数の政策的働きかけをしています。それらを踏まえ、どのような総合調整的なスタイルを根づかせるかが重要であります。

市長は、地域コミュニティーの活性化と職員の役割をどう考え、どう実行しているか、市長の見解と実行中の方策を、明確に具体的に詳細にわかりやすく答弁願います。

以上申し上げ、具体的で明確、内容のある、誠意ある答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の人口減少時代における市長の政治

姿勢について、その1でございます。

本市は県都鹿児島市に隣接し、地理的、生活環境的にも利便性のよい地域でありますことから、行ってみたいくなる、住んでみたいくなる、住んでよかったと感じるまちづくりを行うべきであると考えております。そのためには、日置市の豊かな自然や観光地等を市外、県外へ発信し、交流人口の増大と定住促進対策、子育て支援対策などを実施しております。

2番目でございます。児童数の確保と地域活性化を図る目的として、平成23年度から新規の公営住宅の建設を行っており、現在40戸の住宅が完成し、入居者の状況につきましては145人で、うち市外からの入居者につきましては、19戸69人という状況となっております。

また、平成24年度から、市外から転入し、東市来、日吉、吹上地域において、定住のために、住宅を新築または購入された方へ、定住促進対策事業補助金を交付しておりますが、今年度までに42世帯へ補助金を交付し、139の方が定住しており、両事業におきまして一定の成果が出ていると考えております。

3番目でございます。総務省は人口減少が進むことで、人材や資金に限りがある、人口10万人以下の小規模自治体の中心地が空洞化することを危惧し、小規模自治体の地域再生の工程を4段階に分類し、最終段階では地域外に事業を拡大し、外部の町とも連携しながら地域のブランド化を目指すとしています。まさに、本市にも適応する工程表と考えますので、今後、調査研究を行いたいと考えております。

4番目でございます。国立社会保障・人口問題研究所がまとめた将来推計人口データによりますと、2040年度の日置市の20代から30代女性の人口試算では、2010年時より43.6%の減少としており、本市は

消滅可能性都市896市町村には入っておりません。

しかし、5割弱の減少が予測されていることから、出生率の低下によるさらなる少子・高齢化が進行しますので、子育てしやすい環境づくりや、若者が安心して生活できるように、雇用の場の確保、定住化に向けた環境づくりなどの対策を強化してまいりたいと考えております。

5番目でございます。現在、鹿児島市、いちき串木野市、姶良市、日置市、三島村、十島村を構成市村とする定住自立圏構想を目指し、勉強会を行っておりますが、今回の改正自治法によって、新たな選択肢としての地方中枢拠点都市圏構想ができました。

本市におきましても、鹿児島市が地理的、経済的に密接な関係であることから、鹿児島市の今後の動向を注視するとともに、定住自立圏構想の勉強会での協議等を踏まえ、市行政サービスの向上が、より図られる構想に着手したいと考えております。

2番目の、アートを活用したまちづくりについて、その1でございます。

アートは地域を活性化し得る可能性を持っており、地域振興の手段として、あるいは地域情報を発信する道具として活用すべきだと考えております。

市といたしましては、美山や野首、藤元、高山など、地区公民館による取り組みを支援し、地域の活性化をしているほか、NPO法人が実施する日吉地域のアートイベントを後援しております。

2番目でございます。本市では特に、非日常空間を創り出すことやアーティストを地域に招くことによって、多様な交流が促進され、地域に元気がもたらされていると考えております。それは、一過性のイベントなどで、一昼夜に成し得ることではありませんので、地道な取り組みを継続していく必要があります。

3番目でございます。美山地区では、窯元祭りを軸に、ウォークラリーや通行手形という通年の活動として取り組まれ、野首地区では、芸術家の滞在製作と地域資源の発掘を含めたイベントが展開されております。

高山地区では、大学等の音楽サークルとの交流や演奏会を通じて、地域イベントの支援をいただく体制がつくられており、日吉地域では工房めぐりを縦軸に、地域産業との連携も深まりつつあります。

4番目でございます。本市では、旧町時代を含め、8つの小学校と6つの中学校が閉校しております。そのうち、当時の校舎が活用されているものが6件あり、地区公民館などの公共施設として活用されているものが3件、普通財産として画家や事業主に貸し付けられている物件が3件でございます。閉校後の敷地に、地区公民館施設を新設した地区が5件あり、野首や高山のように、県内外から視察に訪れる先進事例もあります。

5番目でございます。本市を代表する地場産業の一つである日置瓦につきましては、セメント瓦の流行や和風建築離れが進み、現在では3工場だけで製造されております。この伝統工芸品である日置瓦が絶えないように、可能な限り、公共施設等での建築で活用してまいりたいと考えております。

これまで整備した公営住宅の屋根瓦や壁に、デザインポイントとして日置瓦を使用しております。また、美山地区に設置した観光モニユメントの屋根にも、少量でありましたが日置瓦をふきました。

3番目の、人口減少時代の自治体職員について、その1でございます。

人口減少を含めた社会経済情勢が大きく変化する現状において、市民から信頼を受け、市民ニーズに的確で良質なサービスを提供できる自治体であるためには、職員一人一人の資質を高め、精鋭化していくとともに、日置

市人材育成方針に掲げております職員像、全体の奉仕者としての高い使命感を持つ職員、地域に密着し意欲ある職員、経営感覚のある職員、市民から信頼される職員、市民の立場で市民と協働できる職員を具現化することが求められると考えております。

2番目でございます。人口減少は、税収の減少にもつながり、新たな行政ニーズの対応どころか、既に提供している行政サービスも見直しを余儀なくされます。そのことから、自治会や地区公民館、地域づくり団体、ボランティア団体、NPO法人、企業など、多様な主体が地域の担い手となって市と連携し、共生・協働による行政サービスを提供できる仕組みが必要と考えております。

また、職員の能力開発については、自分が組織に何を貢献できるかを考え、組織が自分に期待していることを理解し、方策を立て、それに応えようとする自立型職員の育成が必要と考えています。その実現に向けて、職員みずからの意思で、実践的職務能力を最大限に開発することを目的としたチャレンジ研修を含む自己啓発、職場内研修、職場外研修を行っております。

3番目でございます。地方公共団体における人口減少の問題につきましては、財政運営の面でも税収の減により、年々歳入が減っていく傾向にあります。一方で歳出は、施設や道路の管理経費のように固定経費として減らない経費もありますので、財政状況に応じて、事務事業を選択して執行していく必要があります。

このような財政環境の中で、将来の財政負担を考慮し、限られた財源を有効に活用した財政運営を行うための財政計画の策定や、行政需要に応じた企画立案、政策形成を担える人材の育成を図ることが重要であると考えております。

4番目でございます。地域コミュニティー

の維持存続や活性化には、自治と共生・協働、市民参画が不可欠でございます。日置市職員像としてあげております、地域に密着し、市民の立場で市民と協働できる職員として、引き続き地域とのコーディネーター役を担っていく必要があると考えております。

以上で終わります。

#### ○17番（田畑純二君）

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って質問していきます。

1、人口減少時代における市長の政治姿勢について。「まち・ひと・しごと創生本部」の最大の仕事は、地方省庁の縦割れを解除して、人口減対策や地方活性化のために、各地方自治体や民間の創意工夫を生かすことだと言われております。本部長の安倍首相は、9月5日、創生本部事務局の看板立てかけに立ち会い、約70人の職員に次のように訓示しました。「政権の最大の課題は、豊かで明るい地方をつくることだ。大切なのは現場主義で、霞が関の常識を忘れて地域にどんどん出てってほしい」。

副本部長の石破地方創生相も、「日本の消滅という事態を避けるための処方箋を出さないとこの国はなくなる」と強調しました。そして、「各省庁のいろんな要求を全部束ねた、ホチキスでとめるようなことは絶対にやらない」と述べ、縦割れ行政を打破し、仕事を進めるよう指示しました。

市長はこのような創生本部の仕事の考え方と本部長の訓示、副本部長の指示等をどう評価され、どう思われますか。その感想と、創生本部へどんなことを期待されるか、まずお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、創生本部におきまして新しく創設されました。その縦

割りの排除を含めまして、すばらしいことが地方に、特に来年度、15年度予算にどういうふうに反映していくのか、そこあたりを注視しながら、私どもも、そのことにおけます予算的などもやっていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

それで、全閣僚が参加するこの創生本部の初会合を9月12日に開き、今月半ばから、首相と関係閣僚を加えた、本部の下に設置する有識者会議で具体的政策の検討に入っており、年内に長期ビジョンをまとめる予定です。

この有識者会議のメンバーには、増田寛也元総務相、坂根正弘コマツ相談役らを起用し、地方で活躍する女性や農業関係者など12人程度を充てます。創生本部はこの有識者会議の意見を聞きながら、5年間の具体的な施策と工程表を示す総合戦略と、今後50年の長期ビジョンを年内に取りまとめる予定です。

市長はこれらに何をどう期待し、日置市でどう協力し、今後の行政にどう生かしていくつもりか、市長の見解と認識、方針と意気込み等を具体的にお示しください。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、このことについては、人口減少、特に地方におけます活力の不足ということで、地方にあらゆる手段を通じて活力をしてほしいという意味で創設されたと思っております。私どもも、またこの創生本部におけます戦略というものも、十分勉強し、研究していきたいというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

日置市では、先ほど市長も答弁されましたですけども、日本全国の中で896に上の消滅可能性都市の中には、幸いにも入ってないようです。しかし、日本全体と同様、少子高齢化、人口減少、若者流出問題は深刻です。

若い世代が本市で働き、暮らしていくこと

について、夢を持てるような魅力的な仕事、住みやすい環境をつくっていくべきですが、市長はこのことをどう思い、どんな政策をどう実行中で、その成果効果はどうか。また、不十分な点は今後どうしていくつもりか、ここで改めて具体的に述べてください。

#### ○市長（宮路高光君）

一番、若者が定着していく、それは雇用の場と思っております。今、大変厳しい国の中の、この企業誘致というのは大変難しい状況があるというふうに思っております。やはり、そういう状況の中であつたら、私どもはこういう日置市におきます特性をできる会社を創設し、またそこで雇用がいただける、そういう形をつくる以外しか、今後残されていないというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

市長は、昨年5月、3期目の日置市長マニフェストの中で、次のように述べておられます。「私たちの日置市は、やさしさにあふれた安心と安全のまちづくりを目指します。2013宮路高光シティーマニフェスト要綱1、安心して安全に暮らせる住みよい日置市をつくります。2、行財政改革を推進し、財源を確保するとともに、持続可能な行政運営を目指します。3、市民参加による共生・協働、元気で魅力ある地域づくりを進めます。4、安心・安全な農林水産物の供給と観光振興を推進します。5、環境にやさしいまちづくりと、スマートコミュニティ構想の普及を支援します。そして、1から5までに、おのおの3項目から6項目の細かい具体的な施策、事業内容を列記されてる。

それで、現在3期目の1年3カ月が過ぎておりますが、市長は、このマニフェスト5項目の現在までの実績、進捗状況を現時点でどう自己評価し、不十分で足りないと思われる点を、今後どう実行し、実施されていかれるのでしょうか。

また、これらの中で人口減少対策として取り組んでいる具体的な方策、今まで述べられましたですけれども、平成28年からの第2次総合計画にどう関連づけていくつもりかなど、市長の見解、方針と意気込み、決意等をもう一度、さらに具体的にここで答弁してください。

#### ○市長（宮路高光君）

マニフェストの達成率というものでございますけれども、1年半ぐらい過ぎたこの時点の中におきまして、まだ十分でないというふうに認識しております。やはり私どもの町に、安心して暮らせる施策、また人口減少していく中において、定住促進等、こういったいろいろと交流人口ができるような政策等もやっておりますけど、まだ十分じゃないというふうに認識しております。

今後、この総合計画の問題につきましても、やはり定住促進と申しますか、人口減少はどうしても免れない。そういう中において、やはり交流人口をいかにして活用しながらやっていくか、いろんな方々と知恵を出しながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

それから、人口減少問題には、個性と事実の2つをしっかりと考えていくと、おのずと答え出てくると主張する首長もおります。そしてその打開策の一つは、地の利を生かした産業振興であるとも考えられます。

介護、医療、福祉といった成長産業や、農林水産業、観光など、各地域の強みを見直し、課題を一つずつ克服していくべきです。そして首長は、現場主義、スピード重視を基本姿勢として、現場で活躍している企業の方々、農林水産業の方々、地域の住民の皆様方の生の声をしっかりと聞きながら、期待に添えていくかと思われま。

市長もそういう姿勢で実際されとると思

ますが、それぞれ立場が違えば、実現できるもの、できないもの、当然出てきますが、向かい合って意思疎通を図ること、コミュニケーションを行うプロセス自体も重要であります。ここで改めて言うまでもなく、日置市内の政、財、官、金、民、一丸となって、さらなる光り輝く日置市の創造に全力で邁進し、日置市をさらに躍進させていくべきであります。

そのためには、そのためのキーになるなら、人で発展し、活気みなぎる地域には必ずキーパーソンがおり、そのキーパーソンを中心に柔軟な発想のもと、地域住民みんなが力を合わせております。今の時代に合う形に地域の人たちが変わって、一つの方向にみんなで走っております。地方再生のヒント、知恵は地方にこそあり、それを処方箋に変えて全国に発信すべきだという知事もおります。

以上のことを聞かれて、市長はどう思われますか。市長の見解と認識、今後の政治姿勢、意気込み、決意等を改めて具体的にお示ください。

#### ○市長（宮路高光君）

地域を再生、活性化していくには、やはり人だと思っております。その人の力の中で、地域が明るくもなる、また暗くもなっていきます。私ども、それぞれのすばらしい伝統行事を持っております。その伝統行事の中におきましても、リーダーが必要でございます。

今後、産業の中におきましても、農林産業におきましても、やはり担い手と申しますか、地域リーダー、そういう中で、あらゆる分野の中で、リーダーの皆様方と十分ディスカッションしながら、日置市に合った政策というのをやっていきたいと思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

首長や、我々地方議会議員、さらには国会議員は、みずからの選挙区を守ろうと、食いとめられない人口減少に対し、国民の税金を

効果のない施策に投じて、無駄な抵抗を試みないようにしなければなりません。一番目に述べましたが、地域全体が転ばないようにするには、選択と集中の考え方のもと、地域の特色に磨きをかけて、地域の魅力と潜在力を引き出すために、限られた財源と人材をよりよく生かすことが求められます。その一方では、多様性や持続と共生、回復力を重視した多様な地域社会の共生、という選択肢もあります。

日本という国のあり方と、地方の暮らしとの双方がうまく選択肢あり得るし、その道筋こそが国民みんなで探求し、回復させなければならぬものであるのだ。さまざまな検証がそうした議論の展開するものになるよう期待したいという大学教授もおります。

複雑で難しい問題ではありますが、市長はこのことをどう思われますか。市長の前向きで気概あふれる、明快、明確なる答弁と意気込み、決意を求めます。

#### ○市長（宮路高光君）

集中と選択という言葉、これは本当にすばらしい言葉であるというふうに思っております。私どもやはり、地域によって大変過疎地域がございます。やはり選択、集中していけば、なお過疎が加速します。やはりこの実態に合った形の中で、集中、選択というのをしていかなきゃならない。

170ぐらいの自治会ございますけれど、やはり大変高齢化の厳しいところもございませし、また子どもたちの多いところもございませす。そういう中で、いろいろな政策につきましても、現場に合った形の中で政策をしていくべきだというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

地方自治体の地域活性化策を国が後押しする地域再生法改正案の全容が、9月11日判明しました。地方の創生、創意工夫を生かすため、自治体が主体的に新たな支援策を首相に

提案できることを前面に出しました。

また、他の法律に基づく支援策を自治体が申請する窓口を一元化、省庁縦割れの弊害をなくします。人口減少の克服に向け、政府が進めた地方創生の一環で、改正案を秋の臨時国会に提出します。

市長はこの改正法案をどう評価し、今後本市行政にさらにどう生かして、日置市内の地方創生化へつなげていくか、意気込みと具体的にわかりやすく答弁してください。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、規制緩和等におきまして、今まで省庁の規制がございましたけど、提案式といいますか、それぞれの自治体におきます、それぞれの計画性を含めた中で、国もそれは認めるということでございますので、私どもの地域にありますそれぞれの分野に、また目を配りながら、日置市でするその創造計画というのも、国のほうに出していける分については出していきたいというふうに思っております。

#### ○17番（田畑純二君）

それから、日本創成会議の座長、増田寛也元総務相は、2040年時点で人口が1万人を切る市町村は、日本全国の523自治体で、全体の29.1%であり、これらはこのままでは人口減はとまらず、消滅可能性が高いとしています。

会見で同時に、ストップ少子化戦略と元気戦略を発表して、ストップ少子化戦略では、若者が結婚し、子どもを産み、育てやすい環境づくりのため、全ての政策を集中すべきとして、雇用生活の安定策、結婚、妊娠、出産支援、子育て支援、さらに特に企業の協力が重要な要素であるとし、育休の完全取得、定時退社促進、残業割り増し率の引き上げなどを提言しています。

市長はこの提言を本市の少子化対策に、さらに今後どうしていくつもりか。決意と意気込みと、再度、改めてわかりやすく答弁して



ください。

**○市長（宮路高光君）**

今、ご指摘ありましたそれぞれの項目、特に若者が住みやすい環境、また子育てをしやすい環境、そういう中におきまして、今、市の単独の中でもやっておりますけど、やはりいろんな中において、国策でこれだけ人口減少と言っておりますので、国策でやっていかなければ、いろんな問題が市町村間の引っ張り合いになってしまう。

私ども市長会の中でも、国策としていろんなことに対する財源の裏づけをしてほしいということをおっしゃいますので、今後ともこういういろんな場面の中で、国のほうに申し入れをしていきたいと思っております。

**○17番（田畑純二君）**

そして、地方元気戦略では、基本目標を、地方から大都市の流れを変えること、特に東京一極集中に歯どめをかけることに置き、2020年の東京五輪を視野に、対応を急ぐ必要があると強調しています。同時に、先ほど言いましたように、選択と集中の考え方のもとで、地域の多様な取り組みを支援すべきとしました。また、女性、人材活躍戦略として、女性や高齢者、海外人材の活躍推進に強力に取り組むことも提唱しています。

市長はこれらの提唱を、本市の地方元気戦略にどう生かし、どのように本市の地域活性化を図っていくつもりか、決意等再度答えてください。

**○市長（宮路高光君）**

地方再生という言葉と東京一極集中この排除、こういうことが今回の大きな一つのテーマであったというふうに思っております。その中で、さっきも申し上げましたとおり、特にこの15年度予算にそういうものがどう表れてくるのか、やはりここあたりもきちっと見極めながら進めていきたいというふうに思っております。

**○17番（田畑純二君）**

文部科学省のまとめによりますと、2011年度までの20年間で、公立の小中学校、高校など約6,800校が廃校となりました。その中で魅力ある廃校としてうまく活用されている廃校には、必ず地域に誇りを持っている人たちの存在があります。観光もいいが地元の人とともに活動し、その文化に触れる経験はまた違った余力をもたらしてくれるとも言われてるんです。

けさの南日本新聞の「記者の目」にも、本市の高山の廃校の例が記載してありますけども、そして、先ほど答弁された本市の実態でも同じようなことが言えると思いますが、本市でも、今後ますますふえてく廃校をうまく活用していくためには、この市の自分たちの地域に誇りを持っている人たちを地域ごとに掘り起し、行政と一緒に働き、動き、協働していくように、なお一層うまく働きかける必要があるというふうに思われます。

この点に対する市長の考え方、見解と今後の方針、決意をさらに深く突っ込んでお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

今まで廃校されたところにおきましても、それぞれの手を打ってまいりました。今後廃校するに当たりましても、一つの活性化、地区館というのがございますけど、そういう拠点施設を整備していくのもございますけど、今後一番大きな多様化の中、やはり福祉といえますか、介護予防といえますか、そういうものを私はそういう廃校したところで今後やっていく必要があると。

そうすることで、やはり地域の方々が、その学びやのところにおいていただき、介護予防等におきまして、いつも言っておりますとおり、健康寿命が少しでも長くなる、そういう政策というのをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

あと2分しかありませんので。

○17番（田畑純二君）

はい。本市の近隣の自治体で、次のような姿勢で市制を運営している市長もおります。すなわち、舞台の発表になぞらえて、市長は仕掛け人、プロデューサー、ステージに上がってスポットを浴びるのは市民、職員は照明係や音響係、黒子に徹して、市民と地域のために全力で働くだけです。

市長はこのような市政運営をどう評価し、どう思われますか。また、自分の施政方針、政治姿勢、方針と違う点があればお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

そのとおりだと思っております。やはり市民と私ども職員も含め、共生・協働というものの中で、役割分担というものがございまして、十分その役割分担を認識しながら進めていくべきだと思っております。

○17番（田畑純二君）

もう時間があと1分しかありません。これで最後にしますが、今度は地方公務員の、今考えてる課題、一般的に言われてるんですけども、具体的に細かく言いますと、地方公務員は人事権を持つ首長に恐怖感を感じ、自分の言いたいことや思うような行動ができない状況が懸念されてるんじゃないかと指摘する人もおります。

市長は、本市の実態をどのように感じ、どのように思っておられますか。複雑、微妙で、市長が答えづらいことは十分承知の上で、市長の率直な認識を答弁を期待して、私の一般質問は終わります。

○市長（宮路高光君）

首長にものが言えないということは、いかなものかと。職員もいろんな立場でございまして、やはり堂々と政策論等言えないと思っておりますので、そういう私はいろいろ

ろオープンな中で今後ともおりますので、いろんな提言をいただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

次に、7番山口初美さんの質問を許可します。

〔7番山口初美さん登壇〕

○7番（山口初美さん）

私は日本共産党を代表して一般質問を行います。市民の皆さんから寄せられた声を市政に届け、その願い実現のために、今回は大きな項目で、5項目について質問いたします。

まず初めの質問は、受動喫煙対策についてです。

近年オリンピック開催地などでは、受動喫煙を条例や法律で防止しているようです。他人の吸ったたばこの煙を吸わされる受動喫煙対策が必要と考えます。本市でも、マナーやモラルに頼るのではなく、公共の場での受動喫煙を防止する条例をつくってはいかがでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

本市は、健康づくり条例を制定するなど、健康づくりに力を入れています。医療費削減の観点からも、受動喫煙防止条例は有効と考えますが、いかがお考えでしょうか。

2問目は、店舗リフォーム助成制度についてです。仕事おこしと地域活性化策として、店舗リフォーム助成制度を新設できないか伺います。住宅リフォーム助成制度が実現し、業者や市民の皆さんから大変喜ばれておりますが、住宅リフォーム助成制度とは別に、今回は商店などのリフォームの助成ができないものか伺いいたします。

次は、学校給食の無料化について質問します。学校給食法ができてから、こととして60年を迎えました。給食は教育の一環であるということが明確に位置づけられている学校給食法の精神は、大変すばらしいものです。給食に係る費用は、この学校給食法によって、

食材費は保護者負担、整備や運営費は自治体負担と定められています。

今現在、核家族化が進み、共働きがふえ、両親とも深夜まで働くとか、また片方の親しかいないなど、家族の形も姿も変化してきていますし、子育て中の若い人は、特に非正規などの厳しい雇用状況にあります。3食のうち、最も安定的に食事がとれるのは給食という子どもも少なからずいる状況にあります。子どもたちが大好きな学校給食です。今回まず、給食費が払えず、肩身の狭い思いをしている児童生徒はいないかということで、教育長に質問します。

本市では、就学援助制度も活用されていて、給食費も支給対象となっておりますが、1学期の分が2学期になってから支給されるなど、改善の必要があります。一旦払った後で支給されますので、生活の苦しい家庭では、給食費が払えていない状況もあるのではないのでしょうか。

さて、憲法26条に保障されている教育を受ける権利と、義務教育はこれを無償とするとの精神に照らせば、本来給食は無料であるべきではないのでしょうか。学校給食は人間づくりの基本であり、生命の尊さを学ぶ場でもあります。誰もがお金の心配なく、行き届いた教育を受けることができるようにするため、給食費の無料化を実施する考えはないか、教育長に伺います。

次は、脱原発について質問します。川内原発の再稼働について、原子力規制委員会が新規規制基準に適合していると審査の結果を発表しました。審査撤回を求める声は日増しに大きくなっています。川内原発の再稼働に反対する一点共闘の運動は、大きな盛り上がりを見せています。

今月の28日には、鹿児島市の天文館公園で、川内原発再稼働ストップ全国集会が計画されています。川内原発を原発の再稼働の突

破口には絶対にさせないぞと、さよなら原発！日置の会も党派を越えた市民が力を合わせ、さまざまな取り組みを続けてきました。

私たち、さよなら原発！日置の会でも話題になっているのが、川内原発でもし事故が起きて、オフサイトセンターが機能しなくなった場合、日置市にある消防学校に、オフサイトセンターの代替施設としてオフサイトセンターを移設するというこの問題です。このオフサイトセンターの進捗状況について、まず伺います。

2問目は、要援護者や小中学校の避難計画の進捗状況について、市長と教育長に伺います。

5問目の質問は、高すぎる国保税の引き下げについてです。余りにも高過ぎる国保税への対策として、国保には減免制度が置かれています。法定減免の2割、5割、7割です。ただし、この減免制度が不十分であり、なおかつ免除措置がないという問題があります。法定減免だけでは極めて不十分なのです。

ご承知のように、経済的に厳しい世帯が多く加入しているのが国保です。自己責任や相互扶助、つまり個人の力や家族や地域の助け合いだけでは対応できない問題だからこそ、国保が整備されてきたわけです。しかし、命や健康を守るための国保が、負担能力を超える重い負担のために、命や健康を守るどころか、暮らしまでも脅かす事態となっています。

その解決のためのさまざまなご提案をこれまでもさせていただきましたが、今回は、国保税を払えば、生活保護基準以下の所得水準になる世帯があるのではないかと、まず伺います。命や健康、暮らしにかかわる大問題ですから、一日も早く改善しなければなりません。この問題について、市としてどのように考えておられるのか伺っていきます。

貧困は主に個人の責任によって起きるものではありません。天災や病気や失業などのさ

さまざまな理由によって、家計が逼迫することがあります。国保税を払いたくても払えない市民は、役所に相談にみえます。市の窓口では、分納相談に応じていますが、もともとの金額が大きければ、分納相談だけでは対応しきれない場合もあるのではないのでしょうか。実際に7割の法定減免の方でも、かなり分納でもきつとおっしゃっています。そういう方々へは、分納だけではなく、病院にかかる場合の医療費の免除制度や国保税の支払い猶予など、できたらと考えますがいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の受動喫煙対策について、受動喫煙による健康への悪影響につきましては、肺がんや循環器疾患等のリスクが上昇する等、受動喫煙対策の重要性は十分認識しております。市でも、元気な市民づくり運動計画を策定し、その中で禁煙支援等についても明記し、推進しているところでございます。また、県においても、受動喫煙対策として「健康かごしま21」計画の中で推進しておりますので、市といたしましても、関係機関との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、市では、平成28年度、新たに「元気な市民づくり運動推進計画」を策定予定であり、受動喫煙対策についても明記する予定でございますので、条例をつくる考えは現在のところございません。

2番目でございます。受動喫煙対策につきましては、鹿児島県の課題でもあります慢性閉塞性肺疾患の重要要因でもあり、医療費適正化の観点からも有効であることは十分に認識しております。

喫煙対策は、計画書等に明記するだけでなく、市民の皆様方に受動喫煙防止対策の必要

性についてご理解いただくことが重要であるため、広報誌等を活用するなど、地域に広く浸透するよう推進してまいります。そのことにより、市民の健康増進への直接的な効果はもとより、長期的にも医療費の削減など、幅広い効果が期待できると考えております。

2番目の、店舗リフォーム助成制度について。市内商工業の育成及び振興を目的として、商工業者の経営の安定を図るため、市単独事業として、商工業制度資金等利子補給補助金交付事業を実施しております。

この事業は、設備資金と運転資金が対象となっており、店舗リフォームのための借入金も設備資金に該当いたします。利子補給額は、設備資金は借入金額の2%となっております。この助成事業は、資金の借り入れが条件となりますが、今後もこの事業を継続してまいりますので、ご質問の店舗リフォーム助成制度につきましては、今のところ考えておりません。

学校給食については、教育長のほうに答弁をさせます。

4番目の脱原発についての1番目でございます。

オフサイトセンターの代替オフサイトセンターの移転につきましては、国の原子力災害対策本部で決定されております。放射能等の防護対策やオフサイトセンターとしての設備等についても、国及び県において整備していくものと認識しております。

2番目でございます。鹿児島県においては、川内原子力発電所から10kmまでの要援護者避難計画は7月20日に策定を完了しておりますが、10kmから30km圏の医療機関等の要援護者避難計画については、国の動向を見ながら、今後仕組みづくりを検討するとしております。これらは、国の原子力規制委員会から、「UPZについては、屋内退避を中心に行うことが合理的」という知見が示されたこ

とや、無理に避難すると、かえって健康リスクが高まる恐れがあります。

また、UPZでは、一斉に非難するのではなく、県内73カ所にあるモニタリングポストの空間放射能率の測定値に基づき、放射能の飛散状況を精査した上で、地域を特定して避難指示が出されることなどから、入院患者や施設入所者の安全を確保できる仕組みづくりについて、検討がなされているところでございます。

市といたしましても、今後も国、県の動きを見ながら、家庭内の要援護者、病院等施設の要援護者の充実した避難計画を策定してまいります。

5番目の、高すぎる国保税の引き下げについて。国保税算定の基礎となる前年度中の合計総所得金額が33万円以下の場合、保険税のうち、均等割と平等割を7割軽減する制度がございます。この7割軽減を受ける世帯は、2,767世帯であり、このうち所得なし世帯は1,639世帯でございます。したがって、この中には生活保護基準の所得になる世帯もあると思われま。

その2でございます。医療費の免除制度につきましては、日置市国民健康保険における一部負担の減免や、徴収猶予及び保健医療機関等の一部負担の取り扱いがございますので、条件に該当する場合は申請していただくこととなります。

地方税法では、納税者が災害、病気、事業廃止等で一時に納税することができないなどの場合には、納税者の申請によって一定期間徴収を猶予する規定がございます。分納相談においても、これらの要件に該当しない場合が多く、納期内に納付することができない、やむを得ない事情を勘案して、市税の分納誓約によって、分割納付を認めている状況でございます。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

学校給食の無料化についてお答えいたします。

1番目です。給食費の納入につきましては、直接保護者へお願いしており、子どもたちにそのことを知らせることはないものと捉えております。今のところ、給食費の未納が子どもたちの学校生活に影響を与えているという報告は、学校からも届いておりません。

2番目です。子育て支援策として、給食費の無償化を行っているところがあることは承知をいたしております。しかしながら、食材料費については、学校給食法第11条の第2項の規定により、児童生徒の保護者が負担するものとなっております。本市としては今のところ無料にすることは考えておりません。

次に、原発についてですが、30km圏内の12小中学校には、昨年度原子力防災マニュアルを作成するように指導し、全校で作成されております。今年度は日置市の避難計画等をもとに、学校の状況を考慮した避難計画を作成するよう指導しているところであります。現在7校が作成済みで、残り5校は作成中であります。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

ここで暫く休憩いたします。次の会議を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○7番（山口初美さん）

まず、受動喫煙対策についてから、繰り返し質問していきたいと思っております。条例をつくる考えはないというご答弁でございました。しかし、せっかくの機会ですので、少し準備

した質問、続けさせていただきます。

厚生労働省の研究班は、受動喫煙で肺がんや心臓病で死亡する成人が、国内で毎年約6,800人に上ると推定をしています。国内、県段階での条例化が、少し進んできているようでございます。

兵庫県の条例第18号、受動喫煙防止等に関する条例というのの前文を少し読ませていただきます。「がんや脳血管疾患、心臓病などの生活習慣病などの発症の要因に、たばこの煙が深くかかわっており、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかとなっている。このことから未成年者及び妊婦を初め、県民がたばこの煙にさらされることによる健康への危険を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙の防止などについて事業者等への周知を行うとともに、県民運動と連携した普及啓発活動を県内各地で展開し、受動喫煙の防止等に関する取り組みの推進を図ってきた。しかしながら、依然として、多くの県民が受動喫煙に合っており、とりわけ喫煙習慣のない県民が、健康で快適に生活することを妨げられている。このため、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて、改めて感心及び理解を深め、受動喫煙の防止などに取り組む必要がある。このような認識に基づき、受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、この条例を制定する」とあります。

本市でもある程度、分煙が定着をしてきているように見受けられます。しかし、喫煙者の圧倒的多数は、心の中ではやめられるならやめたいと思っているのではないのでしょうか。喫煙できる場所をなくしていくことは、吸う人にとっても理にかなったことではないかと私は考えますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今、分煙で、それぞれの所定した場所でたばこを吸っている状況でございますので、当分は公共施設の中ではそのような状況で進んでいくべきであると思っております。

○7番（山口初美さん）

世界保健機構WHOは2003年に採択されたたばこ規制枠組条約で、全ての室内の職場と全ての公衆の集まる場所は禁煙でなければならないとし、例外なき受動喫煙からの保護を実施する義務を締約国に課しています。日本は2004年にこの条約を批准しました。既に10年が経過しようとしていますが、有効な手立てをとっていません。

繰り返しになりますけれども、私は分煙は気休めだと感じています。ドアの開閉時ににおいがしたり、喫煙所になっているところのですね。近くを通れば、煙を吸わざるを得ない、煙を吸いたくない人が仕方なくたばこの煙を吸わされている例はたくさんあると思います。また、町のいたるところに吸い殻が落ちています。歩きながらたばこを吸われる方がおられるのかもしれない。

たばこを吸う人のモラル、マナー、市民へのこういう啓発など、今後どう取り組んでいられるのか。健康づくり条例を、ほかのところにはないものを、この日置市は率先してつくってきたわけですが、こういうことを今後どのように力を入れていられるのか、最後に伺って次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

健康条例はつくり、このことについてはいろんな対策もさしてもらっております。環境のモラルといいますか、中でもポイ捨てというようなものも含めて、環境条例の中でもうたわれておりますので、改めてこの受動喫煙防止条例というのは鹿児島県内においてもまだございませんので、いろいろとほかの団体とも注視しながら進めていきたいと思っております。

## ○7番（山口初美さん）

東京オリンピックも控えておりますので、また、この条例化は全国で進んでいくかというふうに考えております。ぜひ今回ご提案させていただきましたので、前向きにご検討を期待しておきたいと思っております。

2問目の商店版のリフォーム助成ですが、せっかくの機会ですので、本市では実施する考えはないというふうにご答弁がありましたけれども、幾つか例をご紹介したいと思っております。

群馬県の高崎市では、1年半前にこの商店リニューアル助成というのを開始して、お店も気持ちも地域も明るくなると大評判です。

富山県入善町は、店舗の新築、増築、リニューアルや備品購入に対する助成制度を、ことし創設しました。この制度は、元気な商店街再生事業補助金といたしまして、減少している店舗数に歯どめをかけて、町中のにぎわいを創出することが目的です。対象となるのは従業員10人以下の商業、サービス業などです。中心市街地の商店が100万円以上かけて店舗を新築、増築、改装、備品の取得、さらに空き店舗などを取得した場合、その費用の3分の1を補助するものです。エアコンなどの設備についても、必要なものであれば、極力認めることにしたいとしています。子どもなどの後継者が引き継ぐ際の補助率は2分の1で、助成限度額も200万円となっているようです。

今後また前向きにご検討いただけるように期待して、次の質問に移りたいと思っております。

給食費の無料化でございますが、ご答弁を教育長からいただきまして、肩身の狭い思いをしている児童はいないということで安心をいたしました。

この給食費の無料化、日本全国いろんなところでやっているところがありますので、少しご紹介したいと思っておりますが、群馬県では学

校給食費の無料化を目指す会が結成されました。子どもの医療費を中学校卒業まで窓口で無料化している群馬県で、今度は学校給食費の無料化を目指す会が結成されました。シンポジウムなど行ったりしていますが、2010年の4月から、南牧村が子育て支援策として開始し、上野村、神流町が続き、ことし4月には、富岡市では10月の実施予定になっています。安中市では無料化を公約した市長さんが誕生されたということです。

秋田県の南秋田郡八郎潟町では、2012年の4月から、給食費の全額助成を始めました。この町では無料化に伴い、食材を地元産のもののできるだけ使うことに町民上げて取り組んで、地域が町全体が元気になったということで注目されています。給食の野菜をつくる農家は3倍になるなど、安心・安全な地元でとれた野菜を子どもたちに食べてもらおうと、農家がやりがいを感じて力を合わせているというようなことです。

北海道の三笠市では、18年度から小学生全員の給食を無料化しています。

和歌山県の新宮市では、月額1,000円の軽減措置をとっているということです。まだまだ紹介しきれませんが、お金のあるなしにかかわらず、どんな家庭の子どもであっても、安心して給食を食べることができるようにするため、今後日本中で、給食費は無料が当たり前になることを願っています。

本市ではまず、できるところから就学援助制度の改善、拡充が進むことを期待して、再度教育長のこれに対する見解を伺って、次の質問に移りたいと思っております。

## ○教育長（田代宗夫君）

先ほどのご質問の中で、憲法にうたってある義務教育は無料とするということでしたけれども、憲法でうたっていることと、学校給食法でうたっていることは違うというのはおかしいと思われると思っておりますが、学校給食法

では、保護者の負担とするとなっております。これはご案内のとおりだと思んですけども、この憲法で言っている無償というのは、授業料を無償とするという意味でありまして、したがって、これについての判決は、昭和39年に判決の中で、憲法で言う無償というのは授業料のことであって、その他のものではないというような判決も出ておりますので、私どもはその立場でやっております。

ただ、困っている子どもたちにとっては、就学援助費で対応しておりますし、本当に非課税世帯、課税世帯であっても、本当に苦しい家庭については、再度調査をしながら、本当に苦しいのであれば対象にするなどの対応をこれまでできております。

以上です。

#### ○7番（山口初美さん）

脱原発の質問に移りたいと思います。今回オフサイトセンターのことを取り上げました。オフサイトセンターというのは、原子力災害対策特別措置法施行規則第16条に、主務大臣が緊急事態応急対策拠点施設、これをオフサイトセンターというわけですが、指定するための要件が定められておりまして、12項目これがございます。この12番目に、当該オフサイトセンターが使用できない場合に備えて、当該オフサイトセンターから移動が可能な場所に、これに代替することができる施設（必要な交通手段が確保でき、かつ必要な通信設備を備えた十分な広さを有する施設を確保しています）というふうになっておりまして、これが本市の消防学校に設置されるというようなこととございます。

先ほど、市長のご答弁では、進捗状況をお聞きしたのですが、進捗状況は何も書かれておりませんので、つまり何も説明は受けていないということなのか、その点を再度伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

まだ私どものほうには、消防学校におきますオフサイトセンターのその進捗と申しますか、そういうものはまだお話をいただいておりますので、今後そういう形の中でお話があるというふうに思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

私がお聞きしたところによりますと、オフサイトセンターが本市の消防学校に移設された場合には、職員1名を派遣することになっているという説明を受けました。これは、誰が行くことになるのかとか、そういう協議ができていのかどうかについて伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

まだ、そういう具体的に県とのやり取りは、今の段階でやっておりません。

#### ○7番（山口初美さん）

職員を派遣するといっても、もし事故が起こった場合ですので、事故が収束するまで1人がずっと缶詰めになってそこにいなければならないのか。それとも、交代要員も準備しなければならないのかとか、具体的なことが、本当に今後具体化されていくだろうと思いますが、そういう説明も何もないということは、市民から見れば、本当にどうなのかという思いがするわけですが、このオフサイトセンター、1番目に、対象となる原子力事業所からの距離は20km未満であって、当該原子力事業所において行われる原子炉の運転などの特性を勘案してありますというふうになっておりますが、この辺については市長はどのように考えられますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

このオフサイトセンターの代替というのは、さっきも申し上げましたとおり、これは国、県がいろいろと整備していくと。今さっき言いましたように、職員が派遣されるということで、市のほうからの派遣ということは何も聞いておりません。基本的に、国、県のほう



がそういう形の中で配置をされるというふうに認識をしております。

**○7番（山口初美さん）**

日置市にある消防学校ですので、市長も何も知らない、説明を受けていないでは済まない問題じゃないかと思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

**○市長（宮路高光君）**

今後、さっきも申し上げましたとおり、そういう工事とか進捗する中におきましては、私どものほうからもお聞きしたり、また県のほうからも説明があるというふうに思っております。

**○7番（山口初美さん）**

再稼働が来年の初めにもされようというような、そういう緊迫した事態になっている段階で、このようなオフサイトセンターというのは重要な施設ですね。再稼働されたその日に大事故が起こる可能性だってあるわけです。

このオフサイトセンターの要件の中に、「関係者が参集するために必要な道路、ヘリポート、そのほかの交通手段を確保しています。テレビ会議システム、電話、ファクシミリ装置及びその他の通信設備を備えています。対象となる原子力事業所に設置されている放射線測定設備、その他の放射線測定設備、気象及び原子力事業所内の状況に関する情報を収集する設備を備えています。原子力災害合同対策協議会を設置する場所を含めて、床面積は800m<sup>2</sup>以上を確保しています。対象となる原子力事業所を担当する原子力防災専門官の事務室を備えています。原子力災害時の施設内における被ばく放射線量を低減するため、コンクリート壁及び換気設備を設置するとともに、そのほかの必要な措置を講じています」とあります。

こういうコンクリート壁っていうのは、事故が起こってからつくられるわけではなくて、もう再稼働が目前であれば、コンクリート壁

工事に取りかかって、完成が間近というような状況でなければならないと思うんですが、その点については市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

防護策だと思っております。そういうもので保護しなきゃならないものでございますので、消防学校の場合は、代替地という部分でございますので、そこあたりの部分については、県がいろいろ進捗を見ながら整備をしていくというふうに認識しております。

**○7番（山口初美さん）**

続けていきます。「人体または作業着、履物など、人体に着用している物の表面の放射性物質を除去するための設備を備えています。敷地内またはその近傍に、報道の用に供するために必要な広さの区画を設けています。当該オフサイトセンター及び設備の維持及び管理に関して、責任の範囲を適正かつ明確にしています」。

この責任というのは、市にもあるのではないかというふうに考えますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今、市という言葉が出ましたけど、あるいはさっきも申し上げましたとおり、これは国です。国のほうできちっと整備をしていくのが当たり前でございますので、私どものほうがこういうオフサイトセンターにおきます設備ということに対しますことは行えませんので、やはり国もしくは県のほうできちっと整備されていくというふうに認識しております。

**○7番（山口初美さん）**

続けてあと少し、「原子力事業者防災業務計画申請書に基づく原子力事業所の施設の構造などを記載した書類、保安規定の写し及び施設の配置図を保管する設備を設けています」と、このようなことがずっとこの要件として定められているわけです。

こういうことを、本市の消防学校の施設の中にこういうオフサイトセンターを設置すると、もし事故があった場合に、川内原発の近くにあるオフサイトセンターが使用できなくなった場合に、本市の消防学校にオフサイトセンターを移設するということですので、再稼働が目前に迫っている以上は、こういうことをきちんと市のほうでもつかんで、対処していく必要があるということを実に思うわけですが、再度、こういう、市には何もない状態で、説明も何もない状態で、この再稼働というような方向で、県も電力会社も国も突き進もうとしているわけですが、そのことについての市長の見解を再度伺います。

**○市長（宮路高光君）**

この再稼働とは別に、オフサイトセンターというのはきちっと整備をしていくべきなことだと思っております。そういうことおきまして、私どもまだ詳細には、いろいろな中で県から報告はされておられませんので、今後、消防学校におきますオフサイトセンターの概要とか、いろいろなものについては県のほうから説明があるというふうに思っております。

**○7番（山口初美さん）**

それでは、避難計画のほうに質問を移らせていただきますが、この要援護者の避難計画、まだこれからしくみをつくっていくというようご答弁でございます。本当に再稼働された場合に、もし事故が起きた場合に、1人の犠牲者も出さずに、安全に避難することができるのかどうかというのは、市民は大変不安に思っているわけです。

今からしくみをつくっていくとおっしゃいますが、これはいつまでに完全な避難計画をつくるおつもりなのか。この点は、市長と教育長にも、まだできていないところもございまして、じゃあ市長と教育長にこの点について伺います。

**○市長（宮路高光君）**

さっきも申し上げましたとおり、避難計画、特に今、危惧しているのは要援護者の避難計画ということで、これがまだ整備されていないということでございます。このことについては、特に県とのかかわりといいますか、大変大きなものがございますので、まだいつまでという部分は私どものほうもお聞きしておりませんが、なるべく早い時期の中におきまして、知事のほうもそのような見解しておりますので、市と打ち合わせをしながら、この30圏以内におけます要援護者の計画を作成していきたいと思っております。

**○教育長（田代宗夫君）**

先ほど申し上げたとおりなんですが、学校でいろいろ計画を立てておりますけれども、やはり基本的には、私ども学校は屋内退避をまずいかに早くするかということ。もう一つは、退避した子どもたちを、いかに確実に保護者に引き渡すかということが一番ポイントになるところだと思います。

なお、保護者に引き渡しができずに、そこから避難せざるを得なくなったときは、これは大変な、大きな問題がまた控えているのではないかなと思います。たくさん子どもたちをどうやって、学校の存在している自治体の避難所に避難することになります。そうなりますと、これからは私どもの手に負えない部分でありますし、また風向きとかあるいは事故の大きさによっては、先ほどはUPZの範囲内30km圏内の学校を対象にしておりますが、今全ての学校に、やはり一通りの計画はつくらせるべきだということで、今回また、他の学校にもつくるように、今指示をしております。できるだけ早く、計画はつくっていただきたいと思っております。

以上です。

**○7番（山口初美さん）**

避難先の確保とか、それから避難の手段など、本当にこう避難計画をつくるといっても、

本当に困難な問題がたくさんあると思います。計画をつくるという方向で進めてはおられますが、本当にそれが1人の犠牲者も出さずに、本当に避難できるというふうには私は考えることができませんね、福島の実状を見ておりますので。

このオフサイトセンターの代替施設の完成もされていない、ましてや市には何の説明もまだ今の段階では何もない、そういう段階。そして避難計画も、なかなかこれから困難を極めていくと思われまます。つくる努力を続けていかれるということですが、今の段階では、本当に1人の犠牲者も出さずに安全に避難できるということは不可能なように考えます。

再度、今の段階で、再稼働に向けて、国も県も電力会社もそういうふうに進めようとしている中で、市長として、きのうの南日本新聞にも掲載されましたけれども、住民説明会の行方を注視して、今後やはり30km圏内の住民だけではなくて、避難者を受け入れる自治体の住民にも、原発についての説明をしてほしいというようなことなども書いておられますが、再度、その再稼働についての市長の見解を伺って、次の質問に移りたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今のところ、10月10日に市のほうで説明をしていただけるということですが、そういうことも十分注視しながら、また今、議会のほうにも陳情書が上がっておりますので、議会のいろんなそういうものも勘案しながら、決断をしていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○7番（山口初美さん）

最後の国保税でございますが、全国には独自に保険税の条例減免を用意している自治体もあります。徴収猶予、納付期限の延長をしても、個人が困難な場合の申請による減免措

置だとかですね。このような自治体による独自の取り組みを広げていかなければ、本当に国からすれば対策は必要はないということになりかねないと思うんです。

国保加入者の実態を踏まえて考えれば、独自の減免をふやすことで、国の政策を変えていくといった努力が必要かと考えます。国保法に基づいて、国保は社会保障の一環であるという視点から、国保行政を進めていくことが求められていると思いますが、市長、この点についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

このことについては、毎回議員のほうで質問していただいておりますが、答弁はいつも一緒でございます。

基本的にこの国保の問題につきましては、やはり市民の皆様方にも大変多くの負担をいただいているのは十分認識しております。私も、やはり医療費の問題等勘案しながら国保税率を決めているわけですが、本当にこれ以上上げることにおいては、なお負担があるというふうに思っております。

その反面、減免するという点においては、誰かがまた負担しなきゃならない。そういう中において、市のほうも1億円というお金を入れておりますけれども、これ以上のまた負担というの、またいかなものかなと思っておりますので、やはり分納なり相談をしながら、納めていただける努力をしてほしいというふうに思っております。

#### ○議長（宇田 栄君）

山口初美さん。あと2分以内です。

#### ○7番（山口初美さん）

はい。最後の質問になりますが、先ほどのご答弁の中にも医療費の免除制度、それから一部負担金の減免、徴収猶予並びに保険医療機関等の一部負担金の取り扱いがあるということでご答弁をいただいておりますが、これが

実際に窓口で申請をされないと適用されないわけですが、こういう窓口での対応のそういう市民の方が来られたときに、そういう支払いが困難な方だとかそういう該当するような方が見えたときに、そういう対応が窓口で実際にされているのかどうかについて、伺いたいと思います。

**○健康保険課長（平田敏文君）**

医療費の一部負担等の減免医療につきましては、窓口等に来られた場合には、保険証の使用、取り扱い等について等、説明はいたしているところでございます。

以上です。

**○7番（山口初美さん）**

最後にするつもりでしたが、もう少し時間がありましたので。

この申請の用紙は実際窓口にあるんですね。その点を1点確認をして、そのご答弁と、最後に市長には、この高すぎる国民健康保険税の問題について、今後、市民の命や健康を守るために、どのように取り組んでいかれるのか。再度伺いたいと思います。

この国保行政というのが、市がどういうふうに市民に接して行政を行っているというのが端的にあらわれる、そういうものだというふうに私は考えておりますので、最後に市長のご答弁をお願いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、この国保税も含めまして、ほかの社会保険もあろうかと思っておりますけど、やはり、私どもは市民の健康をどう構築していくのか。一人でも病気にかからないといえますか、重症にならない。そういう予防というのをみんなで、このことに取り組んでいかなきゃならないというふうに思っておりますので、私ども、この国保税の問題よりも市民の健康をどういうふうにして維持できるのか、このほうをウエイトを置きながら行政を進めていきたいというふうに思っております。

**○健康保険課長（平田敏文君）**

用紙の件でございますが、説明をしている段階で、申請があった段階で、一応、差し上げてるといような状況でございます。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、19番、長野瑛や子さんの質問を許可します。

〔19番長野瑛や子さん登壇〕

**○19番（長野瑛や子さん）**

さきに通告しました3項目について質問いたします。

まず、地域医療・介護の総合法制定と地域包括ケアの対応についてお尋ねします。

地域医療介護総合確保推進法は、介護保険と地域医療を同時に見直し一本にまとめたものであり、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な介護状態となっても住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現する体制と聞きます。国で決まれば、具体的に対応を迫られるのは地方自治体ですが、要支援1、2の予防救護を市町村事業に移行、地域ケア会議の義務化、特別養護老人ホームを中・重度の要介護者を支える機能に重点化、低所得者負担割合の引き下げと一定所得者負担引き上げなど、介護保険制度開始以来の大改革と言われていますが、地方の医療や介護の現場、患者、利用者、家族に大きな影響をもたらすような内容です。

そこで、市長にお尋ねします。

1点目、法律制定による日置市への影響とその対策をどう考えているのか。

2点目、老人福祉計画と並行の第6期介護保険計画策定のタイムスケジュールと進捗度について。

3点目、地域包括ケアシステムでは、重度患者を住みなれた地域で支援するとしている

が、今後の対応は十分なのか。

次に、教育行政の取り組みについてお尋ねします。

教育委員会制度が発足して半世紀以上経過し、制度を取り巻く社会状況も大きく変わってきている中、地方教育行政法改正案が成立しました。非常勤の教育委員長と常勤の教育長を一本化して新たな教育長を置き、教育委員会の代表とするものであり、また、首長は総合教育会議を新設し、教育委員会と協議して、教育の振興に関する施策の大綱をまとめるなどとしています。

法改正の背景には、教育委員会の形骸化、責任の明確化、迅速な危機管理対応、首長の意向反映など指摘されている課題がありますが、2011年大津市で起きたいじめによる自殺で、市教育委員会の対応がおくれたことが今回の改革の契機になったと言われていま

す。

そこで、市長、教育長にお尋ねいたします。

1点目、教育委員会制度改革をどのように捉え、今後の教育行政にどう生かすのか。

2点目、総合教育会議と大綱づくりの考えを伺います。

3点目、教育長には、来年度からの新教育長の指名や現教育長の任期などの扱いはどうなるのか、伺います。

4点目、土曜日の教育活動推進プロジェクトについて、どう捉えておられるか、伺います。

5点目、26年度から小中学校で使用の副読本「わたしたちの道徳」の活用状況を伺います。

次に、財政運営についてお尋ねします。

ことし4月に、総務省より、財務書類等の作成にかかわる統一的な基準が示されており、新地方公会計では、複式簿記、発生主義を原則とすること、固定資産台帳を整備することなどという大きなポイントがあります。今後

の統一的な基準の周知と財務書類等のマニュアル作成は総務省で行い、平成27年1月に地方自治体に要請されるものと思いますが、そこで市長にお尋ねします。

1点目、公会計の改革が推進される中、今後の日置市の準備状況と課題についてお尋ねします。

2点目、計画的な財政運営の仕組みを構築し、将来世代に過度な負担を残すことのない安定した行政運営を確保する目的を実行する健全な財政運営に関する条例を制定する考えはないのか。

以上で1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の地域医療・介護の総合法制定と地域包括ケアの対応についてという、その1でございます。

社会保障と税の一体改革の実現に向けた「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律」において、介護保険制度の見直しは、地域包括ケアシステムを構築することを通して、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することとしています。この法改正については、一部、各保険者で地域の特色を生かした多様なサービスの創設なども盛り込まれていますが、これらを勘案しながら、第6期事業計画に組み入れ、体制づくりを整え、推進してまいります。

2番目でございます。第6期老人福祉計画及び介護保険事業計画策定につきましては、被保険者や保険医療関係者の代表等によって構成される「老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置し、市民からの広く意見を聞きながら策定を進めております。

この策定委員会は、本年7月14日に第1回を開催し、計画等の策定方針やサービスの現状等について議論いたしたところでございます。今後、10月、12月及び来年2月

と計4回開催して、計画を取りまとめることとしております。

3番目でございます。地域包括ケアシステムについては、高齢化の進展や地域資源に大きな地域差がある中で、市町村が中心となって、地域の多様な支える力を結集させ、地域の自主性や主体性に基づきつくり上げていくシステムであり、これらの取り組みを一層促進するために重点項目の一つといたしまして、在宅医療・介護連携の推進が上げられております。特に75歳以上の高齢者は疾病の罹患率が高く、複数の病気にかかりやすい、要介護の発生率が高い等の特色を有しており、医療と介護の両方を必要とすることから、双方の他職種によるさらなる連携が必要とされています。日々の療養支援から買い取りなど、さまざまな局面で求められており、本市においても県や医師会を初め関係機関と協議を進めながら、住みなれた地域で生活が送られるよう、在宅医療と介護の連携に力を注いでまいります。

2番目の教育行政の取り組みについて。

2番目の総合教育会議におきましては、教育に関する予算編成・執行、条例提案など重要な案件について、教育委員会との意思疎通を図るために設置するものであります。大綱については、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであります。

なお、教育委員会で作成された教育振興基本計画を大綱にかえることも可能とされております。

3番目でございます。改正法では、新教育長の任期は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっております。新教育長の任期につきましては、本来であれば3年となっておりますが、経過措置により教育長の任期が満了するまでの間は在職とする

ものとなっております。したがって、現行法の4年間の任期満了後、改正法の3年の任期に移行することになっております。

ほかの分については、教育長のほうに答弁をさせます。

3番目の財政運営について。公会計の改革につきましては、本年5月に、国から今後の地方公会計の整備促進の考え方が示され、この中で、現行の決算統計データを活用した総務省方式の改訂モデルから、「発生主義・複式簿記の導入」、公共施設等のマネジメントにも活用できる「固定資産台帳の整備」、統一的基準の財務書類等による団体間の「比較可能性を確保」することの3つを柱とする整備の内容が示されました。

今後の作業につきましては、国が平成27年当初に具体的なマニュアルを作成し、原則として、平成27年から29年度までの3年間、統一的な基準による財務書類等を作成する、各地方公共団体に要請する予定となっておりますが、これらの財務書類等の作成はシステムの整備が不可欠であり、その事務負担や経費負担が課題となっております。このため、国において標準的なソフトを開発し、各地方公共団体に配布される予定でありますので、本市もこれに向けて、財務書類作成の前提となる固定資産台帳整備などの作業を進めてまいります。

2番目でございます。健全な財政運営に関する条例に関しましては、埼玉県富士見市など、幾つかの市が条例を制定しております。県内において、現在のところ、条例を制定している事例はないと聞いております。

この条例の目的であります。計画的な財政運営や安定した財政運営を確保することにつきましては、地方自治法、地方財政法や地方財政健全化法において、財政状況の公表のほか財政運営の基本となる内容が明確に規定されております。

本市については、これらの上位法に基づいて、「財政健全化計画」を策定し、健全な財政運営に努めていますので、今のところ、条例を制定する考えはございません。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

教育行政の取り組みの1番目ですが、現在も市長部局とは十分に連携を図りながら教育行政を進めてきており、教育委員会制度の改革による大きな影響が本市においては無いものと考えております。改革後は、総合教育会議を設置することとなりますので、一層、これからの日置市を担う子どもたちの健全育成に向けた一体化した教育行政の充実が図られるものと捉えております。

土曜日の教育活動についてですが、4番目です。教育委員会の判断で土曜日の授業等が行いやすくするための法改正、教育活動の充実のための地域や関係機関への支援体制の構築等を目的としたものと捉えております。

本県でも、2小、一貫校が入っておりますね、中学校も入ります。小中学校が指定を受けて先行研究を行っているところであります。その成果等をもとに、今後、土曜授業を実施するかを含めて検討することになっていると考えております。

5番目です。「こころのノート」を子どもたちが道徳的価値についてみずから考え、実際に行動できるように全面改訂したものが「わたしたちの道徳」であります。その活用については、道徳の授業に限らず、いろいろな場面で活用するように指導してきていますところでもあります。また、学校だけでなく、家庭や地域でも活用するように指導をいたしております。学校においては、道徳の授業以外では特別活動の授業での活用、学校以外では家庭に持ち帰っての活用が多くなっております。

以上です。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分開議

#### ○議長（宇田 栄君）

休憩前に続き会議を開きます。

#### ○19番（長野 瑛子さん）

質問事項について、市長、教育長に答弁いただきましたが、再度お尋ねいたします。

まず、1項目め、1点目について。

要支援者サービスのうち、訪問介護と通所介護の2つは2015年から3年で、市町村事業に移行した場合ですが、地域支援事業の中で再編すると言われておりますが、先ほども市長の答えでは、多様なサービスの創設なども出てくると、特色を生かしたものがですね。この点ですね、今、受け取るサービスの水準とか、質とか、そういうのがちょっと気になるんですけども、そのサービスの水準の確保は今後もできるのかどうか、お伺いします。

#### ○市長（宮路 高光君）

今回の移行する中におきましては、サービスについては何も大きな変化はないということをごさいますて、今、介護予防給付から地域支援事業に移るといだけの給付の問題だけでございますので、サービスは何も変わらないというふうに理解しております。

#### ○19番（長野 瑛子さん）

あと、非常に理想的なことなんですけども、これを今後、10年ぐらいだと思んですけど、国は医療も介護も24時間体制で、いつでもケアを受けることができるという、ケアつきコミュニティ。これは、中学校の校区単位になっていくと思うんですが、この切れ目のない生活支援を行うということですが、担い手の確保、また地域の中で包括ケアをどの

ように図っていくお考えなのか、お伺いします。

**○市長（宮路高光君）**

切れ目のない生活支援ということでございますけど、このことについて、6期の介護保険におきます計画を策定しておりますので、その中に位置づけをしていきたいというふうに思っています。

**○19番（長野瑛や子さん）**

ちょっと、今のうちの介護の事業等も考えたら、どんどん、これからも団塊世代ということで、ふえる一方だと思えますね。だから、こういう、すばらしい、ケアつきコミュニティというのはすばらしいと思いますが、やはり、今後、その受け皿というんですか、そこあたりが非常に重要になってくると思います。あと、認知症、この初期集中支援チーム。これについても、今後もふえる方向だと思うんですけども、この初期支援チームの取り組みというのがあると思うんですが、このことに関しても、どう考えるのか、お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

特に今から介護保険につきましては、この認知症の対策というのが大変重点項目だというふうに思っておりますので、計画の中にも入れながら、大変、認知症に対します施策というのが大変難しい状況もございますけど、それぞれの地域とまた連絡をとりながら、この認知症対策というのはやっていかなきゃならんというふうに思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

このことに関しては、また、同僚議員もされてるので省きますが、地域支援事業はこれまでも給付額の3%と聞きますが、これから地域の支援事業の中にいろいろと入ってきて、また、NPO、また、そういう事業所の拡大等も考えられますが、この3%は移行後も変わらないのか。また、地域包括支援センターですね、この事務的、また人材的体制に支障

はないのか、お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

3%については、このままの上限額を設定しておりますので、変わらないというふうに思っておりますけど、地域包括センターにおきます仕事量というのは、今後ますますふえてくるということは否めません。

**○19番（長野瑛や子さん）**

相当変わってきますので、ここあたりの質が下がらないように、また、そういうセンターにかかわる人たちに、この人たちも、また、環境が下がらないようにしていかないといけないのじゃないかなと思っておりますが、居宅介護支援事業、ショート小規模通所介護の、この指定というのは、指定の権限ですね、これは市町村に委譲されるものと思われませんが、その影響と受け入れ体制は、どのように考えておられるのか。

**○市長（宮路高光君）**

居宅介護につきましては平成30年4月、小規模通所介護事業につきましては28年4月ということで市町村に移行する予定になっておりまして、そういう市町村に指定されますと、事務量は増大してきますので、また体制的なものも考えなきゃならないというふうに思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

体制づくりが重要だと思いますので、十分にこれは考慮をしていただきたいと思います。

次、2点目ですが、平成27年度から29年度までの3年間、老人福祉計画と介護保険事業計画の策定委員会というので、先ほどお答えをいただきましたが、ここの中で、まだ回数が、今後も開かれるようなことですが、主な意見、また問題点はなかったのか。そして5期の検証ですね。現在の5期の検証とともに、6期に向けてのメニューづくり等の状況はどうなのか、お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**



今回の改正の中におきまして、一番重要なのは介護の予防、それと保険料をどうするか、これが大きな2つのテーマになるかと思っております。

5期目の反省という中におきましては、26年度におきましても借入れをしなきゃならない。そういう状況の中で、若干の見込み違いといいますか、そういうものもあったのは事実でございますので、そういうものも反省を踏まえながら、今後6期の計画策定の中で、慎重に検討していきたいというふうに思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

今現在で、先ほどお尋ねしたんですけど、この委員会の中において、特に問題になった点、また意見等はなかったのかどうか。

**○市長（宮路高光君）**

一番、問題というのは、さっきも言ったように、26年度で借入れをしなきゃならないということで、それが本当に最初の5期の計画をつくるときに、十分論議をされたかということが、いろんな意見が出たということでお聞きしております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

この件に関しては、また、同僚議員も質問されてますので、省きます。

3点目ですが、地域ケア会議、これが位置づけられていますが、地域包括ケアシステムを実現させるための重要な位置、手法として期待されていますが、先ほどの専門多職種の共同のもと、高齢者の自立、個人的なものです。また、あと、認知症の人の地域支援などを推進するものと考えますが、地域ケア活用推進事業等の補助事業もありますが、この取り組みの状況はどうか、お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

特に、地域ケア会議等におきましては、地域包括ケアシステムを実現するために、特に主任会合の支援専門員が中心になって会議を

するわけでございます。また、補助事業の取り組みにつきましても、地域支援事業の中で進めていかなきゃならないというふうに考えております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

この一番ですね、包括ケアシステムの一番もとなる地域ケア会議ですね。今までのスタッフの方々が、そのまま上に乗せる形と考えてよろしいですか。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

地域包括ケアシステムにつきましては、主任ケアマネを中心に、みんなで取り組んでいくという形に体制を整えているところであります。主任ケアマネ、それから3職種おりますので、連携をとりながらの体制をつくっていきたいと思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

一番ここが市民の声を吸い上げるということになると思いますので、十分な体制で臨まれることを期待いたしております。

また、地域ケア会議の運営ですが、職員のチームワーク、また、リレーが大切であると思いますが、全体的な意識改革、来年度からこういうふうにはですね、もう本当に大改革になりますので、その全体的な意識改革の取り組みというのはどうなのか、お尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

この地域ケアにつきましては、大事な会議でございまして、私ども職員も含めまして研修を重ねていかなきゃならないというふうに思っております。大きな改正の中におきましては、特に介護の予防の点と、また特に重度化した特別老人ホームの入所の判定、こういうものがある程度方向づけが来ておりますので、十分ここあたりの法にのっとりましてことを熟読しながら、職員で勉強を重ねていかなきゃならないというふうに思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

了解しました。

次に、2項目め、教育行政の取り組みですが、1点目、市長、教育長にお伺いいたします。

先ほどお答えいただきましたが、首長が直接教育長を任命することにより任命責任が明確化したということですね。あと、教育委員長と教育長を一本化するということで、第一義的な責任者が教育長であることが明確になりました。また、緊急時にも常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断する。こういうことも非常に大事なことじゃないかなと。私たちも一般質問するときの答弁者を本来ならば、教育委員長って書くべきではないかなって、いつもちょっと迷うんですけど、つつい教育長って書いてしまうんですけど。今後は、ここあたりも教育長でちゃんとよくなると思うんですけども、こういう改革のですね、市長、教育長のご見解をお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の教育委員会の改正っていうのは、さっき、議員がおっしゃいました大津のいじめの問題の責任のあり方ということで、行政なのか、市当局なのか、ここあたりの部分も出てまいりまして、今回、このような改革をされるというふうに思っております。

今でも議会の中で、教育委員という形の中で同意をいただいて、教育委員会の中で選定するという部分でございますけど、この改革にのっとった中で、基本的には、教育長と教育委員長が同一人物というふうになってまいります。そういう中で、私どもも、今までも、教育委員会とはいろんな連携をとってまいりましたので、本市におきまして、教育委員会の改革にあっても、さほど大きな影響は、私はないというふうに思っております。

#### ○教育長（田代宗夫君）

今回の改革について、どう思うかということでございますけれども、一般の方には、な

かなか教育委員会の責任者は誰なのか、わかりにくいということがございましたので、今回、このような改正も行われたところでございます。それと、また、何があったときに、すぐ教育委員会を開催するとか、そういうことができにくかったと、私は同じだと思ってるんですが、一般的には、なかなか2人いるので、それができなかったのではないかなというふうなことがいじめ問題というふうに言われております。そういうものを是正するために、このような組織をつくったということ。それから、しかし、そのかわり、教育長という、新教育長の責任というのは大変重いようになってきたということは言えることと思えます。なお、また、全体的には、新教育委員会のこの制度におきましても、執行機関として存続することとなっておりますので、これまでと同様に教育の政治的中立性とか、あるいは民意を反映させるとか、こういうことについては、変わっていないということが言えると思えます。

そのほか、総合教育会議等を市長の所在でできるようになったということで、これは、でも、いろんな大きな問題については、市長のほうにいつも相談をしたりしておりましたので、それが一つのテーブルの中で行われるとか、あるいは、また、教育委員の方々も一緒になって協議ができるということになれば、より一層機密な連携がとれるのかなと、そんなふうに思っております。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

はい、了解しました。

教育委員会においては、教育長へのチェック機能の強化というのがあるんですけども、会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成、また、公表するという事になってはいますが、今後のことですが教育長の見解をお聞きします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

教育委員会が終わりましたら、直ちに会議録を作成して公表するというふうになっておりますので、この公表の仕方がどういう公表になるのかわかりませんが、インターネット等での公表という形になるのか。このあたりについては、また、今後検討していきますが、速やかにまとめて公表という形はとってまいりたいと思います。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

教育委員会改革は、子どもの成長を図る教育環境の整備だと私は思うんですけども、子どもが主役であることを忘れてはいけなと思いますね。子どもたちは、学校の現場で先生たちに指導、また育まれていくことだと思いますけど、この教育現場と教育委員会との連携に変化はあらわれるのかどうか、少し気になるんですが、教育長にお伺いします。

#### ○教育長（田代宗夫君）

今回の改革に関して、現場と教育委員会との連携はどうかというようなことになると思いますが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、教育会議、総合教育会議の中には、もちろん市長、市長ですが、首長ですけれども、首長と私教育長と、そして教育委員が参加する会議となっておりますが、必要に応じては有識者を入れて意見を聞くことができるというふうにもなっておりますので、市長は選挙で選ばれる方でございますし、そういう意味から民意を私どもに反映させてくださるし、また、この会議の中で有識者等が入ってまいりまして意見を聞く会がなされれば、これまで以上に、また、正式な会議の中での意見の反映と、市民、そういう現場の反映ができるのかなと思います。

ただ、これまでも、この会議がなくても、それなりに、それぞれ現場に出向いたりしながら、これまでも情報はとってきておりましたけれども、今度は正式にそういう会議を通しての民意の反映というのが非常にやりやす

くなったのではないかなと思っております。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

やはり、子どもたち、また、地域の声ですね。この声を吸い上げるところが教育委員会の会議の今後創設されるそのところじゃないかと思えますけども、ぜひですね、子どもたちのことを一番に置かれて、そういう教育委員会を期待いたしております。

2点目であります。市長にお伺いいたします。

首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になりました。中立っていうのも保たないといけなんですけれども、首長が公の場で教育行政について議論することが可能になりました。また、首長と教育委員会が協議、調整することで、先ほども教育長おっしゃいましたが、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが可能になりました。日置市としても、今、問題は学校統廃合の再編、また今後ですね、小中一貫、また中高一貫というもの、そういう地域の特性やニーズに合った教育についても議論が進むのではと思いますが、この点について、市長は、この教育、会議、また大綱作成もありますけど、どう踏まえておるか、お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

この会議につきましては、教育に関する予算とか、執行、条例、そういうものを一緒に協議するといえますか、条例等におきましても、一緒に協議をして、議会のほうに提案するというふうになっております。いずれも、今までと私どもが教育行政といえますか、やってきたことと変わらない。今、教育委員会の中立性という部分があったり、政治的な入れないという部分がございますけど、これは今までも政治という分じゃなく、子どもたちを見た目線の中で、それぞれ教育行政がなされたというふうに思っておりますので、この会議が新設、できたかもしれませんが、

今まで私どもがやってきたことをやっていくというふうに思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

一致して執行に当たったり、また、教育政策の方向性を共有するということになりますので、ぜひ、市長の考えも反映されることを期待いたしております。

3点目は、現行のまま、任期満了まで現教育長がなされるということですが、その後は、一応3年の任期で、新しい新教育長ということによろしいですか。

**○市長（宮路高光君）**

そのとおりで思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

はい、了解しました。

4点目であります。

先ほどお答えいただきましたが、今後の検討ということですね、鹿児島では、南さつま町と喜界町がこの事業導入しておりますね。

この事業ですね、26年度から、今年度からですが、国では24地域で小、中、高、中等校、特別支援学校、計155校を指定しておりますね。外部人材などを活用した事業を土曜日に実施しておるということですが、官民の連携によって、土曜日の教育ボランティア運動の推進もなされておりますが、先ほどは検討ということなんですけども、こういう、教育ボランティアのこういうのもあるんですけど、教育長はいかがお考えですか。

**○教育長（田代宗夫君）**

日置市におきましては、ご案内のとおり、学校応援団というのを数年前からやっております、学校のいろんな授業や行事等に協力していただく方のバンクをつくっております。したがって、私どもの日置市におきましては、今、ご質問のあったところでは、官民との協力ということでございましたが、私どもは、その学校応援団に入っていて、その方々に、これは学校、主に学校へ指導者

として来ていただく。教育していただくということですが、こういう学校じゃなくても、教育委員会の行事とか、いろんなものにも、この方々を参加をしてもらおうという方法をとったほうが、あえて別につくるよりは、そちらのほうが、一つにまとめたほうがいいのではないかな、思っておりますので、今後はより一層、今のところはどちらかというところの方々がほとんどでございますけれども、これからは企業とか、いろんなそういうところにも呼びかけをしながら、この応援団の内容をもっと膨らませていくことで対応できていくのではないかと、思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

豊後高田市ですね、ここで「学びの21世紀塾」というものの例によりますと、市民の講師を中心にした講座等により、確かな学力の定着、また体づくりですね、この機会を提供して、地方の子どもにも平等に学習を保障して格差をなくすということで始めておられます。県内学力ワースト2位が8年連続で1位になったとか、野球やバレーボールの全国大会出場も実現したようです。文科省では2次募集もあるようですが、このような取り組み、子どもたちのことを考えてのことなんですけど、今後検討するということなんですけど、2次募集等への取り組みの考えはいかがでしょうか。

**○教育長（田代宗夫君）**

結論から申し上げますと、今のところは、それは考えは持っておりません。なぜかといいますと、このような事業を受けますと、当然、その事業を受けて、実際の事業を運営していかないと考えております。今、私どもが今課せられている、このような課題といたしましては、先ほど第1回目でお答えいたしましたように、今は土曜日の、土曜授業を今どうしようかということで、県のほうとも一緒になりながら検討を進めておりますので、そちらのほうをまず、どんな形で、ど

んな内容を、いつごろから、どんな形で実施していくか。そういうことを今検討する私どもの時期に来ておりますので、今のところは、私どもは、これまでの学校週5日制で培った、おやじの会とか、PTAとか、子ども会とか、さまざまな活動を地域でやっておりますので、そのことをまだやりながら、今、当座は土曜授業に向けて取り組みを進めていこうとしておりますので、今のところは、時間がたてば、また何年か後にはそんなこともあるかもしれませんが、今のところは、受けるということには考えておりません。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

豊後高田市は、ある程度リスクが伴ったから、これに応募したものと思いますけど、考え方によれば、日置市はリスクがそうないというふうにとってもいいと思います。了解いたしました。

5点目に入ります。教育長にお尋ねいたします。

道徳教育が、命をとうとぶ心や、他者への思いやりなどを互いに認め合い、人生をよりよく生きていくための基盤づくりという重要な役割を果たすものと考えます。

学校に備品として置くのではなく、やはり、児童生徒に配布して、家庭に持ち帰って、家族と一緒に話し合う。これが第一の目的じゃないかなと思ってますけども、先ほどは、家庭や地域でも活用していきたいということですが、このことに関して、いろいろ国のほうも、この副読本の単価をですね、本代を取るとか、取らないとか、そういうちょっと問題もあったんですけども、今はもう配布ですので、3度にわたって教育委員会に対し通知を行ったと思いますが、児童生徒の持ち帰りを促して、活用状況の調査とか上げたと思いますけども、うちの場合は、全校持ち帰ったものなのか、どの時点で図られたのか、伺います。

#### ○学校教育課長（片平 理君）

「わたしたちの道徳」につきましては、今年度からの配布ということで、ご承知だと思います。4月当初に全小中学校に配布しております。その後、指導の経過につきましては、1学期に、今ご指摘がございましたように、持ち帰っての活用ということと等も指示が入ってきております。7月末に調査をかけております。その活用状況につきましては。全校26校、家庭のほうに持ち帰らせて、読み物、保護者との語り合いの中で活用するようということ、持ち帰らせて活用しているということで報告は上がってきております。

ただ、今年度、4月の配布であったということで、ことしの、教育、家庭の、道徳の授業とか、いろんな授業の中にこの冊子を入れ込めていない状況でございます。ですから、来年度以降、来年度も配布ということで通知が来ておりますので、今、これから来年度の計画を各学校が立てていきますので、その中に、「わたしたちの道徳」を具体的に入れ込んで、いろんなところで、学校内外での活用を図るように、指導、指示をしていきたいというふうに考えております。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

了解しました。これはですね、やはり、保護者も一緒に、小中高、段階がずっとありますけども、本をですね、やはり保護者も見るとのこと、あと、地域の中でも、これを見ていって、悲惨な事件につながらないように、一人一人が自覚していくべきだなと思ってますので、その対応を期待しております。

この本の中には、先ほど言いました発達の段階を踏まえて、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容を多く取り上げていますし、いじめ問題の対応、伝統文化、情報モラルなどが盛り込まれております。

学校はもちろんですが、家庭や地域でも広く活用を期待いたしますが、このことに関し

て、今後もまた来るとは思いますけども、教育長の考えをお聞きします。

**○教育長（田代宗夫君）**

私も、2冊ほど読ませていただいたところですが、こういう冊子でございまして、大変分厚いものでありまして、内容は、大変いろんな内容が入っておりました。現代的なIPS細胞の山中伸弥先生とか、野球の松井選手とか、いろんな話が、現代的なものも大変盛られて、内容的にはすばらしいものだと思います。

しかも、新しく教育基本法が改定になりましたが、その趣旨で変わった部分、今議員のほうから説明があったように、郷土の先人の話とか、あるいは現代的な情報社会の問題とか、命を大切にすること、いろんなものがちりばめられているようでありますので、今課長のほうから答弁しましたとおり、今後、この物を、実際に子どもに生きて働くように使うためには、計画の中に位置づけていかないと、なかなか厳しいものがあると思いますので、今年度は、そういう作業に、各学校取り組ませていきたいと考えております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

まずは持ち帰ってもいいんですけど、やはり親子で一緒に読んだり、問題提起をしたりして、この本に関して、親子で一緒に共有するちゅうことが大事じゃないかと思っておりますので、このことを広げていってほしいと思っております。

次、財政運営についてであります、第1点目です。企業会計の考えを取り入れた公会計制度を導入して、長期的な収支を把握しようとする自治体が増加しているのは確かです。

仕訳等の経理処理、あと財務会計システム、この対応、ある程度の専門性が求められるようになると思うんですが、複式簿記、これの導入ですので、執行体制は、このシステムも

含めて、あと職員の専門性の体制、この執行体制のめどはどうかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

このことについては、体制的なものにつきましても、作業といいますか、国のマニュアルが27年度に作成されますので、それに基づきまして体制的なことも準備しなきゃならないというふうに思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

ある程度、もう企業会計の導入になりますので、やはり職員の方々も共有して、どの課も、これが必要じゃないかなと思っておりますが、そういう簿記に関しての研修等はどうお考えですか。

**○財政管財課長（鉾之原政実君）**

先ほどの市長の答弁にもありましたように、国の統一されたシステムの導入ということで、これに向けての移行作業、各種財政指数等の移行作業につきましては、本市で業務委託をしています支援のスタッフによって、ある程度そこをカバーしていただくと、さらにその運用については、ご指摘のとおり、職員みずからの入力作業とか、そういったことも当然必要ですので、これらについては、先ほど市長が答弁しました、国のそういったマニュアルが示されたものを基本としながら、今後、職員に向けて研修等も必要ではないかというふうに思っております。

**○19番（長野瑛や子さん）**

知った上で越したことはないと思います、仕訳等も入ってまいりますので。

ほかのところでは徹底して研修を受けて、みんなが共有して、簿記に関して、また仕訳に関して、ある程度の知識を持つために研修をされているところもありますので、ぜひこのことを期待しておりますが。

新地方公会計に先立ち、多分4月ぐらい、全ての公共施設等について、老朽化、または利用状況等を分析して、長期的な総合維持管

理計画の策定、これが通達されていると思いますが、今後、この新地方公会計制度を導入、もちろん来年からと思いますが、システムは総務省等で配付と思いますが、そのための固定資産台帳整備とも関連すると思います。長期的な総合維持管理計画の策定、公共施設の管理分析、また固定資産台帳整備、この進捗状況、これがどうなっているのかお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（鉾之原政実君）

本市におきましては、平成20年度から、公会計制度の業務につきまして、ずっと年次的に作業を進めております。その中で、バランスシート、行政コスト計算、あるいは財務諸表等を作成してまいりましたけれども、今年度、26年度の業務としまして、本市のほうで、業務委託の内容としまして、今ご指摘のあった公共施設の整備計画、これらを念頭に置きました固定資産の台帳の整備が求められておりますので、これに向けて、既に土地、家屋、こういった資産の評価、それから今後は、立竹木あるいは工作物、こういった物についても資産評価をするということで、これは公共施設管理の計画も当然のことながら、ご指摘のとおり公会計制度の中でも、固定資産の資産を評価して、それをベースにするということでございますので、そういった作業については、年次的に、これまで、今、進めていく中で、将来的な公会計制度の導入に向けた取り組みを進めているということでございます。

#### ○19番（長野瑛や子さん）

今まではわかりますが、今後、こういう資産、負債の情報、また、ある程度償却、また引当金、こういうもろもろのコスト情報、このこともずっと積まないといけないと思いますので、まず元となる、こういう維持管理計画と固定資産台帳の整備、このことをしっかりと整備されることを期待しております。

2点目ですが、財政健全化の条例、今のところ考えていないという、なぜだろうと思うんですけども、近年、地方財政が厳しくなってきたと、あと市民の厳しい目も向けられております。また、住民等の理解と協力も得ながら、わかりやすく情報を開示する必要性があります。

条例は、財政規律の制度的確保の取り組みでありますし、サービスの向上、コスト削減に向けての意識改革がなされ、さらに市民へのこのすることによって、信頼関係が高められていくと思います。

先ほどは、財政計画をやってるから余りしなないと言いますが、私も財政計画を見ました。ある程度の数値目標等は入ってないし、これでいいのかなというような気がいたしますが、平成33年以降は、自治体における環境変化ちゅうんですか、人、物、金、いわゆるストックサイクルの変化、これが如実にあらわれてくると思うんですけども、例えば人口減少、公共施設及びインフラ資産の維持管理、更新費、こういうのは増大してきます。あと合併算定替終了になり、一般財源の2割減少も予測されています。あと民生費、扶助費の増大等で財政の硬直化、こういうのもう示されております。日置市も避けて通れない状況、同じだと思います。

人の健康づくりには健康づくり条例があるように、私は、こういう財政にも、健全な、こういう条例をつくって、この条例の中を見ますと、よそのものを見ますと、ほとんど「市長は」と、市長の責務、政策と少しかかわってくると思うんですけども、「市長は何々をする」、「市長はこうこうする」と、私は、市長のそこの決断だと思うんですけども。

このような状況の中で、やはり中期的な財政収支を均衡にするだけじゃなく、市民ニーズに合致しないものは、無駄な公共サービス

は供給しない、これはもう当然のことですが、適切な租税負担を求める、これもまた効率性の面で言えば、やはり共生・協働の精神で、やはりそういう負担も強いられると、こういうものの効率性を実現するものと、私は考えておりますが。

ちょうど来年から、こういう新地方公会計制度と並行していきます。これで一緒に行くことによって、私は、非常に透明性が持たれると思いますし、今後は、より持続可能な健全な財政運営を図ることが重要じゃないかなと思っております。

また、税の消費税等も、来年からまた、5%から10%になります。そういう収入面も、期待も少しはしていいし、あと地方法人税、この創設もありますし、これが交付税の財源化にもなります。

少しはこういうことも頭に入れて、やはり財政の収支というのが、非常に変化をする、今後年なので、市長の決断で、びしゃっとしたものをつくって、それにまた向かっていくというのは、私は大事な市政じゃないかなと思います。もう一度、市長に、積極的な財政運営に努められる気持ちをお聞きして、この条例制定が、果たして検討されないものかどうかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、この財政健全化計画を作成するに当たりましては、地方自治法、地方財政法、地方健全化法、条例よりも法の法律のほうが上でございますので、その中で、改めて条例は策定をしてないというのが現状でございます。

ほかの市町村においても、県下はどこもございません。先進例が、二、三、この条例をつくっているところもございますけど、中期的、長期的な財政計画というような、毎年、私どもも、議会のほうにもお示しをしますし、また見直しも随時やっていきますので、今の

ところ、改めて、この財政健全条例といえますか、こういうのは作成をする、今のところは考えございません。

ほかの市町村とも、十分いろいろと、今後の問題として、そういう条例をつくることがあるのか、また、県下の類似町村とも打ち合わせ等はやっていきたいと思っております。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に、18番、池満渉君の質問を許可します。

〔18番池満 渉君登壇〕

#### ○18番（池満 渉君）

広島市での大規模災害は、この鹿児島での8・6災害の記憶をよみがえらせたところでもあります。また、規模では、到底比較することはできませんが、東北の大地震は違った意味で、人間の自然の力に対する非力さを痛感をさせました。

まず、最近、いつどこで起きても不思議ではない豪雨災害に対する取り組みについて質問をいたします。

本市の、土石流や崖崩れが発生しそうな危険箇所は、どの程度把握ができているのか、その数などをお示しいただきたいと思っております。

次に、行政側が把握しているその情報は、どのような形で、またどの範囲まで、市民に公表されているのでしょうか。

また、災害が起きたときに、行政の対応が適切だったのかと、よく問題になりますが、この行政の責任範囲についてはどのようにお考えになりますか。

公助、共助、自助は、災害時の大原則で、しかも、重なり合うぐらいでないとなりませんが、この三者のすみ分けは十分できているのでしょうか。

次に、空き家の活用と危険廃屋の対応について質問をいたします。

空き家の活用は、これまでも議論されてきましたが、なかなか先に進まないところであ



ります。そろそろ行政が積極的に、貸家などとする方策を考えるとだと思いますがいかがでしょうか。

また、個人の財産であっても、住宅密集地にある危険家屋は、そこに暮らす多くの市民の環境衛生上、放っておくわけにはいきませんが、その対応についてはどのようにお考えになりますか。

3 問目、過疎化はますます進行をし、森林、田畑の荒廃が進み、イノシシや鹿などの鳥獣はふえるばかりであります。鳥獣保護法も改正をされましたが、抜本的な改善策はなかなか見えません。本市の鳥獣被害の実態をお示しいただきたいと思います。

また、農家などからの声や要望は、どのようなことがあるでしょうか。

会員の高齢化など、猟友会の活動にも限界がありますが、現場からの声はどのようなもので、要望などは寄せられていないでしょうか。

最終的な手段のような気もいたしますが、鹿、イノシシなど、いわゆる食用としての活用も考えてよい時期だと思いますが、いかがでしょうか。

市長の誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1 番目の広島での大規模土石流災害など、各地で予測しにくい災害が多発している、これらの災害から市民を守るための取り組みについて、まずその1でございます。土砂災害警戒区域等については、県が指定することになっております。指定を受けた危険箇所については、把握してハザードマップを作成しております。

2 番目でございます。平成24年3月にハザードマップを作成し、全世帯に配付しました。また、市のホームページにも閲覧ができるように掲載していますが、必要な方には随

時配付しているところでもございます。

今後においても、変更等があれば随時更新する計画でございます。

3 番目でございます。広島県の災害は、対策本部からの避難勧告のおくれが指摘されています。市民の生命、身体を保護するために行うべき市の責務は、市民一人一人が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであると考えております。

市民に対しまして、避難勧告等の意味など、ふだんから周知徹底して災害対応の訓練を重ねることが重要でございます。

4 番目でございます。それぞれの意味のすみ分けはできていると考えますが、特に、自治会や自主防災組織による地域の協力体制による共助が、災害発生時においても最も力を発すると思っております。

現在の組織率は74.1%であります。今後も、引き続き結成促進と活動支援を進めていく必要があると考えております。

2 番目の市内の空き家の活用と危険廃屋の対応について、その1でございます。現在、地区公民館におきましても、第3期地区振興計画の策定を行っておりますが、多くの地区で、解決課題の一つに空き家問題が上がっております。

このような状況を踏まえ、地域が取り組む空き家対策の参考としていただくため、NPO法人との協働事業としまして、空き家の相談会や空き家の利活用に関する講演会などを柱として、空き家の適正管理・活用セミナーを9月27日に開催いたします。

また、県におきましても、市町村の空き家対策を支援するため、優良活用事例や各種事業の紹介などをまとめた空き家対策マニュアルを策定予定となっております。その動向を踏まえ、今後の空き家対策へつなげていきたいと考えております。

2 番目でございます。空き家は、個人財産

であるため難しい部分もございます。空き家を放置することは、ごみ、周辺への悪臭、防犯面など、周辺の住民に迷惑をかけています。

また、地震等が発生すると倒壊のおそれがあり、避難経路を塞いだり、火災が発生するなど、近隣への影響も少なくありません。

空き家がふえ続ける原因の一つといたしまして、所有者が死亡するなど、管理者が近くにいない物件も多く、また、解体費用も高額なことも起因しています。現在、ケースごとに所有者等をお願いをして対処しているところでございます。

全国的にも空き家問題は深刻になってきています。国の対策法案の制定にあわせて、条例等を整備して対応していきたいと考えております。

3番目の改正鳥獣保護法も成立したが、森林の荒廃、猟友会の減少など、課題は山積みしている。本市の現状と対策についてということで、その1でございます。鳥獣被害につきましては、市内各地で、野菜、芋類、豆類、スイカ、水稲、果樹など、多品目にわたっています。昨年度の農作物の被害額は、およそ70万円となっております。

自治会長や地域住民からの通報などによりまして対策を講じておりますが、これまで、電気柵設置や猟友会員による捕獲などで、被害防止、対策に取り組んでおります。

これからも、住民の皆さんからの早急な対応や被害拡大防止に向けた要望等に対処していきたいと思っております。

その2でございます。猟友会につきましては、会員の減少及び高齢化が課題となっており、現在、捕獲従事者は92名で、その平均年齢は65歳を超えている状況でございます。

会員減少の背景には、狩猟免許取得更新に係る費用や猟銃の所持許可取得の際に要する費用が高いこと、猟友会の活動に対する市民の認識度の低さなどが、免許取得の意欲を阻

害しているようでございます。

そのような状況を受けまして、有害鳥獣捕獲対策に対する市民の相互協力、狩猟免許制度の普及啓発など、狩猟者の確保に対する協力の要望がございますので、各自治会や関係機関の協力をいただきまして、有害鳥獣捕獲対策に対する理解を深めてまいりたいと考えております。

3番目でございます。本市で捕獲した鳥獣の処理につきましては、鹿、イノシシは、狩猟者による自家消費などに利用されていますが、ほかの鳥獣は埋没されている現状でございます。イノシシ及び鹿肉を食肉として活用するには、感染症や食中毒の発生など、衛生上のリスクが高いとされており、捕獲から食肉処理、流通販売については、猟友会や関係者が一体となって、衛生的で安全性の高い食肉の供給体制を確保する必要があると思われ

ます。今後、猟友会等の意見を聞きながら取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時10分といたします。

午後1時55分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（池満 渉君）

今申し上げましたけれども、災害の被害を最小限に食いとめるために、公助、共助、自助という、この三者が連携をしていくことは最も大事でありますし、むしろ重なるぐらいがいいということは申し上げました。

今答弁の中で、共助が、最も地域の力を発揮しながらということがありましたけれども、私は、基本的には、自助というか、その部分

が最も大事だろうという気がするんです。

といいますのは、直接、一人一人の市民がそこに生活をして、そこで被害をこうむるわけでありますので、まずは自己責任として行動ができるような体制をとっていくのが一番だろうと思います。

言わなくてもわかっていることかもしれませんが、そのためには、行政の責務としても、今答弁にありましたけれども、一人一人の市民に、どこがどのような状況で危ないんだと、どのようなことで心の準備をしといてくださいという、その的確な情報の提供が必要だろうというふうに思います。

今答弁をいただいた危険箇所、県のほうが指定するという話でありましたけれども、本市の危険箇所、いわゆる土石流とか、崖崩れとかというようなところは、数としてはどれぐらいあるんでしょうか。全体としての数、あるいは地域別でも結構ですが、お示しをいただきたい。

それから、この危険箇所の現時点での改善率、何と言うんでしょうか、例えば砂防あるいは治山といったような工事が、一定のことが済んで大体改善ができてますよといったような、その割合というのはどれぐらいなんでしょうか、そこをお示しをいただきたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

日置市で、現在、土石流危険渓流箇所というのが127カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が407カ所、地すべり危険箇所が3カ所、合計537カ所が指定されております。

そのうち、土石流の危険渓流が、36カ所のうち11カ所、約30%が整備されております。急傾斜地におきましては、要整備箇所が、69カ所のうち12カ所、17.4%、地すべり危険箇所が3カ所のうち1カ所が完了し、33.3%と、数的には多いんですけど、その中で、特に危険度の割合の中で、今

述べたとおり、日置市の全体では、整備率というのは22.2%と、まだいろんな事業を使いながら整備をしなければならんという、財政的な面もございませうけど、大きな課題が残っているのも事実でございます。

#### ○18番（池満 渉君）

大体の整備率というのが22%ぐらいということで、非常に満足いく数字ではない。これはテレビでも、全国の状況も言っておりました。

なかなか進まないのであれば、当然、市民の方々にも、ここの地域はまだ整備が済んでおりませんということを、しっかりとやっぱり言っておくべきだろうと思います。だからこそ注意をしてくださいということを、広報をしておく必要があると思います。

今、数を言っていましたけれども、行政側がつかんでいる現場以外に、新たに、例えば地域の住民が、ここは非常に危ないところだと、住民はかねてから見ておりますので、危険度を感じているわけです。そういったところを行政のほうに指摘がある場合は、それをハザードマップの内容とか、いろんな変更があれば、その都度やりたいというふうに答弁もありましたけれども、都度ハザードマップを刷り直すわけにもいきませんので、そこら辺の新たな危険箇所、これまでわからなかったところが出てきた場合の対応とか、そういったことは、住民の皆さんにどのような形で周知を図られているんでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、そのような危険箇所がございましたら、市の担当でも検討しますが、県との協議も済ませて、ハザードマップを変える分については、特に箇所の世帯といいますか、自治会といいますか、そういうところに最優先して変更の通知はやっていきたい。1回1回また全戸に配付するというのも、大変な作業になりますので、とりあえずある自治会等の

全世帯には、変更したところについては配付していきたいというふうに思っています。

#### ○18番（池満 渉君）

ハザードマップ、全市のものを、例えば全市民に配ったときに、ほとんど該当しないところは、大体興味がないというか、変な言い方ですが、市民の方も、やっぱり自分が住んでいる地域がどうなんだというような情報がほしいだろうと思いますので、ぜひ変更があった場合には、その地域の方々、該当するところに、しかもなるだけ全ての方々には情報を伝えることができるような手だてをとっていただきたいと思います。

例えば電話で、市役所のほうに、私の地域の裏山があるんだけど、あるいは前に川があるんだけど、ここ辺はどうですかと、危険な場合はどうすればいいですかとか、あるいはそういった情報を教えて下さいといったような、個人的な問い合わせなどは今はないんでしょうか、いかがでしょうか。

私は、つい先日、友人が、広島の大震災の後でございましたが、市役所のほうに、自分の地域の地図も含めて、市の危険箇所、そういったものを情報を教えてほしいというふうに電話をしたんだという話を聞きました。

そしたら、役所の対応が、どうも要を得なかった。そして、何か積極的でなかったような気がするという話を聞きました。

なぜそのような様子だったのか、態度だったんだろうかというふうに思うんですが、危険箇所の情報について、行政が積極的に、市民から問い合わせがあった場合に、開示するということを拒むような、何か理由か何かあるんでしょうか。そのような対応をとられたということで、思い当たるような節とかありますか、どうでしょうか。

#### ○総務課長（野崎博志君）

市民からそういう問い合わせがあれば、我々のほうでも、ハザードマップ、15区画

に分けた分を持ってますので、問い合わせがあれば、その資料をお配りしたり、説明をしたりしております。

今おっしゃったようなことが、ちょっと済みません、起きたというようなことは、私のほうでは聞いておりません。

#### ○18番（池満 渉君）

実際に対応がされたという話でございますが、ただ、私は責める気持ちはございません。それは、よく言われる財源の問題などでなかなか工事が進まずにそういったところがあるもんだから言いにくいという理由もあると思います。

それから、個人の財産、土地とかそういったものに対して、崖下ですよ、危険地域ですよということで、逆に評価を下げてしまうような表現になってしまうんじゃないかということ懸念される場合もあります。

そして、電話先では、なかなか説明しにくいというようなことで、急に言われたもんだから、ちょっと戸惑ったんじゃないかというふうに、市民の方にも申し上げましたけれども、やっぱり電話で問い合わせがあっても、ある程度のことは説明ができるぐらいの体制をつくっておくべきだと思います。

その後、話をして、じゃあ地図がほしいとか何とかになったときには、また地図をいついつというような対応ができることが、市民に対しても行政の責務だというふうに思います。

実際にそのような問い合わせがあった、あるいは危険箇所があるといったときに、じゃあ市民の方々と、その現地に出向いて、この場所が、あるいはあなたの自宅の裏山が、何々さんの前の小川が、浸水地域、危険地域ですよとかいったような、そのような具体的な、現地に出向いてでの、行政側と市民との説明をするような、そういったような行動はいかがでしょうか。

危険箇所の説明、情報の提供についてのや

り方について、現地に出向いてのことはどうなんでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

さっきも申し上げましたとおり、県がこういう指定はします。回るところで、県と私ども行政と一緒に説明会もさせていただきました。

その中で感じたのは、もう家をつくっておりまして、そういう危険箇所を指定したら価値観が下がる、するどい意見も言われまして、今まで指定までも至らなかったところもございます。

ご指摘ございまして、そういう市民の皆様から来たときは、私どもも現場に行き、特に自治会長さんとか、やっぱりまとめなければ指定はできませんので、やはり地域みんなの同意が必要でございますので、そこあたりを丁寧に、今後そういうところが来ましたら、県とも、また私ども職員にも、すぐ動いて、市民が納得する部分の中で、指示をしていきたいと思っております。

**○18番（池満 渉君）**

申し上げましたように、行政の責任範囲をどこまでという、逃げるといふか、責任を回避するというような気持ちは毛頭ございません。しかし、先ほど申し上げましたように、やっぱり第一義的に、現場にいる市民に、まずはしっかりと自覚をして動いてもらう、そのために行政は、ちゃんとした情報を提供するというのが責務だろうと思えます。

ぜひ、時間はかかるんでしょうけれども、この防災体制というのは、100点満点はございませんので、日々、年々、やっぱり努力をしていただきたいというふうに期待をいたします。

さて、空き家の問題でございます。実は、この空き家の問題、6月議会でも、同僚議員が同じようなことを質問をされました。まだ3カ月しかたっておりませんけれども、それ

ぐらい全ての議員に重要な課題だなというふうな認識を持たせることだと思います。

本当は、空き家は個人財産でございますので、行政が立ち入るべきことではないと思いますが、しかし、これからの社会の流れを考えると、もっともっとふえて、むしろ、行政が手を、あるいは知恵を出していかないとどうにもならないというところに来てるんだろうと思います。

そのようなことで、本市の取り組みを1にお伺いをいたしますが、市長は、6月議会で、国や県の動向も見ながら、そして、今答弁にありました第3期の地区振興計画の中で、空き家対策に取り組むことも示してあるというふうに答弁をされています。そして、本日の答弁の中で、それぞれの地区の振興計画を練る中でも、そのようなことがたくさん出てきているというふうに答弁がありましたけれども、それでは、今策定中の振興計画の中で、具体的に空き家についてはどのような議論がなされているのか、二、三、そこ辺をご披露いただけないでしょうか。

そして、同時に、住民の方、あるいは民間だけに任すということじゃなくて、行政内部も、空き家についてはどのようにしていくかということ、やっぱり日々検討をしていかなければならないと思うんですが、わずかかもしれませんが、この3カ月ぐらい、行政内部でそれについてのご検討はなかったのかということをお伺いします。

そして、もう一つ、空き家あるいは不動産といえば、専門屋である不動産業者の方々がありますが、こういった方々との協議、あるいは知恵をいただくというような話し合いなどは、これまで、空き家については持たれなかったのかということ、この3つについてお伺いをしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

この空き家対策につきましては、国のほう

も、いろいろと地方からの声というような感じの中で対策を考えております。私ども本市におきまして、今回、地域振興計画の3期計画をつくるに当たり、今回ソフト事業をちょっと充実いたしましたので、その中でも、以前からこの空き家というのは、地域によって出てきている問題がございます。

大変深刻化している地域も、そこまでの地域も、2つございますけど、特に今回の場合について、その予算の範囲内の中で、特に空き家を改修して、それはもう地権者と合意をしなきゃなりませんけど、若干リニューアルして貸せる状態まで持っていけるのかどうか、それともまた解体をするとか、その範囲は、地区のほうにお任せしておりますので、まだ最終的に、どの地区からそういうものが上がってきているか今からだと思っておりますけど、一番、その地区で、重点施策の中で、空き家というのも一つ位置づけておりますので、ここあたりが上がってくるのかなと思っております。

そういうものも見ながら、今回の地区振興計画を見ながら、それでは、市として今後どうしていくのか、こういうものを見ながら、市として考えていかなきゃならないというふうに思っております。

特に、不動産業者との中におきまして、今後とも連携といいますか、そういうものは十分していかなきゃならないという部分も考えておまして、以前も、空き家実態調査もやりましたが、実際、貸せるというのは、もうわずかなものであったというふうに思っておりますし、今国のほうで、特に固定資産の問題、法律的なものも出ておりますので、地主とのかかわり方につきまして、今後とも十分打ち合わせをしながらやっていきたいというふうに思っております。

#### ○18番（池満 渉君）

空き家は、もちろんそれぞれの所有でござ

いますので、その対策についてはということで、今度セミナーを開催されるということですので、これは、持ち主の責任ということも含めて非常にいい試みだというふうに思います。まずは持ち主がしっかり管理してくださいということです。

空き家の対策についてさまざまありますけれども、家主あるいは地域の方々のいろんな情報、力も借りないといけません、全国で空き家バンクとか何とかという話もありますが、行政がまず何とか少し力を出せるという部分では、やっぱり公営住宅などへの利用ということも考えていいんじゃないかと思えます。

茨城県のひたちなか市、ご承知だろうと思えますが、今、市内に80戸の空き家を借りて市営住宅に転換をしております。市長の話によりますと、建設費、それから維持管理費、公営住宅の。それとトータルコストを考えるとそっちのほうがいいと、しかも空き家に入っただけで、1カ所にその人達が集まるんじゃないかと、地域に点在してくれるというメリットがあるというふうに話しておりますが、市営住宅への、たくさんじゃなくてもいいです、1戸、2戸、あるいは3戸、4戸でもいいですが、そのような適応したものを何とかやってみる、あるいは先生方の住宅とか何とかというのものもあるかもしれませんが、そこ辺への活用はお考えになりませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

一番、空き家対策で、地主のほうとの折り合いの中で、基本的には改修費だと思っております。その改修費がどれぐらいかかるのか、簡単にできる改修なのか、特に、水洗化がしているところなのか、基本的には、そういう水洗化までした形の中でないと、今貸家という部分では大変難しいと思っておりますので、これは十分検討をする余地がある。

今言ったように、教職員の住宅についても、

不足している部分もございます。そういう部分について、やはり市が借り上げて、それだけ改修してできるものか、築何年なのか、やっぱりいろんなそういう物件の中でも、いろんな課題が出てきますので、このことについては、十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

#### ○18番（池満 渉君）

ご承知だと思いますけれども、鹿児島県の県内でも、自治体が空き家バンクとか何とかをして取り組んでいるところはいっぱいございます。しかし、なかなか苦戦をしております。物件が集まらないとか何とかいうことでありますが、市長もご承知だと思いますが、大分県の竹田市、ここは、市の専門職員を1人置いて空き家の対策をしております。この人は、大体2年間で、55軒の空き家に129人を入れております。

同じく大分県ですが、豊後高田、54軒に121人というふうに、本腰を構えれば何とかなるんじゃないかという気がしております。

長野県の佐久市、ここは250軒の空き家に人を埋めているところであります。

もちろん環境的に、あるいは政策もそうですが、地理的にも、いろんなことで違いはあります。一概に私たちの日置市でどうかということとは言えないかもしれませんが、ただ幸いに、日置市は鹿児島市の近郊でございますので、ここに空き家を構えても、電車で行けば20分ぐらいですよというようなことなど、いろんな面で何とかやれるんじゃないかという気がします。

竹田市のすぐ近くの日田市の住民の方の話で、竹田市と豊後高田市の職員は目の色が違うと、うちの日田もそれぐらいやってくればいいんだろうというような話を、私聞いたことがあります。決して日置市がどうとは言いませんけれども、真剣になって取り組んでいただきたいというふうに思います。

ぜひ、その取り組みの姿勢でございますので、ここら辺も参考にさせていただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に空き家の考え方で、市営にするか、賃貸の問題で、さっき言いました不動産業者との問題もありますし、特に空き家が点在しているところは、過疎地域が一番多いんじゃないかなと思っております。

そこにそのように居住していただける方が多く望めるのかどうか、利便なところの空き家というのは、やはり多くの方々が、不動産業者がそういうものも斡旋もしております。

そこあたりで、越権行為の中でどこまでするのか、密集地にかけてするのか、それとも過疎地域をやはり行政として担っていくのかどうか、やはりここあたりのすみ分けというのも大事なことであるというふうに思っております。

今ご指摘ございましたとおり、職員のやる気という中において、そういう解消をしたというところもあるというふうに思っておりますので、私どもも空き家対策については今後の行政の課題として、大きな課題であるというふうに認識しておりましたから、地区の振興計画の中でも、一つのテーマとしてみんなに考えていただき、また、この策定した中においては、地域からの声も上がってきますので、そういうものも私どもも参考にしながら、今後、進めさせていただきたいと思っております。

#### ○18番（池満 渉君）

この空き家は、当然、条件がよければ、当然、前の住民ももつといたかかもしれません。条件が悪いからそうなったのかもしれませんが。市長がおっしゃるように、中心部は割りと少ないんですが、ぜひ、そこら辺を専門の不動産の方々と一緒にテーブルについて、実際どんなことがあるか、どんな知恵を出せばいい

いかということで、可能なところから努力をしていただきたいと希望をいたします。

さて、この空き家の中でも特に厄介なのが、危険家屋、廃屋でございます。私は、何も、その田舎の一軒屋をとすることは言っておりません。住宅密集地の中で、非常に、こう危険だと、そして多くの市民が火災の心配をしたり、野良猫や、あるいは狸の巣になっている。今、話題のデング熱の蚊の発生源になっているとかいったような声も聞きます。そういったところにある個人の財産というものは、実は地域の厄介ものになっているわけであります。

そこで、実情をお示しをしたいと思います。自治会や近隣の住民も一生懸命努力をしているんです。それをなんとかしようと。ところが、連絡先を、その所有者を知るために、役所の、例えば税務課でもいいです、に行って、納税義務者というんでしょうかね、そこ辺のことから所有者はわからないかと、教えてほしいというお願いをしても、これは、もちろん税情報を目的以外に使用してはならないという、まだ決まりもあります。それから、個人情報保護などから、なかなか教えてもらえない。そして、また、環境の担当者に言っても、環境の担当者も所有者が判明した分については、担当から何とかしてくださいと。解体、撤去あるいは管理をしてくださいというお願いの手紙は出すけれども、それ以上、なかなか進まないんです。

法律がない、上級法はそうでしょうが。地域、自分たちの自治体で条例、決まりをつかって職員も動けるような体制をつくっているのが京都市であります。京都市は、所有者を特定するというただ一つの目的で、課税情報、これ誰が納税者なのかということ、目的外に使用できる条例をつくっております。こうして、とにかく持ち主を特定できれば、後は地域の住民と一緒にあってなんとか交渉する

というような動きができるんですが、そこら辺の、なんとか住民の力になれるような条例の改正なり、つくるなり、そういったことはできませんか。いかがですか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、この環境条例の中におきまして、この荒廃した地域におきますものについては、市の担当、市のほうから、その所有者に手紙等でやっているのも事実でございます。これを、地域の方々と、またどう話し合いするのか。そこあたりの、ある程度条例化した中で、いいものなのか。ちょっと、いろいろ民法上の問題、個人のプライバシーの問題もございますので、ここあたりのほうについては、また、顧問弁護士とも十分相談しながら、そういう条例化して、その特定して、その改善策までいけるのかどうか。顧問弁護士とも、このことについては相談していきたいと思っております。

#### ○18番（池満 渉君）

難しいところもあるかもしれませんが、なんとかなればというふうに思います。

この所有者であります、大体、地元に住んでない人が多いわけですけれども、地域の人たちが迷惑を被るその一方で、こういったような所有者の方には、廃屋であっても固定資産税については、その土地の200m<sup>2</sup>については6分の1、それを超える宅地については3分の1の軽減がなされております。果たして、この廃屋、ぱっと見たときに人が住めるような宅地というか、住宅という判断ができるのかという気がいたしますが、ここら辺の住宅用地の特例という部分ではどうなんでしょうか。この廃屋についても、そこら辺の適用、特例をすべきなのかということをお伺いいたしますが。

#### ○市長（宮路高光君）

今、固定資産税のほうからの見解の中におきまして、今、議員おっしゃった200m<sup>2</sup>の



中におきまして6分の1、また、その3分の1の土地の減免があるのは事実でございます。これを、今後、家屋としてあったものについては、そういう減免が受けられる状況の中で解体する。これが、恐らく、今回、国の法律の中でうたわれてくれば、私どものそのようにしていきたいし、これをすべきだと思っております。

住めないけど、今言ったように、ある以上はその適用を受けているのは事実でございます。ここあたりを、特に密集地のところにするのか、地域を限定するのか、そこあたりも、ちょっと、よう、今のところ検討至らない分はございますけど、国の動向を見ながら、そういう分の中で、税法上の中におきまして、それもきちっと相手のほうが解体してくれなければ、その適用もありませんので、それには解体費用というのがかかります。この費用の問題についても、今までも議会の中からいろいろと言われておりますので、そういうものを市単独でそこまでできるのかどうか。ここあたりも、いろいろと勉強していかなきゃならないことじゃあないかなと思っております。

#### ○18番（池満 渉君）

国の動きも、固定資産税もそのようなことにいきそうな気がいたします。

2つだけ先進事例ですが、富山市、富山市はこのもう特例を解除しております。はっきりと危険家屋、人が住めないということを認識をすれば、もう特例は設けないと。それともう1つ、今、市長がおっしゃった国がもしかしたら、参考にと言ったのは、これは新潟県の見附市というんですかね。ここが、撤去するまでに、変な言い方ですが、特例を解くまでに2年間の猶予を与えますと、通知をするわけです。相手のほうは、じゃあ今、2年間安い間に解体してしまおうと。そうでないと、もう高くなりますよということやって

るんですが、これは、実際に解体費用は、2年間は安いわけですので、解体費用を補助するようなものですよね。だから、効果が出ているようです。昨年から、解体をするという市民が見附市では出ているようです。

それからもう1つ、もっと、ちょっときついですけど、廃屋については、固定資産税の滞納も多いのではないかとということがよく言われます。福岡県の宗像市は、空き家が適正に管理されない場合には、これ滞納がある場合ですよ、早期に差し押さえして、公売手続きを実施している。そして、既に数件の実績が上がっているというふうに出ております。そこまでできるのかどうかわかりません。しかし、本市も滞納整理課もあり、法的にしっかりと手続きができさえすれば、なんとか税の回収もできて、あるいは、そして、その危険家屋の解体も、目的が達せられるような気がします。ぜひ、ここ辺も検討していただきたいと。適正な管理を、ぜひ、やっていただけるように、市長の行動力に期待をしたいと思います。

さて、最後になります。最後じゃありませんでした。この危険家屋について、本市はことしの10月に、景観行政団体への取り組みを始めるわけですよ。こん中で、環境自治体会議ももちろん成功させました。市民が過ごしやすい環境に配慮した行政の取り組みだというような連動した動きをするために、本市も景観条例などを策定するときに、いわゆる景観を阻害していると認められるものについては、なんとか、こう勧告とか、指導とか、命令ができるというようなものを入れてはいかがでしょうか。

北海道のニセコ町、千葉県勝浦町、ここ辺はこの景観条例で同じようなことをやっております。景観のいいものを、あるいは発掘をして保存をしていくということと同時に、景観を阻害するものについても、そこら辺で

なんとかやれないかという気がしますがかがでしょうか、市長。

○市長（宮路高光君）

この景観条例、その関するもの環境条例、私どもも環境条例の中で、いろいろと動いているわけでございます。今回、この景観行政団体のほうに加入をさしていただき、この問題につきましても、今、ご指摘ございましたところを十分調査もし、その条例化がいいのかどうか。また、鹿児島県の中でも、いろいろと景観条例をつくっているとこもございしますので、市としてもこのことについては勉強もさして、できたらそういう団体に入る以上は、景観条例が必要かどうかということも、十分、職員のほうで勉強さしていただきたいと思っております。

○18番（池満 渉君）

さて、有害鳥獣の対策ということでありませう。

答弁のように電気柵の補助が、以前は3人でしたかね。それが1人からでも可能というふうになっている。非常に、市民の方々は喜んでおられます。申し込みもふえたと思いません。しかしながら、その一方で、これまでよりもたくさんの方が、自分の畑、田んぼに電気柵するもんだから、してないところの畑に、どんどん来るようになったというような声も聞いております。

これは、囲いをされる数がふえれば、当然そうなるのかもしれませんが、この猟友会の方々、農家の被害もそうですが猟友会の方々の声で、いろいろと要望もありますけれども、私は、知っている方に以前聞いたことがあります。何が一番大変やなということを知りました。そしたら、一番大変なのは捕獲した鳥獣の処理だ。今、ここの答弁にありましたように、自家用に、自家消費にするとか、あるいは埋設をすとかですけれど、それが大変だと。もちろん、食肉にはなかなか私たち

も豚肉、牛肉みたいに毎日食する習慣がありませんので、なかなか難しいこともありますけれども、猟友会の方が言ったのは、とにかく処理、処分が大変だと。それがなければ、どこでん取っがと言うぐらいの極端な表現をされました。

そこで、この質問の趣旨として言っております食用に、ぜひ、研究はできないかということでもあります。もちろん、私も、いろんなこのリスクですね。伝染病やら、あるいは野生のものですから、そういったようなリスクがあることは承知をしておりますが。武雄市、それから北海道のエゾシカの缶詰なんていうのも、インターネットもどんどん出ておりますが、何か参考にできないかという気がしてるんです。しかも、タイミングよく、12日の南日本新聞に、「やっかいものの有害鳥獣、食べれば地域の宝に」というような、まさに私の一般質問を応援するかのような記事が12日に載ってまして、ぜひ、本市でも、本市独自でと場をつくって、あるいはそれを特産品としてやるということはどうでしょうか。

もしかして、それが無理なら、鹿児島県が、以前薩摩大隅、北薩あたりに1カ所そのようなものをつくりたいというような話を言ったような気がするんですが、鹿児島県のほうに、ぜひ、なんとかやってほしいと。みんなが困っているからそこにまとめて、そのようなものはできないかということ呼びかけるようなことはいかがでしょうか。この自前でやるのか。自前でやれないのか。それとも県のほうに何とかと。もっと、この食用に向けた、ジビエに向けたことはできないかということ、ぜひ、市長のほうから言っていただきたいんですがいかがでしょうか。

この質問を最後にしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、鹿、イノシシを含めて、処理の方法、処理の問題。以前も、誰か

議員がこのことに質問した経緯があったというふうに思っております。

今、私どもも猟友会の方々にも、特に、去年から、わなをかけてやっている方がおって、大分、被害がまた移ってしまう。特に、美山地区の太陽光をしたところに、大変、イノシシの巣があったところが、そこを太陽光したら、その近辺に大変多く出没すると、そういう苦情もいただいております。

ご指摘のとおり、一番、鹿、イノシシについては処理だと思っております。今、鹿児島県内で阿久根と伊佐がやっております。阿久根の場合については猟友会が主体になってやっておる。伊佐がどうかちょっとわかりません。市長会の中でも、こういう加工施設というのを、という意見もあった時期もございました。今後、やはりこういう農作物被害に出まいますので、加工施設の場合にして、流通という問題。

おっしゃいましたとおり、いろんな、この作品と言いますか、成果が出ればよろしゅうございますので。よろしいんですけど大変難しい状況もございます。流通、これしてみても処理をしても、それをさばいていける場所がなければならない。加工しても、それをうまくして運用していく。いないというか難しいということであるのも事実でございます。特に、阿久根とか、もう1回伊佐に行って、その実態を調査もさしていただき、基本的には、県の枠で1カ所程度して、それを、後の流通がどうなるのか。処理は恐らくできると思うんです。処理だけは。だけど、それを埋設するのか、そういう方法しかとられない部分がございますので、それを少しでも、処理したのをお金にかえられる部分があればいいのかなと思っておりますけど、とりあえず県のほうにも、市の方からもそういうご要望は、今後していきたいというふうに思っております。

## ○議長（宇田 栄君）

次に、5番黒田澄子さんの質問を許可します。

〔5番黒田澄子さん登壇〕

## ○5番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。本日5番手最後の質問をさせていただきます。

この夏、世界ではエボラ熱、日本ではデング熱が発生しました。私のアメリカ在住の友人も、医師としてエボラ対策の会議に出席し、世界での拡散を食い止めるために働いています。必死に働く医師団の皆さんに敬意を表し、1日も早い解決をと見守ってまいりたいものです。

それでは、通告に従い5項目にわたり公明党所属議員といたしまして一般質問させていただきます。

1番目、配偶者暴力相談支援センターの設置について伺います。

1、DV被害者の相談状況と支援における現状と課題をお示してください。

2、DV対策基本法に基づき、市町村の設置努力義務となっている配偶者暴力相談支援センターの設置の必要性を市はどう考えておられますか。

3、ほとんどの被害者が女性となるDVに対して、ワンストップとなるセンターは女性に優しい、安心、安全なまちづくりのためにも設置すべきと考えますが、市長の見解をお示してください。

2番目、今夏の広島土砂災害を鑑みて、本市の防災対策、災害発生時の対応を伺います。

1、本市において今夏の広島土砂災害と同等の災害が発生した場合、市の初動体制における最重要点は何ですか。

2、広島では複数の気象情報を受け、そこに見落としがあり、また積算雨量よりも予想雨量のほうを重視したため、避難勧告をちゅうちょしたようです。そこで、本市における

避難所開設、避難勧告、避難指示はどのタイミングで発令され、現状の伝達方法で全市民に情報が伝わっているとお考えかお示ください。

3、避難所、公営住宅は全て急傾斜地、土砂災害を含めた危険区域から十分に離れた場所にあるかについてお尋ねします。

4、避難所開設が長期化した場合の課題は何かについてお尋ねします。

3番目、日置市子ども子育て等条例案における日置市の子育て支援のあり方をお尋ねします。

1、今回の制度改正で、大きくかわる保護者等への説明会を開催すべきと考えますが、市はどうお考えですか。

2、保育時間が短期となる子どもの保育時間帯は、保護者の働き方にあつたものとなるかお尋ねします。

3、保育料の設定はどうなりますか。また、現在は近隣市より高めの部分もあり、段階をふやして軽減していくことを真剣に取り組んでいただきたいと提案しますが、市長の見解をお尋ねします。

4、0歳、1歳、2歳の保育を必要とする子どもの量は市はどのように考え、今後の定員へ反映していくお考えかをお尋ねします。

5、幼保連携型認定こども園が認可された場合、現在、示された公定価格案では小規模の園では価格が高くなっていますが、大規模になると随分低く設定されているようで、経営面で困難な状況になるのではと危惧しますが、その点、市はどのようにお考えかお尋ねします。

4番目、さらに見やすい日置市のホームページのあり方についてお尋ねします。

1、日置市ホームページへの情報の掲載についての課題は何であると市は考えますか。

2、ホームページ上に掲載されているフェイスブックの利用の現状と課題、今後の利用

についてはどう考えるか、市の考えをお尋ねします。

3、先進的なホームページづくりに取り組む佐賀県武雄市等に学び、もっと市民が知りたい情報が、リアルタイムに発信されるホームページへとリニューアルする考えはないかお尋ねします。

5番目、合併10年の市として日置市主催の祭りや花火大会の開催を考えないかについてお尋ねします。

1、仮称日置市盆踊り大会、花火大会のような市民が一同に会せる催しを望む声は、市には届いていませんか。

2、日置市出身の県外の同郷の会、同窓会、企業等が帰省されて鹿児島市のおはら祭りに参加しておられる現状があります。ぜひ、そのような方にも本当のふるさと日置市でのお祭りに帰省していただき、また、市民も楽しく参加できる市主催の祭りを計画されませんかご提案して、私の1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の配偶者暴力相談センターの設置をということで。DV被害の相談者数はふえ、また、同一の人が何度も相談されるケースもあり、相談回数もふえてる状況にあります。相談があつた場合、相談員や福祉課を中心に関係部署や機関と連携して、慎重に対応しており、相談員の警察への同行などで、被害者の負担軽減と警察との連携による被害発生防止につながっています。

相談内容は、複雑、多様化しており、当初の相談での適切な対応を含め、継続する相談内容に的確に対応していくため、相談員の資質向上や相談者への適切な対応能力の向上が必要になっています。

その2です。身近な場所で、継続的な相談やカウンセリングを迅速かつ円滑に行うこと

や、被害者の立場に立った支援を担うことにより、潜在化している被害者の早期発見、早期支援につながることから、今後、検討する必要があると思っています。

その3。平成26年7月現在、市区町村で設置されている支援センターは、県内では3カ所、全国では70カ所指定されているようでございます。現在、本市では福祉課内に相談窓口を置き、庁舎内外の関係部署、機関と連携しながら対応しており、また、県の支援センターも地理的に近いことから、特に相談体制に問題が出ているものではありませんが、被害者の軽減負担と支援に向けての手続きの円滑化を念頭に、相談状況等をみながら設置に向けての検討は、今後必要と考えております。

2番目の広島土砂災害を鑑み、本市の防災対策、災害発生時の対応についてと。その1でございます。災害発生直後、特に勤務時間以外は全ての職員参集が見込めない場合も考えられます。参集した職員は、災害対策本部業務開始までの間に、まずは情報収集を行い、市民に災害情報を伝達することを優先し、公共施設のライフラインの確保に努め、災害対策本部の設置準備にあたることだと思っております。

2番目でございます。豪雨等により災害発生が予想される場合に判断し、段階的に避難勧告、指示をおこないます。広島では、災害情報が入ったにかかわらず、避難勧告が出されなかったと伺っております。災害時には、県及び気象庁からの複数の情報が入ってまいります。どの情報も同じことが伝達されますので、見落とすことなく、貴重な判断材料としているところでございます。市民への伝達については、防災行政無線、エリアメール、報道等により市民へ伝わって行くと考えております。

その3でございます。指定避難所において

は、ハザードマップ作成時に点検を行っており、危険区域には入っておりません。

公営住宅については、日置市防災ハザードマップにより危険箇所を設定されている箇所の一部建設されています。市全体では公営住宅で13団地251戸が該当し、伊集院地域で4団地85戸、東市来地域で3団地80戸、日吉地域で4団地46戸、吹上地域で2団地25戸となっています。一般住宅では、吹上地域2団地15戸が該当します。

近年各地で集中豪雨が発生しており、一部急傾斜地の対策工事を行っている団地もありますが、市営住宅入居者の安全に万全を期するため、マスコミの気象情報や市防災行政無線情報に注意していただき、早めの避難をお願いしているところでございます。

4番目でございます。避難生活が長期化した場合は、健康面への配慮が第一だと思っております。また、男女別のトイレ、更衣室、洗濯物干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、子どもの遊び場や学習のためのスペース、福祉避難所の設置など生活環境対策に配慮する必要があります。また、被災者の孤立感を解消し、生きがいなど心の健康を確保するための避難所内に交流の場を提供することも必要であると考えております。

3番目の日置市子ども子育て等条例案による日置市の子育て支援のあり方のその1でございます。現在、日置市子ども子育て会議で、運用や基準等の検討を行っていますが、入所申請や保育時間について、決定した内容を広報誌やホームページで知らせていきたいと考えています。また、保護者に対しては、入所申請時に窓口での詳しい説明を行います。

2番目です。新制度では、フルタイム就労の保育標準時間とパートタイム就労の保育短時間の二つの保育時間帯が想定されております。保育短時間については、施設ごとの設定

とされていますので、関係施設との協議を重ねていきたいと思っております。

3番目でございます。保育料については、新制度の国のイメージが示されており、今後所得に応じて保育料を賦課する応能負担となりますが、国が定める階層を基本に子ども子育て会議の中で、階層、保育料についても検討していただくことになろうと思っております。

4番目でございます。0から2歳の入所は、年度当初は少なく、年度途中からふえる傾向にあります。日置市子ども子育て会議中で量の見込みを検討しつつ、ニーズ調査の結果とこれまでの実績などを踏まえ、関係施設等と定員について協議し、反映させていきたいと考えております。

5番目。公定価格は、定員数により保育園を運営するための給付費を国が定めた基準ですので、基本的には、小規模施設も大規模施設も同じだと考えております。

4番目のさらに見やすい日置市のホームページのあり方について。その1でございます。本市のホームページは、平成19年3月にリニューアルし、現在、毎月平均約11万9,000アクセス数があるところでございます。広報委員会等を通じて、使いやすく見やすいホームページ作成に努めていますが、ページによっては古い情報等が、まだ掲載されている部分もあるなど、常に最新の行政情報を掲載すべき点に課題があります。

その2。現在ホームページにおいて、日置市まちづくり研究会第4期生が開設したフェイスブックを平成25年7月から掲載しており、まち研事務局が、第5期生の活動内容やその取り組みを定期的に更新しております。今後、本市において、まち研のページだけでなく、市の情報発信を行う新たなページを開設したいと考えております。

3番目でございます。平成19年3月から

運用している現在のホームページでございますが、そのリニューアルには高額な費用が伴うことから、前回のリニューアルから10年目にあたる平成28年度にリニューアルできないか検討しております。その間、現行ホームページや南日本放送のdボタンを利用したデータ放送、また検討中であるフェイスブック等を活用しながらリアルタイムな自治体情報発信を実施して、その充実を図りたいと考えております。

5番目の合併10年の市としての市主催の祭りや花火大会の開催を考えないかということでございますけど、1、2は共通しておりますので一緒にお答えします。

市民からこういう部分については、特に声が届いているわけではございません。

まず、花火大会でございますが、現在、市内で開催されます花火大会は、日吉地域秋まつりと26の各地区館公民館で行われております。中でも、日吉地域の花火大会は、規模も大きく、市内外から多数の観客が訪れ、にぎわっております。また各地区館の花火大会も地区民の憩いのひとときとしてにぎわっています。今後も、これらの花火大会の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、祭りでございますけど、現在、市内各地域で妙円寺詣り、美山窯元祭りなど多数の祭りが開催され、産業の発展や観光の振興につながっているのではないかと考えております。各地区公民館の花火大会にあわせて祭りを開催している地区もあり、地区民の連帯感の向上を図っています。新たな祭りの創作も一つの手段かもしれませんが、現時点では、今あるイベント等の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宇田 栄君）

ここで暫く休憩いたします。次の会議を15時20分といたします。

午後 3 時 06 分休憩

午後 3 時 20 分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○5 番（黒田澄子さん）

答弁をいただきましたので、2 回目以降の質問に入っていきたいと思います。

まず、配偶者暴力支援相談センターの設置について、前向きな答弁をいただきました。今後、検討をしていくという市長のお言葉に、大変嬉しい思いであります。今回は、相談者の側に立って提案させていただきました。この件は、センターとは言いますが機能の設置になります。何か館をつくったり、部屋を宛てがわなくてはならないということではございません。

このDV被害者を支援するためのワンストップになるセンターの大きな意味は、これまでDV被害の相談を警察に受けにいきましたよという証明書を警察が出すように、現在なっております。このセンターが設置になりますと、センターのほうが証明書を出せるわけなんです。

現在、日置署の場合は、相談に寄り添って行く場合が、私もありますけれども、男性の警官の方が対応されています。最初に、「女性の警官の方をお願いします」と申し上げますが、「おりません」と言われて、そのまま男性の警官になっているのが現状なんです。ほとんどの被害者は女性なんです。このDV被害を受けている女性は、理路整然と流れをきちっとしゃべれなかったり、何から言っているかわからなかったり、向こうから言われたことが、なんかどきっとするともうしゃべれなかったり、そうすると、すごく曖昧な発言をしているというふうに捉えられたり、そういうことが常にあります。

そこで、今、日置市においては職員の方を

始め相談員、本当に一生懸命に取り組んでいただいていることには、非常に敬意を表しておりますし、感謝もしております。しかし、現状、非常にその職員の方たちも係の仕事が忙しい場合、大変なのかなあという部分もあります。それで、先ほど市長も鹿児島県内は3自治体に取り組んでいる。この3自治体の調査をしました。知名が一番最初に設置されましたが、ここは、もともと保健センターに設置前から機能があって、看護師さんの正の職員の方が対応しておられます。島は大変だそうです。飛行場とか、船着場とか警察に同行してもらわないと、加害者が待ち伏せをしていたりとかで、逃げ出すことすらできないという緊迫感のあるお話を伺いました。

薩摩川内市は、もともと子ども福祉課のほうがそのような機能を持っていたということで、そちらのほうからせっつくように、うちにそういう看板を立てようよという話で設置になったと伺いました。こちら3人の嘱託職員の方なんです、1人は男性で警察官のOBの方が対応されてまして、調査した日も、「きょうもOBが警察に行ってますよ」という話で、非常に使い勝手のいいような雰囲気を受けました。また、ここでは女性家庭生活支援の相談センターとして、総合的な相談を受けておられます。そして、雇用の中の補助金事業というのが国や県にごさまして、児童虐待とかDV対策等の総合支援事業費という部分から、児童虐待の保護事業、それからDV女性保護支援事業、こういったもので2分の1の予算措置がされていたり、県の女性相談事業で2人ほどの雇用ということで、3人の雇用が全て市の会計からということではないようでした。

そして、鹿児島市は、やはりここも3名の職員の方ですが、年齢とか専門性も問わず募集をしましたということで、昨年設置になっています。サンエールかごしまの福祉事務所

の中に入っています。ほかにも正の職員が5名おられますので、困ったところは一緒に対応していますということでしたが、DV相談の証明の発行はもとより、保護命令に行くときの申し立ての付き添いとか、また、申立書、書くのも非常に面倒くさいです。そうやった状況の人が正確に書いていく、昔を思い起こすことが、また、恐怖につながるというか、また思い出してしまうというか、そういうことでストップをしながら、たった1枚書き上げる2枚書き上げるのも大変な状況ですが、それにも寄り添って行けるように、今回、そういった予算の要望もしているというふうな話でした。

このような中で、国において内閣府が出しているデータですけれども、各相談支援センターからの件数をまとめたものですが、平成14年に3万5,943件だったものが、25年には約3倍の9万9,961件。そして、警察への相談は、平成13年度に3,608件あったものが、平成25年は14倍4万9,533件へと、非常に大きくふえていっています。

DVというと、ただ殴られたり蹴られたり、そういう暴力行為というイメージが多いかもしれませんが、それだけではございません。暴力、殺傷、殺人で検挙もありますが、全国20歳以上の男女5,000人への無作為アンケートの結果が、内閣府から出ています。32.9%が身体的暴力で、殴る、蹴る、物を投げつける、突き飛ばす等の身体に対する暴力を受けている。これは、多分イメージできると思いますが、心理的攻撃、人格を否定するような暴言や友好関係を細かく看視するなどの精神的な嫌がらせ、また、今度は、自分や家族が危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫、そして、嫌がっているのに性的な行為を強要する性的強要の暴力を受けたとの結果が約32%、3割以上の

方たちがそういうことを感じているというふうになっています。

ここに設置を、もし日置市に設置をされて、ここで証明書が出せると、それが保護命令を出したり、閲覧禁止制限をかけたりするときが一番強いカードになっていきます。ほかのもろもろのものよりも、裁判所が出した保護命令というのは全てに通じていきます。ただ、若干、銀行などとか郵便局などで新しいものをつくったりするとき、住所地が変更してないといけないとか、ちょっと民間が、今、少し遅れている部分がございますけれども、そこを除くと、ほぼこのカードはすごく大事なカードになってくると考えています。

そこで、もう1回市長にお尋ねしますけれども、大体検討していくと言っておられますが、いつぐらいまでを目途に調査等をされて、設置に向けての検討は、大体何年後ぐらいを目途に設置されていかれるお考えがあるかないか、その点お伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおり、今はセンターを設置しておりませんが、特に、福祉課の窓口、また、保健師そういう連携をしながら、警察とのかけ渡しもやってるの事実でございます。いろいろと調査もやらしていただきたいというふうに思っておりますので、早速取りかかりますので、いつまでということはできませんけど、県内のあちこちを調べさしていただき、ご指摘ございましたそういう補助金等もきちっと整理をさしていただき、ある程度、福祉課のほうでそういう目途がついたら設置をしていきたいというふうに思っておりますので、来年、できたら早くできたらいいなと思って調査をさしていきたいと思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

大変前向きな答弁でありありがとうございます。女性に優しい市長ということで、ぜひとも頑



張っていただきたいと思います。

では次に、広島の土砂災害を受けて伺います。今回、この災害を受けて、国は各行政へ9月12日までに報告をなさいと。土砂災害危険箇所等の研究、周知、それを行うようになさいというふうに言っております。市長、この点、本市ではどのように対応されたか伺います。

**○総務課長（野崎博志君）**

土砂災害危険箇所の研究、周知につきましては、本市にも要請が来ております。土砂災害対策や風水害対策におきましては、毎年、梅雨入り前に広報誌や自治会文書で周知しているところであり、今回、国からの緊急周知の通知が届きましたので、本市におきましても、市民への通知を実施することとしておりますが、文書発送との関係がございまして、今月末の文書発送で周知予定としているところでございます。

**○5番（黒田澄子さん）**

わかりました。それでは、しっかり周知をしていただきたいと思います。

今回、夜中の発生で、この広島は寝ているうちに土砂に埋もれた方が多くおられました。本当に悲惨であり、怖いと感じました。8月21日の南日本新聞には、未明に雨量が急激にふえたことが被害拡大の原因であり、避難を呼びかける側も、避難する側も両方に最悪のタイミングであったという記事が載っていました。

そこで、この勧告の出し方が、先ほどの答弁によりますと、そういうこと予想して勧告なり指示なりを出していきますというふうに答弁いただいたんですけれども、勧告はどういった状況で出されるのかなという部分をお尋ねします。勧告出されても、全員が避難しないかもしれませんが、市が勧告を出すことを注意深く聞いて、すぐ動く人たちもたくさんおられるという点で、その点をお尋ねいた

します。

**○総務課長（野崎博志君）**

勧告につきましては、まず本市の場合は、避難準備情報ということから、大雨等に関する部分で、ある程度の雨が予測されれば避難の準備をしてくださいというようなことで連絡をしております。そして、状況を見ながら、今までの積算雨量や今後の雨量予測等を考えまして、避難勧告をしていくというようなことで避難を勧めるというようなことで勧告を出すという方法でございます。

**○5番（黒田澄子さん）**

大変、これはどこでも大変なことだとわかります。ある程度という言い方しかできないのかなとも思いますが、今回の場合100mm、1時間に100mmという雨が降ったようでございますけれども、多いところでは120mm降っておりますけれども、広島市さんのほうは積算雨量のほうよりも予想降雨量、1時間後にこれくらいというそっちを重視したために出せなかったということもあったんですけれども、そこで、うちは勧告どの辺くらいで出すのかなと聞いたんですけれども、もしお答えできるようであれば、ある程度というにはどの程度かというのをお知らせください。

**○総務課長（野崎博志君）**

勧告の基準としては、豪雨が続き災害の発生が予想され、生命、身体の危機が強まってきたときというようなことにしております。ただ、雨量が、連続雨量が150mm、時間雨量で50mmというような基準を設けておりますが、先ほど申したとおり、これがあくまでも目安といいますか、基準としてもってんですが、このとおりにはなかなかいかないということでございまして、いろんな情報を収集して判断しているというような状況でございます。

**○5番（黒田澄子さん）**

それでは次に移ります。ハザードマップに

ついて伺います。

先ほど、18番議員もその辺いろいろと聞いておられました。このマップは、平成24年3月に作成されました。河川浸水想定区域、これは1時間雨量56mmをもとにしたと書いてございました。日吉の平成5年の9月の毘沙門の地すべりに関しては、これも載ってございましたけれども、当日、雨がなかったにもかかわらず発生し、2人の犠牲者を出しています。が、2,000mm以上の総雨量を記録したと記載がしてありました。

この市民へのハザードマップは全世帯に配られたわけなんですけれども、伊集院地域は、特に神之川周辺がずっと薄い黄色から、ほんとに薄いブルー、そして、ブルーみたいな、水色みたいな感じで、一番浸水がひどいところが2mから5mというふうな感じで載っています。この56mmの想定というのは何を根拠につくられたかをお知らせください。

#### ○総務課長（野崎博志君）

浸水想定区域は国の作成マニュアル等によって県が作成したものでございます。神之川、下谷口川、長松川の降水防御に関する計画の基本となる降雨で、30年に1回程度発生する大雨が降った場合を想定しております。

56mmというのは神之川水系の流域の面積等を勘案しますと、時間雨量が56mmになるということで、このような表記にいたしております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

私もここはちょっと勉強しまして、県の河川課治水係の方といろいろお話をして、よくわかったのですが、たまたま日置市が30年に一度豪雨が合ったというふうに読み取っていたのですが、そうではなかった。

この人口が多い地域とか、そういう資産、工場とかいろんな建物とかがもちろんあるところなので、人口が密集している地域の河川で、非常にそういう浸水被害が被ると大変な

ことになる。そういったところは、県が一生懸命に拡幅工事とかを、今後、やらなければならないということが前提にあって、それで、30年に一度というのは56mmということで、県に聞いたら10年に1回の想定、30年、50年に1回、100年に1回、そういった想定でこういうハザードマップをおとしていっていると言われました。

私が、市民の人たちがこれを、マップを見たときに、あそこを読むと日置市は30年に1回ぐらいそういうことが来るということ予想してるのかなというふうにはしか、読み取れなかったんですけど、今回、いい勉強をさせていただきました。そこで、市民は、あれを見てもそういうふうに取り取っている方は少ないのじゃないかなと思うんですけども、ハザードマップは配りました。じゃあ、この説明はどうなっているのかという点について伺います。

#### ○総務課長（野崎博志君）

ハザードマップの説明はということでございますが、作成した際に、24年度に各世帯にお配りをしております。説明という部分では、地図のほうに色分けしたり、凡例等も記載してございますので、一個一個の説明というのもしておりませんが、これを見ていただいて、ご自分で認識してもらおうというようなことを考えています。

#### ○5番（黒田澄子さん）

図を見れば、わかりやすいと言えればわかりやすいんですけども、その根拠になってる雨量とか、いろんなことを考えると、非常に専門的なマップなんだなあというのを感じています。

そこで、本市には70%を超える自主防災組織がございまして、そこでこのハザードマップを使った防災の読み取りというか、そういうことやっている組織があるのでしょうか。そこをお尋ねします。

○総務課長（野崎博志君）

このハザードマップを利用した自主防災組織での、自主防災組織はこのハザードマップを利用した計画とか、研修とかいうのをしたという話はお聞きしておりません。

○5番（黒田澄子さん）

絵として見る分には非常にわかりやすくはあるんですけども、先ほども言われてましたが、白い地域、例えば子どもたちの話になると、僕んちは白だから大丈夫。あんたのうちは危ないね。そんな話ではないのよということが基本にあって、ハザードマップで白い地域であってもどういった災害が起こるかはわからないから、いつも気をつけておくんだよということまでが入ってハザードマップなんだと思う場合、日置市民に配られてはいるんですけども、その配られたものが、せめて自治会のいろんなところの行事等に出向いて行かれる際があったときには、そういった防災のハザードマップ見せながら、お宅の地域は、ここに土砂が崩れそうですねとか。だけど、この白い地域の人たちも、もしものときはどういう方向に逃げますかとか、そういったこともあっていいのかなと思ってます。出前講座等で、どんどんそういったことがやられていってほしいなと思うところです。

それでは、先ほどイエローゾーンがあるということで、土砂災害区域がきちっと掲載してあるということでありましたが、地域づくり課が地区振興計画を始めるときに、自治会からたくさん情報をとっておられます。その中に、土砂崩壊危険区域というものもとっておられるんですけども、これは市がつくったハザードマップより詳細な情報なんじゃないかなと思いますが、それが取り込められているのか、この情報誌はどのように利用されているかについて伺います。

○総務課長（野崎博志君）

地区振興計画の中に土砂崩壊危険地区を記

載してございます。これは地域で客観的に見られて危険とされたもので、地域づくりの交付金で整備する箇所、または市に要望する箇所等の整備計画や地区民に周知するために記載しているものと理解しております。

基準が一定でなく、市のハザードマップとしては掲載していないところです。市のハザードマップにつきましては、土砂災害法に基づき県が調査した危険区域を掲載しているところがございます。しかしながら、このような情報も大変重要と考えておりますので、地区単位や自主防災組織で身近なハザードマップとして作成していただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○5番（黒田澄子さん）

そうですね。確かに使うのは市民ですし、県が進めるのが遅くなってから、自分たちの災害に警戒できないということはないと思いますので、そういったことも、今後、機会があるときにいろんな各課が連携で、そういったことなども話していただければと思います。

後、ホームページ等ともちょっと関わるんですけども、市のフェイスブックが、今、まち研であるんですけども、今後、それもやっていきたいという答弁をいただいています。ちょっと重なるものですからここで伺いますが、災害の現場の写真とか、避難所までの経路とか、それから危険性、災害発生による迂回路、道路が使えなかったときなどの迂回路ですね。そういったものが、どんどん提供されていくためには、こういったフェイスブックは非常に有用だと思っています。

こういった感じで、いろんな写真等をアップして、リアルタイムで市民のために情報を提供する考えはありますか。

○総務課長（野崎博志君）

フェイスブック等のソーシャルメディアを活用した災害情報のお知らせも有効な手段の一つではあるというふうに、十分認識しております。現在は、防災行政無線、エリアメール、ホームページを使用した災害情報や、最近ではテレビのデータ放送を活用している状況でございます。

現体制では、複数メディア情報をアップすることが難しいこともあることから、ソーシャルネットワーキングサービスを使用した防災情報発信については、今後、研究していきたいというふうに考えております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

じゃあ、この件では最後になります。今、携帯会社で災害アプリを無料で提供しています。auさんのほうに確認をしたら、この市のホームページに災害アプリを張りつけることが申請なしでできるということでした。こういったアプリも、今、スマートフォン使ってる方も大変ふえておりますので、非常に有用な方法でいいサービスじゃないかと思うんですけども、こういったことも、今後、考えていかれるお考えはないか伺います。

#### ○総務課長（野崎博志君）

災害アプリの活用についてでございますが、その利用価値については一定の効果が期待できるというふうには考えます。ただし、アプリの選定につきましては、何百個というようなアプリがございます。市として、それをどのアプリを利用するかというような、市として確たる立証ができないため、現時点では掲載を考えていないということでございます。

#### ○5番（黒田澄子さん）

じゃあ、アプリの件は今後また検討していただくということで、子ども子育てのほうに入りたいとおもいます。

保育の情報を妊娠期から提供してほしい。子育て支援策をホームページでもわかりやすく紹介してほしい。そういった声が読売新聞

に掲載されておりました。保育を必要とする子どもを、近い将来持つであろうことが予想される保護者に対しても、制度が大きく変わるわけですので、説明があってしかりと考えます。再度、この説明会の開催についてお尋ねいたします。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

将来持つであろうということが予想される保護者ということでございますが、広報誌やホームページ等で周知をしていきたいというふうに考えております。また、入所申し込み者に対しましては、窓口にて説明資料をお渡ししながら詳しい説明を行っていきたいと考えています。

新制度につきましては、保育園等もご存じとは思っておりますが、保育園等にも資料等配布し、現在入所している児童の保護者にも周知ができればと考えているところでございます。

#### ○5番（黒田澄子さん）

今回、短時間とか長時間の保育の状態が変わります。そこで、先ほど質問しましたけれども、答弁のほうでは短時間保育の時間の設定は施設ごとに設定されていくというふうになっていました。これは国の方針であるのかなという部分が一つと、パート労働の場合は早出とか遅出とかいうシフトで働いている方もおられるものですから、今まではそこがほぼ関係なく11時間ぐらいで拾ってもらってたんですけども、そこでちょっと不具合がでる保護者もいるのかなと。そういった場合は、延長保育扱いになっていくんでしょうが、市内の園はそれぞれに決めていくということでもよろしいんでしょうか。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

この点につきましては、国のQアンドAのほうにも出ていますけれども、各施設ごとに設定をするというふうに説明をされております。また、パートタイムの就労対象となると

思われる短時間保育時間については、保育短時間につきましては、新制度では施設ごとの設定というふうに、今、申し上げましたとおりなんですが、これをあわせるというのはなかなか難しいというふうに考えられますけれども、なるべく、この保護者の就労の状況にあわせていけるか、そこはまた、入所状況をみながら関係の施設とも協議をしてみたいというふうに考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

今回、厚労省が待機児童の考え方を見直す方向にあるようだという報道がなされました。入所ができずに親が育休を延長する場合とか親が休職中について、現在は、自治体の判断に委ねられているということで、横浜市など大阪市等も、それ全部はずして数を下げたがために待機児童がずっと減ったという部分でございます。

日置市はこういった部分はずしておられるのでしょうか。入っておるのでしょうか。

**○福祉課長（東 幸一君）**

待機児童につきましては、現在のところ、今、申された出産直後の部分とかいった部分で、ご自分でその期間を延長されて、家庭でみていくとおっしゃる方につきましては、現在のところ、待機児童というふうには判断しておりません。

**○5番（黒田澄子さん）**

それでは、今後、待機児童がふえる可能性はあるというふうなことだとみておきます。

幼保連携型のこの大規模な園についての公定価格で、大規模も小規模も同じだというふうな答弁があったんですけど、ここはちょっと違うかなと思っています。もう1回、この辺はよく見ていただいてというか、大体、小規模のところとの差が5万円近くとか違っていたかと思いますが、もう1回、そこは、この答弁で正しかったかどうかお伺いします。

**○福祉課長（東 幸一君）**

この公定価格につきましては、国のほうの案が、今、示されているところがございますが、現在の説明では、大規模施設と小規模施設の判断基準が示されておられません。公定価格は施設を運営する上での基準として、国が試算をし、示したものと考えておりますので、それぞれの規模の施設において同じ条件で運営ができるものと考えております。

**○5番（黒田澄子さん）**

その点、また、私も研究をして質問をしていきたいと思っております。

日置市ホームページについて伺います。

今後、フェイスブックも、それぞれにまたやっていきたいという答弁、前向きだと評価をしたいと思っております。私は、先月武雄市に調査に行っていました。武雄市にはフェイスブック・シティ課というのがあります。フェイスブックの管理を行っていますけれども、発信は各課が行っています。

以前、私は、災害時の実際の写真等がアップできていても、それは正しい情報じゃないかもしれない。そういったことで使えないというふうな答弁をもらったんですけども、武雄市は、市職員全員がフェイスブック登録をされていて、どんどん各課で大事な情報はアップをされていていってるようです。そのアップされた情報に間違いがないかを、このフェイスブック・シティ課などが時々チェックをされて、おかしいものはすぐ削除という形をとって、新たにアップされるような形をとっておられました。

そして、リニューアルという言い方を私がしたものですから、すごく経費がかかるような答弁になっているんですけども、どうしても動かせないと部分というのは、例規集だとかいろいろな計画だとか、そういったものはもう今までのまま、そのまま使っていますと。ただ、いろいろな情報発信の部分だけをフェイスブックで文字だけではなくて、写真がっ

いたり、様子が写ってたりして見やすい感じで、どんどんアップをされていました。

おもしろかったのが、市民からアップされたものに市民が双方の交流というか、出す側だけではなくて、ホームページの場合は出す側だけなんですけど、フェイスブックは出す側も見る側も、お互いに双方に交流ができるわけですね。情報が伝わるわけなんです。そしたら、市が出したものに市民が答えました。それを見た市長が、「それは大変貴重なご意見ですね。今後検討します」って樋渡市長の顔写真つきで、そういう投稿もどんどんされていました。

非常に市民にとっても身近な市長、また、身近な市役所というイメージを持っておられるんだろうなあというふうに感じてきました。今は、まち研の分は向こう側から出すばかり。もちろんコメントなども入ってきても答えませんというようなスタンスをとっておられますが、今後のフェイスブックについては、交流サイトなわけですので、双方からの情報交流ができるツールになるかだけをお伺いします。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

フェイスブックにつきましては、今年度開設をするということで現在検討を進めているところでございますけども、ただいまご質問がございました相互通行ということでの検討については、今後また、検討させていただくということで、現在のところそこまでの検討には至っていないというところでございます。

#### ○5番（黒田澄子さん）

フェイスブックは、なにも毎回見たからコメントを書かなくてはいけないというものでもございませんので。ただ、市民から貴重なご意見が、ぽんと載ってきたときに、何にもしない、何にも書かないというのは、フェイスブックの意味がないというふうにフェイスブック・シティ課の方もおっしゃっておりま

したので、これは双方が、必ず情報交換ができるツールという部分で、ぜひ、その点だけは押さえていただきたいと思います。

ぜひ、また市の職員も、武雄市のほうに派遣して勉強させていただけないか、市長にお伺いしたいのですが、その点いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

武雄のほうがいちいちいろいろなホームページで、また、フェイスブック、まあいろんな中で、九州管内においては先進的にやっているの事実でございますので、また、あらゆる機会を捉えまして職員のほうも研修し、先ほども言いましたようにフェイスブックを開設いたしますので、十分勉強をして生かせるようにしたいと思っております。

#### ○5番（黒田澄子さん）

それでは、最後の5番目の質問に移ります。

私たちの町は、26地区館が一生懸命にいろんな地域づくり事業の交付金も出ますので、祭りをされていることは、もうよくわかっています。その祭りをやめまじょうとかいうことでもありません。

花火大会は、すごい、特別電車まで出て、薩摩川内市の花火大会は現実行われています。いつもの時間帯より特別便の電車が出ていたりしてします。私たち日置市はスルーされて行ってるわけです。そして、いちき串木野市の花火大会も、うちの町をスルーして行かれるわけです。ちょっと私の町にも来てよというものをやっていくこともいいのかなど、そういうことだったんですけども。

その盆踊りというのは、私も議員になりましたから、あちこち参加、夏祭りに行くと、それぞれの地域に、そこそこ地域の名前のついた盆踊りがあるんだということを発見しまして、結構たくさん、私は伊集院町ですので伊集院音頭ていうのを踊れるんですけども、土橋市に行ったら土橋市音頭があつて、

東市来は湯之元温泉音頭みたいなものがあった、ちょっと踊ると、大体、踊れるんですね。上手ではなくてもですね。

そういったものは、先ほど、市長が、市内にはたくさん伝統的なものがある。でもほとんど女性が参加できないもの多くて、武者行列にも着れないかなとか、流鏝馬なんかも見るだけかなとか。そう言ったら怒られるんですけども、女性も参加できて、技術がなくても盆踊りだったらお婆ちゃんたちでもできるし、親戚が帰ってきたときに、「あ、懐かしいね。この音頭、昔学校で踊ったね」という感じで踊れるというイメージで飛び入りもできるし、また踊り連を組んで、同窓会だから、今度は踊ろうみたいなことで、おはら祭りに行くとそういうグループがたくさん踊ってらっしゃるんですよ。いかんせん、日置市の高校の卒業生などもおそろいの浴衣を着られて踊ってる姿が。

○議長（宇田 栄君）

黒田さん。1分しかない。

○5番（黒田澄子さん）

しょっちゅうありますので、ぜひ、高齢化の中で高齢者も気軽に参加できるということで、提案させていただきました。

花火大会はあちこちやっていますので、それは無理かなと思いますが、盆踊りについては、そういった盆踊り大会が市で主催されてもいいのではないかと提案しますので、その件だけお答えいただいて、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

この花火大会26でございますけど、26個の地区館に私全部行ってまいっております。おっしゃいますとおり、それぞれの地域で盆踊りの歌がございます。だから、吹上は吹上で、その地域で一緒に輪になって踊っております。

そういう中で、日置市全体で集めてという

部分もあろうかと思っておりますけど、当分の間、そういう地域、地域でそういう盆踊りをしていますので、それを活用し、また、充実していけばいいのかなと思っております。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△日程第2 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（宇田 栄君）

日程第2、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されております。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議会議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届け出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び告知は行えません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（宇田 栄君）

ただいまの出席議員数は22名です。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（宇田 栄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。皆さんもられました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宇田 栄君）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔議員投票〕

○議長（宇田 栄君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に中村尉司君、畠中弘紀君を指名いたします。

立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（宇田 栄君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票22票。下本地隆さん1票、道上正巳さん18票、たてやま清隆さん3票、以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

19日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会をいたします。

午後4時08分散会



第 3 号 ( 9 月 1 9 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（9番、15番、2番、11番、12番）
-------	-------------------------

本会議（9月19日）（金曜）

出席議員 21名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	21番	成田 浩 君
22番	宇田 栄 君		

欠席議員 1名

20番 松尾 公裕 君

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企 画 課 長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂 下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福 祉 課 長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君

介護保険課長	福 山 祥 子さん	農林水産課長	久 保 啓 昭 君
農地整備課長	藤 澤 貴 充 君	建 設 課 長	桃 北 清 次 君
上下水道課長	丸 山 太美雄 君	教育総務課長	宇 田 和 久 君
学校教育課長	片 平 理 君	社会教育課長	今 村 義 文 君
会 計 管 理 者	満 留 雅 彦 君	監査委員事務局長	松 田 龍 次 君
農業委員会事務局長	福 留 正 道 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

お知らせいたします。松尾議員から欠席の連絡がありましたのでご報告いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、9番、上園哲生君の質問を許可します。

〔9番上園哲生君登壇〕

○9番（上園哲生君）

皆さん、おはようございます。9月に入りまして、それぞれの自治会で敬老会のお祝い行事が催され、多くの高齢者の方々に接しお話をする機会が多々ありました。そこで話題になるのが、介護保険料のことです。自分の年金から特別徴収される介護保険料の負担感を切実に感じているようです。

今議会にも、平成25年度決算に基づいた補正予算が上程されております。このことを踏まえて、さきの通告に従い、介護保険制度のあり方について質問をいたします。

介護保険制度は、平成12年度より3年ごとの保険料見直しをしながら運営をされ、本年度が第5期目の最終年度となっております。それは、とりもなおさず第6期目の3年間の保険料を策定する年度でもあります。

平成25年度決算を見ますと、1割の自己負担を除いた介護サービス給付費が50億円を超えました。在宅介護サービス27億2,000万円、施設介護サービス22億9,000万円となっております。それを公費負担50%、保険料50%で賄うわけですが、平成25年度は、本市の高齢化率に配慮がなされ、本来の調整交付金が3.5%上乗

せされ、公費負担分が53.5%となり、65歳以上の第1号被保険者負担が本来の21%から17.5%となりましたが、それでも不足分が発生し、それに対し5,600万円ありました給付費準備基金から5,100万円を取り崩し、当初予算では、県の財政安定化基金からの借入れも視野に入れておりましたが、結果的に借入れもせずに何とか自前の財源で賄うことができたというのが現状であります。

しかしながら、今年度はそういうわけにはまいりません。頼みの綱である給付費準備基金残高も468万円となり、借入れが必須となっております。このような状況にあることは、第5期目の保険料策定時には十分に予測されておりました。担当課の緻密なシミュレーションによれば、月額1,300円の引き上げが必要との指摘がありました。

しかし、本市の当時の状況はパナソニックの工場閉鎖撤退問題や、高齢者である第1号被保険者負担への配慮など、社会的動向を踏まえた総合的な観点から判断せざるを得なかったと認識しております。とはいえ、今期借り入れた分の償還は、次期保険料に上乗せしていかなければなりません。負担の先送りです。その後には、団塊世代の後期高齢化による介護負担が控えております。目先のことと先々のこととのバランスが大変重要となってまいります。

市長は、第6期目の保険料改定にどのような方針で臨まれるお考えか、お伺いをいたします。

次に、給付費の抑制について伺います。現在、第1号被保険者は約1万5,000人です。そのうち介護サービス利用者は約2,800人、その内訳は、施設サービス利用者は593人、在宅介護サービス利用者は1,881人、地域密着型サービス利用者は326人と、1年前の平成25年9月の数字

ですが、今後もまだまだふえていく状況にあります。

介護サービス給付費の推移だけを入れても、第4期目の最終年度、平成23年度は、前年度比4.9%増の46億2,400万円、平成24年度は前年度比5.2%増の48億6,200万円、そして平成25年度は前年度比3.2%増の50億2,000万円と、50億を超え、前年度よりも四、五%増の伸びを示してきております。

この介護サービスケアプランの介護予防支援ケアプランは、本市、地域包括支援センターの13人のケアマネジャーが、月にケアマネジャー1人当たり40人から50人近くのサービス利用者に対応しておりますが、それでも追いつきません。また、在宅介護支援ケアプランは、市内に医療施設、介護施設を持つ16カ所の事業所に委託をしている状況であります。

このように、前年度比5%前後の伸び率でふえ続け、給付費が50億円を超えてきた現況に、状況に鑑みますと、本当に利用者にとって適切な介護サービスケアプランとはどうあるべきなのかを、国保のレセプト点検のように、本腰を入れた検証が必要であるのではと考えます。

確かに現在、主任ケアマネジャー4名で抜き打ち検査をし、その結果を指導しているということですが、もう少し実行性あらしめるために、サービスプランを手いっぱい現状対応しているケアマネジャーの人員増確保、ケアマネジャーの作成したケアプランのチェックをする主任ケアマネジャーの養成、介護サービスの利用者、施設関係者への適切なサービス利用への啓蒙活動が必要であると考えますが、市長の見解を伺います。

それでは、3項目めの質問といたしまして、来年10月には本市で開催される予定の第16回介護保険推進全国サミットについて伺

います。

本年度は、10月30日より2日間にわたって、熊本市で第15回全国サミットが開催されます。これからの地域包括ケアの目指す姿をテーマに、地域包括ケアのあり方、高齢者のみとりのあるべき姿、認知症高齢者とその家族の介護、取り組みについての分科会も予定されております。約1,200人ほどの参加者を予定し、今後の介護保険制度の法整備に備え、その意義とあり方について、熊本市の取り組みの紹介もあるようです。

さて、介護保険制度も16年目を迎え、奥の深さまざまな対応と、今後ますます介護サービスを求める高齢者がふえてくる中で、本市はどのようなテーマに沿って全国から参加者を募りインパクトのあるサミットにすべく取り組んでいるのか、周知期間も考えますと、そんなに多くの時間の猶予もなくなってきておりますが、よく準備するものよく報われると言われるとおりに、万全な準備にいそんでいるさなかだとは思いますが、その取り組み状況について伺いをいたします。

以上の3項目について、まず最初の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の介護保険制度への取り組みについて、その1でございます。

現在、第6期の介護保険事業計画を策定中ではありますが、この計画では、27年度から29年度までの今後3年間に必要なサービスの種類と量、それを確保するための方策を定めながら、介護保険事業費総額を見込み、最終的にそれに基づく保険料を決定していくこととしております。

本市の介護保険事業状況は、要介護・要支援の認定者数の増加に伴い、介護給付費が増大し、基金も昨年度で全額を取り崩し、本年度も県の財政安定化基金を借り入れなければ

ならず、その返済も含めて第6期の介護保険料を決定していかざるを得ない状況になっております。

今後におきましても、若いうちからの健康づくり・生活習慣病予防の啓発に努めるとともに、要介護状態にならないよう、重症化予防も含めた介護予防を強化していくことで、介護保険料の抑制を図っていきたいと考えております。

2番目でございます。適切な介護サービスのあり方については、介護保険のサービス提供面での基本理念が自立支援であり、介護従事者一人一人が、常に高齢者を尊重し、日々研さんを積みながら、これらを実現していく必要があります。

しかしながら、年々介護サービス事業所がふえてきている中、保険者として、自立支援に向けた適正で効果的なサービスを確保するため、介護給付適正化事業や介護サービス事業所実施指導などを実施し、また、介護サービス事業所スタッフ等の研修会も開催しながら、質の向上に取り組んでいるところでございます。

3番目でございます。介護保険推進全国サミットにつきましては、平成27年10月に本市で開催を予定しており、人口5万人、高齢者30%の地方の町から、地域の強みを生かした地域包括ケアシステムの構築に向けて情報発信ができればと考えておりますが、法改正後の新たな体制づくりもスタートしていることから、あわせて全国レベルの情報交換ができるような内容も含めて、今後、厚生労働省を初め関係機関と協議をして取り組んでまいります。

以上でございます。

#### ○9番（上園哲生君）

ただいま、市長より答弁をいただきましたけれども、具体的に踏み込んで、介護保険制度の財政と、それに関連する事柄について質

問をさせていただきます。

敬老会前後で、いろいろな報道がされました。75歳以上の高齢者が8人に1人とか、本市におきましても、100歳以上が59名、そして90歳から99歳までが1,216人という数字の報告もございました。そのように、大変、超高齢化時代を迎えようとしております。

その中で、これからの介護制度の財政運営というのを、どういうふうを考えていったらいいだろうというところで、まず1番目のところに出てくるのが、やっぱり給付費の削減のあり方、それと、それを支える、まず第1号被保険者の保険料の問題だろうと思えます。

第5期目の策定のときも、大変、その社会的動向というものを踏まえて、最終的な1,000円の引き上げが決められたと考えております。

そうしたことを考えましたときに、まず、この社会的動向というものにつきまして、まず市長のご見解をお聞きしたいんですけども、1番は、まず年金の問題です。この年金から特別徴収をやっていくわけですから、そのときに、やはり、自分の年金をもらったときに、「こんなに特別徴収、天引きをされるのか」と実感をされておられるんですけども、今後、以上は、また、それ以上のそういう状況が出てくるという感じがするものですから、そうしたときに、もともと年金というのは前年度の消費者物価指数にスライドして、そして年金額は決まっていきました。そして、その年金財源が厳しくなってくると保険料値上げで対応してきました。

ところが2004年の年金改革のときに、持続可能な制度にしようということが出てまいりましたのが、平成29年度から年金の保険料を固定しようと、そして、その総額の中でやりくりをやっていこうというふうに変わ



ってきております。

段階的に進みつつありますけれども、そうした場合に、それと同時に、先般の社会保障と税の一体改革関連法案の中で、本来であれば物価にスライドしてということであれば、そのデフレ経済のときに年金額を引き下げなきゃならなかったのに、そのときは水準特例というところで、ちょっと多く給付したということで、来年度は0.5%削減することが、もう決まっております。

そして消費税が上げられた関係で、ことしの1月から6月までの月平均の消費者物価指数は、大体2.1%と、新聞報道等でお知らせしております。そうした場合に、その0.5%と、それから総額の中でやりくりをします調整機能といいますか、に、——まあ、これも、今、流動的で数字を上げていかどうかわかりませんが、マクロ経済スライド方式ということで1.1%ぐらいの削減があるのではなかろうかというふうな報道もされております。

そうしますと、物価が2.1%上がって実質0.5%と1.1%を削減できれば、0.5%の年金の増にしかならないわけです。

そういう年金の目減り時代に突入すると言われておるわけですが、そういう中で、介護保険料との、いわゆるこういう社会保険の値上げを、引き上げをしていかなきゃならないという状況につきまして、ここらあたりはどういうふうに市長は配慮をしようとお考えなのか、また、ちょっと仮定の数字ですけども、ただそういう方向性についてだけのお考えをお伺いをいたしたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございますとおり、介護保険におきましては年金からの特別徴収ということになっておりまして、大変、この年金をもらっている中において引かれていくということで、大変痛いといいますか、そういう苦情も

いただいているのも事実でございます。

この今回の社会保障の問題に消費税を含めた中におきまして、安定的な財源の確保のために消費税が導入されたというふうに認識しております。特に、この介護保険につきましては、公費と一般ということで50、50という割合となっております。

そういう中におきまして、この割合が固定しておりますので、どうしても給付が上がっていけば上がるほど、また公費も上がりますけど、それに伴って、この一号被保険者の保険料も上がる、こういう土台的な仕組みづくりにされております。

そういう中におきまして、今、ご指摘ございましたとおり、年金は上がらない介護保険料は上がっていくという仕組みが国策として、このような策として、介護保険料の算定がなされておりますので、私ども市の単独の中で、このことは、どうこうとは申せられませんが、基本的に介護保険料の算定をしていく中において、特に5期目を策定する中におきまして、ご指摘ございましたとおり1,000円ぐらいの値上げにとめたわけでございますけれども、社会情勢といいますか、そういうものもございまして、金額を決定させていただき、これが5期目の中におきまして、全額賄えなくなったのも事実でございます。

今後、6期目に向けまして、そういう情勢を含めて今後の検討委員会をしておりますので、そういう情報を出しながら、最終的に計画をつくる中におきます検討委員会の中で決定していかなくちゃならないというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

今、市長のご見解をお聞きしましたけれども全く一緒なんですよね。大変、それぞれの方々が、厳しい状況の中で、また負担増をお願いしていかなくちゃならないと。

この収入が上がれば、そこまで心配しない

んですけれども、一方で給付費は伸びて、今、市長が述べられたとおり公費と保険料で半々にいかなきゃならないと、そうすると、それに国のほうも手をこまねいているわけではなくて、いろいろの介護保険法の改正が示されて、やっちはおるんですけれども、その効果がどの程度出るんだろうかと、やはりちょっと、余り危惧をするような観点が多いんですね。

そこで幾つかありますけれど、まず1点だけお聞きをしますと、これは前の同僚議員の質問にもありましたけれども、今回の、この介護保険法の改正案の中で、例えば、その財源構成は変わらないけれども要支援の1、2の、その介護保険の介護保険からのサービスを、地域支援事業の、公費の地域支援事業のほうに移行すると。

そうしたら、今回の補正予算の中にも——これは県の事業でしたけれども、高齢者の元気度アップということで見守りをする方々への報奨金の予算計上もされておりました。

そういうことで、いろんな方々の協力をいただいて、例えばNPOでありますとか、あるいは地域ボランティアでありますとか、そういうところの協力を得ながら、少しでも経費を抑えた形で細やかな介護を進めていきたいというのはよくわかるんですけれども、実際的に、本当に、その経費節減につながるものだろうか、むしろ、そういう経費は、そちらのほうの経費もふえてくれば、また、その介護保険財政に厳しい状況が生まれるんじゃないかなと思うりするんですけれども、そういうところの、この改正に伴う影響度というのを、市長はどのようにご理解をし認識をされておられますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の大きな介護保険におきます制度改正というものが、特別老人ホームにおきます介護の3以上、その方々でないに入れなくなる。

これは基本的に介護2、1を入れておれば、それだけ負担が多くなるということで、重症化した方だけしか、今後、入れないという方向になっております。

それと、今、ご指摘ございました要支援と要介護1、これは市町村においた形の中で行われるわけでございますけど、特に私ども日置市におきまして、この要支援、要介護1、この部分が大変増加して、他のところよりも増加しておる。これを市町村の中におきまして、計画的にこの認定のあり方を含めて、これは市町村の裁量になるということが第6期目の大きなポイントでございます。

そういう中におきまして、基本的には、さっきも言いましたサービス料は変わらないということでございますけど、こういう認定を含めて、この市町村に来たときに市町村の裁量の中で、この給付費の伸びとここあたりを調整をしていかなきゃならないという形が、一番大きな、今回の法改正のポイントであるというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

実際に、これまでが四、五%の増の伸び率を示してきたわけです。今後、そういうところが少しでも抑えられるのかなと思っておりましたけれども、いや、むしろ、その団塊世代の高齢化の負担増なんかを考えたりしますと、むしろ給付費のほうは、どんどん膨れ上がっていく、そしてそこに保険料、いわゆる年金からの天引きという形になってきますと、制度的に、「こら、もつんだろか」という思いすらしてくるわけです。

そこで、この問題で最終的なところに行きつくのは、今の段階で市長にお聞きできる点は、たった1点だけなんです。

それは、これまでも担当課のほうも、お年寄りの会があれば、皆さん、6期目は保険料上げざるを得ませんという話を、皆さんしてこられました。ただ今のところ、その引き上

げ率というところまでは、先ほどもお話ありましたように、今、検討中であると。でも12月になれば、第3回目の策定委員会のころには、もう数字が出てくるだろうと思ひまして、今回の質問になったわけですが、そのことを踏まえていきますと、どうしても前回のような、途中で県の財政安定化基金からの借入れを当てにしたり、別な言い方をすれば、当初から赤字予算を組まなければ済まないような状況に陥らないように、なおかつこれは国保と違ひまして、国保なら法定外繰入金を入れることもできますけれども、介護保険制度はそういうことも許されませんので、なかなか、その基金を積み上げるという状況にもない。

そういうことの現状で行きますと、今、市長の答弁の中にもありましたように、担当課が緻密にシミュレーションしてきた数字で行かれるのか、それとも第5期目のように、社会的動向をやっぴり一つの判断の材料にしながら、そこに一つの政治判断というものがある可能性があるのか、そこらを市長の答弁をいただきたいと思ひます。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘いただきました、この社会的な情勢というのもありますけど、今回の場合については、この5期目で、このような赤字財政といひますか、そういうものを味わいましたので、きちんと、この6期目においては説明責任をしながら、これを含めた中でやっぴいかなきゃならない。

特に、この社会情勢という部分も5期目あったわけなんですけども、22、23年度に、私もこの日置市におきます施設といひますか、施設型の部分を補助事業を使って導入した経緯もございまして、そういう中におきまして、私も、もっと緩やかな中で入所があるのかと思ひておりましたけど、これがある程度一時的に入っぴいまして、そういう

形の中でも、ある程度、この施設型のところに給付が伸びていったのも事実でございまして。

この6期目におきましては、この施設型といひのはつくる考えがございませぬ。これを6期目を推移した中で、7期目の中では出てくるかもしれませぬけど、大変、今後におきます、この待機者といひのは出てくる可能性は出てまひります。ここあたりが一番大きな難しさでございまして、この待機者をなくしていくには、この保険料は上がっていく、ここあたりが市民の皆様方と、どうご理解していただけるのか。

2番目の質問と関連いたしますけど、今後、この介護予防といひのをどうしていくのか、健康づくりといひの部分で一緒でございまして、やはりそういう部分を、やはり担当課としても、また全市的にも、このことを市民の皆様方と呼びかけをしながら、今後進めていかなきゃならないというふうにお思ひしております。

#### ○9番（上園哲生君）

やはり、緻密なシミュレーションに基づいたところで介護保険料の決定といひのことになりますと、市長の答弁にもありましたように、市民の皆さんにご丁寧の説明をしないと、相当なる上げ幅になるなど予測せざるを得ないわけですね。これは、今後、見守っていくしかないだろうと思ひます。

そうした中で、今、市長の答弁の中にもありましたけれども、まず、介護予防、介護予防のケアプランといひのものを、今、本市の、これは直営で13人のケアマネジャーが対応しているわけですね、どうしても手に余るんです。それだけ多くの方々が、やはりそういうものを要求をし、そしてそれにあつたプランをつくらなきゃならないと。やはり、今の13人の方々も目いっぱいやっぴ、1カ月40人から50人くらいの人たちのケアプランをつくっぴしておりますけれども、それで手

が届かずに、今回JAが入って、そのケアプランをつくる事業所が17になったです。その17事業所のところに、大体、月150件ぐらいでしょうか、を委託する形になっております。

それから、もともとそういう民間の、こっちは、その居宅の介護サービスのほうのケアプランですけれども、ここが、今、48名のケアマネジャーで対応をしていると。その後ろには、どうしても、その医療法人の医療施設のところもありますし、それから、その社会福祉法人の介護施設を後ろに控えているところもあります。

ですから、そのケアプランというものが、本当に、その利用者にとって適切なケアプランでなければ経費だけがどんどん、業務費だけがどんどん伸びていくことになりまして、きちっと対応をしていかざるを得ないと思えますけれども、その現状は、今、こういうことになっておりますと、このことに対して市長がどういうふうな対応をとられようとお考えになりますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

給付の問題を含めまして、このケアプランのあり方、その中で、基本的には県もなんですけど、市としても、これ指導観察というのをやっていかなきゃならないと思っております。

今、ケアマネジャーを含めて、大変、確保と申しますか、この資格を持っている方を確保するのが大変難しい状況でもございます。今は13名ということでございますけれども、今後におきましても、やはりこの給付も伸びていきますけど、人的な確保というのも十分やっていかなきゃならないというふうに、並行しながらしなきゃならないというふうに思っております。

6期目を含めまして、さきのご指摘にございましたとおり、団塊の世代の方々が75歳

以上に突入してまいりますと、まだまだ、この数というのは多くなるというのは事実でございます。

そうする中におきまして、やはり適正な給付と、また適正なケアプラン、こういうものも、やはりきちっとした監督指導をできる、そういうチェック体制というのも、今後、私も行政としても充実していく必要があるというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

市長と私も同じ認識でした。ただ具体的に、それを形に移すとなりますと、民間のところの待遇は、やはり給与面は大体似たようなところをつくることはできても、やはり賞与の問題、臨時職員の場合には賞与なんてありませんから、なかなか、そういう資格者がおっても確保をするのは難しい状況ありますんで、今後とも、その待遇の面なんかも具体的にお考えになって、そして、ぜひとも多くのケアマネジャーの、直営のケアマネジャーの確保に努めていただいて、そしてケアプランなんかも、その中立性あるいは透明性、情報公開というのが進むように努力をしていただきたいと思います。

次に、立てたプランが本当に適正かどうか、これを、今、抜き打ちでチェックをしているという説明でございましたけれども、主任ケアマネジャー、今、4人、本市にはおられるということですが、2人は管理職の方方で、本来の管理職の仕事を持っておる方々なんです。ですから、この主任ケアマネジャーというのは、大体、経験年数が5年以上で、県のいろんな講習会等出て、県のほうに登録をして、主任ケアマネジャーになるとお聞きをしておりますけれども、この養成というところにつきましては、市長、どういうふうにお考えになりますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

本市におきましても、保健師を含めまして

ケアマネジャーの資格を持っている方もいらっしゃいます。

今後も、こういう主任ケアマネジャーという資格をとらしながらやっていかなきゃならないというふうに思っております。

お互い、この兼務といいますか、管理職を含めて兼務という部分はございますけれども、こういう資格時代ですから、資格がなければ物事は言えないという部分もございますので、きちっと職員を含めた中におきまして、そういう資格をとらせていただくし、また、長期的な臨時の方におきまして、適正にできる方については、そういう主任ケアマネジャーの資格もとるような研修等もさせていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

大変、前向きな答弁をいただきまして、ちょっとこれからのことを考えると、そういう人件費がかかったとしても、きちっとしたサービス内容で適用していかざるを得ないだろうと考えております。

そうしましたときに、審議機関としての運営協議会なんかがございますけれども、こちらの、この、やはり監視機能といいますか、そういうところの強化というのも必要だろうか思いますけれども、そういう審議会については、どのようにお考えになられますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

審議会という部分ではないんですけども、ケアプランをつくったり、ケア会議を含めて、いろいろとそういう会議といいますか協議会もございます。

そういう中におきまして、さっきも言ったように、基本的に給付もですけど、市全体の介護保険を管理できる、やはりそういう指導体制ができる、そういう体制も別途に行政のほうで持っている必要がある。それでなければ適正な管理もできないし、特に居宅にお

きましては、16か7のところ委託をしております。こういうところも、やはりきちっとした形でなければならない。

その人によって、一番は、サービスと給付の問題を含めて、その介護度によって、それぞれ給付が違います。目いっぱい使うところもあるし80%で止めているとこと、また50%でとめているとこと、それはさまざまでございます。

このことに関連するのは、また認定の問題もございまして、認定会議につきましては、それぞれのグループにして、医師も入り、それぞれ専門的な方々が認定をしております。この認定の問題につきましても、いろんな形の中で研修もし、今までも16年ぐらい来た中で、課題もたくさんあったわけでございますけど、日置市におきまして、今、10ぐらいの合議体がございまして認定もしております。

いろんな一つだけの分じゃなく、いろんな関連するといいますか、この介護保険については、いろいろ関連いたしますので、それぞれの部分を総括的に、また管理総括できる、そういうチェック機能ができるところの方で、また育成をやっていかなきゃならないと思っております。

特に、この審査等におきましては、やはり市民からといいますか、その該当者からいろんなクレームも来てるのも事実でございますし、また県のほうにおきまして、この介護の認定におきますことについても、いろいろと請求が上がってくる部分もございますので、ここあたりも鑑みながら、今後、介護保険の事業を推進していかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

そのような方針で進めていただきたいと思います。

先ほど、今後の待機者のこと説明をされま

したけれども、確かに高齢化率もこれだけ上がってきますと、今まで元気な方々が本市の中で待機をしなきゃならないという状況も生まれるかもしれません。

そうしたときに、うちは結構施設を持っているものですから、住所地特例で、介護の高い人たち、いわゆる月額の支給額の大きい方々を、やはり入所させて、そして、その経営の安定を図りたいという事業所もあるんだと思います。

そうしたときに、そういうところへのデメリットというのは、自分のところに待機者を持ちながら、他の市からのところを受け入れるとなったときには、ちょっとデメリットが出てくるかもしれませんが、そこらのところについては、市長は、どういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に施設の内容によりけりですけれども、住所地特例というのがございます。それぞれ入所するには、その前住所地の自治体ですか、住所はなくても、そこが負担するという、その施設のあり方もございます。

基本的に、今後、やはりそういうものも多くなってくることは否めないと思っております。特に、私どもの市でもなく、都会といいますか、東京を含め、そういうところにおきましては、こういう特例をしなければ施設を建設できない部分もいっぱい出てきますので、この特例の中におきますあり方というのも十分検討していかなきゃならないというふうに思っております。

特に、今後、私どもが目指しているのは、今、3期の地域振興計画をつくっておりますけど、この中でも必須の中で健康づくりという、特に本市におきまして、私、一番、民生委員の方を含めてやっていただいている「いきいきサロン」というのが、約120カ所ぐらいございます。通っている方が約四、五千

人いらっしゃいます。

こういう方々を、ただ集まってするんじゃなく、ある程度、健康体操と、これを来年から導入して、少しでも介護予防というのに力を入れていきたい。この地区計画の中でございますけど、サロンというのは自治会ごとにやっております。そういうところに出向いて行って、少しでもそういう体操等をしていって、少しでもそういう介護のほうに早い時期にかからない、こういう何か、やはり私どもは、こういう大きな転換をした形でやっていかなければ、先ほどおっしゃいましたとおり、この介護保険というのは、年々、私どもの市だけでなく、他のところも、恐らく介護保険制度が崩壊してしまうという部分がもう見えていると、来ますので、お互い、そこあたりを自助努力をしながら進んでいかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

先ほども、ちょっと申し述べましたけれども、本市の現在のところの65歳以上の第1号被保険者が1万5,000人ぐらいと。そして介護保険を使つての介護サービスを利用している方々が2,800人ぐらいということは、2割まで、まだ使っていないんです。要するに元気なお年寄りがいっぱいいてくださるという状況ですから、ぜひとも、その予防の事業というのは推進をしていかなきゃならないだろうなど、強く、私は思っております。

もう、時間が迫ってきましたので、最後に、いよいよ来年、また全国レベルのサミットを開くことになりました。私自身も大きな大会3回目です。まず産建の時代には全国茶サミットin日置というのにかかわらせていただきました。次は環境自治体会議という、これも、また全国レベルの大会を開きました。今度は3度目の全国大会が開かれる予定にな

っているんですけども、以前の大会と比べると、ちょっと準備の様子が見えてこないんですよ。もう、他の全国大会のときには、大分、前年度に姿が見えてきとったんですけども、そここのところどういうふうにお考えになっておられますでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

2つの全国大会しましたけど、若干、この介護保険サミットというのは、他のものとはちょっとスタイルが違います。

基本的に、このことについては、今までは市民型といいますか、市民型という形でごございましたけど、この会合、サミットというのは行政主体といいますか、そういうものになっていくというふうに思っております。

基本的に約千数名、地域の皆様方、市民の皆様方入っていただくわけでございますけど、内容的に、今、おっしゃいましたとおり、地域市民を底から巻き込むという形じゃなく、ある程度全国的な講師、そういう方々を設定はさせていただきますして、分科会もやります。

そういう意味の中で、他のところの介護保険のサミットを見ていただければわかると思っておりますけど、若干、この二つのものと違う部分で、早く準備はしなきゃなりませんので、物足りなさがあるのかなというように感じておりますけど、担当のほうは、あと1年ございますし、今回、また熊本のほうにも十数名、ちょっと行っていただきまして、その雰囲気も味わっていただき、また議員の方々もちょうございまして、できたら熊本のほうに行かれて、どういう介護サミットなのか、そういうものを認識していただければありがたいというふうに思っております。

#### ○9番（上園哲生君）

これから、ちょっと様子が見えてくるだろうとは思いますが、やはり、その介護の関係のものというのは、大変奥深く、そし

てまた幅が広いです。本市では、まだ起こったと聞いておりませんが、介護に疲れた家族が悲しい事件を起こすようなところもあります。

ですから、この介護の中でのいろんなテーマというのは、さまざまにあるような気がするものですから、どういうところで全国サミットをやって、そして日置市からの全国的なレベルの発信につなげていくのか、また早い段階でのお知らせをいただきたいと思っております。

今まで、ちょっと、今年度のいろいろなお話をさせていただきましてけれども、これは、ほとんど次年度へ向けての準備の年度であります。それだけに、今、担当課のほうでは今年度の通常業務よりは、なおかつ来年度の第6期目の保険料の改定の問題でありますとか全国サミットの問題でありますとか、いろいろな仕事が次から次へふえていくような状況であります。

こういうところで、今、健闘している職員の方々にはエールを送りたいんですけども、市長自身は、どういうふうな感じといたしますか、感想をお聞かせをいただきまして、これで最後の質問とさせていただきます。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、こういう大きな事業を導入するに至って、大変職員のほうには負担をかけているというのは十分認識しております。ですけど、こういう大きなことをする。また、このことが大きな自信になっていく、やはりそういう部分が何もしなかったらただ普通の流れでいきますけど、やはり全国レベルのこういうものをすればここにいる職員というのが大変いろんなものに情報を得て自信ができる。私はそういうふうにして職員の方々に大変難儀はふえておりますけど、自信を持って堂々とやはり自分たちがしている姿を見ていただきたい。

特に、今、介護保険を含めた中で私ども大

変大きな悩みを持っているのが認知症の問題です。この認知症の問題が今後一番介護の中で重度化する中におきまして、このことを私は日置市から一つのテーマとしてまた全国のレベルの中で、またいろんな大学の先生方を含め、どうご意見をいただけるのかこういう発信をやっていききたいというふうに思っています。

○議長（宇田 栄君）

次に、15番、漆島政人君の質問を許可します。

〔15番漆島政人君登壇〕

○15番（漆島政人君）

私は、さきに通告していました第2次総合計画の策定のことについてお尋ねいたします。

現在、第1次総合計画が平成27年度で終了することに伴い平成28年度からの第2次総合計画を策定中であります。総合計画はまちづくりの基本的な考え方を明確にして、総合的、計画的に行政運営を進めるための最も根幹となる計画です。その計画は基本構想、基本計画、実施計画によって構成されています。

そこで、日置市の第1次総合計画を当ててみますと、地理的特性と歴史や自然との調和をいかしたふれあいあふれる健やかな都市づくりを基本理念として、その下に日置市の4つの将来像、またその下に分野別進行方向や地域別進行方向を示した基本計画がございます。

さらには、6つの日置市創生プロジェクトが計画され、基本計画を実施していくための実施計画も策定されています。私の率直な印象として計画の基本的な部分が抽象的な表現が多いことや、実現性に乏しい内容表現、また主要施策の中には具体的な方向性や取り組み方針がわかりづらいものも幾つかあります。国は平成23年に地域主権改革の一環として総合計画の策定に関する自治法を改正し、今

まで議会の議決要件となっていた基本構想の部分を廃止しました。

その背景には総合計画の画一的な考え方から、自治体の実情に応じた計画づくりが望ましいとする国の意図があるようです。本市の場合、当時基本構想は議会の議決要件として残すべきとして条例整備はいたしましたけど、やはり基本構想はまちづくりの方針を示すものです。

また、そのまちづくりは住民と行政が一体となって共同して取り組んでいくものです。したがって、誰が見ても一目で理解していただける簡潔な表現に変えて行く部分もあると思います。また、基本構想の下にある基本計画についても重点施策や優先順位、事業内容、実施期間など住民の皆さんと共有できるわかりやすい計画内容に見直す必要があると思いますが、第1次総合計画と同じ考え方で第2次も策定されていくのか。

また、どういった手順でいつまでに策定されるのかお尋ねします。

次に、総合計画を策定する上で財政計画との整合性を図る必要があります。後期の5年間分はできていないようですが、計画を進行する上で支障はないのかお尋ねいたします。

次に、今後財政基盤の強化や地域経済の活性化、また人口減少対策など第2次総合計画の中で重点的に取り組むべき課題は多いと認識しています。こうした課題改善を図っていくためには全ての事業を精査し、廃止や見直し新たに導入すべき事業など今後の経営方針を明確にした上で総合計画に反映していく必要があると思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、急速に進行している過疎化の影響で今後10年間のうちには、地区公民館の維持運営ができなくなる地区も予測されます。また、中心部以外の地域はさらに衰退していく可能性も高いです。そこで地区の存続を左右



する地区別振興計画は第2次総合計画でも同じような考え方で継続していく方針なのか、また、4地域の地域別振興策はどういった考え方で策定されるのか、このことをお尋ねして1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

第2次総合計画の策定についてその1でございます。

第2次日置市総合計画につきましては、第1次計画と同様な形式で策定いたします。また、基本構想、また、基本計画案の策定作業を第2次日置市総合計画策定委員会の分科会で行っており、来年1月下旬から2月上旬にかけて地域審議会と日置市総合計画審議会に基本構想、基本計画案を諮問する予定でございます。

また、来年の3月末から5月上旬にパブリックコメントを行い、その結果を受け、また地域審議会等の意見を参考として計画案の修正などを行い、最終的に来年の7月末までには地域審議会、総合計画審議会の答申を受けて、平成27年9月議会に基本構想を上程する予定でございます。

なお、基本計画案につきましては、両審議会の答申を受けてから、全協で報告をする予定でございます。

2番目でございます。

実施計画の裏づけとしての財政計画につきましても、今議会に提案しました日置市まちづくり計画の変更の中で財政計画についても変更し、計画期間の平成32年度までの財政計画を策定しましたが、この計画は、計画期間以降も健全な財政運営を堅持することを前提としていますので、この財政計画に沿って総合計画の実施計画を策定することとしております。

3番目でございます。

合併特例債につきましては、平成27年か

ら32年度まで延長されましたのでこの間にまちづくり計画における防災行政無線整備事業や公共施設の改修など大規模事業を年次、計画的に実施したいと考えております。

また、毎年、事務事業の評価を行っており、現在、第2次日置市総合計画の基本計画策定に向けて1次計画の策定の事業効果や課題を分析しておりますので、これらをもとに施策の方向づけを明確にし、事業の廃止や見直しを行いたいと考えております。

4番目でございます。

地区公民館は市民と市の共生・協働による地域づくりの拠点であるという位置づけは第2次においても堅持していきたいと考えております。地区振興計画、その活動の根幹をなすものであり、これまでどおり3年に1期のスパンで計画を策定していきたいと考えております。

また、総合計画に先駆けて第3期の計画を策定中ですが、議員ご指摘の10年後を踏まえた地区の理念設定も大きな柱となります。計画推進の中心的事業となる地域づくり事業のあり方は地区の維持存続を踏まえた分野へのシフトが必要と考え、第3期からソフト事業を重点化していきますが、地区として機能しないエリアも出現してくることも含め今後さらなる進化が求められるものと認識しています。

衰退が懸念される地区につきましては、自治活動と合わせて総合的な判断を要する時期が来ると考えております。

その2、4地域は地理的、産業的に特色がありますので、それぞれの地域の役割、機能を相互に発揮し少子高齢化、人口減少の厳しい時代の中で日置市全体としての均衡ある発展と地域の活性化を図るための計画として策定したいと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここで暫く休憩いたします。  
次の会議を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○15番（漆島政人君）

総合計画のことですけど、総合計画を一言で申し上げれば、日置市に住んでよかった、日置市に住みたいとそう思っていただけるような環境整備計画ではないかなと、私自身はそう認識しています。

したがって、ことしの当初予算で600万円ものお金を出してコンサルをお願いいたしました。そこで、やはり住民の皆さんのための環境整備、そういったことが本来の目的ですので、職員一人一人の方が日置市の将来のことを真剣に考えて策定した手作りでもいいと思いますが、手作りとコンサルをお願いした計画との違いはどういったところにあるのかお尋ねします。

○企画課長（大園俊昭君）

お答えをいたします。

総合計画につきましては、ただいま議員のほうからもございましたように日置市の将来像とその実現化の方策ということで、市におきまして最上位に位置いたします計画となっておりますのでございます。このことから本市におきましても、昨年度市民アンケートを行ったり、そしてまたいろいろと現在、審議会等におきましても議論を進めているところでございます。そういったアンケート結果とかあるいは議論とこういったのを計画に反映することが必要になってまいりますけれども、これはコンサルタントに委託することによりまして、そのための道筋を描いたりとか、また成果の効率的な積み上げを支援いただけるというようなメリットもございます。

なお、また各種データの専門的な分析とか、あるいは社会経済情勢の把握、そしてまた国権の動向等、多角的に比較分析する専門的な知識を有していると、これからのことから今回につきましては、策定の支援ということでコンサルタントのほうの委託ということで行ったところでございます。

○15番（漆島政人君）

やはり、いろんな社会情勢、また今後予測される課題と専門的な方にやはりお聞きして計画をつくっていく部分については当然だと思います。しかし、問題はその計画はどこまで住民の方に浸透していくのか、どうしても冒頭でも申し上げましたとおり、やはりコンサルがつくったものであれば抽象的な表現とか、何か形式的な計画になっていくような気がします。

そこで、次の質問ですけど総合計画は10年間のまちづくり計画ですので、やはり、まちづくり方針とそれに必要な計画は常に一体的なものであるべきだと思います。しかし、今の第1次で示されている基本構想や基本計画の部分は、やはり抽象的な表現が多くて、何か別次元のもののように思えます。

そこで1つの例ですけど、基本理念を中心に日置市が今後取り組むべき重要施策をプロジェクト化して、それを組み合わせたシンプルな総合計画でもいいと思います。例えば、日置市を代表する観光資源で言えば白砂青松の吹上浜です。白砂青松の吹上浜海岸線一体をやはり自然公園として整備し、人が来て楽しんでお金を使っていただくようなプロジェクト、また、人口減少対策プロジェクト、過疎化対策プロジェクト、こういった重点施策のプロジェクトを策定して基本理念と組み合わせた総合計画、そういったものが必要かなと。やはりそういったものをつくることによって、具体性や実現性、住民の理解や協力も得やすいそういった計画になると思います

ど、計画策定に当たる前にそういった発想とかご意見というのはなかったのかお尋ねいたします。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

総合計画につきましては、基本構想と基本計画、そしてまた実施計画ということで第1次の総合計画にもなっているところでございます。

第2次総合計画につきましても、職員への説明会等、開催したところでございますけれども、基本的な体系につきましては1次の計画と同じような計画ということでございますけれども、ただいま議員のほうからもございましたように、よりわかりやすく、そして、またシンプルな方向で行きたいということで考えております。

そのようなことから、現在、7つに基本方向がございますけれども、この基本方向につきましても果たして7つでいいのか、例えば今でありますと、安全・安心、そういった分がかなり大きなテーマ占めておりますので、そういった分について独立した基本構想ができないのかと、そして、また現在、創生プロジェクトということで上げてございますけれども、こちらについても現在ございます4つの方向、地域別の方向の中に入れ込んだ形での計画を考えているところでございます。

そして、また、重要なプロジェクトということでございますのけれども、一番、やはり本市が局面している問題というのが人口減少問題でございますので、そういった人口減少問題とかあるいは定住、そしてまた過疎化、そういった重要な部門につきましては、プロジェクト化をしていくという方向で考えているところでございます。

#### ○15番（漆島政人君）

シンプルでわかりやすい、そういった計画にしていきたいと思っております。

次に、総合計画と切り離せないのが財政計

画です。最も財政計画を基準にいろんな実施計画をつくっていくわけですけど、そこで前期の5年間の財政計画ができていることについては、私も承知しています。

そして、その後の財政計画これを予測していくこと非常に難しい、いろんな国の制度改正かれこれ等もあるし、いろんな合併特例債の関係、算定替えの関係ありますので十分承知はしていますけど、やはり、後半の5年間の分が窮屈な財政運営が予測されるのは誰が見ても明らかです。したがって、長期で実施するそういった事業計画等が出てくれば、やはりその後期の部分についても財政的な見通しが必要ではないかと思っておりますが、そのことについてどういったお考えかお尋ねいたします。

#### ○財政管財課長（鉦之原政実君）

今、ご指摘ありましたとおり、財政計画につきましては、まちづくり計画の財政計画におきまして32年度まで、これは年度ごとに詳しくそれぞれ数字を積み上げてございます。33年度以降の後期につきましては、今のところ33年度の起債残高あるいは基金の残高、これらが例えば基金で行きますと、財政調整基金と施設整備基金と合わせて50億円程度の残高になるだろうと。

それから、地方債の残高につきましては、合併特例債を平成32年度までこれ借入をしますので、その元金の償還の据え置きがある3年間は償還残高ある程度残って290億円程度の償還残高、これが33、34、35の3カ年間は続くと思っております。その後は元金償還が始まりますので、起債の償還残高についても減少に転じるということで、そういった基金、あるいは借金でありますと起債の残高、これらを今のところは、一つの後期の財政の基本としまして後期の33年度以降の年度ごとの数字については、また今後、状況を見極めて精査していくことで考えております。

### ○15番（漆島政人君）

財政課長のお話はよくわかります。しかし、どうしても財政調整基金これがある程度、許多にあれば当然、そう大きな心配もしないわけですけど、本市の場合は幾らかあるほうかなという認識は持っています。

しかし、やはり5年先になったときにどうしても外部からの財源が不足したときの、外部からの一時借入金をしないためにも、やっぱり自前で繰り替え運用できる資金も必要です。それとまた、今、現在、共同の地方債を購入されております。これも十ちょっと億円です。そうなってくると、どうしても5年先ぐらいにやっぱり使える枠というのは、本当、なくなっていくのではないかなと。

したがって、その後が非常にどういったふうに財政が推移していくのか一番気になると思います。

そこで次の質問ですけど、総合計画で示されたまちづくり方針は一つ一つの事業の積み上げによって成り立っています。したがって、一つ一つの事業を適正に評価し、方針を明確にした上で市政事業に取り入れていくことが大事なことだと思います。

また、皆様もご承知のとおり事業量は年々ふえています。行政順位の低いものはある程度整理していかないと今の職員体制、また財政的なことも含めて本当に取捨選択のそういった事業仕分なるものも必要だと思います。その意味においても、やはりこの10年間の総合計画をつくる上で、一つ一つの事業評価というのは非常に大事なことだと思います。これに対して、先ほどの答弁ではやはり毎年、事務事業の評価を行っている、決算時期にいろんな評価はしていただいているわけですけど、そこで、やはりこれからの10年間を見通して計画を策定する上において、実際、どういった評価をされているのか将来的に特に気になる5つの事業についてお尋ねいたし

ます。

まず1点目は、やはりどうしても財政基盤を強化していく上で大事なことが、これだけ数多い老朽化した公共施設をどう合理的に整理していくのか、このことは改善していくべき課題だと思います。そこで、ゆすいん、B&G、ゆーぷる吹上など、やはり修繕費も含めれば毎年七、八千万円の財源が支出されています。薩摩川内市やさつま町、南さつま市ではこういった種類の施設をやはり行財政改革の一環として最近民間譲渡をばんばんやっている状況です。

本市では、こういった施設について将来的にどういった考えでやっていくのかお尋ねいたします。

### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、私ども日置市も多くの公共施設があります。この運営というのが、それぞれ老朽化していく部分がございます。今、ご指摘のとおり今、指定管理制度を使っておりますけど、今後のそういう期限が切れたときにおいて、相手方もおりますけど、やはり、十分話しをしながら今後、やはり民間譲渡のことも頭に入れて運営していかなきゃならないというふうに思っています。

### ○15番（漆島政人君）

2点目が、姉妹盟約を結んでいる都市との国際交流や国内交流の事業の関係です。

平成25年度実績と平成26年度で予算化された事業費を合わせますと、2年間だけで2,470万円です。事業の主な中身は行政を主とした社交的な総合訪問の答礼、また節目での記念行事です。こういったものが主なものですけど、今後もこの交流事業関係について、同じような考え方で継続されていくのかお尋ねいたします。

### ○市長（宮路高光君）

特に私どもの日置市には姉妹都市が多いの

も事実でございます。特にこの海外といいますが、韓国とマレーシア、この分につきまして、とりあえず先般、私韓国のほうに行きまして市長とお話しをさせていただきましたけど、今、毎年やっておりますので、それはいかなものなのかなということで、当分の間、隔年おきにマレーシアと韓国の場合は訪問していく、そういう形を先般話もさせていただきましたところでございます。

#### ○15番（漆島政人君）

次に、生ごみモニター事業です。

現在、100戸程度を対象に生ごみの収集業も委託されています。今年度の予算は360万円です。この事業の目的は、生ごみを焼却処理せず将来的に全戸の生ごみを収集し肥料化して再循環させていく考えです。考え方はすごくいいと思います。しかし、現実的な問題として全家庭の生ごみを収集することに対して、やはり市民の皆さんの協力を得られるのかすごく気になります。コンテナ方式であったようなことになりませんか、それと、堆肥化したあとの処理にもまだ多くの課題もあるようです。

こういったいろんな問題、課題もあるわけですが、これについても将来的にはどうしていくお考えなのかお尋ねいたします。

#### ○市民生活課長（有村芳文君）

生ごみモニターにつきましては、おっしゃいますように収集に要する費用は別途で加算されていきます。しかしながら、やはりCO<sub>2</sub>を出さない、燃やさないということが地球温暖化の防止ということにつながっていくと思います。ですので、今後、さらに対象者を広げて推進していきたいと思っています。

#### ○15番（漆島政人君）

CO<sub>2</sub>の排出削減というのは大事なことですけど、やはり、現実的にそれがやっていけるのかっていう大きな課題もあるのではないかと思います。

次に、4点目です。

今後、地域経済が好転していく要素は少ないです。したがって、地域経済を活性化させていくためには、日置市内でお金を循環させていく仕組みづくりが必要だと思います。そのためには、やはり量販店に太刀打ちできない地元商店街の育成というのも大事な一つです。その目的で実施されている一つがプレミアム商品券事業です。しかし、使用された約60%は大型量販店です。これでは私は消費者支援であり、市内でお金が循環する仕組みにもなっていないような気がします。今後この形で継続されていくのかお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、プレミアムの商品券を配布して3年ぐらいになるわけでございます。今、おっしゃいましたとおり、60%ぐらいは大型店に行っているのは事実でございます。その中でもう一段、商工会のほう大型商店のところから、またある程度の歩合によって自分たちが別金をいただいて、これをもう1回自分たちのところにやってくる、私はある程度工夫したやり方で商工会がやっているなというのを思っておりますので、商工会とも十分、今後については打ち合わせはしたいというふうには考えておりますけど、大型に一旦は行くけど、またその純収益は商店街に返ってきて、またとくとく券というのを発行してやっている。こういう姿がいいのかどうか、また十分検討もさせていただきたいと思っております。

#### ○15番（漆島政人君）

5点目がこれは現在、実施しているものではないです。でも、一つやはり我々からすれば大きな課題ではないかと認識しているわけですが、現在、伊集院合庁に間借りしている産業建設部です。やはり、業務上、または住民サービスの上で支障をきたしている部分が多いです。第2次総合計画の期間中でこれらどういったふうに変わっていくのか、非常

に気になっているところです。移転をするのか、そのままになるのかこのことについてはどういったお考えなのかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今、産業建設部のほうを合庁のほうにやっておりますけど、耐震性を含めて大変大きな危惧をしているのも事実でございます。できたら一緒に資するのがベターであるというふうに思っております。私も庁舎検討委員会の中におきまして、基本的に日吉のほうをし、吹上に行きます。その吹上が終わる中において状況等を判断して考えなきゃならないのか、とりあえず日吉と吹上の庁舎を設置した後に、このことについては考える。総合計画の期間に入る可能性もあるかもしれませんが、財政的な裏づけをきちっとした中において、産業建設部をどう位置づけをしてやるのか、ここ辺りはまたいろいろ議会等またいろんな方々とも相談しいてやらなきゃならないことだと思っております。

**○15番（漆島政人君）**

例えば、第2次総合計画の中でこの本庁に増築をして移転する、そういったお考えがあるのであれば、やはり先ほど財政計画のことではないですけど、当然、多額の財源が必要になってきます。また、できるものだったら合併特例債が使えるうちという考え方もあるわけです。となると、やはり、どうしてもそこで後期の財政計画とも整合性というのがあるわけですので、やはり、現時点で方向性がわかっているならば、いろんな意味で第2次の計画もやはり信憑性が出てくるのかなとそういうふうな感じがします。

次に、過疎化が著しい地区の今後のあり方です。今の状況でいくと、今後10年間のうちに地区館や自治会機能が失われている地区が出てくる可能性は高いです。先ほどの答弁では、やはり地域づくりのあり方、こういうものについては、やはり地区によって相当現

状は違うと、それによってさらなる進化が求められるという答弁だったんですけど、これがさらなる進化というのがどういった意味合いを持つのか、私は率直な感想として今の制度で行ったとき、今後一番先に行き詰まる課題は役員の方の確保だと思います。それと、事業計画を先ほども介護保険事業のところで、やはり、いきいきサロン等の推進も図っていくというというような話もされましたけど、こういった事業も含めて事業計画をしても誰が面倒を見ていくのか、その問題が先に来るのではないかと思います。

今の制度で、高齢化率の高い地区の存続は難しいと思いますがいかがお考えかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

おっしゃいますとおり、今、自治会170ぐらいございます。地区館も26ございます。合併してちょうど10年間この形で維持してきました。特に、自治会いたしましてもこの4、5年の間にもう1回統合というのが出てくると思っております。そのために、市といたしましても、今、自治会の交付金等見直しをして3年間向こう行きますけど、次の3年間については恐らく統合という部分も含めた中で今後、自治会の交付金等も考えなきゃならないと3年間は今のままで行きますけど、3年後におきましては考えなきゃならない。

また、地区公民館におきましても、それぞれの機能を含めて恐らく地区公民館でも統合せざる得ない公民館も出てくると、こういうものも次のものを2次計画の総合計画の中にはあり得るという形の中で進んでいかなきゃならないのかなと思っております。

**○15番（漆島政人君）**

昨日の同僚議員の答弁の中で、地区公民館の規模の違いも大きい、したがって現場に合った政策をしていくそういった市の答弁をさ

れました。私も本当にそういう思いがしています。そこで、現実として人口が1万人を超す地区もあります。それに比べてやっと1000人を超すような地区もあります。したがって、それぞれの地区が抱えている課題、ニーズというものは大きく異なっているわけです。例えば、高齢化率の高い坊野、平鹿倉地区においては、やっぱり地域に溶け込んで、やっぱり地域でお互いが支えあっていくそういった若い世代の定住、これが最も先決問題でないかと、そのための対策が必要ではないかと思えます。

また、5,000人を超えるようなそういった地区においては、やはり生活しやすい環境整備、そういったものがまず先に来るのではないかと思えます。したがって、地区振興にかかわる画一的な考え方はひとまずリセットして、地域の実情に合った支援体制に改めるほうが将来的にはやはり過疎化した地域も、または都会化した地域においてもお互いに成長していけるのではないかと、またそのことは、やはりこれから3年間3期の地区振興計画を策定されていますけど、それから先ということであればそれよりやっぱり現時点、既にスタートはしているわけですけど、やはり早い段階でどうあるべきかそういった考え方が必要だと思いますが、そういったことはこの計画を策定する中で意見やそういったご意見等ないのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今の段階では、地域づくり計画も3年間というのに入っております。特にこの問題については学校跡地の問題、この問題を含めた中で旧学校跡地の活性化をやろうという地区間とか、いろいろ取り組んだ経緯があるというふうに思っております。

まだ、十分このことについて、地域との今後のあり方というのは話し合いしておりますので、今回の3年間はこの中で行き、また

次のステップに進化というのは次のステップのときに計画等のことをやっていくべきであるというふうに、今回だけはまだ3期目をしておりますので、この段階でどうこうということではなく、3期目をしている中において次のもし4期目をつくるときに、今出て来ております現実的なこの過疎化の問題を含めて直面から話し合いしていかなくちゃならないというふうに思っております。

#### ○15番（漆島政人君）

次に、地域別の振興策の考え方です。これについては、日置市全体としての均衡ある発展と地域の活性化を図るような計画として策定していきたいとの答弁です。当然、ごもつともなご意見です。そこで、現在、10年たったわけですけど日置市で活気を感じている地域は伊集院の地域ぐらいです。また、産業的に活性化があるかなというのは、振り返ってみますと商業関係がちょっと元気かなと、それと地域的には東市来の江口蓬萊館こういったものは本当に順調に成長している1つではないかなと思えます。

しかし、なかなかほかの地区については、これといった活性化していくような考え方はあってもその糸口になるような、そういうものはまだないようです。また、総合計画の中には、白砂青松の吹上浜を生かしたまちづくり計画も結構出ています。しかし、10年前と比較して寂れているのが実情です。

そこで、今、いろいろ多分各支所でいろいろな振興策についてご検討されていると思いますが、現時点で何か活性化が見込めるような見通しがあるのかお尋ねいたします。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

現段階での状況でございますけれども、今のところは第1次の総合計画についての総括ということでそれぞれの政策ごとに振り返りシートをつくりまして、現在総括を行っているという状況でございます。また第2次総

合計画におきます地域別の計画については、まだ検討に入っていない状況でございます。

#### ○15番（漆島政人君）

4地域は、やはり合併して252km<sup>2</sup>ですから、かなり広いです。したがって、開発資源や道路環境、生活環境など実情が異なる部分が多いです。したがって、やっぱり地域の振興策は私は地域に委ねる考え方が必要ではないかと思えます。その考え方に合う方法が現在、地区振興計画で採用しているこの計画を地域別振興計画に置き換えることがやはり手っ取り早い方法ではないかと思えます。つまり、4地域がいろんな意見や知恵を出し合って活性化づくりに競い合うようなそういった制度が必要ではないかと思えます。どこかの地域が1つでも衰退すれば、必ずその影響は市全体に出てきます。

逆に1つでも活性化していく地域が出てくれば、ほかの地域のお手本にもなるし、市全体が盛り上げてくると思えます。将来的にはこういった手法が4地域の成長につながるような思いがしますが、これについても計画を策定する前段階でそういったご意見、発想はなかったのかお尋ねいたします。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

計画策定段階での発想ということでございますけど、やはり、今回の計画につきましても基本構想がありまして、そして基本計画というような形になってまいります。その中で、やはり、それぞれの4地域の地域づくりの計画というのも当然と一つなっておりますので、今の部会、そしてまた分科会がございますけれども、地域計画につきましてもその分科会の中で協議し、そしてまたそれぞれの地域におきましても部会を設置いたしておりますので、その中で協議するというという方向で、今、議論を進めているところでございます。

#### ○15番（漆島政人君）

第1次総合計画を教訓にしたときに、やはり、それぞれの地域でいろんな振興計画が出されています。しかし、それがなかなか財源的なものも含めて実行に至っていない、そういったのが実態です。やはり、そこに予算は少なくとも実際使える枠のお金が確保できれば、本当にやっぱり具体的な振興策が生まれてくるのではないかと思います。今まで、いろいろ今後の方向性について一部ではありましたけどお尋ねいたしました。そこで、私が感じた感想ですけど、また、やはり方向性が定まってないというか、これからの第2次総合計画の中でやっぱり方向性を見つけていく、そういった考え方が多いようです。私は、やはり、これまで10年間やってきたわけですので、10年終わった段階では既に今後はどうやっていく、そういった考え方が当然示されるべきだと思います。

そういうのは、やっぱり普段から緊張感と責任意識を持っていけば、当然そういうふうにあるべきではないかと思えます。また、将来的な事業評価、将来的な見通し、こういうものについても先ほど、いろんな各事業の方向性についてもお尋ねしましたが、甘い部分もあるのではないかなと、やはり自分たちがつくった事業を自分たちが提案した事業、自分たちの目線で評価するそういったやり方ですので、どうしても甘さがあるのではないかと思います。

例えば、さきの定例会でレンタカーキャッシュバック事業は一定の成果があったので、今年度で終了し来年度からスポーツ合宿への補助に切りかえていく、そういった答弁がございました。

私はそのとき、事業を実施する前か、あとのデータがないのに何と比較してどういうものと比較して成果があったと評価されたのかちょっと疑問を感じました。やはり、総合計画をつくる上でこういった一つ一つの綿密な



事業評価が最も大事な部分だと思いますが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

**○企画課長（大園俊昭君）**

一つ一つの評価ということでございますけれども、現在、評価の関係につきましては、毎年、事務事業評価調書を作成いたしまして、それにつきましては、市の総合計画委員会がございまして、市の総合計画委員会がございまして、総合計画の企画委員会がございまして、そちらのほうで事業を抽出いたしまして、ヒアリング等も行っているところでございまして、実際、評価いたしまして事業の内容等について見直しを行った部分もございまして、今後ともそういった形での評価というのは行っていきたいというふうに考えております。

**○15番（漆島政人君）**

やはり、今の総合計画書を見るときに、やはり計画をつくる上で大事なことはやっぱり抽象的な表現になっている基本構想とか基本計画、そういったものではなく最終的に税金を投入する事業の分析だと思います。その投資効果の見極めが日置市の将来を左右するのではないかと思います。

次に最後の質問ですけど、私は、税務課に行って30代、40代、50代の方の所得を調べさせていただきました。30代、40代、50代といえば、働き盛りであり、また、子育て世代でもあります。

そこで、30代、40代、50代の皆さんの所得をちょっとここでご紹介しますと、100万円以下の方が6,250人です。全体の38.74%です。200万円以下の方は3,477人です。全体の21.55%です。300万円以下の方は2,716人で全体の16.84%です。合わせると、1万2,443人の方が300万円以下ということになります。率にして全体の75%です。

私は申し上げたいことは、この人たちの税金の積み上げによって日置市は成り立ってい

るんだと。したがって、無駄になるような部分を徹底して排除し、将来的に成長につながるものは取り入れていく、そういった事業評価、こういうものを徹底してやってつくった、そういった総合振興計画であるべきだと思います。

そこで、やはり一番気になるのが行政目線と住民目線に開きがありはしないだろうか。そういうことはすごく気になります。住民目線にあわせて無駄のない、実効性のある総合計画づくりに、やはり今後、努力していくべきだと思いますが、このことを最後にお尋ねして、私の質問を終わります。

**○企画課長（大園俊昭君）**

今回の第2次総合計画の策定に当たりましても、今後また、地域審議会とかあるいはまた総合計画の審議会等がございまして、そしてまた、今年度からは一般の市民を公募ということで、募集いたしました第5期のまちづくりの研究会等もございまして、そういったところで市民のご意見等もいただきながら、そしてまた、庁舎内でも十分協議をしながら、先ほど申しましたように、わかりやすい立場に立っての総合計画の策定ということで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、2番、畠中弘紀君の質問を許可します。

〔2番畠中弘紀君登壇〕

**○2番（畠中弘紀君）**

おはようございます。6月議会に引き続き、この壇上に立てたことを光栄に思います。私はさきに提出した一般質問の通告書に基づき、2つの質問を行います。

まず初めに、森林林業振興についての質問であります。

日置市の統計によりますと、市の総面積2万5,306haのうち森林地域が占める割

合は約50%となっております。日置市総合計画基本構想の中で森林の持つ多目的な機能を総合的に発揮できるよう必要な森林確保と整備を図ると明記されております。

林業については、森林組合を中心に森林の保全、育成に努めると共に、林道・作業道等の整備や高性能林業機械の導入による効率化を図り、また木材や竹を利用した加工製品の商品化や廃棄物等の新たな特用林産物の導入を進め、生産性の向上を図ると目標設定がなされております。

一方、国の森林林業政策の指針は、まず、林業施策の拡充を目指しています。森林林業基本計画に基づき、地域林業の確立に向け、森林整備の推進と地球温暖化防止、森林吸収減のかかわる政策の着実な推進を図ることを課題に掲げているわけです。

そして、森林整備に必要な安定的財源を確保すること、特に間伐材推進に関する取り組みについては、いきいき間伐材推進5カ年計画による積極的な推進を図り、公益的機能の発揮や森林資源の活用に向けて、計画的な森林整備を行うよう求めています。

当然のことながら、国の森林林業政策と日置市の基本構想は一致して、同じ方向で進んでいるわけですが、計画や方針はあくまで観念的なことではありますので、それをいかに実現していくのか、今、問われております。

時代は変わりました。振り返ってみますと戦前戦後を通じて林業は花形産業として隆盛を極め、脚光を浴びた時代もあったわけですが、時の流れには逆らえず、今や林業は衰退な一途をたどっているのが現実です。そのような逆境の中にあり、市長を初め、行政当局の皆さんは今なお、熱い思いで林業振興の諸政策遂行に真剣に取り組んでおられることと思います。

と同時に、もはや、市内では数少ない林業従事者の方々に元気を出していきたいという

願望を含め、少しでもお役に立ちたい一心で、今、私はここに立っております。

それでは、設定した通告書に沿って具体的な質問に入ります。

まず初めに、日置市産材の需要拡大対策についてお伺いします。

森林林業再生プランにおける木材需給率50%以上の達成に向け、公共建築物木材利用促進法に基づき、地域材を利用した公共建築物の整備を推進すると共に、川上と川下が一体となった安定供給体制の確立を図るよう国は指針を示しております。

さらに、地域林業の確立と地域振興による雇用の確保を図るため、未利用資源を利用した木質バイオマス等、再生可能エネルギーの対策の推進で、日置市産材の需要拡大対策を図るよう国の指導もあったかと思えます。

まず、第一の質問として日置市産材の需要拡大対策の現状と課題をお聞かせください。

次は、林業労働者の育成・確保についてお伺いします。林業労働者の労働環境は依然として厳しい状況ではありますが、日置市としては森林組合や林業事業者等の状況を把握して、地域振興対策としての就労の促進に向けて賃金等の処遇改善を図るなど対策を講じる必要があると思えます。この件についても市長から現状と課題をお伺いしたいと思えます。

次に、森林被害に対する防除・予防対策についてお伺いいたします。

松くい虫等、病虫害、野生動物による森林被害も顕著なことから、適切な防除・予防対策を講じておられますが、鳥獣の被害は農林業被害だけではなく、生物多様性や国土保全からも深刻な問題となっております。隣接市と連携した取り組みを具体的に進める必要があるかと思えます。

現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、森林の防災対策について質問いたし

ます。

去る8月20日に広島市で戦後未曾有の大規模な土砂災害が発生し、多数の犠牲者が出ました。それを教訓とした人的被害や宅地、家屋、街路灯の防犯対策については先日的一般質問でも同僚議員が質問をされていましたが、私は森林関係の防災に絞って一般質問いたします。

集中豪雨、火山噴火、地震、津波など、自然災害はいつどこで起こるかわかりません。そのため市民一人一人が災害に対する知識を身につけ意識を高めると共に、地域住民が互いに協力し助け合うことが重要だと思います。私たちは危険箇所の点検や訓練、研修等、日ごろからできる防災対策に懸命に取り組む必要があります。

本市では平成5年度夏に、日置地区毘沙門で大きな山崩れが発生しました。時を同じくして近隣地区で金峰町の扇山と川辺町の小野地区においても大きな土石流が起き、共に多数の犠牲者が出たことを、私たちは鮮明に覚えております。

どの現場も背後に大きな山を抱えているわけではなく、いわば小高い丘のようなところで起きているわけです。これと同じような地形は日置市内にも無数に存在します。常に危険な状態にあるわけです。そのような環境条件と過去の苦い体験を踏まえ、今回の広島市の大災害を教訓に、市長はあらゆる災害に備えて、市民に対する防災訓練及び研修の実施を検討されていることと思いますが、防災に関する私の質問は森林の危険箇所の点検をどのように進められているのか、まず、お伺いしたいと思います。

続いて、森林災害が発生した場所の事故対策と体制整備についてお伺いします。

集中豪雨で山林の崩壊による土石流や落石、倒木等に備えて、復旧のための人材や重機の確保も必要です。土木建築業者はじめ各種団

体との連携、協力関係もどのように構築されているのかあわせてお聞かせいただきたいと思います。

次に、質問の2問目です。日置市の臨時職員の雇用形態について質問させていただきます。

昨今、ワーキングプアー、非正規労働者など、非正規雇用が大きな社会問題として取り上げられておりますが、民間企業に限ったお話ではございません。

安心安全と言われてきた公務職場においても正規職員の人数が減り、臨時職員がふえております。しかし、正規職員の人数が減ったからといって自治体の事務作業が減るわけはありません。それどころか、少子高齢化や地方分権によって行政サービスは拡大の一步をたどっています。

正規職員の定数削減とそれによる人件費の抑制、また行政サービスの拡大、財政難という状況の中で、自治体は臨時職員をふやすことで対応をしています。本市においても同様の状況と考えられます。

臨時職員は補助的業務に従事するということもあり単年度の雇用となっているケースが多いとお聞きしますが、経験を積むことにより能率や仕事の質も向上していきます。したがって、臨時職員といえども、職種によっては雇用の継続性が必要かと思えます。例えば、学校教育における児童生徒支援員などはその一例です。

そこで質問です。

まず、①日置市の現在の臨時職員の人数と雇用形態についてお伺いします。

次に、②これからの臨時職員の処遇改善について見直しは検討、計画をされていないか。

③専門職の臨時職員の長期雇用ができないか。

以上、3点、市長にお伺いします。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

一番目の森林林業振興について。まず、その1でございます。

本市の民有林における約8,000haの人工林のうち、年輪が45年生以下が約60%を占めており、引き続き保育や間伐等の手入れを適切に行っていくことが課題となっております。

しかしながら、相続等に伴い経営意識の低い森林所有者も増加してきていることなどから、森林資源が十分に活用されない現状になっているようでございます。

こうした中で、森林組合等による森林経営継続の作成を促進し、森林施業者の集約化や路網の整備などを推進しているところでございます。また、本県の動向といたしまして、大型木材加工施設の進出や木質バイオマス発電施設の事業化など木材事業が拡大する具体的な動きが生じていることから、県や森林組合等と連携し適切な間伐材等の施策を推進しながら木材の需要拡大に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2番目でございます。

本市の民有林の森林作業につきましては、森林組合が中心役割を担っており、森林組合では若者を中心とする新規就業者の確保及び育成が喫緊の課題となっております。

しかしながら、林業の厳しい労働環境のもと雇用は不安定な状況となっております。市といたしましても、林業従業者の福利厚生の実現や技術技能の向上、労働安全衛生の実現等

を図るため、森林組合が市民を林業労働者等を直接雇用する場合、林業退職金共済等の掛け金の一部を助成すると共に、高性能林業機械導入促進に取り組んでいるところでございます。

3番目に、吹上浜一帯の松くい虫被害につきましては、国や県、南さつま市、いちき串木野市及び森林組合等と連携を図り、薬剤の散布、被害木の伐倒駆除等の取り組みにより、吹上浜松林の育成・保全に取り組んでおります。

また、野生動物による森林被害等につきましても、各地域の猟友会と有害鳥獣捕獲業務委託を結び、イノシシや鹿の捕獲を指示し、被害の防止に努めております。

4番目。山林の危険箇所の点検につきましては、例年、梅雨前に治山施設や山地災害危険区域など危険が予想される箇所を巡視・点検を行っております。また、山地災害が発生した場合の事故対策と体制整備といたしまして、日置市地域防災計画に基づく、的確かつ早急な対応をとると共に、県の防災ヘルパー制度を活用した地域密着型の情報収集の強化を図り、治山施設の整備工事や復旧工事等による災害の防止軽減に努めております。

2番目の日置市臨時職員の雇用形態について、その1でございます。

日置市における現在の臨時職については社会保障適用職員238名、雇用保険のみの適用職員103名、短時間の事務補助職員109名、そのほか、検診時に日々雇用される看護師や歯科衛生士などがあります。

これらの形態については、地方公務員法第3条に基づく特別職非常勤公務員と民法上の雇用契約に基づくものでございます。

2番目でございます。多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、臨時的な雇用を行っているところですが、その任用については必ずしも地方公務員法の制度の趣旨が徹底

されていないとして国から通達も出されたことから、任用のあり方や勤務条件等、今後、見直しを検討しているところでございます。

3番目でございます。臨時的任用職員の任期が最長1年と規定されていることや職の臨時性、補助性に伴い、毎年度の予算で職の設置について作成され、定員管理上も条例で定める定数の対象外であることなどから原則1年以内が適当であると考えております。

以上でございます。

#### ○2番（畠中弘紀君）

ただいま市長のほうからご答弁いただき、関連をする項目について幾つか再質問をさせていただきます。

まず第一に、旧町時代に上神殿と郡山の嶽とを結ぶ7,793メートルの大型林道工事が完成しております。建設費、特に用地買収費の補助率が非常に高い工事と記録されております。

さらなる地域活性化のためにそのような有利な事業の導入は新たに計画はされておられませんでしょうか。また、現在進行中のものもございましたらお聞かせください。

#### ○建設課長（桃北清次君）

つきましては、現在、林道舟川野下線、東市来支所のほうで行っております県の事業によりまして継続中でありまして、平成28年度完成を目指しております。

今後につきましては、道整備交付金事業等を活用しながら適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

#### ○2番（畠中弘紀君）

ご答弁ありがとうございます。

次に、これはちょっと関連項目で私のほうで少し知りたかったものですから、タケノコやシイタケ等、山の産物の生産額がわかれば教えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

25年度の統計調査によりますとタケノコ

が2,920万円、シイタケが1,120万円、自然薯が1,150万円、竹炭が670万円と統計上なっております。

#### ○2番（畠中弘紀君）

次に、3番、病虫害や野生動物による森林被害についてお尋ねします。

こちらの本市における松くい虫の防除については、先ほどの答弁でいただきましたが、現実、被害状況としては今、どのようになっているか教えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

松くい虫の被害でございますけど、金額じゃなくて、24年度より、15m<sup>3</sup>、24年度が38m<sup>3</sup>となっております。

#### ○2番（畠中弘紀君）

こちらの被害状況に関しては、今後の状況はふえるようになるのか、また、並行してこのままの状態が続くのか。努力はされていると思いますが、今後、どのような形で防除をしていくについて教えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

この松くい虫につきましては、県と共同体の中でやっております、特に吹上地域におきまして、修理もありますし、また国有林もございまして、その中で定期的に駆除をしておりますので、今のところ、そんなに大きな被害というのは無いようございまして、十数年前、大変大きな被害を被った経緯がございまして、こういうことがないように、航空駆除とまたそれぞれ地上からの駆除、両面の中で今後ともやっていきたいというふうに思っております。

#### ○2番（畠中弘紀君）

広島事例を上げましたが、今回、がけ崩れ等防災対策について、何人かの同僚議員の方も質問をされましたが、現在、市内の至るところで林道や作業道の老朽化が目立っております。特に、未舗装の部分は路肩や陥没があり危険な状態となっております。

林業としての生産性は低いですが、これらの道路は環境の美化や市民の健康づくり、レクリエーションの観点から今後、遊歩道、近道利用の価値が高まってくると思います。

そこで質問ですが、現在、市内の林道、作業道、舗装率は何%ぐらいでしょうか、お尋ねいたします。

**○農林水産課長（久保啓昭君）**

市で管理しております林道につきましては平成25年度末で30路線、53キロ程度ですけれども、舗装率につきましては約85%となっている状況でございます。

**○2番（畠中弘紀君）**

林道の舗装率はかなり高いようですが、防災上の観点からも今後とも舗装率はよくなるよう一層努力していただければと思います。

こちらの質問、森林林業振興についての質問は簡単ですが以上で終わらせていただきます。

最後に、市長のほうから今後の総合的な見直しについてお知らせいただき、1問目の質問を終わります。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、この森林整備計画という中におきまして、さっきもお話申し上げましたとおり、年輪の50年以上の森林もたくさんございまして、また、今後におきましても間伐もしますけど、それぞれの山の整備もやっていかなきゃならないというふうに思っております。

また、市有林もいっぱいございまして、この市有林につきましても森林組合と契約を結びまして定期的にやっていきたいとさように考えております。

**○2番（畠中弘紀君）**

それでは、続いて、日置市臨時職員の雇用形態について再質問を行いたいと思います。

現状、臨時職員については先ほど、社会保険の適用職員238名、雇用保険のみ

103名、短時間の事務員が109名、その他に日々雇用される方がおるということで現在総計で450名程度という形になっておるようです。

現状、こちら今、450名という人数になっておりますが、ここ数年来で、臨時職員に関しては、増減に関してはふえていたとは思いますが、推移がわかれば教えていただければ、お伺いします。

**○総務課長（野崎博志君）**

臨時職員の推移でございますが、今、はっきりした数字は持っておりませんが、年々、ふえている状況にはございます。

**○2番（畠中弘紀君）**

ご答弁いただき、人数の推移についてでございますが、実際ふえているとは、私も思っておりますが、正職の方が少なくなり、臨時の方が多くなるという状況はここ数年来どこの自治体に関しても同様なことが起きてると思います。

続いて2番にいきます。これからの臨時職員の処遇改善について見直しは計画されていないかということでご質問をさせていただきましたが、国からの通知も出されたということで、先日、任用のあり方や勤務条件等、今後、見直しを検討しているところだというところでお答えをいただきました。

実際は平成の21年4月24日付総務省通知の趣旨の中で、臨時非常勤職員は交通費という名目ではなく費用弁償として支給できることになっております。しかし、その後、総務省が行った調査では、臨時非常勤職員が増加する一方、21年通知の趣旨がいまだ必ずしも徹底しない実態が見られると指摘されています。

そこで、今回、総務省のほうから再通達として7月の4日に各自自治体に出されました。

そこで、お伺いします。本市では臨時職員並びに非常勤職員に対しての費用弁償として、

例えば、通勤手当相当分または研修費、研修等に対する旅費相当分として支給はされているのでしょうか。

また、至急されていない場合は通知の趣旨に乗っ取り支給するべきだとは思いますが、将来的には支給する計画や予定などがあればお聞かせください。

#### ○総務課長（野崎博志君）

臨時職員、並びに非常勤職員につきましては、通勤手当相当分の支給はしておりません。

研修等に対する旅費相当分については本市の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、非常勤職員には支給しているところがございます。また、臨時職員につきましの研修は原則認めていないのが現状でございます。

今後につきましては、議員がおっしゃいますように、国からも技術的助言をいただいたことから、地方公務員法の制度の趣旨に沿って、任用のあり方や勤務条件等の見直しとあわせて通勤手当相当分の支給の要否についても検討してまいりたいというふうに思います。

#### ○2番（畠中弘紀君）

ご答弁いただきました。将来的には交通費という名目ではなくて費用弁償として支給できるということではありますが、市に勤める臨時職員の方々も喜ばれていることかと思いません。今後もなお一層、処遇改善の努力はしていただければと思います。

続きまして、ここ数年間において、処遇改善に関して、日置市として何か臨時職員に対して処遇改善をされたというものはあるでしょうか。おありであれば、お示してください。

#### ○総務課長（野崎博志君）

日置市としては専門的な職種がだんだんふえてきたことから、その職種にあったような賃金の形態と申しますか、そういったところを今まで他を見ながら定めてきたところでございます。

#### ○2番（畠中弘紀君）

続きまして、専門職の臨時職員の長期雇用について、3番目についてお伺いをします。お答えとしていただいたものが基本的には臨時の任用期間は最長1年と規定されているということと、それからまた臨時性・補助性に伴い、毎年予算で職の設置については査定されているということ、また定員管理上の条例で定める定数の対象外であることということで、原則1年以内だというお答えをいただきました。

原則1年以内というのは、私のほうもわかっているんですが、法的実務的には長期雇用は臨時雇用という考えではなくて、通常の正規職員さん以外の雇用をする場合に法的には長期雇用は可能なのでしょうか。可能であればお答えください。

#### ○総務課長（野崎博志君）

特別な職種と申しますか、南さつま市のほうで弁護士の職にある方を3年ぐらいというようなことで長期で契約しているケースもございしますが、そういったことから可能ではございません。

ただ、うちとしましては、1年更新の5年というようなことで、現在、運用をやっているところがございます。

#### ○2番（畠中弘紀君）

お答えいただいた1年更新ごとで5年間という契約もあるようですが、実際、臨時職員の方が、今現在、働いてる環境に関しては半年、1年以内ということで、次の仕事そのまま継続してあるかどうかという心配をされる方も多いと思います。その中で、やはりできるのであれば2年、3年と雇用契約のほうを延長していただけるような形がとれるのであれば、専門職の方、特に専門職においては、本市にとっても人材確保という観点から必要なことになるのではないかと思いますので、また、こちらは、ご検討をいただければと思

います。

あと、もう1つでした。臨時職員の処遇についてなんですが、有給休暇に関しては規定上は、1年以内の契約なので、翌年すぐに、一度契約が切れてからまた再契約という形になると思うんです。そのときには、前の残っていた有給休暇に関しては、もうなくなってしまおうのか、それともそのときにまた繰り越しができるのか、または買い取りができるのか、その件に関してもお伺いします。

**○総務課長（野崎博志君）**

本市の第一の契約として、勤務成績等が良好であったりすれば翌年もまた契約というふうなふうで更新してしてきているわけですが、その1年間のうちに有給休暇のほうはあまれば翌年へ繰り越しということで、それを足した日数で翌年の有給休暇として設定をしています。

**○2番（畠中弘紀君）**

翌年まで持ち越しができるということで、いい形でできるということがわかってよかったです。

あと、こちらのほうの処遇改善に関して少し、今と合わせて、経験加算、それから期末手当や長期の方の一時金とか、そういう形での支給というのは当市では行っているものでしょうか。

それとも今後、そういう先ほどの費用弁償みたいな形でのお考えは今後にお持ちでありますでしょうか。

**○総務課長（野崎博志君）**

今、おっしゃいますような加算とか一時金のようなものは本市では行っておりません。

**○2番（畠中弘紀君）**

ご答弁いただき、大体わかりました。今後、一応、日置市も正規職員の削減しながら、質の高い行政サービスを提供しなければいけない状態になっているわけですが、条件の厳しい臨時職員が支えているということ踏まえ

て、できるだけ臨時の方に関しても、待遇改善を示していただければと思います。

また、市長のほうから、臨時の職員の方たちへの今後の希望やそれから処遇の改善に関してのコメントがあれば、一言、最後に言っていただければと思います。

**○市長（宮路高光君）**

大方、総務課長がお答えしましたとおりでございまして、今後、臨時職員、ますます地方分権の中におきまして、市のほうにいろいろ権限が委譲されてきます。その中でやはり、今後は専門性、やはり、一般的なものであることを、専門性の方々をどう、私どもが人材を確保するのか、これが一番大きなテーマでございまして、今後とも努力しながら、また、さっき言いましたように条例規則等にございます範囲の中で手当等については支給していきたいというように思っています。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、11番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔11番坂口洋之君登壇〕

**○11番（坂口洋之君）**

私は、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で社民党の自治体議員として、9月議会一般質問をいたします。

1問目であります。

27年度からの全国の自治体で実施されず生活困窮者支援制度の本市の取り組みについて質問をいたします。

この制度は、昨年12月に改正生活保護法と同時に成立いたしました。生活保護受給者が全国で216万世帯を超え、今後とも増加し続けていくことが予想されます。

一方、生活保護に至らなくても極めて生活が厳しい生活困窮者が近年増加しております。新たな安全網、セーフティネットの構築、生活再建の立場から大変重要な制度と考えます。

そこで質問いたします。



1つ目は、生活困窮者支援制度の本市の基本的な考え方についてお聞きいたします。

2つ目に、対象範囲と対象者の把握について日置市としてどのように考えるのかお尋ねいたします。

3つ目に、25年度から国のモデル事業の中間的就労支援について本市の取り組み状況はどうかお尋ねいたします。

2問目の質問をいたします。

障がいを持つ方々が安心して暮らせるまちづくりについて質問をいたします。

1つ目は24年度から5カ年の障がい者計画、24年度からの26年度までの第3期障がい福祉計画の取り組み状況はどうか。

2つ目は計画を進める中での成果と課題は何か。

3つ目は日置市障がい者基幹相談センターが、24年度から実施されたが設置の目的と相談や支援の状況はどうか。

3問目の質問をいたします。

インフラ整備が老朽化する中での土木技師職員の役割について質問いたします。

1つ目はこれまで土木技師の多忙化、職員不足による問題が委員会報告や議員からも指摘されております。26年度についての改善状況についてお聞きいたします。

2つ目に、各自自治体で土木技師職員の不足が指摘され、業務への影響また入札不調につながるようなケースも見られております。本市の状況はどうかということをお聞きいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の27年度から実施される生活困窮者支援制度の本市の取り組みについて、その1でございます。

生活困窮者自立支援制度はこれまで十分でなかった生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を強化するため、平成27年4月から

全国の福祉事務所設置自治体で実施される事業です。

本市としても法的な課題を抱える生活困窮者への支援を行うため、国の制度に乗っ取って、福祉事務所に相談窓口を設置して生活困窮者に対する支援を実施してまいります。

2番目でございます。

対象者は現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人であり、納税相談や生活保護の相談に訪れた人などを相談窓口につないで、債務整理や就労支援を行っています。

今後も庁内関係課の構成する生活困窮者支援対策検討会を通じて支援対象者の把握に努めたいと思っております。

3番目です。国のモデル事業として、平成25年度から日置市農業公社と株式会社丸山喜之助商店に委託して就労準備支援事業を実施しています。

就労準備支援事業では、生活保護を受給していて就職が実現していない人や生活困窮者で長期間就労経験がない人の生活リズムを整え、就労意欲を喚起することを目的として週2回ずつの職業体験に参加してもらっております。

事業参加者の中には、就労が実現して生活保護を受けなくなった人もいます。また就労が実現していない人でも就労意欲が出てきており、事業参加による生活リズムが整って表情が明るくなったり、体調がよくなり、事業の成果が出てきていると考えています。

2番目の障がいを持つ方が安心して暮らせるまちづくり、その1でございます。

日置市障がい者計画及び障がい福祉計画については、障がい者計画が平成19年度から23年度までの5年間は第1期、24年度から28年度を2期として策定しています。

また、障がい福祉計画については平成18年から3年ごとに見直すことになってお

り、今年度は第4期の検討委員会を開催し、アンケート調査や障がい福祉サービスの数値目標の設定について協議をしていく予定でございます。

2番目です。障がい者福祉の重点施策の1つとして、自立した生活の実現に向けた相談支援体制の充実が上げられております。本市といたしましては、日置市障がい者等基幹支援相談センターの設置を初め、一般相談支援業務の民間委託など支援体制の充実を図ってまいりました。今後の課題といたしまして、さらに基幹相談支援センター機能の充実を図り、相談しやすい環境を整えながら、関係機関と連携した上で、障がい者の自立と社会参加を一層、促進させる必要があると考えております。

3番目です。日置市障がい者等基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として平成24年4月に設置され、現在、相談支援専門員を6名、認定調査員2人、巡回支援専門員2名の計10名で業務を行っております。

総合的な相談窓口として、障がい者のさまざまな相談や民間の相談支援事業所による指導、助言等を行いながら、困難な事例の共有や関係機関との連携調整を行っております。

また、相談支援専門員によるそれぞれの障がい者に合わせたサービスと利用計画の作成やモニタリングの実施、認定調査員による審査会対象者の認定調査、心理士などの巡回支援専門員による発達の気になる児童への巡回支援等の業務を行っております。

3番目のインフラ整備が老朽化する中での土木技師職員の役割についてということでございます。

その1です。平成26年度新規採用職員について最終合格者を2名決定したところでございますが、両名からの辞退の申し出を受け、平成26年度は採用に至らないところでござ

いました。土木技師につきましては職員を確保すべきだと考え、平成27年度、来年度予算、採用職員の予定につきましても、今月の21日に採用試験をする予定でございまして、何名かの受験者がおるようでございます。その中から選定をしていきたいと思っております。

2番目でございます。県内自治体においても同市同様、最終合格を決定しながら合格者の辞退を受け採用に至っていないケースも確認しております。国の補正予算の動向もあり、業務は増大しているため、業務に影響していると考えています。

しかしながら、本市についても土木職員の努力もあり、土木技術職員の不足による入札の不調はないと考えております。

以上で終わります。

#### ○11番（坂口洋之君）

市長により、3点についてご答弁をいただいたところでございます。

この27年度より始まります生活困窮者支援制度については、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態から早期自立を支援するというものです。

生活困窮者に対する相談機能の充実により福祉事務所の負担軽減と共に、社会資源の活性化、地域全体の負担の軽減が可能になると言われております。

8月31日の新聞各紙においても、来年から実施されますこの制度については各自治体、非常にこの準備がおくれているという、そういった指摘がされてきております。対象者の把握をどうするのか、生活保護行政に追われて行政としても十分対応できないという自治体の準備おくれも指摘されております。

来年の施行に向けて、現在の本市の取り組み状況、25年度から国がモデル事業を実施しております本市の取り組みや今後の課題について質問をいたします。

先ほど、15番議員からも30、40、50代の所得の中で所得が100万円以下が6,250人、200万以下が3,477人、300万以下が2,716人ということで、日置市の30代から50代の所得も300万以下が1万人を超えるということで、非常に日置市の所得の厳しい現状について、私も認識してきたところでございます。

まさに今、非正規雇用の増加、不安定雇用の増加ということで、いつ働く者にとってもどうなるかわからないという、そういった実態があります。

私たちも、地域を回りますとこの生活困窮そのものを体型や服装で判断するのはなかなか難しいんですけれども、じっくり話を聞きますとなかなか税金が払えない、国民年金が払えない。月で収入が、家族を持ってる方でも15万以下という、そういった世帯が非常にふえてきているという、そういった現状もつくづくと痛感しているところでございます。

そこで質問いたします。

まず、生活困窮者とは経済的に困窮し、最低限度の生活ができないものといわれております。まず、市長が考えます生活困窮者とはどのような方々を指しているのかお尋ねいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

大変難しいご質問でございまして、生活困窮の概念ということでございますけど、単に経済的に困窮している状態のみを示すものではなくて、経済的な困窮もございまして、また病気、心理的ですか、そういうものにも陥ってる方、いろいろとあると思っております。

幅広く、今、ご指摘がございましたとおり、私も日置市におきます所得が低いという、一番問題は雇用の問題、これが先にとって呼ばれるというふうに思っております。

生活困窮ということで、今、申し上げまし

た経済的な、身体的な、この両面の中で困窮している人を指しているというふうに考えております。

#### ○11番（坂口洋之君）

例えば、国保の現状についても、短期保険証が89世帯、160人、分納世帯が346世帯726人、資格保険証の発行が66世帯、92人というそういった報告もあったわけでございますけれども、納税一式を、一部には欠如があるかもしれませんが、昨日の答弁でも7割軽減世帯の1,639世帯が所得なし世帯という、そういった状況もあります。

それで日置市も納税相談とか、多重債務相談をしながら、市民の生活の困窮の状況というのを把握されていると思っておりますけれども、例えば、生活困窮の具体的な事例はどういったものがあるのか、市として把握されている分についてお答え願いたいと思っております。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に就労の中におきましての、さっきも言ったように非正規の方が多いという部分を一番大きな要因でもあるというふうに思っております。先ほども申し上げましたとおり、病気をしたり、どうしても働けなくなった方等、そういう方々もいらっしゃるようでございまして、いろいろと一概には言えませんが、いろんな要因の中で経済的に困窮している人が多いというふうには認識しております。

#### ○11番（坂口洋之君）

生活困窮者支援制度のことについてお尋ねをいたします。生活困窮者支援制度は来年4月から実施されております。その事業については、自治体は自立相談支援事業実施及び住居確保給付金の支給が必須事項であります。

本市も、この2つの事業については取り組まなければならないとなっております。また、制度の事業については就労準備支援事業、一

次生活支援事業、家計相談支援事業、生活困窮者の子どもたちを対象とした学習支援事業について、この4つの事業については各自治体の任意事業となっております。事業により国の補助率は変わります。

先ほど述べました4つの任意事業について、来年度からの施行に向けてどのように考えていくのか日置市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

必須事業につきましては、モデル事業といたしまして現在実施しているのと同様に市直営で実施をしております。就労準備支援事業は、任意ですが、現在は農業公社と丸山喜之助さんの2カ所に委託をして、全額、国庫補助でやっております。

来年以降は委託先を1カ所とし、複数の企業や社会福祉法人や中間就労の場を提供してくれるよう、依頼者など、少ない費用で効果を上げられるような方法を工夫しながら事業を継続していくつもりでございます。

一次生活支援は、ホームレスの人に宿泊場所や衣食の提供を行うことございまして、これでも生活保護制度によって民間借家や市営住宅に入居してもらって対応していますので、今後とも生活保護制度で対応することとし、一次生活支援事業は実施しない方向で考えております。

また、家計相談支援事業については、生活支援再編支援員が必要に応じて対応します。学習支援事業につきましては、教育委員会とも協議しながら、今後、検討をしていきます。

#### ○11番（坂口洋之君）

先ほど市長の答弁の中で就労準備支援事業については、複数の企業に協力を求めるという、そういった答弁があったと思いますけれども、具体的にどういった形で進めていく考えなのか、その点についてお尋ねをします。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

具体的にとということですが、まだ今から事業については進めていく予定でございますが。

例えば、社会福祉法人等に中間的な就労の場というようなことで、これまであります最低賃金を下回るような形で、そこに就労の場を提供していただくような形で、まずはそこで、就職に結びつくための就労の準備をしていただくような場所を提供していただくというような形で事業を進めていきたいと考えております。

#### ○11番（坂口洋之君）

今回の事業の中で家計相談事業また子どもの学習支援事業というものがございます。家計相談事業については、先ほど、納税相談とか多重債務の中でかかわりがあるという、そういったご指摘がございました。

そういった中で、やはり、生活困窮者の中でも税金は払えないんですけどもお金の使い道に問題もあるような、そういったケースがあります。

当然、納税相談の中で家計のことについても詳しく聞き取りがあると思いますけれども、そういった中で、家計相談については、例えば具体的な事業をしないにしてもやはり生活困窮者、多重債務者の家計相談のことについては非常にやはり注視すべきだと思いますけれども、そこら辺についてどう考えていくのかお尋ねをいたします。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

お答え申し上げます。

家計相談事業につきましては、家計に関する相談、それから家計管理に関する指導、貸付の斡旋等を行う事業でございます。国庫補助率が2分の1の事業であります。生活再建支援が対応することにより、また、この国保負担も4分の3の実施が可能でございます。自立相談支援事業の中で、必要に応じて、この生活再建支援員が対応していくということ

で考えております。

#### ○11番（坂口洋之君）

あわせて、学習支援事業です。日置市の場合には生活保護受給者そのものは非常にどちらかという、他の自治体に比べて少ないというのは、私も認識しておりますし、また一方生活困窮者の中で、非常に子どもの教育の問題も、全国的にも貧困の問題とあわせて指摘されております。

日置市も具体的に生活困窮者の子どもたちを対象とした、そういった取り組みについてはいろんな意見がありますから、このことについて日置市が適合するか私もわかりませんが、やはり何らかの形で、生活困窮者に対する子どもたちの学習支援についても、今後、方向性を持って取り組むべきではないかと思っておりますけど。

そこら辺の考え方について、市長にお尋ねをいたします。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

学習支援事業につきましては、県内の自治体等の取り組み状況をまた、参考にしながら、教育委員会ともまた協議を重ねて、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○11番（坂口洋之君）

生活困窮者を特定した形の学習支援というのは、私もちょっと難しいというのは理解をしておりますけれども、生活が非常に厳しい方でも。お金を持っている方は習い事とか学習塾に行く機会があって、やっぱりそういった学ぶ環境は充実してるんですけども、生活困窮者の方は、子どもたちが十分学べる環境も非常におくれて、学力の低下の問題も、全国的には子どもの貧困とあわせて指摘されておりますので、何らかの形で、県内の取り組み事例とか全国の取り組み事例を参考にしながら、今後、検討していただきたいなと思っております。

次、制度を進める中で、支援計画の作成が必要です。

日置市生活困窮者支援計画の策定委員会、懇談会は、今年度予算で計上されております。作成へ向けての取り組み状況と、今後どのようなことを参考にして、本市の支援計画をつくる考えか。

実際、生活困窮者の困っていること、要望、対象者の尊厳をどういう形で情報収集するのか。日置市同様に福祉ユニットに加入しモデルケースを実施しております。臼杵市では大学の先生にアドバイスを受けながら、2013年に市民を対象にした生活実態調査のアンケート等を調査しております。1,800人に送りまして、1,200の回答があったということをお聞きしておりますけれども。

本市でも具体的に生活困窮という名目ではなく、やはり市民の生活実態を反映させるようなアンケートを、今後、考えていくべきではないかと考えておりますけれども、そのことについての市長の考え方をお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

27年から29年度まで生活困窮者等自立計画を策定する予定でございまして、平成26年6月30日に策定委員会の要綱を定め、26年の7月15日に有限会社リサーチコンサルティング鹿児島と策定計画新業務委託計画を締結し、契約の腰案を検討を進めております。一般市民のアンケート等につきましては、意識のほうも調査しておりますので、そういうものを参考にしながら、今後、検討していきたいと思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

この制度は来年から始まりますので、これから、各自治体もやっぱりこれまでいろんな課題とか問題点も指摘されておりますので、今後、情報収集をする上でも、また生活困窮

になる経緯についても、ぜひ、可能な限り情報収集に努めていただければなと思っております。

来年度から制度を進める中で、やはり多くの方に、市民のまず、制度に対する認識が重要だと思います。自治会役員、民生委員、そしてまた、市民などへの課題の理解、制度の周知、広い意味でのつながりをどう進めていく考えなのか、来年4月施行に向けての日置市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

特に、4地域でそういう懇談会をやりようと思っております。特に今、ご指摘がございましたとおり、自治会長さん、民生委員の皆様方に最初にこのことにつきます事業の趣旨等熟読していただき、市民の皆様方にも広報紙等いろんなものでも啓発をして、今後、やっていきたいというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

まだ、生活困窮の定義がなかなかわかりづらい面があると思います。当然、納税相談とか多重債務相談に来られた方が、どうしても生活が厳しくて税金が払えない、今後、納税をどうしようかという、そういった形で相談に来られますので、そういった方への制度への通知に取り組むこと。

また、この制度は生活保護を受給されてはいないけれども、将来的に生活保護需給をされる可能性のある就労可能な方、また、長期間、仕事をされていない、そういった方でございますので、そういった形で納税相談等で詳しい制度の周知、そしてまた、民生委員等の方々にもこの制度の意義などを十分説明して取り組んでいただければと思っております。

日置市は、国のモデル事業で、実は一番最初に取り組んだ自治体であります。福祉ユニットの自治体の会員であります日置市は、25年度から中間的就労ということでモデルケースに取り組んでおります。その年は、全

国で68の自治体が取り組みましたけれども、4月から19の自治体に取り組んでおりますけれども、日置市がこの19の自治体の一番最初ということで、まず、そのことについて評価をしたいと思っております。

当然、福祉ユニット自治体の中で、この生活困窮者支援制度についてモデルケースの、各自治体が持ち寄って、いろんな実績とか課題とかを出し合ってホームページ等を見ますと冊子になっておりまして、日置市も具体的に報告事例も示されております。

そういった中で、この福祉ユニット自治体の中で、この支援制度について各自治体持ち寄った情報収集の中で、こういった成果や課題、取り組み状況について、市長自身はどういった形で情報収集され、そしてどう評価をされているのかお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、このモデル事業を実施させていただいたのも、来年からのこの計画がございましたその前にいろいろ実態調査といいますか、そういうものを最初やりようという意味の中でさせていただきまして、それぞれモデル地域におきましては義務づけといいますか、その報告書の提出もありました。

その報告書を持ち寄りながら、やはり、今ございましたとおり生活保護の就労の促進を含め、また今後困窮する方々をどう就労させていくのか、このことが一番大きな目的でございましたので、本市におきましても、この1年半ぐらい取り組みをさせていただきましたので、今後、こういう経験を大事にしながら、27年度からのさっき出ましたいろんな項目がございますけど、そのことにつきまして、実施をやっていきたいというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

また、例えば福祉ユニットの中で先ほど、私が発言いたしました家計相談事業、学習支

援事業のモデルについても市長は情報収集をされていると思いますけれども、そこらへんの取り組み状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に、学習支援の中におきまして、貧困の連鎖を防止しようという、生活保護をもらっている方がその子どもまでもらっている。こういう連鎖をどうしても今後、止めていきたい。そういうためにやはり就労を含めて、そういう指導もしていきたいということで、いろんな意見交換もし、また、私どももそういうような中で、今後、この学習支援のほうにつきましてはやっていく必要があるというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

この制度については、生活保護受給を支給されていない前の方の支度ということ、私は理解しておりますけれども。日置市もニートの方もかなりいらっしゃいますし、長期間働いていない若い方も多いです。私にところにも、身近なところに何人もいらっしゃるんです。家族の方や保護者の方も課題がありながらもなかなか、相談につなげられていないという、そういった実態がありますので、今後、引きこもりの方とかニートへの支援も含めた形で、総合的に考えていくべきではないかと、私は考えておりますけれども、市長の考え方を聞かせ願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今、おっしゃいましたように、そういうニートの方、引きこもりになっている方、いろんなケースがあるというふうに思っております。このことについても、特に、教育委員会とも十分、相談しながら、そういうようになった原因等をお互いに相談できるそういう窓口をきちっとつくっていききたいというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

今後とも、このニート、長期間働いていない、就労可能な方々の社会的復帰に力をいただいで。こういった方々は親がいるから何とか、こういった生活ができるけれども、親が亡くなれば、将来的には生活保護に行くんじゃないかということ、私は危惧して、このことについて指摘をいたしました。

次に、障がいを持つ方々へ、安心して暮らせるまちづくりについて質問をいたします。

日置市は24年度から28年度までの障がい者計画、24年度から26年度までの障がい者福祉計画が作成されております。今回、私は質問に当たりまして、障がいを持つ方々や家族の方にお話をお聞きいたしました。そこで、私が聞いた障がいを持つ方々への思いを少しお話をさせていただきます。

障がいを持つ方々の就労の場所が少なく、一度失業すると、次の仕事がなかなか決まらない。障がい者雇用の理解がない。子どもの障がい児デイサービスが無料なのありがたい。日中一次支援や移動支援などの利用のアピールをしてもらおうと利用しやすい。

サービス利用の時、書類を何枚も書かないといけないという場合があり、手続きの簡素化をしてほしい。学校や地域、職場などでは少なからず差別や偏見が、一部の人ではあると感じる。子ども支援センターでは心理士の配置がされているが、限られた勤務体制の中で子どもや保護者が気軽にいつでも相談できる体制ではない。また、どういう形で相談してよいかわからない場合があると思います。

さまざまなご意見をいただきました。日ごろより障がいを持つ市民からさまざまな意見をいただいているが、5つの意見を述べさせていただきました。これらの意見並びに障がいを持つ方々の現状について市長自身はどのように認識をされているのか。お尋ねをいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれの障がいを持っている方が就労等するのは大変難しい部分もあるというふうに思っております。特に本市におきましても、日置市基幹相談センターの設置等を行いまし、なるべく相談支援専門員の配置もやっております。相談件数も月に100件ぐらい来る分もございます。

その方々と、専門員の方々と、相談に行ったとき、丁寧にお答えしながら、就労先とか、とりあえずは窓口で、困っている悩みとかそういうのも聞くのも必要であるというふうに思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

障がいを持つ方とか家族の方も市役所の対応については非常に親切でわかりやすいという評価をいただいておりますので、そのことも紹介したいと思っております。

障がいを持つ方も多くの方が相談体制の充実を希望しております。特に感じたのは、障がいを持つ保護者の声は切実な声が大きいと感じました。計画の中で障がい者福祉の充実してほしい施策として、気軽に相談できることを望むことが50%弱。また、相談支援事業所の認知度では、6割強の方が知らないというアンケート結果となりました。

計画が進められた中で、前回、これはアンケートのことを伝えておりますけれども、これまでの計画の中で相談機能の充実また専門の相談員の配置について、具体的にどう取り組まれたのか、お尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

本市におきましては、専門員も設置しておりますけど、相談支援事業所ということで9カ所。特に障がい者のある施設のところのお願いをしているわけでございまして。施設に入っている方々は、ある程度、十分な説明を受けられておりますけど、一般家庭にいらっしゃる方、そういう方々に全ての情報がいかない部分もございますので。特に、この専

門支援員の方々は一般家庭にいる方々を訪問して今後説明のほうもしていきたいというふうに思っています。

#### ○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時15分といたします。

午後2時01分休憩

---

午後2時15分開議

#### ○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○11番（坂口洋之君）

日置市障がい者計画について、再度お尋ねをいたします。

この計画の中で、23年に法改正されました改正障害者福祉法によって発達障がいということの充実をするということが、この計画の中で盛り込まれておりまして、市長が冒頭の挨拶文の中でも発達障がいのことについて力をいれますよという文言が示されております。

そこでお聞きをいたします。

これまでの障がいという枠組みでは支援が困難であった発達障がい児の支援の強化、相談体制への充実などの取り組みが明記をされております。発達障がいのある子どもが見つかった場合のフォロー体制をどうするか。また、フォローしながら県の療育センターにつなげるために何が必要なか現状と課題についてお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基幹相談支援センターの心理士や原課の保健師によりまして、特に、1歳6カ月等の検診等におきまして、特にこの発達に気がかりの子どもたちをそういう時期に発見して、特に県の子ども療育センターのほうに早く情報をつなぎ、また、保護者と一緒にどういう対策をするか、それを一番に念頭に入れながら実施をしているところです。



### ○11番（坂口洋之君）

1歳半健診、3歳児健診で、発達障がいのある可能性のある子どもさんの把握についてはいろんな形でテストをしながら、また、保健師の方もその状況を把握しながら抽出されているということで、私も各関係機関にまいましたら、日置市の発達障がい児の子どものある可能性の把握については日置市は非常に高い評価を受けているということをお聞きしております。

また、実際、発達障がいのある子どもさんが、もし見つかった場合は鹿児島市の桜ヶ丘にあります発達障がいの支援センターにまいて、専門のお医者さんの診断を受けて最終的に判定するという事となっております。しかし、現状は、桜ヶ丘のこの発達支援センターについては、診断については半年以上待たなければ受けられないという、そういった状況があります。

日置市は3カ所の療育施設がありますので、並行しながら療育をすればよいのかということもあったんですけども、やはり、保護者の方から見れば、やはり自分の子どもが発達障がい、もし、ある可能性があった場合、一日でも早く専門の医療機関で診断を受けたいという、そういった願いがあるようでございます。

日置市はこれまで相談機能の充実ということをやっている一方で、発達障がいの子どもさんの診断については半年経たなければ、専門のお医者さんから診断できないという状況について、市長は把握をされているのかお尋ねをいたします。

### ○市長（宮路高光君）

今、おっしゃいますとおり、県の療育センターにおきましても、今、半年ぐらい待たなきゃならん。その間、大変、保護者の皆様方は不安である。こういうことは十分認識しております。そういう中におきまして、本市に

おきましても、もう以前から、この療育に関しましては早く取り組みをさせて、最初は10人未満の規模から今は30人、また、新しいところも設定していきたいと思っております。

そういう関係の中で、特に心理士を含めたこの発達障がいの場合についてはいろんな専門員の皆様方等、総合的に判断してもらわなきゃならないという部分がございますので、なるべく関係機関とも十分連絡を取りながら、今後、特に保健師の方々に力を入れていきたいと思っております。

### ○11番（坂口洋之君）

療育にかかわる診断できる専門のお医者さんは鹿児島県でも非常に少ないと、いうことを私もお聞きをしております。鹿児島県だけの問題ではなく、全国的な問題となっております。

先ほど市長が心理士の配置の件と新たな療育等を考えていきたいということを発表されましたけれども、そのことについて、もう少し、市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

### ○市長（宮路高光君）

後ほど、12番議員のあれがありますけど、心理士、こういう方々は私どものほうも精一杯、常勤もやっておりますけど、まだ足りない部分もございます。幼稚園もあつたり、学校の子どもたちを回る分もございますので、特に発育の初期の段階に発見すれば少しでも早い期間の中で障がいの克服をしていけるとい部分がございますので、総出でこのことにとっては取り組んでいかなきゃならないと思っております。

### ○11番（坂口洋之君）

今後とも、この発達障がいの専門のお医者さんの確保と、また専門の相談員の配置についても力を入れていただければと思っております。

先ほど、来年度から第4期の障がい者福祉計画が作成されるということでございました、第3期については、改正障害者福祉法によって、発達障がいにかかわる項目が明記されてきておるとは思いますけれども、第4期に向けての日置市の基本的な考え方、また障害者法の改正等で新たに盛り込まれるようなそういった事業等はないのかお尋ねをいたします。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

障がい者福祉計画の策定についてでございますが、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条により規定されております。3年ごとの策定が必要となっておりますのでございます。

この計画においては、障害福祉サービスの見込みの数値、相談支援体制の確保等について定めるようになっております。障がい者が地域で自立した生活ができるよう目標を定めていく予定でございます。

今後3回ほどの検討委員会等を実施いたしまして、アンケートや現状の分析、数値目標の設定など、詳細については委員会の中で協議をしていく予定でございます。そういった方向で進めさせていただきます。

#### ○11番（坂口洋之君）

9月の26日に障がい福祉計画の策定委員会が行われるということで、ホームページ上に日程の広報等もあったようでございます。

障がいを持つ方の、日置市もそれなりの情報を発信していると、私も認識はしているんですけど、障がいを持つ方と家族は、なかなか情報が見えないとかというそういったご指摘もあります。

また、気軽に相談できるような相談機能の充実という、そういったニーズというのは非常に高いわけでございますので、このアンケートの中にそういった気軽に相談できる状況というのは具体的にはどういったニーズなのかということもアンケートの項目等に入れ

て、ニーズを把握していただきたいと思っておりますけれども、その件についての考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

アンケートにつきましては、国のマニュアル等を参考にしながら検討委員会でまた意見をいただき、作成した第3期のアンケートをベースにしたものが今回のたたき台になっております。

アンケートの内容につきまして、障がい者や保護者の負担もまた、考慮しなければならないというふうに考えております。日置市の現状に即した調査項目として第1回目の検討委員会の中で、委員の方々の意見をいただきながら検討してまいりたいと思っております。

#### ○11番（坂口洋之君）

前回の障がい計画等検討委員会の名簿を見させていただきました。

各、いろんな方が入られてきていると思うんですけども、実際、障がいを持たれている方が検討委員会にどれだけ入っているのかなというのちょっと危惧はしています。

各団体の代表の方も入られているものと、私は認識しておりますけれども、そういった意味でも、障がいを持つ方が、この検討委員会にかかわりが少ないことを危惧すると同時に、大阪府の豊中市では障がい者計画作成に当たり、検討委員会が始まる前にいろんな障がいを持つ方が集まり、自治体と一緒にワークショップを実施しております。

その目的は市民と行政の交流の場、気づきの場とする。市民が計画の策定及び推進をするきっかけづくりとする。情報交換、意見交換の場、今後の障がい者福祉事業について優先順位を提案することです。

今回の計画作成には恐らく間に合わないかもしれないかもしれませんが、来年度以降にやはり本市でも障がいを持つ方に、こういった計画に参加していただくようなワークショップの

場を提案したいと私は思いますけれども、そのことについて考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉課長（東 幸一君）**

実は、3年前の第3期策定委員会では公募委員というのが出てごさいませんでした、今回は一般市民を対象に委員の募集をしたところでごさいます。

また、公募委員には市民の立場から計画に対してご意見をいただきたいと考えており、その趣旨で賛同していただいております。

また、同時に、障がい者団体や各相談支援事業所、関係機関の代表で構成される日置市自立支援協議会でも、この計画策定について協議をする予定でごさいます。ワークショップではごさいませんが、この場をワークショップに変えるような形でも利用出来たらというふうにごさいしております。

ワークショップでの取り組みについてはまた、今後、ほかの自治体等の状況も調査をいたしまして、また今後の部分について検討していきたいと思っております。

**○11番（坂口洋之君）**

この計画については3年に1回ないし5年に1回という計画をつくりたいと思っておりますので、やはり障がいを持つ方々が、実際アンケート等で情報収集はされているとは思いますが、計画の作成から実行、そしてその後の検証を含めて、障がい者の方が実際入って取り組むような仕組みづくりについて真剣に考えていただきたいと思っておりますけれども、そのことについて再度お尋ねします。

**○福祉課長（東 幸一君）**

ご案内の部分につきましては十分検討させていただきます。

**○11番（坂口洋之君）**

次の、日置障がい者等基幹センターについて再度お尋ねをいたします。

日置障がい等基幹センターは法改正により26年度までに全てのサービスを利用している方のサービス等利用計画をつくらなければなりません。また、今後サービスを利用したい方への支援計画をつくらなければなりません。そうしなければ、利用計画ができなければ利用はできません。だから、この計画作成は利用者や家族の周知が重要であり、計画に向けての利用者へ、家族への周知、今後、利用を計画している方へや事業者への周知について日置市の考え方をお聞かせいたします。

**○福祉課長（東 幸一君）**

平成24年の4月に障害者自立支援法及び児童福祉法の改正によりサービスを利用する障がい者や児童に対し、サービス等利用計画または児童支援利用計画の提出を求めるというふうになっております。この法律により、全てのサービス利用者のプランが必要となり、この経過措置による期限が本年度末までとなっております。

これに伴い、日置市基幹相談支援センターにおいては、相談支援専門員が障がい者のニーズにあわせたプラン作成を行っているところでごさいます。現在、民間のプラン作成が可能な相談支援事業所、日置市内で5カ所、近隣ではいちき串木野市など2カ所がごさいますが、ここと合わせて、年度末まで100%達成できるよう進めておるところでごさいます。

利用者への周知につきましては、サービスを利用している事業所や本人、保護者等への支給決定の期限が切れるタイミングで、申請書の提出等を行っております。

プラン作成が可能な近隣の相談支援次行所を紹介して、事業所を選定していただくなど周知を図っておるところでごさいます。今後もあらゆる機会を通して、周知をしていきたいというふうにごさいしております。

**○議長（宇田 栄君）**

あと、2分ありませんので。

○11番（坂口洋之君）

最後の質問をいたします。先ほど、土木技師の件についてはご答弁をいただきました。日置市だけで、ほかの自治体でもなかなか、土木技師が非常に少ないということを答弁いただいたわけですが、ことし、土木技師の採用試験があると思えますけれども、採用試験の状況と市として採用に当たっての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○総務課長（野崎博志君）

土木技師の採用につきましては、本年度、採用に至っていないこと、また民間求人への報道などから、受験者確保のため、鹿児島工業高専や土木科等のある高校に訪問をさせていただきました。受験案内について、高校・大学や専門学校などへまた受験、募集要項も郵送したところです。そういったことで受験者をふやす対策をとったところでございます。

また、本年度の土木技師の受験申込者については4名というようになっております。

○11番（坂口洋之君）

先ほど、応募者4名ということなんですけれども、去年は、民間や、また、都市部の公務員になったということで辞退があったということなんですけれども、今年度の採用、4名の応募で、果たして十分な採用活動ができるのか、その辺はちょっと最終的にはわかりませんが、ちょっと私、4名の応募者ではなかなか厳しいかなということを感じておりますけれども、そこら辺の考え方だけお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

今ございましたとおり、4名じゃおぼつかないという部分もあろうかと思えますけど、それぞれ土木技師にいたしましても1回と一緒にたくさん採るということは大変難しいこ

とだと思えます。やはり年功序列を含めまして、やはり定期的に採っていく必要があるというふうに思っております。私は少なくとも1名でも結構なことじゃないかと、また来年もずっと今からこういうふうにしていかなければ、一時的に一緒に採ってみても、また事業量の問題もございまして、基本的には事業量の問題と職員数というのは比例していかんやならない。特にいろいろと公共事業を言われた時期がございまして、大変この土木に対します認識というのが低くなっているときがございまして、特に県もですけど、私ども市もそういう時期がございまして、なるべく土木技師を採らない時期がもう何年か続いたときもございました。そういうことをしよればこのような弊害が出てまいりますので、今後1人でも採っていくような方向で進んでいくべきだというふうに思っております。

○11番（坂口洋之君）

最後の質問をいたします。

先ほど市長は1名でもということと言われたと思えますけれども、土木技師のやっぱり勤務状況を見ますと、まだかなり夜遅くまで残って仕事をされているという状況も私も把握をしておりますし、休日出勤しなければ対応できないような状況に追われているというのも認識しております。

一方で、トンネル、橋、橋脚の老朽化の問題があり、安全対策の面からも、日置市も修繕計画をつくっておりますけれども、聞いたところによりますと、5年に1回、橋の確認作業をしているということで、これだけ老朽化している中で本当に5年に1回の確認でいいのか、毎年すれば当然通常の業務に合わせた形の負担増ということで、本当に対応できるのかということをお聞きいたしまして私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

十分かという大変難しい言葉を言われますけど、それぞれ耐震計画の中におきまして、やはり年次的にいろんな中、優先度の高いものからやっていきますので、一緒にやるというわけではございません。また、これに伴う予算もそれぞれ確保していかなきゃならないと、両面でございますので、基本的にはそういう計画に基づきまして実施をしていきます。

○議長（宇田 栄君）

次に、12番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔12番花木千鶴さん登壇〕

○12番（花木千鶴さん）

私はさきに通告いたしました2件について伺います。

1問目は、共生・協働の地域づくり施策についてです。

本市は現在、第3次地区振興計画を策定中で、それぞれの地域が地域課題の集約から5年先、10年先を見通す中での計画づくりに取り組んでいるところですが、今後の本市の地域づくりに地域おこし協力隊を活用してはどうか伺いたいと思います。

これは、人口減少や高齢化の著しい地方で意欲のある都市住民のニーズに応えながら地域力の維持、強化を図る制度ですが、活動内容は地域力の維持、強化に資する活動で、各地域の実情に応じて地方自治体が自主的な判断で決めることができるものであります。

共生・協働の地域づくりの目的は地域力の維持、強化であり、地域住民の自主的な参画を求めるものと認識していますが、現状はさきのような状況であり、目的を達成するにはまだまだ多くの支援が必要なのではないかと感じます。

この制度による全国の実績では、協力隊員の半数が定住しているといえますから、本市の地域づくりに貢献していただき、さらには

定住促進策としてもこの制度を活用すべきではないか、市長の見解を伺います。

2問目は、子育て支援策を充実させる観点から、まず、放課後児童健全育成事業について伺います。

一般には学童保育とか児童クラブ、学童クラブなどと呼ばれているこの事業は、児童福祉法の規定で、保護者が仕事等で昼間家庭にいないおおむね10歳以下の小学生に対して、適切な遊び場や生活の場を与えて健全な育成を図るとなっています。

しかし、本市では地域によって事業所の不足や利用しにくい状況があるとの声が寄せられていますので、市としては現状をどのように把握しておられるのか、さらには今後についてどのような取り組みを進める考えか伺います。

次に、児童生徒の健全な発達支援について伺います。

本市の乳幼児、児童、生徒の発達支援は他の自治体から評価されるほど整い、中でも心理職の配置については高い評価を受けていると認識しております。しかし、相談等のニーズは依然として高く、特に学齢期のニーズには応えきれいていませんので、次の2点についてを伺います。

まず、ことし8月から本市で始まりました保育所等訪問支援事業では、事業所が小学校等へも支援に出向くようになりましたが、学齢期の課題をどれくらいカバーできるのか。

次に、子ども支援センターに配置している心理職は主に学齢期の児童生徒の支援を行いますが、現在の年間50回雇用ではとても足りませんが、常勤にすべきではないかと思いますが、教育長の見解を伺います。

以上、1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

共生・協働の地域づくりについて。

都市部の若者が過疎地に一定期間住み込み、地域おこし活動や農林水産業などに携わる地域おこし協力隊は平成21年度に始まり、当初全国で100人不足だった隊員は昨年度は約1,000名とふえ、地域活性化と本来の目的であります定住促進の効果も上がっているようでございます。

一方では、受け入れ地域や自治体と隊員との考え方のギャップや受け入れ体制の問題などで失敗例もあるようでございます。

本市でも協働の地域づくりを進めています。26の地区公民館においても過疎高齢化により、活動が停滞し自治機能が低下するなど、集落対策が喫緊の課題となっている地区もありますので、地域の意見を聞きながらこの制度を活用して、こういった地域活性化が期待でき、地域力の維持、強化がつけられているのか、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

2番目の子育て支援策の充実について、その1でございます。

現在、放課後児童健全育成事業による放課後児童クラブと小学校低学年受入事業による放課後児童の受け入れを行っております。定員の関係などで利用したい児童クラブを利用できないなど、保護者の意見に沿えていない部分もあるとは思いますが、いずれかの事業で受け入れてもらっていると考えております。

今回条例を制定し、基準を定めることとなりますので、今後は地域によって財政面や実施場所なども含めた形の中で検討を進めていく必要があると考えております。

その2でございます。

現在、日置市障がい者等基幹相談支援センターにおいて常勤の臨床心理士を巡回支援専門員として配置しており、市内18の保育園、幼稚園を年90回程度巡回し、集団の中で発達の気になる子どもに早期に気づき、早期支援を行っております。

一方、保育所等訪問支援事業は児童福祉法で定めた事業で、保護者からの申請に基づき市が支援決定した児童のみに対して療育指導の経験者が保育所や小学校等を月2回程度訪問し、集団生活に適応するため、保育士、学校等の関係者に対して指導、助言するなど、個別的な支援を行うものでございます。保育所等訪問支援事業は学齢児も対象となっておりますが、個別支援であり、対応できる事業所に限られている状況にもあります。巡回支援専門員による巡回支援は就学前の子どもを対象としており、現況では多様な学齢児の問題に対して対応は難しいと考えております。

その2でございます。

日置市障がい者等基幹相談支援センターでは、常勤の心理士を1名、月14日以内の勤務になります。幼稚園教諭の資格を持った1名、計2名の巡回支援専門員を配置しております。また、保育所の巡回では月に数日程度非常勤の心理士3名に依頼し、支援の協力をいただいております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

心理職を常勤にすべきではないかということでございますが、心理職職員につきましては、現在福祉課とも連携を図りながら個別の相談に対応しているところでありますが、相談件数も増加傾向にあり、十分な対応ができていない状況にあります。子ども支援センターの相談体制の拡充について、関係課とも連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

それでは、1問ずつ伺ってまいりたいと思います。

市長のほうからは地域おこし協力隊に関しては、今後地域の実情を見ながらということでした。

知らない方も多いかと思いますが、鹿児島県内でも平成25年は10名参加していただいているんです。近いところの薩摩川内市にはもう10名いらっしゃいますが、この財源については国の特別交付税がつくことになっておりますので、これを活用して皆さんやっているわけですが、うまくいっているところ、いっていないところというの、今ございました。いろいろ、この間調べられたと思うんですが、うまくいっていないところはいろいろあるかもしれませんけれども、うまくいっているところはどのようなよさを生かしていると思われませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

今おっしゃいましたとおり、薩摩川内市、鹿屋、特に鹿屋等におきましては大変うまくいって、定住もしているというのを聞きしております。いろいろとやっぱり、若い方でもございまして、都会の方でございまして、基本的には田舎の大変伝統的ないろんな受け入れの問題、そういう問題でちょっとトラブったりしたという部分もございまして。

今後、さっきほかの議員もございましたとおり、地区館の中で大変過疎化も大変難しいというところ、そういうところにはこういう方々を日置としても今後——特にこれは総務省だと思うんですけど——総務省のほうにお願いをしながら実現ができるよう努力もし、一番の問題としてはその地域がそういうことを受け入れたいという、これが大前提でございまして、そういうところと十分話をしながらやっていきたいと思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

現在、地区振興計画をつくりながらたくさん課題に取り組んでおられます。その中で、まずはその計画をつくる地区民の人たちがこういった制度のあることを知らないのだと思うんです。よその町でそういうふうに行っているのがあればうちでもこんなことならでき

るかもしれないという発想で計画を行政と一緒にやってつくることができるかもしれない。こういう流れに持っていかなければならないと思いますし、そこにやっぱりきちっと協力隊員と地元との間に行政がきちんと入っているところがうまくいっている。その辺の持っていく方とその後のフォローが大事なんだと思うんです。

市長はその辺のところを今おっしゃったんだろうと思いますが、いかがでしょうか、担当課のほうを押さえておられるのでしょうか。今いろいろ検討課題が出ている中でこういった——地元が何と言うかはわかりませんよ。でも、こういった協力隊員を募ることができれば、何か地域の人やろうと思っていることに一歩進むかもしれないと思うような地域があると思われませんか。お答えください。

#### ○地域づくり課長（堂下 豪君）

この事業で、制度で成功している事例が大体新たな産業の創出だったり、特産品の開発だったりとか、何か特別なことに取り組むということの成功事例が多いかと思えます。ですから、単なる地域再生だったり、地域コミュニティの維持だったりというのはなかなかこういった地域おこし協力隊の隊員も何をしたいかわからないという場合がなかなか事例的にもあるようですので、今計画の中でこの制度を利用して何かできるのがあるかといえばなかなか考えつきませんが、先ほど市長からもありましたように、この制度を使って何ができるのか、あるいはこの制度を紹介しながら何に取り組みたいのかというのを明確にしながら求める人材がはっきりしてくると思いますので、そういった作業が必要になるかと思えます。

それと、やはり失敗例としましては、外部の人間が入ってくるということでよそ者扱いをされて、地元から歓迎されなかったというような失敗例もあるようですので、そういった

た受け入れ体制をつくることも大事かと思っておりますので、今議員からもありましたように、支援員の研修とかでいろんな事例をまた紹介しながら、地区のほうにもこういった取り組みもありますよというのを積極的に情報提供しながら今後検討していきたいと思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

今、そこのことです。だから市長がおっしゃったんだと思うんです。よそ者が入ってくる感じというところではいきなり行政だけが連れてきてもだめだということです。やはり地域と一緒に地域おこしを考える上で、こういった人材を呼んでつくっていかうかという流れであれば成功しているところが多いということです。ぜひその辺を丁寧に、前向きな方向で検討していただきたいと思うのですが。

薩摩川内市では平成25年、ぼっちゃん計画プロジェクトというんだそうですが、上甌とか入来とか、過疎地だけじゃなくて商店街にもいらっしゃるんです、町なかにもいらっしゃって。この皆さんがいろんなことに取り組んでおられますが、その取り組みはあれとしても、グループの、協力隊員の人たちのブログがあって、毎日当番で更新したりしながら、もうどんどんどんどん薩摩川内市の新しい発見ですとか紹介しておられるんです。

あちこちの協力隊員の人がそんなことしています。地域に貢献するだけじゃなくて、やはりその町を新しい目で見てくださるので、地元にいる人は気がつかないよさをどどんアピールしてくれるというよさがあるようですので、ぜひともそのようなことを、いろんな展開があるんじゃないかということを期待して、この件はこれで終わりたいと思います。

次の質問に移りますが、現状把握の問題なんですけれども、私はたくさん声を聞いているところなんです、学童保育問題です。

今回ニーズ調査ということで、ゼロから5歳の子どもたちは子ども子育て支援計画のアンケートの中で幾らか聞いているということですが、この学童保育の分野でのニーズというのを、私は実際にいろいろ言われるから聞いているんですけども、大体受け入れられていると思うというような感じでいらしたと思うんですが、一度でもしたことがありますか。ちょっとお聞かせくださいますか。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

放課後児童のアンケート調査については、現在のところやっておりません。

#### ○12番（花木千鶴さん）

行政としてそんな実態があるのかどうかというのは調べたことはないということですが、ほかにあるかもしれませんけれども、私は地域として声を聞いたところは4校区ございませぬ。

まず、東市来の湯田小学校校区の問題です。そこは学童保育が学校から離れていて、3号線を越えて行かなければならない、福祉センターのところにありますね。随分前から学校の近くに欲しいという要望が寄せられております。今度学校の近くにありましたゆのもと保育所が民間になったときに、その地域の保護者のほうからもいろいろ学校に近いところの保育所が認可になったのでとか、いろんな要望がございましたが、その後この問題はどくなっていくのかというところで、湯田小校区の学童保育問題の見通しについてちょっとお聞かせいただけませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

ゆのもと保育園の民間委託に至る経緯の中におきまして、湯田保育園のほうで学童を旧町からお願いした経緯がありました。そういう中におきまして、湯田保育園のほうからもまた新たなところで学童をしたいということで市のほうにも申し出をいただいております。



できたらことし中に学童保育の施設をつくらうということで、県のほうに申請もさせていただきますけど、ちょっと補助金の枠がなかったということで、ことしは断念せざるを得ません。来年に向けまして湯田保育園と一緒にやっていきたい。土地のほうは学校の近くに確保してあるということでお聞きしておりますので、学校の近くが一番いいというふうに思っておりますので、湯田保育園と一緒に行政もなって、この学童保育の設置に来年向けていきたいというふうに思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

長い間の懸案事項が少し明るく見えてきたように思います。事業者はこれまでの湯田保育園が引き継いでくださるということで、それは明るい見通しでよかったと思います。その間は今までのところでやっていかれるんですが、よかったと思います。

次に、鶴丸小校区の問題を伺っております。ここも国道を越えたちょっと遠いところにあるんです。バスが迎えに来たり、ちょっとおくれた子は後から行くこともあるかもしれませんが、小学校から大変遠いわけです。それで、学校の近くにあったらということで、何年か検討してきた経緯、そのほかに相談も私も受けてまいりましたが、誰がするのかというところが、ここが大変問題になってきて、最終的な結論に至らないというところに至っています。

それで、こういったときによく出てくるので、ことしは特に今年度から始まりました飯牟礼地区館の事業です。あそこでできるならうちでもやってくれという声が、市長、やっぱり出てくるんです。

それで伺いますが、飯牟礼地区館の事業主体はどこになっているのか、地区館なのか校区自治組織のほうの校区公民館になるのか。ちょっとその事業主体はどこになっているの

かをご報告いただけませんか。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

飯牟礼地区館につきましては、事業主体を地区公民館が主体となっております。特色ある子育て支援というような形で館長を代表として実施をさせていただいております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

地区館がやっているということですが、これは地区館事業の子育て事業としてやっているんだということですので、大変特色といたしますか、特徴的なことだとは思いますが、私は校区公民館がやっているのだろうかとも思っておりますけれども、補助金の関係で。地区館が運営してくれるというのであれば、保護者はこんなにありがたいことはないわけですが、どこでもそのようにはいくとは限らないのではないのでしょうか。

長年要望が上がっているところの伊集院小校区です。児童数が毎年ふえていく中で本当に切実な訴えがあるわけです。学校の近くに事業所があるわけですが、受け入れることができる人数には限りがあります。40人を上限としているんですか、1クラス。特に利用が集中します長期休暇などは受け入れられない実情があるんだと聞いております。伊集院小校区ではこの飯牟礼のような地区館を使った事業ができるのかどうか。地区館は自主的な事業もやっていたら市の委託事業を嘱託の人にやっていただいている経緯もあります。このことは保護者の強い要望があるわけなんです。ちょっとお聞かせいただけませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

この学童につきましては、やっぱり適正規模といたしますか、飯牟礼の場合70名ぐらい、全体ではいらっしゃいます。それはどんどんふえるということもない部分。

その中で、地区館のほうにお願いして人件費等については補助事業等で対応しております

す。一番問題なのは、鶴丸にしても大規模な学校で、それだけの形ができるのかどうか。特に今、清光保育園のほうに前よりも充実した形の中で40名はさせていただきます。これは若干まだふやすことができるのかどうか。また、新たな事業者がどこかに来て設置をする場所があるのか。今ご指摘のとおり、その校区によって地区館にできないところもあると思っております。そういうところにまた今からいろいろと知恵を出しながらいかなきゃならない。飯牟礼とか土橋とか、そういうある程度の小規模であればできますけど、大規模のところでは地区館のほうで運営するというのは大変難しい。今、土橋のほうでも地区のほうでちょっとそういう話が、やはり地区館自体がその事業も行政もその部分もしますけど、やっぱり子育ての中でやっていくんだという考えを持っていただかなきゃならない部分がございますので、特に今ご指摘いただきました鶴丸、伊集院という中心部でするのはもうちょっと時間をいただきながらいろんなあらゆる方々と相談しながらこの学童については進めていかなきゃならないというふうに思っています。

#### ○12番（花木千鶴さん）

まさにこれからの方向性もそうだし、現状そうなんだと思います。小規模のところは保護者と地区館がまとまりやすい。たとえば30人だったとしてもその規模で学童を開くことができますので。ですから、大きくなればなるほど大変難しいということはもう承知していますが、これこそが地域課題、地域の特性というものだろうと思います。

妙円寺校区でも私も十数年前から同様な相談を受けるわけですが、なかなか今言われたような形でなかなか難しいなと思っているところがあります。

そこでどうなんですけど、現在、子ども子育て支援事業計画を策定するための支援会議が

設置されていますが、そこでこの学童の問題が議題になっているのかどうか。そこをちょっとお聞かせいただけませんか。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

今のところ、まだうちのほうからこの学童についての提案はやっていないところがございます。

#### ○12番（花木千鶴さん）

国はこの子ども子育て支援計画を策定させるための法改正をいたしました。関連3法の改正です。その法改正のポイントは幼稚園、保育所、小規模保育等認定こども園の給付について、もう1つは認定こども園の制度改正、そして3点目が地域の実情に応じた子ども子育て支援の充実というのが今回の改正のポイントなんです、3点。

それで、私どもの日置市も条例改正の取り組みをしているところですが、内閣府の示している新制度の概要版でははっきりとこの3番目の項目の中で放課後児童クラブの充実とうたい込であるわけです。つまり、子ども子育て支援計画で学童保育は外せない課題だとなっているわけです。

本市はそれをまだ議題にも上がっていないんだということですけども、私も幾つかの自治体の、まだ骨子案が主ですけども、それを見てみますと、必ずこの学童保育も位置づけられているわけです。ですので、今後このことをしっかりと盛り込んでいくようにすべきだと思いますがいかがですか。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

おっしゃるとおり、大きなくりの中での計画には子育て支援について盛り込む形になるというふうに考えております。放課後児童クラブについても一つの事業として盛り込むことになるかと考えております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

ぜひその方向で進められたいと。それであれば、この計画の目的とするものがしっか

りと築き上げることができないと思いますのでお願いをいたします。お願いをするわけはありませんが、そうすべきなので、きちんとされたいと申し上げますが。

保育所の問題ですけれども、保育所への入園というのは働きやすいようにということが中心になって、広域受け入れというのができるようになりました。しかし、いざ入学して小学校の近くの学童保育に希望しても、その学童保育所が卒園児を中心に受け入れるというようなことがあって入れないんだという実態があると聞こえてくるわけです。ましてや、幼稚園卒園児はなおさら。保育園には入っていないわけですから。小学校に入ってからお母さんが働き出したという人は幼稚園を出ている人ですので、保育園の卒園児中心の受け入れというのはもう入れないわけです。この卒園児中心の受け入れというのは、大変、事業を運営する上の問題だと思うんですが。

さて、今度条例もつくったりしますけれども、市がこのことを指導できるのですか。

#### ○福祉課長（東 幸一君）

今までは国のガイドラインということで、それに従い、事業を実施しております。

今回、この9月の議会で条例の設置をお願いしております。この条例の中で設備及び運営に関する基準等を定めるということになります。また、この基準に沿うように今後は指導ができるかと考えております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

#### ○12番（花木千鶴さん）

今度条例ができたことは大変力強いことだなと思うわけですが、この事業は放課後云々かんぬんの健全育成事業というふうな大変な名前なんですけれども、その割には非常に未熟な事業なんです。これまでが指針だけでやっていたというようなところがあって、そんな未熟な事業ではあるんですが、働く子育て世代にはなくてはならない事業ですから、何

とかしてやらなければならないわけです。

今ここで個別的な、先ほど挙げたような問題を解決することは難しいと思いますが、まず、やっていないということでありましたニーズ調査を早急にすべきだと思います。

これまでの学童保育といえば狭い意味でのサービス事業だったのかなと思います。ですから、放課後に校門近くにはあっちの事業所、こっちの事業所からの迎えの車が並んで、遠くの事業所へ行くのは当たり前というふうになっていますが、さて、子どもの側に立ってみますと、一日中学校で過ごした後、大人の都合であっちこっちに行ってそこで何時間か過ごさなければならないわけです。

本来、子どもにとっての放課後や長期休暇というのは地域集団づくりとして大変重要に位置づけられていて、豊かに保障されるべきものなんです。事業所の問題とか場所、それはございますが、そういうことではなくて、まずはニーズを把握して、先ほど市長が言われた実態、そして今後どのような支援が必要なのか、どうすれば子どもをきちんと支援していくことができるのか。行政としてぜひ考えていただきたいのは、場所の提供は行政もどんなふうに協力できるのかというあたりを、それから今運営しておられる保育園の先生方、それや地区館の皆さん、保護者など、周りの大人たちが一緒になって知恵を絞っていただきたいと思うわけです。

国もいろいろ学校の問題とか、放課後の子ども教室ですか、そういうものを文科省も考えているようですが、いつそれが出てくるかわからないわけです。それを待っていたら今の子どもたちはもう卒業してしまいます。

当面の問題をどうするかという問題ではありますが、ぜひ、そういう話し合いの中で事業者が決定しないときには、新しい事業者を募っていただいても何とかやっていけないか

など思っているところです。

それでまずは、今やっていないニーズ調査からぜひ早急にやると言って取り組みを進められたいわけですが、その件について伺いましょうか。

**○福祉課長（東 幸一君）**

ご提案のニーズ調査の件でございます。

文科省の事業などの今後のまた動向も見ないといけないと思います。また、先ほどおっしゃいました文科省、厚労省と連携をとる方向でも今お話が進んでいるようでもございます。そういった動向も見ながら、またアンケートについては検討をさせていただきたいと思います。

**○12番（花木千鶴さん）**

先の、先のことではなくて、今をどうするかという話し合いが必要ではないですかと言っているんです。子どものために大人がお互いに協力し合うこと、これが子育て支援で一番大事なんじゃないですか。そういうことを見せてやって、子どもを守って育てていくんだという大人の姿勢を示すことが子育て支援の一番の柱だと思います。

そのような形でぜひこのことは進められたいと申し上げて、次の質問ですが、保育所等訪問事業は個別の契約になっているわけです。先ほどご報告いただきました。個別の契約をして、申請をして、個別支援をするという流れですが、この個別の契約を結ぶことができる子どもというのはどのような子どもですか。もう一度具体的にお示しください。

**○福祉課長（東 幸一君）**

保育所等訪問支援事業ということでございます。

この事業につきましては、平成24年4月に改正をされました児童福祉法により、障がい児通所支援の一つとして創設をされております。保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の施設に通う障がい児が対象となっております。

ります。

日置市では主に発達に支援が必要な児童を対象として、保護者からの申請により支給決定を行うこととしております。

**○12番（花木千鶴さん）**

そうですね。私も障がい者の事業をしておりますのであれですが、この事業が8月に始まったことをご存じない方もられるのかなということもあって、丁寧にここのところは説明をしていただいたところでもありますが。

そして、今学校の支援する体制がどうなっているかということの確認の意味でこの質問はさせていただいているところです。

これは、今あったように障がいを持っている子どもをカバーする事業なんです。学校に行っている障がいを持っている子どもたちは個別の支援を受けることができるようになりました。

しかしながら、これだけでも足りないんです。学校に上がってから発達障がいがあった子どもたち、また、乳幼児期で子どもの家療育クラブとつながっていなかった人は個別の契約がしにくい。こういうケースがあって、これだけでもカバーできていないということがあるわけです。

私の今回の質問の本旨は子ども支援センターの心理職の問題ですので、本題に入りたいと思います。

これまで心理職の配置や常勤化が進められてきています。多くの課題が図られていく中で1名の心理職の常勤化がありました。学齢児のフォローとしてもしてもらえるのかなと思っていたんですが、福祉課への配置で乳幼児期のやっぱりニーズが大きいです。それで、もうとてもじゃないけれども学齢期の相談までは応じることができる状態ではないと。

そして、もう一方の学齢期のほうは心理職の人は年間50回。というと、みんな50日

来てくれるのかなと思うわけですが、1回を4時間としていますので、1日来ると2回にカウントされるわけですが、午前と午後で。ということは、年間25日なんです。そうすると、とてもじゃないけれどもニーズには応じ切れないわけです。私もたくさん相談を受けますが。

それで、教育長は何とか検討するということですが、ぜひここら辺のところ、もう一回具体的にどれくらいふやしていくとか、もう少し、いっぱいいっぱいであることは一番ご存じだと思いますけれども、もう少しここら辺のところをどこまでできそうか、できないのか、想定できるのか、もう少し具体的にお話しいただけませんか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

常勤をとということですが、これは大変厳しいとは思いますが、先ほど申し上げましたように相談件数も大変ふえてきているというようなことから、これの対応の拡充を図っていくことは必要だと考えております。

したがって、それなりの対応はできるように検討をしていきたいと思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

これは財源も必要ですので、ここは市長にはこの支援センターのことについては直接は伺えないわけですが、ただ、子育て支援全体の考え方の中で、市長はこのバランスというものを先ほどお話してくださいましたので、11番議員のところ。ですから、市全体の教育予算の枠の中でこの辺は検討していただけるのだと思います。

それで、教育長ははっきりは申し上げられないんでしょうけれど、拡充というのは——確認させてください——時間数をもう少しふやすことができるのならそうしたいということでしょうか。はっきりお答えいただけますか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

それなりの対応をしていくということは当然時間数等をふやしていかないと対応できないだろうと思っておりますので、そのとおりでございます。

#### ○12番（花木千鶴さん）

ぜひ、市長と教育長協力してこの辺のところはやっていただきたいと思っております。私は、ここが整うと随分うちの子育て支援策は、要するに自慢できる体制が整うんじゃないかと、私も大変心強く思うので、ここを一步進めていただきたいと思っております。

今、各中学校にはカウンセラーが県の派遣事業で派遣されております。これが本市ではこのセンターの心理職もあちこちの中学校にカウンセラーで行っています。行っているんですけども、市の中学校の担当ではないわけです。ぜひ、県に教育長がお願いをして、うちのカウンセラーは日置市の中学校を担当させてもらえないかと。そして、県に事情を話していただければ何とかできるのかもしれないし、できないかもしれないけれども、事情をお話をして、うちの中学校に来ていただければ、うちの中学校の相談ケースと支援センターの心理職は同じになると大変ここら辺は効率よくなるんじゃないかと思っておりますが、その件はいかがですか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

大変すばらしいアイデアだと思いますけれども、ただ、県に配置されている方は県内をかなり動いておられますので、そのような、私どもの思うようなことができるかどうかはわかりません。相談はできるようにはしてみたいと思っておりますが、かなり厳しいんじゃないかなと思っております。

#### ○12番（花木千鶴さん）

厳しいかどうかは、それは教育長と県とのやりとりの中でそうなんだろうが、ぜひその厳しさを頑張ってくださいと思うわけ

です。

というのは、鹿児島県にとっても都合のいいといいますか、より効果的なことになるんじゃないか。これほど整えている自治体はないわけですので、県にとってもより効果のあるほうがいいわけですので、ぜひ相談をすべきだろうと考えますので、一生懸命頑張っ、その辺のところを切り開いていくべきだろうと思いますが。

最後の質問になります。

今回私は、住んでみたいと言われるような地域づくり、子育てしたいと思ってもらえるような支援策で若い世代を呼び込んで魅力ある日置市づくりにつなげることができればなど。きのう、きょう、いっぱいその話が出ていますよね。そういうふうに私も思って質問していたところですが、市長もそのことに対してはそうだ、そうだと、きのうから大変言っておられますので、子育て支援策がやっぱり流入人口をふやしていく一つの手立てだと言っておられるので、本当にどのような子育てを整備していきたいと思っておられるのか、きょう、市長にはそのことを伺いたい。

それから、教育長のほうには、実は学童のところでも通告をして伺いたい件が幾つかあったんですが、それは教育委員会の管轄ではないということですが、学童保育は厚労省の管轄ですが、文科省がこれから進めようとしているものもございます。それで、教育長として、本市の子どもたちの課題として福祉課とも連携を図っていくと言われたわけですが、これからのやっぱり全体の子育てというイメージの中でも教育長にももう一度そこをご答弁いただいて、最後の質問にいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

安心して住める町をつくる、これが私も、また議員の皆様方も一緒だと思っております。その中で一番の問題はやはり財源という部分

もございます。この財源をどう有効にして、それぞれの子育てをしている方が頑張っているだけ、このことには入ってくる方もですけど、やはりここに住んでいる方、いろいろお話がございました。心理士の問題を含めた、また学童の問題も、またいろいろ出てきた問題、本当に分野が広いものに入っているとっております。

その中で、一つずつやっていくことが大事であるというふうに思っておりますので、またいろんなご意見を拝聴しながら、またそれぞれ、また来年度の予算に少しでも何か反映できる、そういう形をとっていきたいと思っております。

#### ○教育長（田代宗夫君）

子ども支援センターにおいても保健のほうと福祉と一緒にやっておりますし、子ども自体は児童クラブでありまして学校の低学年の子どもたちがそこに行くわけですので、同じ教育には変わりはないわけで、これは、でも、保健と福祉はいろんな関係と一緒にやっておりますので、当然ながら子どもたちの教育にかけては一緒にやっていきたく思っております。

#### ○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

#### ○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

22日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後3時21分散会

第 4 号 ( 9 月 22 日 )





## 議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（3番、16番、21番、14番）
日程第 2	報告第10号 専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解）の報告について
日程第 3	承認第 6号 議案の撤回につき承認を求めることについて
追加日程第1	議案第63号 平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

本会議（9月22日）（月曜）

出席議員 22名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
9番	上園 哲生 君	10番	門松 慶一 君
11番	坂口 洋之 君	12番	花木 千鶴さん
13番	並松 安文 君	14番	大園 貴文 君
15番	漆島 政人 君	16番	中島 昭 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 嗟や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	藤澤 貴充 君	建設課長	桃北 清次 君
上下水道課長	丸山 太美雄 君	教育総務課長	宇田 和久 君
学校教育課長	片平 理 君	社会教育課長	今村 義文 君
会計管理者	満留 雅彦 君	監査委員事務局長	松田 龍次 君
農業委員会事務局長	福留 正道 君		

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（宇田 栄君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、3番、留盛浩一郎君の質問を許可します。

〔3番留盛浩一郎君登壇〕

○3番（留盛浩一郎君）

皆さん、おはようございます。昨日の9月21日から9月30日の期間で、平成26年秋の全国交通安全運動が始まりました。スローガンは「ルールとマナーを乗せて走ろう秋の道」。運動の最重点は子どもと高齢者の交通安全事故防止であります。交通死亡事故ゼロを目指して、市民一丸となって実施していきたいところであります。

それでは、さきに通告してありました2項目、9問について質問いたします。

1項目め、消防団員の確保など地域防災力の強化についてお伺いいたします。

毎年この時期になると、日本を襲う台風や集中豪雨などによる風水害、また東日本大震災など大規模地震の発生など、これらの大災害の発生の際には、市役所などの行政機関や消防職員だけでは対応に限界がある中で、地域のことをよく知っている消防団の役割は大変重要であります。特に、中山間地域などでは、火災が発生したときに、真っ先に駆けつけて消火活動を行うのは、消防団員というケースも少なくなく、まさに消防団員は地域の防災力のかなめと言えるでしょう。最近では、高齢者の見守りなど地域社会を支える上でも、欠かせない存在となっています。昭和30年代には、200万人いた消防団員は、

平成に入るところには100万人になり、その後毎年数千人ずつ減少し、現在は約88万人となり、依然減少傾向に歯どめがかからない状況は大きな危機に直面しているといえます。

そこで1問目、本市の消防団の状況に関し、団員数のこれまでの推移や定員に対する充足率、年齢構成、女性の割合、数などについて、また本市特有の傾向や課題などはどのように分析しておられるのでしょうか。あわせてお伺いいたします。

また、地域全体の人口減少や高齢化が進む中で平成25年の消防団の平均年齢は39.7歳と年々団員の高齢化が進み、若い世代の団員離れも顕著となっています。

そこで2問目、これまで本市では消防団員への勧誘など、確保のための取り組みをどのように行ってこられたのでしょうか。お伺いいたします。

また、全国の自治体の中で、消防団のOBや企業に勤めるサラリーマン、学生や女性などが能力や事情に応じて、特定の活動、できる範囲の活動を機能別消防団の考え方を取り入れているところが徐々に広がっています。

そこで3問目、本市においても機能別消防団の取り組みを積極的に進めてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

4問目、ことし7月、総務省の消防審議会は消防団を中核とした地域防災力の充実強化のあり方に関する中間答申を消防庁長官に提出いたしました。この答申に関連して、国や県などから本市に対して要請など働きかけがあったのでしょうか。さらに、この答申の内容に関するお考えをあわせてお伺いいたします。

5問目、地域で消防団員の方や家族の方々への感謝の気持ちをあらわすため、また消防団活動に対する理解促進のために、消防団員が優遇を受けられる仕組みは考えないか、お伺いいたします。

2項目めは、認知症支援の充実について伺います。第2期日置市地域福祉計画、平成25年度から平成29年度の中で、本市においても多様化する課題に対し、行政だけで解決することは難しく、声かけや見守りなど住民同士の助け合いを初めとして、自治会、民生児童委員、福祉施設など各種団体、事業者の協力、連携が重要となっていますと書かれています。平成24年に公表された厚生労働省の報告書によると、平成14年時点で149万人だった認知症の高齢者は、平成22年には280万人とほぼ倍増しており、27年には345万人、37年には470万人と上昇が続き、65歳以上の高齢者のうち、約1割以上を占めると推定されています。認知症は、周囲の人々が正しく理解し、正しく対応することができ、優しく見守れば地域での生活を続けやすいということであり、できる限り、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、住民一人一人が認知症を正しく理解するために、自治体などが主体的に啓発活動を行うことや生活支援等を行うことは、非常に重要であります。こうした中、地域の中での応援者となる認知症サポーターの養成を平成17年度から厚生労働省が音頭を取って、都道府県や市町村などで進めています。認知症の症状についての知識や患者への接し方などを90分程度学び、その養成講座を受講した人が認知症サポーターとなり、自分のできる範囲で活動をすることになります。全国のことし6月末現在での認知症サポーター数は約517万2,000人で、国は平成37年度までにサポーター数を1,000万人にする目標を掲げています。

そこで1問目、本市の認知症サポーターはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。また、これまでのサポーター養成講座の開催状況と人数の推移について伺います。

次に、認知症サポーター養成講座の事務局

となっている全国キャラバン・メイト連絡協議会には認知症のお客に対する対応に苦慮している企業や商店からの相談などが多く寄せられているそうであります。今後、増加が予想される認知症の人を地域の中で支えていくためには、行政だけでなく、日常生活に直接かかわっている民間企業の支援がますます重要になってくると考えます。

そこで2問目、本市においては、企業など職域に対して、認知症サポーター養成の働きかけや支援をどのように行ってこられたのか、お伺いいたします。また、認知症に対する見守りなどの生活支援を強化していくためには、市などの行政が普及、啓発活動を積極的に行うことも必要です。

そこで3問目、市民への認知症の普及、啓発と支援のネットワークづくりのために、民間の商店や事業所等に対する認定制度の創設は考えないか、お伺いいたします。

4問目、認知症に関連する世帯を有機的かつ効果的に実施していくために、早期発見、早期対応を始め、認知症の人や家族が安心して暮らせる日置市を目指して、認知症に特化した総合的な行動計画を策定するお考えはないか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の消防団員の確保など地域防災の強化について。その1でございます。消防団の現状についてでございますが、市消防団員の条例定数は613人で、旧町時代の団員数と変わっておりません。ここ数年の実員数は、ほぼ横ばい状態で、充足率は93%となっております。年齢構成は45歳から59歳までが最も多く全体の45%、次に30歳代から44歳が34%を占めているようでございます。女性消防団は昨年4月本部付、総務班として15人の定数枠を設け、現在の実員も

15人となっております。課題は市内に居住されていても、職場が市外にあるため消防団活動ができないという理由で、入団まで至っていないケースも多いようでございます。

2番目でございます。消防団員の勧誘等の取り組みにつきましては、現職の消防団の方はもちろんのこと、各自治会や後援会の皆様方にご協力をお願いしているところでございます。

3番目です。機能別消防団については、能力や実情に応じて特定の活動のみ参加する消防団員になりますが、現在のところ市の取り組みは行っておりません。今後におきましては、高齢化社会等に対応すべく、地域にあった組織づくりも必要かと考えているところでございます。

4番目でございます。消防審議会中間答申の件でございますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に施行され、その後、平成26年7月に県危機管理局长からの消防団のさらなる充実強化についての依頼文書が届いております。主な提言内容につきましては、消防団への加入促進を初めとする消防団の基盤の強化を中心となっているようでございます。内容の中には、既に市で取り組んでいるものもありますので、ほかのものにつきましても、前向きに考えていきたいと思っております。

5番目でございます。消防団員の優遇についてでございますが、消防団員の特典、優遇制度につきましては、県内で既に取り組んでいる市町村もあります。内容的には、給油所、美容院、ゴルフ場等の値引きになっているようでございます。今後、県内の状況を再調査して、本市におきましても導入していけるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

2番目の認知症支援の充実、その1でござ

います。認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者であり、本市でもこのサポーター養成講座を平成20年度から機会あるごとに実施し、ことしの8月末までに、講座の開催数が延べ130回、サポーター数も延べ4,083人と年々増加している状況でございます。

2番目でございます。企業の養成講座の働きかけでございますが、企業からの依頼があった場合には、講座を実施している状況で年に二、三カ所の企業、介護保険事業所等が受講しており、引き続き企業への働きかけを行ってまいります。

3番目でございます。認知症制度創設につきましては、この養成講座の受講生には、受講の証としてオレンジリングを差し上げています。民間の商店や事業所への受講の証といたしましても、現在準備しておりませんが、商店や事業所が養成講座を受講した場合には、ステッカーの配付等を検討してまいりたいと思っております。

4番目でございます。認知症に特化した行動計画につきましては、国は認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランとして平成25年度から平成29年度までの計画を立てております。本市におきましても、現在、介護保険事業計画に基づきまして、認知症予防教室やサポーター養成講座など認知症施策を実施しているところでございますが、平成27年度からの第6期計画においても、この認知症施策を重点項目として推進していきたいと考えております。

以上で終わります。

### ○3番（留盛浩一郎君）

ただいま市長にご答弁をいただきましたが、再度伺います。

市行政の最大の使命は、市民の生命と財産を守り、市民が安心して安全に暮らせる市をつ

くることであります。その中で、実働的な役割を担う消防団の使命と意義は、極めて大きいものだというふうに思っております。そういった中、最近の出動回数や活動内容、消防職員と消防団員との役割分担や相違はどういうものなのか、お伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今さっきも申し上げましたとおり、今現在消防団にいたしましても、仕事を持っている方が大部分で、さっきも言いましたように、市外のほうに勤めている方も多いようでございます。基本的に、常勤の消防署がございまずので、初期といいますか、初期消火等につきましては、消防署のほうでやって、あとの片づけを含めて、見守り、こういうものは消防団のほうにやって、そういうすみ分けもやっているとございます。

**○3番（留盛浩一郎君）**

そうした中で、団員数減少の最も大きな理由は何であると認識しておられるでしょうか。お伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

特に、地域によっては過疎化して、消防団に入るそういう年齢的な構造もないという部分もございまずし、特にいつも言われているのが、消防団は大変出事が、出ることが多いとか、また訓練とか、そういう訓練もございまずので、大変きついと、そういうことも言っていらっしゃる方もいらっしゃるようでございます。そういう中でございまずので、どうしても消防団というのは、仲間といいますか、やはり絆といいますか、こういうものがきちんとしていなければ、いざというときに活動できませんので、特に、後ほどでている勧誘等におきましても、消防団員がやはり自分たちの気の合う、そういう方々を多く入れていただくようしておりますし、今まで特に、今私どもは分団方式をとっておりますので、前までは部というのがございましたけれども、

今後は恐らく範囲を広げた中において、募集ができるような形を今後ともとっていきたいというふうに思っております。

**○3番（留盛浩一郎君）**

消防団の消火活動の後の片づけ、あるいはその後の見守り、これは本当に団員の方は大変かというふうに思っております。仲間づくりができたということも聞いておりますし、そういう面では、地域に本当に溶け込む消防団員ではなかろうかというふうに思っております。

続きまして、2問目の団員への勧誘ですが、ことしは5月18日第1回日置市消防操法大会が行われました。皆さん練習された成果を十分発揮され、また女性団員の方々の細やかな後方支援もあり、すばらしい大会であったというふうに思っております。ポンプ車の部、小型ポンプの部のそれぞれ上位4位チームが8月3日に行われました日置市支部大会に出場し、惜しくも県大会には日置市の消防団は出場できませんでしたが、しかしながら、団員の方々はそれぞれ働いた後の夜に、何日もあるいは数カ月間も操法大会に向けて練習をしている姿をかいま見まして、私はただただ頭の下がる思いでありました。そんな中、ことし7月に消防委員会の研修視察でお伺いしました熊本県の阿蘇市では、団員の平均年齢36.5歳、宮崎県高千穂町の団員の平均年齢は34.9歳ということでした。本市の団員の平均年齢は47.4歳ということで、約10歳の差があります。そこで、団員確保、とりわけ若者の消防団員確保のために操法大会の奨励金等もあったようではございますけれども、年報酬や費用弁償などの拡充は検討できないかお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

今、出動手当とか年報、これはそれぞれの財政基準といいますか、交付税に算定されます標準報酬というのがございまずので、本市

におきましては、それは下回っていないというふうを考えております。今ご指摘のとおり、この団員確保を含めた中で報酬の対価を上げていくことで人が集まるのかどうか、そういうものじゃないというふうに、私は消防団は思っております。やはり志の高きの方々が入っていただければ、ただ報酬目当ての中で入るといのは大変でございます。それだけではございませんけれど、大変消防団員の皆様方は、常日ごろこの消防団だけではなく、地域におきますいろいろな行事にも参加していただいておりますし、特にこの認知症とかいろんな中で、いなくなって搜索願ひ、こういうふうなのにも出動している機会も大変多いわけでございますので、なるべくやはりそういう待遇には、今後とも団長または団員の方々と話をしながら、改善していくべきは改善していきたいというふうに思っております。

### ○3番（留盛浩一郎君）

消防団員は言われましたように、地域でも大事な方だというふうに認識しておりますので、今後検討されたい。

ことしの操法大会は、5月、8月と蒸し暑い中で行われました。また合併して10年を迎えます。こんな中、旧町時代には支給されておりました夏服を今後計画的に支給するお考えはないか、お伺いたします。

### ○市長（宮路高光君）

このことも団員のほうから言われておりますので、なるべく早い形の中で、今、合い服という形の中でやっておりますので、夏も冬も一緒ということでございますので、やはり暑い時期は大変合い服も暑いと思われましたので、また消防委員会とも協議しながら、予算措置をして、この夏に対応できる服装も考えていきたいというふうに思っております。

### ○3番（留盛浩一郎君）

市長の前向きな答弁をいただきました。団員確保については、以前伺ったところでは、

各自治会単位での人数の割り当て的なものがありまして、自治会、各分団でもご苦労されていると聞いております。国のほうでは、消防団員確保アドバイザー派遣制度、平成26年4月現在、九州では福岡県が4人、佐賀県1人、熊本県1人、沖縄県1人に配置されております。平成19年4月からスタートされておりますけれども、また秋田県能代市では団員確保推進委員という方を29名、市のほうで委嘱されておられるそうでありまして。本市でも活用や取り組むお考えはないか、お伺いたします。

### ○市長（宮路高光君）

特に、私ども今具体的に推進委員という事例もやっております。特に、OBの皆様方にもお願いしながらやっているわけでありまして、今までの団員確保といたしますか、その中で今ご指摘のとおり、自治会ごとに何名とか、いろんな中で今まで配置しておりました。これを分団方式にやりましたので、今後、後援会等もあられるというふうには思っておりますけど、広い範囲の中から、この団員確保をしていかなきゃならない。先ほど申し上げましたとおり、93%ぐらい、今560名ぐらい。約40人か50人不足しているのは事実でございます。そういうことでございますので、充足しているところもでございます。いろんな要因もありますけれども、今後におきましても、消防委員会のほうに、こういうことでございますので、こういう推進とか、これからどうなのか、こういう委員会等のご意見等も十分聞きながら、今後とも推進していきたいというふうに思っています。

### ○3番（留盛浩一郎君）

若い人の入団を期待するところでありまして。

3問目の機能別消防団についてであります。今までに昼間、消防車が出動できなかった事例があったのでしょうか。お伺いたします。

### ○消防本部消防長（上野敏郎君）



現在まで出動できなかったということはございません。少ない人数で、何とか昼間も対応しているところでございます。

**○3番（留盛浩一郎君）**

なかったということでありませけれども、この消防車を出動させるのに、乗車人数の決まりというのがあるのでしょうか。お伺いたします。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

何名以上乗車しないと出動できないという決まりはございません。ただ我々、常備消防もそうなのですが、緊急出動時は運転手1名でまいりますと、やはり交差点あるいは赤信号も一時停止して通過しなければいけないということで、非常に危険を伴いますので、2名以上、助手席に1名は乗せて、2名以上で出動するようにしているところでございます。

**○3番（留盛浩一郎君）**

了解いたしました。各地の消防団は、団員の減少と高齢化という二重苦に悩まされております。かつては農業や自営業をされるケースも多かったようですけれども、今や消防団員の7割以上がサラリーマンであるという現状であります。昼間の火災や災害等が発生しても職場を抜けられない。先ほども言われました。思うように参加できないという話も聞くところであります。機能別団員は、団員に減少に歯どめをかけるために、消防庁が2005年に制度化した制度であります。昼間の災害時に限定した、この本制度の導入のお考えはないのか、今一度お伺いたします。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

機能別消防団、火災だけにとか、大災害時にとかというような特化した出動団員でございますけれども、これにつきましては、大学生を使いなさいとか、OB職員、OB団員を使いなさいとか、いろんな決まりがございますが、これはイベントとか訓練等には参加せ

ずに、災害時だけに出動しなさいというような機能別の団員になっているようでございます。訓練もせずに、果たして対応できるのかということを考えたり、また学生は本市内には大学はございませんので、昼間は団員と同じように市外の大学に通っているということで、当てにはできないというふうに思います。そういったことで、機能別の消防団員は、現在採用していないところでございますけれども、ただ、機能別消防団員ではないのですが、吹上方面のある地域で消防団のOBの方々が昼間の火災、団員が非常に少ないということで、そういったときには手伝うよというようなことでございまして、吹上サポーターの会と7名の団員の方々が申し出てくださりまして、市長名で24年度に要請をしているところでございます。これは、機能別団員の報酬とか特にありません。ボランティア活動で活動していただいております。もし、負傷等をされたら、ボランティア保険で対応するというところで活躍していただいているところでございます。

以上です。

**○3番（留盛浩一郎君）**

市民の皆さんが、安心して安全に暮らせるように、前向きに検討されたい。

4問目の中間答申についてであります。本市には協力事業所が何社あるのでしょうか。お伺いたします。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

日置市内で現在8事業所に協力事業所ということで表示証のほうをお渡ししてございます。

**○3番（留盛浩一郎君）**

この協力事業所になるための基準です。これはどういうものがあるのでしょうか。お伺いたします。

**○消防本部消防長（上野敏郎君）**

これにつきましては、各事業所3名以上の

消防団員を使っているというようなところを協力事業所に指定しております。

○3番（留盛浩一郎君）

団員が3名以上ということでありましたけれども、これは非常に大事な人員だというふうに思っております。そこで、平成26年度の予算で防災行政無線の整備に3億3,150万円が計上されておりますけれども、この協力事業所にもこの防災無線の設置をするお考えはないか、お伺いいたします。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

仕事中に火災等の災害発生をいち早く確知できて出動できますので、本庁総務課と協議しまして、新たなデジタル無線に切り替わった段階で前向きに設置する方向で検討してまいります。

○3番（留盛浩一郎君）

非常に前向きなご答弁をいただきました。

建設業の関係において、県の入札において優遇措置が受けられるようになっているようであります。市でも同じような優遇を受けられるのでしょうか。また、団員が何人においても、この建設業関係に対しては評価点は同じなののでしょうか。ちょっとお伺いいたします。

○財政管財課長（鉾之原政実君）

本市における入札に関しましては、総合評価方式の入札の中で、この消防団員の雇用ということで、項目で見るとということがございます。この総合評価方式、年間10件程度ございます。土木一式が7割、舗装工事が3割程度の件数ということでございますけれども、その中の総合評価方式の評価項目の中で、いわゆる価格以外の評価項目というのがございます。その評価項目、10点満点中の地域貢献度が3点ございます。その中で消防団員を雇っている場合には1点の加点があるということで、この消防団員の雇用につきましては、人数の条件はございません。1人でも雇っていれば1点の加点があるということでござい

ます。

○3番（留盛浩一郎君）

了解をいたしました。

その他の協力事業所においては、何か特典というかあるのでしょうか。お伺いいたします。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

協力事業所で3名以上の団員を抱えていらっしゃるということで、特別それはないというふうに認識しております。

○3番（留盛浩一郎君）

先ほど8社あるということでございましたけれども、そのうち建設業者は、私の調べたところ2社だと思います。あと残りの6社は建設業には関係ないというふうに認識しておりますけれども、先ほどの秋田県の能代市では、この消防団の協力事業所を表示制度により、認定を受けた事業所に関しまして、報奨金というものを年10万円を限度に支給しているそうであります。そういう事業所等の消防団活動への協力体制を支援するという意味では、大変効果があるのではないかというふうに思っておりますし、また広報でも市民に広く周知しているということであります。本市で、これを取り組むお考えはないか、お伺いをいたします。

○消防本部消防長（上野敏郎君）

全国あるいは県内、いろんな協力事業所を認定しておりますので、そういったところを調査しまして、検討してまいりたいと思います。

○3番（留盛浩一郎君）

これが1社でも多く、こういう事業所になるように期待するところであります。

5問目、消防団が優遇を受けられる仕組みについてでありますけれども、先ほどの市長答弁でもございました。これは全国に広がりつつあります。団員が身分証明書などを提示しますと、飲食店、小売店、ガソリンスタン

ド、ゴルフ場などで本人と家族の料金割引、いろいろな特典等を受けられるサービスであります。これらは、商店等の協力がもちろん必要でありますけれども、市として子育て中の団員に、18歳以下の子どもを対象に商品券等を支給するお考えはないか、お伺いをいたします。

#### ○消防本部消防長（上野敏郎君）

今年4月1日現在でございますけれども、県内20消防本部ございますが、2消防本部がこういった制度を、優遇措置の制度を活用しているようでございます。今、議員もおっしゃいましたように、これにつきましては、それぞれ事業所の賛同、あるいは協力ができないというようなことでございますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

#### ○3番（留盛浩一郎君）

各商店の協力を期待するところであります。続きまして、2項目めの認知症支援の充実についてであります。同僚議員の平成24年12月議会の一般質問の中で、平成24年10月現在の本市の認知症の方が1,706人で、65歳以上の方が人口に占める割合11.5%の答弁でありました。今現在の状況はどうなっているのでしょうか。お伺いをいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

本市における認知症の高齢者の方々の人数ですけれども、本年4月の状況を申し上げます。これは、介護保険の申請時に、申請をした方に限っての人数になりますけれども、65歳以上の方が2,082人、40歳から64歳までの方は28人というふうな状況になっております。高齢者の14.2%というふうな状況であります。

#### ○3番（留盛浩一郎君）

この認知症によるテレビとマスコミ等でよく最近出ておりますけれども、徘徊者の事例

というのは本市ではないのでしょうか。お伺いをいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

本市におきます徘徊の認知症の方々の件数を、ここでは詳細に把握はしておりませんが、先ほど市長の答弁でありましたように、消防の方々に捜索をしていただいたりというふうな状況等もございまして、年に数件というふうな徘徊で捜索をお願いしているというふうなこともございます。

また、地域の民生委員とか住民の方々から、帰り道がわからなくなって困っていらっしゃるというふうな情報等も包括支援センターのほうにはいただいているところであります。数につきましては、詳細がここでは把握していません。

#### ○3番（留盛浩一郎君）

了解したところであります。

7月に介護保険課長を通じまして、地域包括支援センターにこのサポーター養成講座を受けたいという話をいたしました。快く引き受けてくださりまして、同僚議員4人と受講したところであります。その中で、認知症について正しく理解し、偏見を持たず「驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけない」の認知症の人への対応の心得3つのない等を学んだことであります。やはり知るということは大切であると思うところであります。

そこで、市長を含め、市職員の受講状況はどのようになっているのでしょうか。また、幼稚園、小中学校に対して、施策の実施の状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

職員のほうは課長のほうに答弁しますけれども、私もこれは受講したことはないのですが、基本的にいつも研修といいますか、介護保険の、ユニットのほうに行けば、この研修会が約2時間程度というのが、毎年もう

約10年ぐらい、こういう認知症に対しまして、いろんな事例等をする研修を受けさせてもらっておりまして、この講座は受けていないのですけれど、そういうふうに、特にさっきも申し上げましたとおり、今後やはりこの認知症の問題、全市的に取り組んでいかなければ、家族の方々だけをお願いするわけにはいかない。さっきも述べましたように、来年介護保険サミットも行いますけれど、特にこの認知症、特にこのかかり医といえますか、医師との連携も含めて、十分今後徹底していかなきゃならない。今おっしゃいましたとおり、職員の研修もやりますけれど、これをいろんな中において、今おっしゃったように、できないという部分の中で、すぐどこに、なくなったから、それは違う、そういう言葉はどうしても慎まなきゃならん。やはりそういう部分が、日常の生活の中で、やはりそういうことも知識として入れて、認知症の方々に接していかなければならないというふうに思っております。ちょっと数字的なのは、課長のほうに答弁させます。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

市職員の認知症サポーター養成講座の受講状況ですけれども、昨年度3地域におきまして開催いたしました認知症講演会に業務に支障のない範囲での参加を依頼しております。約70名の職員が参加した状況にあります。また、今年度も10月からになりますけれども、4地域で認知症の講演会を計画しております。市職員への参加の呼びかけも予定しているところであります。

以上です。

#### ○教育長（田代宗夫君）

小中学校の養成講座の実施状況はどうかということですが、26年度までの3年間で小学校が2校、中学校が1校養成講座を実施、または実施する予定であります。実施したどの学校も、この養成講座を終了し

た後に、実際に福祉施設等を訪問し、ふれあい活動を実施しているとのことでございます。

#### ○3番（留盛浩一郎君）

先日の市長答弁の中で、介護保険推進全国サミット、これを来年の10月に本市で開催する予定ということでもございました。先ほど研修等は何十回と受けられたということでもありましたけれども、大変お忙しいとは思いますが、市長もぜひ時間を約90分間とっていただきまして、受講していただけたらという、いかがでしょうか。

また、職員が順次受講されているということでもありましたけれども、既に全国の市町村で、全職員が受講されているところも多くあります。特に、窓口の担当者には、接遇研修として必要不可欠であると思います。本庁入口ロビーにも案内の人が立っておられますし、また全職員が一人の市民として学ぶべきであると思うのですが、いま一度お伺いをいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

職員に対しましての認知症サポーター養成講座の受講ですけれども、議員がおっしゃいますように、いろいろな対応等が必要になってまいりますので、例えば今考えておりますのは、新人の職員が入ってきたときに、受講をしてもらおうとか、あるいは、いろいろな機会を捉えてというふうなことで計画をしておりますけれども、どうしても業務の都合がございますので、順次、支障のない限りで、進めていくような計画をしていく状況にあります。

以上です。

#### ○3番（留盛浩一郎君）

市民への十分な対応と、来年の介護全国サミットです。成功を期待するところであります。

さて、滋賀県長浜市では、平成22年1市6町の合併を経て、認知症サポーター養成講

座を全市に広めることに重点をおいて、取り組んだということでもあります。その成果は、特に小中学校において目覚ましく、平成22年度から24年度末までの3年間で、市内全ての小中学校40校での開催が実現したということでもあります。

熊本県菊池市では、平成21年10月から平成23年度までに市内全ての小中学校15校でこの認知症サポーター養成講座を行っております。子どもたちへのサポーター講座は、家族への影響が大きいところにあります。家に帰って、高齢者に優しく対応するようになり、保護者もよい影響を受けたということでもあります。それほど、子どもや孫、家で話をする一言は大きいと思うところがあります。

本市でも、この全小中学校でのサポーター講座を開催することにより、認知症について、正しい理解と適切な対応を身につけた子どもたちが将来、本市にあふれたならば、すばらしい日置市になると思うのですが、先ほど教育長から答弁をいただきましたけれども、この件については、議長より事前に了解を得ておりますので、もう一度教育長の見解を伺いたいと思います。

#### ○教育長（田代宗夫君）

先ほどお答えしましたとおり、現在実施している学校等については、施設等の訪問活動の前の、どちらかという事前研修的なものとして今現在はやっております。今お話がございましたように、全ての学校でこのサポーター講座を実施することについてということですが、講座の内容は、寸劇とかDVDを使ったりとか、子どもたちの心に届く大変すばらしいものであるということは聞いております。しかしながら、学校の限りある時間の中で、全ての学校でこの講座を実施するとなると、大変私は厳しい面があるのではないかなと思います。ただ、子どもたちにこの認知症

を含めた高齢者の問題について理解を深めさせることは、これは大変大切なことであると思います。したがって、このような講座の実施はもとよりですけれども、やはり学級担任とか校長の講話等、多様な場や機会を捉えて、指導がなされるように進めてまいりたいと思います。なお、やはりこの問題は、一番私は家庭の話題として大事なことだと思いますので、ぜひ家庭の中で親子の絆とかおじいちゃんおばあちゃんを含めた中での話題には、もってこいのテーマだと思っておりますので、ぜひ家庭教育の中で十分深められるように、または子ども会とかいろんな地域社会の中でも、このような話題にしていくような関係機関団体との連携等も深めていくことは大事だと考えております。

#### ○3番（留盛浩一郎君）

そうですね。ということで、私が言いたかったのは、学校でもこんな勉強をしたいということや、また家庭に持ち帰れば、それも話題になるのではないかとというふうに理解をすることです。

アニメーションで認知症を紹介する、先ほど出ましたけれども、DVDを制作されたということで、ことしの8月にさつま町地域包括支援センターにお伺いいたしました。7月には鹿児島県議会環境厚生委員会の先生方も視察に来られて勉強されたということをお聞きしましたが、そのさつま町では、このDVDを使用して、いろいろな場所で講座等を開いておられるということでした。

また、全国からの問い合わせで、全国の支援センターや事業所、病院など、約280カ所に発送されたそうでもあります。私も早速購入いたしまして、家族で見ました。約17分間のアニメで、子どもから高齢者の方までわかりやすい内容でありました。こうしたDVDを使用して啓発することはよいかと考えますけれども、いかがでしょうか。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

サポーター養成講座のときに、DVDを使えばどうかというふうなご意見ですけれども、現在各地域に出向きまして、養成講座をしていくときには、テキストを使いまして、そしてまた、わかりやすい資料を独自につくりまして、工夫をしながら進めているところです。

また、対象者によりましては、包括支援センターの職員で寸劇を取り入れてわかりやすくやったり、あるいは、参加型で受講生の皆様に参加していただいた形でわかりやすく対応を学んだりというふうな工夫をしております。

で、DVDにつきましては、対応についてのDVDがついておりますので、それを活用しながら現在はやっております。

さつま町のDVDも包括のほうでは取り寄せまして、みんなで見ながら勉強をしたところでございます。

**○3番（留盛浩一郎君）**

見られたということをお聞きしましたけれども、子どもから高齢者の方までが、皆さん楽しみながら、この学習をできたらいいなと思うことであります。

さて、金融機関では、暗証番号がわからないとか、スーパーでは同じ商品を買いつける、レジで支払いができないなど、認知症のお客に適切な対応を行わなければ業務に支障を来すケースも懸念されることから、最近では事業者が従業員に認知症サポーター養成講座を受講させる動きもあります。普段から認知症の人の生活に密接にかかわっている商店や郵便局、宅配業、金融機関などは、日常の見守りを行う上でも大切な役割を担っていると思います。そうした視点で、これらの事業者と行政との連携や連絡体制は非常に重要と考えますが、認知症の人に対して、この企業からの問い合わせ等はないのでしょうか。お伺いいたします。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

日置市内の一般企業のほうから、認知症に関しましての相談、あるいは問い合わせ等につきましては、企業としての相談問い合わせにつきましては、現在のところございません。

**○3番（留盛浩一郎君）**

私の伺った中では、窓口、あるいは訪問先の顧客との対応で苦慮したというふうに伺っております。個々の企業名は伏せさせていただきますけれども、この企業や団体、金融機関等では、受講されているところ、されていないところがあり、認知症サポーター養成講座を知らない企業の方もいらっしゃいました。そうした中で話をさせていただくうち、9月には受講したいという企業の方もおられ、また、市のほうから話があれば受講したいという企業さんもありましたので、ぜひ進めていただきたい。

また、企業への積極的な働きを進めていただきたいと思うところですが、これいかがでしょうか。お伺いいたします。

**○介護保険課長（福山祥子さん）**

これまでのところ、このサポーター養成講座につきましては、住民の方々を中心に働きかけをやってまいりました。議員のおっしゃるように、企業の方々にも本当に対応に苦慮していらっしゃるところも多くあるということは、耳に入っているところではございます。私どものほうからも働きかけにつきましては、まだ非常に不足していると思いますので、今後は企業のほうへの働きかけをしっかりと検討してまいりたいと思います。

**○3番（留盛浩一郎君）**

前向きの答弁をいただきました。1社でも多くの企業が受講されるよう、私も努力を惜しまないところであります。

3問目の答弁の中で、ステッカーを現在準備されておらず、配布等を検討しますとのことでありましたけれども、本市でも既にステ

ッカーを張ってある企業もあります。確認しました。私としては、ちょっとわかりにくいものでありました。そこで、誰でもわかるように熊本県菊池市では、独自の杉の木の丸太、杉の木の丸太が特徴の大きなオレンジリングを事務所など目立つところにかけてあります。

また、市民に対するわかりやすい啓発活動の工夫を凝らした例としては、静岡県藤枝市、これは認知症の人に優しいお店、事業所の認定制度をことし3月からスタートさせたということで、お店や事業所の代表者及び半数以上の従業員が認知症サポーター養成講座を受講、高齢者などに優しい取り組みを実施する場合、市が認定を行い、認定された商店などにステッカーやのぼり旗を交付、また市のホームページなどで紹介しているということでもあります。商店等の民間企業のイメージアップも期待できますし、また、本市としても安心して暮らせる日置市になると思うのですが、これいかがでしょうか。お伺いをいたします。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

企業が受講していただきましたそのあかしとしまして、一般住民につきましては、このようなオレンジリングを差し上げておりますけれども、企業につきましては、先ほど市長の答弁でステッカーのほうを検討していくというふうなことを申し上げましたが、私どもとしまして、まずはステッカーのほうを配布させていただきたいというふうに思っております。

そして、今後受講していただいた企業様のほうに、いろいろとご意見を伺いながら、例えばおっしゃるようにとっても見にくいとか、あるいはわかりづらいとかっていうふうなご意見等もございましたら、またのぼり旗なり、いろんな形のものをご検討してまいりたいと思います。

#### ○3番（留盛浩一郎君）

ぜひこれ目立ちやすい、皆さんにわかりやすいステッカーを独自に考えたいというふうに思っております。

認知症は早期発見、早期治療が大事であります。早期対応のおくれから症状が悪化し、不必要な施設入所や入院等がふえれば、市の財政にも大きな影響が出てまいります。市として積極的に取り組んでいくために、この認知症に特化した行動計画を策定すべきと考えております。

そこで、滋賀県草津市では、市民アンケートを実施され、草津認知症施策アクション・プランを策定されました。本市でも策定に当たり、調査結果の公表や施策の数値目標、達成期限も明示しながらこれを策定されてはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

#### ○議長（宇田 栄君）

留盛君、2分ないです。

#### ○3番（留盛浩一郎君）

はい。

#### ○介護保険課長（福山祥子さん）

私どものほうといたしましては、認知症に特化した計画というものは、現在のところ先ほども申し上げましたように考えておりません。ただし、第6期の介護保険事業計画の中に、重点項目といたしまして、しっかりうたうということを掲げていきたいと思っております。本市におきましても、認知症になっても本人の意思がきちんと尊重されまして、できる限り住み慣れたこの地域で暮らし続けることができるまちづくりということを目指しまして、1点目には、認知症啓発の作成と普及、それから、認知症初期集中支援チームの設置、そして、地域ケア会議の普及と定着、それから、認知症サポーター養成講座の実施、そして、徘徊SOSネットワークの体制づくりなどを重点項目として今考えているところであります。そのようなことで第6期の重点項目として掲げていきたいというふうに考え

ております。

○3番（留盛浩一郎君）

市の財政にも大きな影響がありますので、前向きに検討をされたい。

サポーター講座のねらいは、1人でも多くの市民に知ってもらうことでもあります。いまや認知症は誰もが発症する可能性がある、ありふれた疾患であり、この認知症というと暴れたり怒鳴ったりする高齢者をどうやって抑えるかを習うとか、思われるかもしれませんが、そうではなくて、相手の残存能力に目を向けてしっかりと認め、目の前にいるその人の気持ちを思いやり、どうコミュニケーションをとるのがよいかを考える学習であります。

これは高齢者だけに限らず、子ども同士が目前にいる相手のいいところを見つけ出して認め、相手を尊重した思いやりのあるコミュニケーションを学ぶ学習にもなり、いじめ問題の対策にもなるのではないのでしょうか。

そういうことを含めまして、最後になりますけれども、いつでも安心・安全な日置市で健やかに暮らし、ともに支え合い、笑顔の絶えない福祉のまちづくりに向けて取り組んでいく市長の決意を伺いまして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今る議員のほうがお話していただいたとおりであると思っております。やはり今後こういう高齢化になる中におきまして、この認知症の問題というのは大変重点的なものであり、これをみんなでどういうふうにしたら克服していくべきなのか。認知症でも、これも本当に十人十色なんで、1人のパターンで1人のことができることじゃなく、人それぞれでこの認知症の度合いが違ったり、行動計画も違うようでございます。今課長も答弁いたしましたとおり、あらゆる機会を通じ、またこの学習ということも十分やっていきたいと

いうふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、中島昭君の質問を許可します。中島昭君。

〔16番中島 昭君登壇〕

○16番（中島 昭君）

おはようございます。通告してあります公共温泉施設へ薪ボイラーの採用はできないかについてと公共の体育施設を児童・生徒への使用料減免と吹上浜公園体育館の空調設備整備について質問をいたします。

まず、1番目の薪ボイラー導入について質問をいたします。

ことし1月、指定管理者施設だったゆーぷる吹上の指定管理者が、経営難を理由に撤退して、現在市の直営になっております。また、この9月議会には、指定管理者施設ゆすいんの指定管理者からの申し出で、指定管理料の値上げの議案が上程されています。いずれも経営努力は見られるものの、光熱費、特にボイラーの燃料費高騰が原因であります。化石燃料を海外から輸入に頼っている我が国は、価格コントロールは相手国の言いなりで、上昇の一途をたどっているが現実であることは、周知のとおりであります。

ましてや、今世界中で最も不安定な政情の中東からの輸入依存度が高い我が国は、価格の問題、安定的な原油の調達など、常に危険要素がついて回ります。原油価格の下落は見込めず、今後も高騰が予測される原油価格は、日本の財政上、すなわち経済そのものへの影響が大きく心配されます。昨年度の日置市公



共施設温泉加温ボイラーの燃料使用量を調べてもらいました。B&G海洋センターは灯油で458万円、吹上砂丘荘、ガスで467万円、ゆすいん、A重油、1,189万円、ゆーぷる吹上、A重油、1,693万円で、ゆすいんとゆーぷる吹上だけで2,882万円であります。

4月7日の南日本新聞に、肝付町の温泉施設に薪ボイラーを採用。コスト削減と林業活性化一石二鳥をねらうとの記事が掲載されていました。内容は、所有する二つの温泉宿泊施設、高山温泉ドームと国民宿舎コスモピア内之浦に、4月から木材を燃料とする薪ボイラーを導入するもので、林業の活性化に加え、ランニングコストの圧縮を図るねらいであります。現在、両施設の燃料費は年間約3,400万円で、削減効果は年間約3割の1,000万円を見込むものであります。事業費は、工事費用などを含めて約2,700万円、内之浦森林組合が町有林の杉やヒノキの間伐材を供給するとあります。

8月26日、同僚議員5名で政務活動の一環として、肝付町の調査に行っていました。高山温泉ドームで現地を視察しながら、支配人と役場職員の方から設置目的や設置機械の概要などのわかりやすく丁寧な説明を受けました。最大の関心事である削減効果は、現状では2割5分から3割程度の削減効果が見られる。まだ試行錯誤の状況で正確な数字が把握できないが、1年間を通して経過を見守りたいとのことでした。

その後、役場の会議室にて、木質バイオマス燃料の安定取り引き等に関する協定書、木質ボイラー燃料用木材売買契約書などの詳しい説明を受けたわけであります。新規雇用については、現在3名の雇用があり、繁忙時にはアルバイト等で対応したいとのことでありました。日置市の森林面積は約5割と大変広大であります、風倒木や間伐材はほとんど

活用されていません。森林を保全することで現状では補償がなく、なかなか整備まではいっていないようです。森林の保全整備をすることにより、土石流対策や景観保持にもつながります。先人たちが残してくれた大切な日置市の財産を、できるところから活用して守り育てていくべきで、薪ボイラーの導入はその入り口になる可能性があります。

次に、体育施設の質問に入ります。スポーツの秋です。第68回鹿児島県民体育大会が開幕しました。お隣の韓国仁川では、第17回アジア競技大会も開催されています。伝統のある大会もあれば、あす23日は第1回鹿児島県ロードレース大会が吹上浜公園を中心に開催される予定であります。これは四十数チームが参加予定で、いわゆる駅伝大会であります。日置市はスポーツが盛んで各地で多くの大会が開催されます。また、スポーツ合宿の誘致にも力を入れています。スポーツで活躍する選手の姿を観戦していると、自分自身もその中に入り込んでしまい、感動を覚えます。最近では、錦織圭選手の全米オープン準優勝がありますが、私自身はロンドンオリンピックで女子バレーボールで韓国に勝ち、28年ぶりのメダルが決まった瞬間が忘れられません。コートには、大活躍した地元の迫田選手、新鍋選手の姿がありました。1964年東京でオリンピックが開催されました。そして、1972年には鹿児島で太陽国体が開催され、県民のスポーツ熱は最高に盛り上がりを見せていました。

さて、2020年には、東京オリンピックと鹿児島国体が同じ年に開催されます。鹿児島には有望な多くの選手がおりますが、さらに地元の日置市には全日本代表選手として大活躍している水球の下園選手や女子ソフトの中野選手など、有望な多くの選手がいることは、市民の皆様がご承知のとおりであり、日置市民の誇りでもあります。スポーツは本人

のみならず、見ている人に感動と勇気を与えてくれます。特に地元選手の活躍には親近感もあり応援にも熱がこもります。スポーツは本人のみならず、見ている人に感動と勇気を与えてくれます。特に地元の選手の活躍には応援にも熱がこもります。高校野球やサッカー大会などがよい例です。

そこで、2020年、東京オリンピック・パラリンピックや鹿児島国体で活躍する地元日置市出身選手の育成のために、児童・生徒の団体、部活動やスポーツ少年団等が体育施設を利用する際に、使用料の減免の枠を広げて、多くの地元選手が活躍できる体制が必要です。これは単にスポーツの世界だけでなく、将来を担う青少年の健全育成に大きく貢献する施策だと信じます。

また、吹上浜公園体育館で7月26日、27日に、日置市主催の第18回吹上浜公園杯高校生女子バレーボール大会が開催され、24チームが出場しました。私は昨年とことしと観戦に行きましたが、熱戦もさることながら、2階の応援席は、うちわ片手でも暑くて暑くてたまりません。国体ではレスリング競技が予定されているとも聞きますが、空調設備を早く整備して出場選手も応援席も一体となり快適な大会運営ができることを望みます。

これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の公共温泉施設への薪ボイラーの使用について、その1でございます。

薪ボイラー導入につきましては、燃料費等の削減、森林資源の有効活用による林業の活性化及び地球温暖化対策などメリットがございます。しかしながら、新たに施設を導入した場合の採算性や燃料に対する木材の安定供給、また、耐久性の問題や人件費の増大、施設管理において考慮しなければならない課題

もあります。現段階では、費用対効果や施設の状態等を十分検証する必要があると考え、導入につきましては、慎重に取り組み、今後検討もしていきたいというふうに思っております。

2番目の公共の体育施設の児童・生徒への使用料免除と吹上浜公園体育館の空調設備についてということでございまして、使用料等については教育長のほうに答弁をさせます。

特にこの空調問題でございますけど、でき上がってからもう十数年経っておる体育館でございます。空調施設をできる可能性の体育館であるというのは、私ども認識しております。いろいろと今後このことについては、検討していかなくちゃならない。特にレスリングを国体でやるというふうには決まっておりますけど、中央のほうから10月だったと思えますけど、こちらのほうに視察に来られますので、そういうときに打ち合わせも十分させていただき、検討していきたいというふうに思っております。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

#### ○教育長（田代宗夫君）

体育施設の児童・生徒への使用料等についてお答えいたします。

東京オリンピックが開催される2020年は、現在の小学校6年生、中学生が選手として出場する年齢となり、県内でも国体はもちろんのこと、オリンピックに向けたジュニア育成が各競技部で強化練習を行うなど、競技力向上に力を入れております。

本市では、体育施設利用に関して、児童・生徒や団体に対して、減免取り扱い事務規定に基づき、学校関係、スポーツ少年団活動、中学校部活動等に対し使用料、照明料の減免を行っております。また、障がい者の施設利用についても市内居住者は全額免除、市外居住者に対しては半額免除となっているところでございます。

○16番（中島 昭君）

ただいま市長と教育長にご答弁をいただきました。まず、1番目に安定供給のことがありましたけれども、これももちろん採算性、それから、この費用対効果、そういうことなんですけれども、その中で採算性につきましては、今はまだ実証実験を兼ねながらやっている状況ですので、結論は出てないようですが、私は、本当は6月議会にこのことをやりたかったんですが、これはまだ全然4月、5月実績が出てないからということで、今回に延ばしておきました。

その中で、向こうはやはり2割5分から3割程度の削減はあるというようなお答えをいただいております。そして、これくべるといいますかね、薪を燃やす方法、あるいは種類、そういうやり方で、あるいはその時間的なこと、これでその燃焼効率というのは変わってくる、これからこれが研究していけばもっと効率がよくなるだろうというようなお話でしたけれども、そういうことから考えますと、非常に可能性は高いんじゃないかと。肝付町さんのほうは3,400万円ですが、日置市のほうのゆーぷるとここのゆすいんは大体2,900万円、そう大きな差はないんですけれども、2カ所で約1,000万円近くの削減効果があるのであれば、日置市の二つの施設でも、やはりそれに近い削減の効果がえられるんじゃないかということでした。

まず、その安定供給、ここからちょっとお尋ねをいたしますけれども、安定供給、何が問題なのか、まずそこからお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

化石とこの薪、いろんな問題、薪ボイラー、燃料の性格上加熱の問題が、化石の場合については一定的に燃焼するということができますけど、この薪ボイラーについては、何ですか、一定的に加温はできないというのもございます。特に今、私ども検証をしているのは、

もう材料とかそういうものを薪ボイラーの性能といいますか、これが一番肝心であると。どこも薪ボイラーをしながら前のボイラーは持っている。これが薪ボイラーのほうが一時的にまだまだ検証されて、耐用年数、これが実証されれば、もうこういう化石のボイラーは要らないということですけど、恐らくその施設においても、まだボイラーを持っておりながら、薪ボイラーを入れてるというふうに思っております。

四、五年前、薪ボイラーではなくペレットといいますか、このペレットであるところで検証をさせていただきました。約導入も1,000万円か2,000万円かかりましてしましたけど、そのペレットのほうはあるんですけど、ボイラーのほうはまだ不完全であったということで、約1年使いましたけど、できなかったということで、私どものほうもこの化石燃料に対抗するようにいろんな形の中でそういうのに取り組ませていただきました。今のところ、まだそういうふうに耐用年数がどうなのか、薪の場合どうなのか、まだここの実証というのが、私どものほうにまだいろいろデータとして出ておりませんので、私どものほうもこれ今から今後勉強はしていかないと。やはり大事なことだというふうに思っておりますので、そういうことで慎重に調査検討をさせていただきたいということでございます。

○16番（中島 昭君）

慎重さは当然よくわかります。ちょうど1年前、その1年前ですね、多分大崎のほうで同じような施設でやってるはずなんですけれども、ある程度のもう実証というのは出ていると思います。そして、そのペレットで、どういう問題が6年前あったのか、ちょっと私は存じませんが、今順調に動いているということで、その併用、今まで使ってた重油のボイラーと薪ボイラーと併用というのは

確かに聞きました。機械設備そのものは、大体700万円前後、あとは建て屋、配管とか、そういうことだということでしたか、そのボイラーそのものの耐用年数というのが、大体六、七年だということでした。だから、恐らく耐火レンガとか、そういうものの修繕、そういうことが必要になってくると思うんですが、そういうとき、あるいは薪が不足するということは、私は日置市では考えにくいんですけども、何かそういう事故があったときのために一応併用という形で使っていくということは聞いております。その機械の寿命とか効率とか、そういうことはまだ実験が足りないとおっしゃれば、それはわかりますけれども、安定供給、これはちょっともう少し詳しく、木材がなくなるのか、あるいはその燃やすものは、その辺をちょっとお尋ねをいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には、安定供給という部分は、さっきも言ったように自然的に薪のほうはございます。私どもこの森林組合のほうでも今回薩摩川内市のバイオマスのほうに、特に東市来を中心とした木材をやるという部分で、もうこの計画はあります。一番この薪ボイラーのとき、私、薪よりもボイラー自体、ここをある程度心配しておりますので、まだこういうもののデータ等いろいろなものを十分してから設置をしていくべきであるというふうに思っております。

**○16番（中島 昭君）**

ご心配はよくわかりますが、その安定供給ということでは、薩摩川内市、それから、始良市、志布志のほうでも何かバイオの発電計画があるというのを私も承知しております。それでもまだ8月にかごしま森林組合の理事会ですか、総会の中でも、まだこういうのが議題に上がっていなかったはずですし、当然情報は早いほうがいいわけですので、そういう情報は必要だと思いますけれども、東市来

のお話をされましたけれども、まだ日吉とか吹上にも広大な山林、森林があります。市長はそのかごしま森林組合の役員さんでもありますし、その辺は市長の力があれば、私は安定供給、それはもうたやすいことじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

木材の安定供給と言いましたが、これが私は全面ではございません。木材はいろいろなあります、できます。ですけど、さっき言ったように、まだボイラーの性能というのはこれが先なんです。安定供給ってちょっと私言い方が悪かったんですけど、これは十分あるというのは認識しております。そういう部分の中で今後やはりこの薪ボイラーについては、十分検討する余地があるという答弁でございました。

**○16番（中島 昭君）**

当然木材はあります、あると思います。耐久性ですね、問題は。それと効率が、じゃあ何年そういう効率ができるか。先ほど申しましたように、まだ肝付町のほうは半年ですが、大崎のほう、もう1年前から動いているはずなんです。ご承知だと思います。どのぐらいそれを経過を見られて、結果がよければ、じゃあ今考えてみようかという段階だということでしたけども、検討しようかと、どのぐらい経過を見られて、結果がよければ導入をされるお考えか、例えば3年間を見よるとか、いや5年必要だとか、そこをちょっと。

**○市長（宮路高光君）**

今おっしゃいましたボイラーの保証というのは1年なんですよ。今言ったように五、六年の耐用年数とありますので、私は少なくとも3年間の中で自然に故障なく過ごしていける、そういうボイラーでなければだめだ、そのように思っておりますので、3年以上のいろいろなデータを持ちながら、そのボイラーがどうもって3年間の中で費用対効果がどうあ

るのか、そういうものを今調査もさせていただきますので、そういうデータを持った中で、また内部のほうでも検討をしていきたいというふうに思っております。

**○16番（中島 昭君）**

このボイラーをつくった会社、こちらのほう私のほうもしっかりもらっておりますけれども、当然そういうご心配があるのであれば、あと2年ぐらいして結論を出すということですね。それは市長の考えですから、全然導入しないのではなくて、結果が出てきたら当然やりたいというふうに理解していいと思えますけれども、それでよろしいですね。

それでは、ちょっと質問がちょこっとずれるかしれませんが、安定供給ということがここに私ちょっとひっかかって、この答弁でひっかかっているのではなくて、全体的に今回のこの問題でひっかかっていることがあって、例えば今大変全国的に問題になっております空き家、空き家というのは大体木造建築が多いんですけれども、あの空き家の廃材、木材ですね、柱、これは現状ではこういうものの燃料には使えないと思うんですが、いかがでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

先般ちょっとNHKを見ておりましたら、この廃屋を使ったビニールハウスの過熱で使っていると、その廃材を集めて一応管理しておると、そういうことを聞いておりましたので、薪ボイラーと廃材も一緒だと思っております。そういうことをございますので、今後いろんなこういう使用の可能性というのはいろんな問題であるというふうに思っておりますので、ここあたりもいろんな問題を、空き家の廃材も含めて、この薪一緒でございますので、今後一緒に検討していくべきかと思っております。

**○16番（中島 昭君）**

ぜひそういうことをしていただきたいと思

います。今、実はタベ地元の宮路代議士の国政を語る会というのが、もうほんの小さな地域でしたけれども本町でありまして、やはり空き家に関する法案というもの、法律というのを今度の国会でつくって出したいということでしたけれども、今聞いてみますと、廃材は産業廃棄物だと、わざわざ持って行って処理してもらおうお金を払わないといけない、これは私自身、個人的には法律の欠陥だなと思うんですけれども、今市長が温室等を使っているということが今あるということです。ぜひともこれからバイオマスの発電というのは、日本の電力供給ということには、大きな力があります。それも燃料をむざむざとただ金をかけて燃やしているわけです。そういうことはしないように、私の力ではできないんですが、恐らく宮路市長だったら、やはりこれを全国的に発信していただいて、何とか効率のよい日本を守るために、何かその辺のことができないかと私の希望的観測を当然含めてなんですけれども、何かやっぱりこの鹿児島県という森林が多いところ、あるいは、空き家が多いところ、こういうところはやっぱり市長会とかそういうことでとりまとめて、何か利用、特に発電になりますと膨大な量の燃料が要ると思うんですよね。それをちょっと肝付のほうも心配していました。だけどやはりそういうもうちょっと身近な手軽にできるもの、そういうことを何かできるような、取り組んでいただけるようなお考えが市長にないかどうかお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

さっきも言いましたように、廃材を含めて、こういうもの循環型の中で大変すばらしいことであるというふうに認識しております。この化石燃料というのが大変今後におきましても、安定的といえますか、恐らく価格的なものを含めて上がっていくことはもう間違いないというふうに思っております。特に今こう

いう円安である以上は、なおさらいろいろとこういうのが、燃料費というのが重圧になるというのはわかっております。

そういう中におきまして、やはり今ご指摘がございましたとおり、この薪といいますか、木材といいますか、こういう再利用という部分も十分に必要であるというふうに認識しておりますので、いろいろと担当のほうに今後におきます調査項目の点として位置づけをして、この一、二年の間に調査をさせたいというふうに思っております。

#### ○16番（中島 昭君）

ついでにといったら何ですけれども、吹上浜を抱えている私たちのところは、松が非常に多いです。これは要らない松といいますか、松くい虫でやられた分もですけれども、それとときどき私はクロカンを、吹上のですね、歩いたりするんですけど、今キャンプ村のところきれいに整備をしてもらって、あそこの雑木が積まれておりますけれども、非常にありがたいことだなとは思いますが、やはり国有林の中のそういう薪ボイラーそのものに、100%松はちょっとやばいと、熱が高熱になってくる。それから、盆宗竹もそうなんですけれども、1割とか2割とか混入は可能じゃないかと素人考えでは思うんですが、その辺を十分行政のほうで検討して研究していただいて、やはりこの先人が残してくれた財産ですので、有効に活用させていただく、そういうことの研究もしていただきたいなと思います。市長にお答えいただいて、こちらのほうはこれで終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど申し上げましたとおり、ほかの先進事例もございますので、いろんなところも調査をさせていただきたいと思います。

#### ○16番（中島 昭君）

じゃ教育長のほうにお尋ねをいたします。先ほど減免をしてる分も当然あります。これ

は内規のほうでそういうふうな形をとっているようなんですけれども、これをさらに減免すると、たくさんのお金というんですかね、入ってこなくなるということでしたかね。私自身資料は、細かい資料は吹上地域だけしかもらっていません。全体的なものは社会教育課のほうにお願いして、どのぐらいの収入があるかというのは聞いておりますけれども、例えば吹上地域で児童・生徒が公共の体育施設を利用させてもらって、どのぐらいの収入が、収入と言ったらちょっとおかしいんですけれども、どのぐらいお金が入ってきているか、と私調べてもらいました。大体40万円ぐらい私の吹上地域だけですよ、だったと思います。

ただ、その中で、やはり小学校、中学校もそうなんですけれども、高校生の方たちのテニスコートなんですけれども、非常に多くの使用料を払わねばならないということで、その辺でやはり陸上もそうですし、野球もそうなんですけれども、できるだけ空いてる、私が申してるのは、一般の利用のお客さんといいますか、利用者の方々に支障のない時間帯とか曜日、そういう特定のことを仕分けをしていただいて、こういう時間帯、こういう曜日、特に長期休暇中なんかが一番変わってくるんですけれども、こういうときには、もう少し、もうちょっと減免をしようやというようなことをお考えいただけないかどうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

学校の例えば部活動とか、あるいはスポーツ少年団というものは、基本的には練習場所というのが当初きちっと決まっているわけですよ。したがって、やはりそういう学校施設とか、そういう練習場所が決まっているわけですので、やはりそこで練習するのが私は基本だと思っております。

というのは、やはり移動のときの安全の面とか、移動の時間の問題とか、いろいろあり

ます。したがって、基本的にはこれまでちゃんと練習場所が決まってるわけですから、そこで安全にしっかりするのは、もう私は基本だと考えております。

しかしながら、今おっしゃったように、何年か前もご質問をいただいたと思うんですが、学校施設等が使えないとか、あるいは施設が不足するとか、あるいは学校の練習環境が、試合の練習環境とは著しく違って、不都合を来すとか、そういう場合には、これまでも対応をしまりましたし、それなりの配慮をしていく必要があるのではないのかなと、そのことは考えております。

以上です。

#### ○16番（中島 昭君）

今教育長がご答弁いただいたのは、これは小・中学生だけでしょうか。あるいは、高校が3校ありますけれども、高校生も含めてというふうに理解してよろしいのでしょうか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

はい、義務制への小・中学校ということで今お答えをいたしましたけれども、当然県立になりますと、それ以外のものとなりますので、高校のことは今お話ししましたのは考えておりません。

#### ○16番（中島 昭君）

公立高校は二つですけど、私立も1校ありまして、スポーツ選手、文化圏も一緒なんですけれども、今回はスポーツのほうで取り上げさせてもらいました。やはり、日置市で生まれ育った選手でなくても、例えば城西高校で巣立って行って、世界で羽ばたいている大迫勇也選手。日置市の市民は恐らく地元の大迫だといって、応援も一生懸命すると思うんですよね。ですから、私は小・中学校は別にして、高校生にももうちょっとその辺優遇といたしましょうか、高校生だけ優遇ということじゃないんですか。その辺もそういった使いやすというような、さっき申しましたように、一

般の利用者の皆さんが使う時間帯以外であれば、何とか許可しましょうと、それ全額無料にしてくださいということではありません。もう少し軽減をしてもらえないかということなんですけれども、これ条例を改正する必要はないと思いますし、委員会のほうで協議していただいて、内規で対応できる部分だと思うんですけれども、もうちょっとこれ使い勝手のいいといいますか、ほかに支障がない程度で。例えば、陸上のグラウンドを使って、部活で高校生が、空いている時間にほかの人は誰も使わんという時間に使って、何も電気代も使わないし何も、ちゃんと整備させて帰ってもらえれば何も問題、何か減るものが全くないんですけれども、もうちょっと踏み込んでお考えいただけるようなご答弁をいただけませんか。

#### ○教育長（田代宗夫君）

高校のほうも吹上高校もありますし、城西高校もありますし、伊集院高校もあります。たくさん的高校もあります。したがって、私が申し上げたいのは、こういう部活動があるというのは、それぞれの学校では、そういうような場所があるからこそ、そういう部活動設定されているんじゃないかなと思うんですよ。だから、まずそこを使って基本的に練習をしていただいて、それでなおかつ何か問題が異常があるとか、そういうときはまた個別のことが必要になってくるのかなとは思いますが、基本的にそうあるべきだというのがまず私の基本であります。そのほか支障がある場合は、先ほど言いましたようなことも考えていきますが、ただ一般の利用の方もいっぱいその中にはいらっしゃるわけですから、どこも同じようにというのはなかなか厳しいんじゃないのかなと思います。

#### ○16番（中島 昭君）

練習場があるのは当然です。ただ、やはり私は自分が吹上の出身だから吹上ばっかり言

うわけではなくて、やはり、さっき申し上げました伊集院高校もあれば城西高校もあるわけなんですけれども、例えば吹上高校を例にとりますと、ああいう小さい、一時もう統廃合の、今もそうなんですけども、280人ぐらいいしかいなくなった高校が今一生懸命やっております。ことしは夏に弓道部が、男子ですけれども、全国大会総体に出ています。データを見てみますと、吹上の弓道場も利用させていただきながら、やはり雰囲気、精神統一、そういうものに取り組んですけれども、そういうことでもう少し高校生にも使い勝手のいい、ないのを新しくつくってくれというのじゃないので、そこは曲げられませんか。

**○教育長（田代宗夫君）**

私がこの場でそれがいいとか悪いとか、ちょっとこれは申し上げにくいことがあると思います。これはもうおっしゃったとおり、それぞれの施設がいっぱいありまして、高校もいっぱいございます。全ての高校生がそういう形で施設を使っていくということもあり得るわけでございますので、この問題については今提案があったということは受けとめたいと思います、また、それなりの審議会等で、スポーツの今のことは検討はしてまいりたいと思います。

**○議長（宇田 栄君）**

中島昭君、あと1分です。

**○16番（中島 昭君）**

はい。審議会等で検討はしていただくということで、どういう審議会か私はっきりわかりませんが、やはりオリンピックと国体が2020年同時にあるんだと。そのために地元の選手を育てていこうや、それが全体的な青少年の健全育成底上げになる、それが市民の県民の元気につながるんだと、私は鹿児島県で先陣を切ってそういうような方策をとっていただきたいと思います。ご答弁をいただ

いて終わります。

**○教育長（田代宗夫君）**

私も高校生や中学生が、そういうすばらしい技能を発揮して頑張ってくれることは、期待しているひとりでございます。ただ、だからそういう問題につきましては、全体的にどうするかこうするかじゃなくて、もうちょっと個々にそういうことで何かあれば、また個々に対応する方法もまた検討はしなければならぬと思います。

以上です。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、成田浩君の質問を許可します。

〔21番成田 浩君登壇〕

**○21番（成田 浩君）**

暦はあしたは秋分の日となっております。実りの秋になりましたが、長雨、日照不足で農産物のできが非常に悪く、おまけに台風16号が、あすあさって来るのではないかというような状況で、特に稲作農家は心配なことであろうと思います。私の田んぼも倒れておりまして、人ごとではないのですが、余り影響がないことを願うばかりでございます。

さきに通告いたしました景観行政団体加入の件について、市長に伺います。

景観法については、国が平成16年6月18日に制定したもので、それに伴って鹿児島県は景観条例をつくり、平成19年12月25日に公布したものであります。県や政令市及び中核市は、景観法の規定で当初から景観行政団体となっております。ということは、鹿児島県と鹿児島市は入っております。居住環境の向上と住民の生活に密接に関係することから、各市町村にも役割を担うことが望ましいと考えて、県は積極的に働きかけております。

平成26年8月22日現在で、鹿児島県内では17市10町2村が加入しており、今回30番目となりますが、本市日置市が名が挙



がっております。10月1日からとなるよう  
でございます。良好な景観は、潤いのある豊  
かな生活環境をつくり出すこと及び郷土に対  
する誇りや愛着を育むことに寄与するもので  
ある。地域の自然、歴史、文化等と人々の生  
活、経済活動等との調和により形成されるも  
のである。観光その他の地域間の交流の促進  
に大きな役割を担うものであると基本理念に  
掲げてあります。

その中で、目指すべき目標は、雄大で美し  
い自然を生かした景観づくり、山・川・海な  
ど豊かな自然を生かし、広がりを感じさせる  
景観をつくとともに、都市と雄大な自然が  
相まった眺望の保全を図る。地域固有の歴史  
や文化を生かした景観、地域固有の歴史資源  
等を生かし、歴史や文化を感じさせるような  
調和のとれた景観をつくる。また、人々の生  
活や営みが調和した景観づくり、これは人々  
の生活や経済活動などが調和した都市の景観  
をつくとともに、農業などの営みと自然が  
織りなす農村などの風景を守り育てるとあり  
ます。そういうことを踏まえて次の質問をい  
たします。

この事業の特性、特徴は、何であるのか。  
また、団体に加入することで本市の効果につ  
いてどのように考えているのか。条件などは  
どうなっているのか。また、それぞれの地域  
の3期目の地域振興計画で、ハード及びソフ  
トの事業にどのように組み込んでいけるのか。

以上、市長の考え方を伺います。

**○議長（宇田 栄君）**

ここでしばらく休憩いたします。次の会議  
を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の景観行政団体加入の件について、  
その1でございます。

景観法は、都市、農村漁村等における良好  
な景観の形成を促進するため、景観計画の策  
定、そのほかの施策を総合的に講ずること  
により、美しく風格ある国土の形成で、潤い  
のある豊かな生活環境の創造及び個性的で活  
力ある地域社会の実現を図るとされておられ  
て、景観行政を担う景観行政団体になること  
で、景観形成の方針や景観を守るための行為  
制限などを盛り込んだ計画の策定により、自  
然や歴史・文化を生かした地域づくりを推進  
することが可能となるものでございます。

2番目でございます。本市におきましては、  
日本三大砂丘荘の一つの吹上浜や江口蓬莱、  
薩摩焼の里美山、戦国島津家発祥の地の伊作  
城跡や高山地区尾区場の棚田など特色ある自  
然景観や歴史的・文化的景観を数多く有して  
おります。

景観行政団体では、景観上の特性に配慮し、  
良好な景観形成のための行為の制限等の措置  
を行うため、景観計画を策定するとされてお  
り、本計画の策定により、これらの先人たち  
から受け継がれた景観を保持し、次世代へ引  
き継ぐため、地域住民と一体となって、地域  
の特色に応じた景観行政を推進していくこと  
ができるものと考えております。

3番目でございます。景観法は、地域にお  
ける景観行政を担う主体として、「景観行政  
団体」という概念を設けております。都道府  
県や中核都市につきましては、景観法の規定  
により法の制定当初から、景観行政団体にな  
っていますが、それ以外の市町村も知事と協  
議を行うことで、景観行政団体になることが  
できます。

本市におきましては、本年度7月7日付け  
で知事と協議を行い、10月1日に景観行政  
団体になるものでございます。

また、景観行政を進めるに当たりましては、景観計画を策定するとともに、景観法におきまして委任されている事項について、条例で定めるとされております。

今後、景観資源の発掘や課題整理や景観形成の基本方針の調査、研究を行い、景観計画の策定などを検討したいと考えております。

4番目でございます。景観法では、良好な景観は地域の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動等の調和により形成されるという基本理念に基づき、地域住民の意向を踏まえた個性的な景観づくりが求められています。

また、積極的な市民参画も要請されており、景観づくりを通じた協働のまちづくりにつながることも期待されますので、地区振興計画における地域づくり推進事業にかかわらず、さまざまな観点から地区の景観の維持・形成に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

#### ○21番（成田 浩君）

本市には、先人たちの努力のおかげで守っていないといけないもの、また、残していないといけないものがたくさんあります。今市長の答えの中にもありましたように、すばらしい自然がたくさん残っているところでございますが、日本三大砂丘、白砂青松などすばらしい海岸である吹上浜を、どうして守っていないといけないのかというの、大きな本市の問題でもあるんじゃないかなと思っております。

東市来の遠見番山から、また吹上の夕日が丘から見ると吹上浜は、すばらしいものがあると思います。その真ん中にある日吉町に昔から吹上浜の弧状になったところを見る丘があるわけですが、これは合併当時持ってきた問題もありまして、なかなかそこは開発されておりませんが、そういういい地点がたくさんあるわけですが、そこを守っていきながら海岸を守っていくというのも大事じゃないか

なと思っておりますが、この海岸の浸食がまたひどくなり、また一般質問でもありましたように、松の松枯れ、松くい虫等で松林がなくなっていくということもありますが、こういう景観を損なうことに関して、市長はどういう考えでおられるでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

特に吹上浜海岸一帯におきまして、浸食等が行われ、また松くい虫にやられておるところもいっぱいあるというには認識しております。特に海岸の浸食におきまして、県とまた国のほうにもいろいろお願いしながら、浸食の防止という形の中で今後進めていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○21番（成田 浩君）

そういうことですね、守っていないといけないということは大事です。今回日吉地域の私の住んでたところに浜崖がありまして、そこを工法を変えて工事をしていかないといけないという形でもありますが、この海岸線を守っていくのは非常に大事なかなと思っております。この海岸に注ぐ大きな河川も今日は神之川を初めあります。この河川に注ぐ中で、この川を守っていないといけないのも大事な話でありまして、景観という観点からは、堤防の清掃及び中の寄州の除去というのが大事になってきているんじゃないかなと思っております。これも後でも問題になると思っておりますけど、各地域の振興計画の中でも非常にたくさん取り沙汰されておりますけど、この寄州除去、河川の維持整備ということに関して、県のほうでの兼ね合いもあるかと思っておりますけど、市長はどのように考えておられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

河川におきます寄州、これは今までもいろんな議員の方々もご質問ございました。私どものほうも県のほうに要請をしておるところでもございます。最近、若干前からいたしますと、この一、二年の間に、この寄州除去と

いうことで河川を含めまして3年計画、5年計画の中で寄州を除きましょうというふうに県も予算づけをしているのは事実でございますけど、私ども日置市にございます河川全部が、その寄州除去の対象になっているわけではございません。ここあたりについて、地域でできること、また私ども市町村、市町村で寄州、ここまですべきことなのか、やっぱりそれに予算措置をするのか、大変ここあたりが難しい部分でございます。基本的には県のほうをお願いをしていく、この方向の中で考えております。

#### ○21番（成田 浩君）

市のほうも土木のほうと関連して提携しながら、維持管理に努めていかないと、この景観法を施行するに当たって、残念なところも出てくるんじゃないかなと思いますので、努力をしていってほしいと思っております。

それから、田んぼ、畑に、非常に見て美しいところがたくさんあります。例えば、高山地域、あるいは藤元地域、そして、日吉の草見地域というところで、非常にきれいな棚田が残っております。これを地域にお前たちがやれよというのでは、なかなか維持管理が難しいと思いますが、これをみんなで市民で守っていかないといけないと思いますが、どういう手立てがあるのか、市長の考えを伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

一番大きな課題として、遊休地にならない手法ということで、私ども2年ぐらい前からこの地域、今おっしゃいました、最初尾木場で始めましたが、今は藤元、草見のほうにも手を入れさせて、若干でございますけど、10a当たり助成をやっております。このところはどうしても今後遊休地にならないように守るし、また石積みをどういうふうにして今後守っていくのか、このこともこの景観という部分も大事なことでございますけど、特

色ある祖先から守ってきたこの棚田というのは、どうしても行政としても守っていかなくやならない。いろいろとハード的な面、ソフト的な面、両面があるかというふうに思っておりますので、また地域の皆様方ともこのことについては、絶えず実行していかなくやならないということもございますけど、先ほども申し上げましたように、まずもって遊休地にならさない、この方策が一番先であろうかというふうに考えております。

#### ○21番（成田 浩君）

市長の言うとおりに、全くでして、農業委員会でも今この耕地の維持保全をどうしていくかということで、非常に悩んでいるところでございまして、地域に委ねていくところも難しいのかなと思いつながら、また、田んぼの地主さんがおり、借り手、譲り手などを考慮してやっているところでございますが、地域振興のお金を少しでも、こういう維持管理に回すことができたらいいなかな、そうしたら交流人口も多くて、都市部の人たちを連れて来るといった考え方にもなってくるんじゃないかなと思いますが、これはまた市長のほうの努力を期待するところでございます。

それから、空き家の問題等もあります。見てくれを、市の見てくれを整えるのだったら、この空き家問題も非常に置いていく問題ではないと思っております。先ほどの議員の中でも、一般質問の中でもありましたけど、処分、あるいは保存という観点からも景観上非常に大事な頭の痛い問題になってくるんじゃないかなと思いますが、再度この空き家問題について市長の考え方を伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

この問題、景観上の問題か、空き家対策を全面に出す形なのか、これは関連があるというふうに思っております。さきの答弁でもございましたとおり、税法上の問題、また撤去費の問題、こういう様々な問題も絡んでおり

ますので、今私どものほうもこの地域づくり計画の中でも、1カ所でもできるところはないのか、そういうものにこの地域づくり事業を使って、モデル的にやっていただきたいという部分で、今回の27年から3カ年間で計画も組んでおります。そういうものやはり総合しながら、今後市としてどうするか、やはり今回私は地域でさまざまでございますので、同じルールをつくってみても当てはまらない部分がございますので、それぞれの地区館で1カ所でも空き家対策に取り組んでほしいということで、計画の中でも説明もさせてもらっておりますので、それぞれの地区館がどれだけの予算を投入して、この空き家対策に推進していくか、ここあたりも参考にさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○21番（成田 浩君）

それはそうだと思っております。

それでは、続きまして、建築物への応用及び地場産品の採用という形で質問をしたいと思いますが、今回本市では、大きな建物が今後つくられていきます。まずは伊集院駅、それと日置の支所であり、その後吹上の支所である、また今後を見据えたところでは、統廃合で問題になってる我々日吉町の日吉小学校という形にもなっていくと思いますが、ここでぜひ日置柄の支所、地場産品の支所という形で景観のあるすばらしい建物をつくっていただきたいと、こう思っております。

先ほど議長に許可を得まして、市長のところにも私たちが先般三重県の伊賀市に行政視察に行ったとき、ここの建物に全て地元でできる瓦を塀の上に全部使ったりとか、わざわざ鉄筋コンクリートの建物の屋上に瓦を使って、非常にいい形で施工してあるのを見まして、これが地域産業の振興に対しての育成だなど、こう思っているところでございますが、そういう形で前回、日吉支所の建物への考え

方を伺ったとき、屋上にはソーラーも乗せない、何も乗せないということでしたが、頑張って市長の答え一つでできる可能性もあるわけですから、屋上屋根を日置瓦でふくということは、後継者育成にも私は非常にためになっていくんじゃないかなと思っておりますが、このやり方、例えば1,000万円多くなった、2,000万円多くなったとしても、建物が50年使用されたとしたら、1年間に20万円か30万円の出費でいい計算になっていきますけど、その辺の今後の日吉支所の屋根に瓦を使うという考え方。

また、伊集院駅に独特の建物をつくって、これが日置市の玄関の伊集院駅だなどという建物にできるような考え方がないかを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

日置瓦の地元の振興ということ、大変これは大事に考えなきゃならない。今この校舎の恐らくこのコンクリートの上に瓦があったと思っております。特に私痛い目に遭ったというのはおかしいんですけど、妙円寺小学校があったんです。あの上は全部瓦でした。瓦でしたけど台風が来まして、その周辺に全部まき散らしてしまって、大変大きな損害を得た、被ったことは町長時代にごさしまして、この瓦の使い方というのは十分考えなきゃならないのかなというふうに考えたこともございました。

特に、今の建物を含めまして、やはり私デザインというのも大事ですけど、いつも言ってますとおり、やはり雨漏りのしないきちっとした形がこの公共施設の中では大事なことです。みんなインパクトにデザインでそういうシンボリックになるものというのも必要という部分はわかるんですけど、やはりこういう公共性のものであれば、何十年も使っていくものでございますので、特に今回日吉を改修いたしますけど、屋根、瓦というものじゃなくて、ひょっとしたら太陽光とかまだそういうもの

もひょっとしたら乗せていく部分があるかと思っております。そういう部分がございますので、支所に瓦を乗せることはできませんけど、その瓦を使ったこういう塀とかいろんなものに、伊集院高校の塀も瓦が乗って、全体的に景観を伴っております。そういう景観というのは、上に乗せるだけじゃなく、そういうちょっとしたところにデザイン的に使用していく、そういう使用方法しか今のところ考えておりません。

#### ○21番（成田 浩君）

またしても市長から屋根には何も乗せないと返事が来たわけですけど、ここをもうひとつ押していかないと私の立場もなくなりますので、ここは日吉支所庁舎整備実施設計業務委託が9月11日に武田建築事務所に落とされました2,400万円という価格になっております。市長は瓦が飛んだから、そういう後の問題まで大変だという話でだめだと、だめだ、何かこういう今落語界でもありますけど、それじゃなくて、あれを飛ばないようにちゃんと施工ができるんだというところをちゃんとしたら、日置瓦を使うよというぐらいの返事を私としてはもらいたかったんですが、もう一度伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

構造上の問題で普通コンクリートの上に瓦を乗せて、それで雨漏りとかいろんなものができるかということもございます。今ご指摘のとおり、もうある程度設計は上がってきておまして、今回日置の場合に、上のほうには瓦は使いません。そういう部分で、幾ら立場があろうと思っておりますけど、言うべきことと、できないことと、することと、そこあたりはきちっとして、またほかのところに使っていきますので、そのことはご理解ください。

#### ○21番（成田 浩君）

日置瓦が存続の危機に陥っているんですよ。

というのは、今3社ある組合が、もう1社が手を引こうと今しているんです。手を引こうというのは、後継者がいなかったりして2社では組合をつくれないうような形になっているんじゃないかなと思いますが、そういうのを考慮して、先ほども言いましたように、後継者づくり、またこの事業の産業振興にも、どうしてもみんなの目線を力を入れていただいて、日置瓦が残るような形をつくっていただきたいと思います。屋根には乗せられなかったら、あとはタイルみたいにして使用ができる部分も瓦にはあるわけです。ですから、この日吉の支所ばかりではなくて、伊集院駅のステーションの中に、歩行者の誘導みたいな形でタイル使用を瓦でしていただければまたいいのかなと思ったりもしますが、いろんな施策があると思いますので、残る方法を市長も考えていっていただきたいと思います。

「いけんかせんならね」と一言でまた世間が全然違ってくるんだと思いますが、それはもう置いておって、次に行きたいと思いますが。

本市でも、この後、ことしも来年も、それから先も、大きな会議やらイベント等があるようになっておりますので、先ほども言ったように、どうにかみんなが全国の、あるいは世界の人たちが日置市に来て、いい景観だなあというような形でこの地元をつくっていただければなと思っております。

それから、この景観法の中には、文化財等も守っていかないといけないという形でうたわれておりますけど、日置市に今ある県の指定の文化財はどういうものがあるのか、伺いたいと思います。

#### ○社会教育課長（今村義文君）

日置市の県の指定文化財につきましては、全部で15ほど指定を受けております。内容につきましては、史跡、それから、無形・有形民俗文化財、それと彫刻、古文書等々が指

定されているところでございます。

以上です。

**○21番（成田 浩君）**

先ほど新聞等で小松さんの国宝級の宝物が出てきたということでありますけど、それを保管する場所がありません。また、さきの問題にうったつけますけど、日吉の支所をつくる時、こういう大事な品物を保管していくようなところもつくっていききたいなど、今日吉町の全てのものが吹上町のほうに保管していただいておりますけど、やはり地元でちゃんとした保管の方法ができないのかなと思っておりますけど、今後、残していかないものを守っていくということは大事だと思っておりますが、その辺についてどう考えておられますか。

**○教育長（田代宗夫君）**

この問題につきましては、いろんなところでお話を申し上げているんですが、今回の日吉支所のほうには、一応展示スペースという形で2階のほうに準備をしておりますが、その他やはりいろいろ文化財等については、保存していくためのものを今いろんなところに保存しておりますが、今後いろんな学校の統廃合による再編による教室等とか、いろんなものも考えられると思いますので、とにかく大事なものはきちっと保管するという事は、私どもは常にこれからも考えていく予定でしております。

**○21番（成田 浩君）**

大事なものを守っていかないといけないというのが、やはり我々の今現在頑張っている人間の努めではないかなと思っております。いろんな出費もあるかと思っておりますけど、後の人たちに残していくというのは大事なことです。それをちゃんとできるような形で施設をつくっていただければなと思っておりますのでございます。

この景観法で我々日置市の交流人口がもっともっとふえていくような形をつくっていか

ないとなりませんが、規制する抑えるだけの景観法では何にもならないと思いますから、もっともっと発展するような形で、今回10月1日から加入するわけですけど、それに沿って日置市をもっと明るくしていかないといけないと思いますが、これについて交流人口がどれぐらい大きくなるか、また地場産業の育成にどういう形を与えていくかは、市長の考え次第だと思いますが、私も先ほどから言ってますけど、いい形で努力をしていかないといけないと思いますが、総体的に見てこの景観法をどのような形で利用されていくかを伺って、私の質問を終わりたいと思えます。

**○市長（宮路高光君）**

この景観法の中で、規制する部分もあるんじゃないかなと思っております。特に鹿児島市とかそういう大都市におきますと、高さの規制等いろんな問題があるというふうに思っております。私どもこの日置市にとっては、規制するよりも保護していく方向、これがやはりこの景観条例、団体にいく私は大きな趣旨であるというふうに考えております。そのような中で、いろんな分野の中で、やっぱり文化的な歴史的なそういうものもございまして、ぜひ保護できるような政策をとっていききたいと思っております。

**○議長（宇田 栄君）**

次に、14番、大園貴文君の質問を許可します。

〔14番大園貴文君登壇〕

**○14番（大園貴文君）**

通告書の提出を1番で引いて、くじの番号が22番を引きました。本日一般質問の最後の締めくくりをすることになりました。

これまで同僚議員からさまざまな角度から質問がなされましたが、いずれも本市の発展を願い、市長が目指す福祉の町として、どこに住んでいても安心して住みやすい均衡ある

まちづくりに提案がなされ、大変すばらしいことと受けとめております。

さて、合併して10年目を迎える本市は、社会情勢の変化や利便性を重視する若者たちは過疎地域の中でも、町の中心部に定住が集中し、過疎・高齢化の波は周辺部に一段と過疎化が進行し、自治会や地区公民館運営の活動に人的にも財源も厳しさが年々増し、持続することすら負担を感じる昨今となってきています。もちろん本市だけの問題ではないと考えますが、本課題を何とか改善し、地域の維持存続、活性化につなげていければと考え、本日の一般質問の項目とさせていただきます。

1 問目は、本市の過疎地域の現況からさらなる見直しが検討が必要と考えるが、どうでしょうか。

2 問目は、一戸建て市営住宅の浄化槽等施設整備を充実させ、住みやすい環境づくりを進めるべきである。また、定住を希望する利用者については、住宅の払い下げを検討できないか。

3 問目は、3年目になる定住促進補助金について、市内に住んでいる人も対象の枠を広げ、過疎対策につなげていくべきと考えるがどうか。

4 問目は、自治会交付金のあり方を見直し、持続可能な地域づくりに傾斜配分枠を設けるべきではないか。

5 問目は、公共交通について、伊集院駅の完成に合わせ、高齢化が進む本市では、複合的な視点から福祉と観光が融合する市周遊バスの創設を実施すべきではないか。

以上を申し上げ、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1 番目の過疎・高齢化対策について、その1でございます。伊集院地域を除く3地域に

おきましては、現在、過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎債を適用し、過疎地域内に公営住宅建設や定住促進対策事業補助金制度などを実施し、過疎地域における定住促進を図っております。現過疎法は、平成27年度までの時限立法であります。平成28年度から32年まで5年間の延長が決定されており、来年度中に新しく過疎計画を策定することになっております。過疎高齢化、人口減少が著しく高い過疎地域におきましては、新たな対策を検討し、過疎計画の中に盛り込みたいと考えております。

2 番目でございます。現在市が管理する市営住宅は、1,095戸、水洗化率は75%となっております。そのうち一戸建ては公営住宅で133戸、一般住宅で25戸の計158戸となっております。このうち単独及び合併浄化槽等が80戸、くみ取りが78戸となっております。現在国庫補助を受けられる住宅については、水洗化計画をしていますが、補助対象外の住宅につきましては、財政状況や優先度を判断しながら今後検討をしていきたいと思っております。

市営住宅の払い下げにつきましては、公営住宅においては、原則として入居者に譲渡することはできません。一般住宅につきましては特に制限ありませんので、払い下げ希望者がいる場合は、売買価格や条件等で合意ができれば払い下げを行うことは可能と考えます。

3 番目でございます。現行の定住促進対策事業費補助金制度につきましては、42世帯へ交付し、139人が定住しております。このような実績を踏まえ、現在、次年度からの補助金制度について検討をしているところでもあります。

この補助金制度につきましては、住宅の新築を検討される市外居住の方が本市への転入のきっかけとなり、人口増へつなげる制度と考えております。補助金の対象を市内に住ん

でいらっしゃる方まで拡充ということになりますと、人口減少の抑制策という部分では効果があると思いますが、財源の問題もありますので、次年度以降の制度におきましても、転入者を市外を対象した制度で検討をしております。

また、現に市内に住んでいらっしゃる方につきましては、住み続けていただける住みよいまちづくりを行ってまいります。

4番目でございます。平成22年度から自治会に係る交付金や補助金を全体的に見直し、自治会活動や運営に要する経費として、自治会育成交付金をおよそ1億円交付しております。

しかしながら、現行の課題として、50世帯以下の小規模自治会にとっては、目減りしたり、世帯規模に基づく交付基準の差が大きいなど、その財政運営に影響を与えた部分もあります。

そこで、昨年度から自治会長連絡協議会と、交付金の平成27年度からの見直しに向けて意見交換を重ね、8月の自治会活動研修会において、最終見直し案の説明を行い、理解を得たところでもございます。見直し内容は、小規模自治会へ配慮したものとなっており、意見交換時に出た要望も可能な限り反映しております。

なお、制度は3年に1度見直しを行うこととしております。

5番目でございます。地域間を結ぶ公共交通につきましてはバス路線が運行されておりますが、年々輸送人員が減少し、交通事業者の経営事情が悪化しているのも事実でございます。このようなことから、地域と地域の拠点間は路線バスで、地域の拠点と周辺部を結ぶルートはコミュニティバスを運行するなど、バス路線機能を分担し、これらを組み合わせることによって、適切な地域公共交通システムを維持するようと考えております。

また、周遊バスの運行につきましても、新たな観光振興策としての運行を検討しているところでもございますので、今後、伊集院駅を起点に市内各地域に点在する観光スポットを周遊いたします観光バスツアー等の企画・運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○14番（大園貴文君）

市長のほうにそれぞれ答弁いただきました。

1問目について、再度ご質問いたします。日置市まちづくり計画の中で課題として、過疎化・少子高齢化の対応として、本地域は将来的にも過疎化・少子高齢化が進行していくことが予測されますことから、新市においては、定住促進や交流人口の拡大など地域バランスを考慮した一体的なまちづくりや、子どもを産み育てる環境づくりが必要であると書いてあります。

今、市長のほうで、答弁のほうで、人口減少が著しく高い過疎地域におきましては新たな対策を検討し、過疎計画の中に盛り込みたいと考えていると答弁がありました。この新たな対策について、具体的な考え方、そして計画をお伝えいただきたいと思っております。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

人口減少に対します新たな対策ということでもございますけれども、以前の一般質問の中でも、人口減少問題に対しましてのご質問等がございました。

本市としても人口減少ということで、平成40年には3万7,000人ぐらいの人口になるということでもございましたので、今後、人口減少問題に対しますプロジェクトチーム的みたいなのを設置いたしまして、その中で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○14番（大園貴文君）

ということは、まだ新たな対策というのは検討はされていないんですかね。市長のほう



の考えは、どのような形を目指していく考えなのか、方向性をお願いします。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁いたしましたとおり、28年度からまた過疎計画をつくります。そういう中におきまして、私ども新市の職員の補佐級を入れまして、何か今までもいろんな過疎対策ということでやってまいりましたけど、これは少子化も含めて1年程度、そういうプロジェクトでちょっと揉ましてみよう。

今、私のほうで、新しいものがこれというのまだございません。これを28年度に過疎計画の中に入れるために、そういう計画をすべきであろうかと思っております。いろいろとさっきも申し上げましたとおり、住宅とかいろんな政策もやりましたけど、どうしても人口減少、過疎減少というのはとまりもしません。

今後とも恐らく、このままとまらない形の中で進むのかなと思っておりますので、どうしたらとまるのかなと。もういろんなところの事例等も参考にさせてもらうんですけど、今のところそういう過疎の特効薬といいますか、こういうのも見つからないというのが事実でございますので、いろいろと職員の課を超えまして、企画ではなく全体的な課で、土木、そして全部入れた中でそういうプロジェクトを早く作らして、約1年間ぐらいして、28年度のこの過疎計画の中で新たな計画を入れていきたい。今のところは、そういう考え方を持っております。

#### ○14番（大園貴文君）

時限立法のこの法律に基づいて、この制度有効に活用して過疎化に歯どめをかけて、課題である地域の活力の低下の抑制につなげるためには、果たして本市の場合、他市にない魅力をどうやってつくっていくか、大きな問題でもあるかと思っております。

最近では、いろんな町の過疎化に対する新

聞報道がなされております。伊佐市では、住ませて魅力伝達。西之表では周辺部に転居を促す。中心部だけ夜寝るではなくて、周辺部に住む人たちには、それなりの政策をつくりながら、やっている事例があるようでございます。そういったところ等も十分検討の余地があるのではないかと思います。

1つ例を申しますと、西之表市は12年度から、特に過疎・高齢化が進む地域に若者を誘導するため、市が指定する12区域に市内外から移住する45歳以下の夫婦に住宅費を補助。子育て世帯は加算する。13年度までに、22世帯81人が利用したと。家族と中心部に住んでいた団体職員Aさんは、14年、制度を使い、出身の地域に戻り家を建てた。帰るととても喜ばれ、若手が必要とされていると感じた。制度導入を歓迎するなど、新聞報道等でもされております。

財源も非常に大事なことですけれども、やはり、地域にとっては人が一つの財産であるといったことが、これから過疎地域には非常に求められているものではないかと思います。その辺について、いろんな事例があるかと思っております。そういったところを十分検討の材料にして進めていくべきだと思いますが、市長の考えをお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、鹿児島県の中でも、この人口減少問題、若干、始良とか鹿児島市ぐらいのもんで、あとは全県人口減少、この10年間でやっております。

今しました、いろんな政策をしますけど、特に、私は人口減少がふえるということはもう、今から不可能だと思っている。この率をどれだけ抑えていくのか。今言いましたように、この10年間の中で、伊集院地域をのっかったところだけしましたけど、どこにそれでも約百何名は市外から入ってきております。

私どもの日置市には、そういう市外から入

ってくる要素もまだあるのかなというふうに思っております。幾ら政策をしてみても、もう市外から入ってくるののない地域もございます。そういう中におきまして、こういう財源をどういうふうにしてくりぬけていくのか。

議員がいつも言ってるように、市内の中で、こういう分も考えているという部分もあるんですけど、とりあえず、この二、三年はかかして市外から全体的に日置市という人口を減らさない、この政策をしていかなきゃならんと。

もう5万人という一つの中で来ましたが、もう5万人という言葉と、4万幾らというのは大分違います。この中で、全体的にやはりいつまでも私は5万という一つの数字の中で、どう動いていくのか。やはりイメージというものも大事でございますので、今後、二、三年はそういうふうにして、日置市全体を考えて、どうしても市外から日置市のほうに、このような政策をしていきたいと思っております。

#### ○14番（大園貴文君）

現在、49市町村のうち43市町村が定住対策に取り組んでいます。中でも、本市が自治体の中心部に集中しがちな人を周辺部に移るような促す施策をやはり持っていくべきではないかなというふうに考えております。過疎法に定められている、こういった定義をしっかりと目的を持って進めていくことが必要なのかなと思います。

そして今、定住促進の本市の事業の中では、過疎地域においても、吹上で言いますと、中原地区には集中しております。でも、農村部につきましては、非常にその事業の効果が受けられません。そういったこと等もさっきにやはり、これまでの検証をしながら、その辺の対策を進めていくべきだと考えますが、市長はどう考えますか。

#### ○市長（宮路高光君）

過疎地域の中でも、今言ったように、吹上の場合も中心部分、西本町とかそういうところには、そういう減少というのは少ないと。東市来でも、湯之元のある地区。

だから、今回の場合については、やはり若干そういう減少率、吹上地域、東地域もなんですけど、その地域でやはり減少率の大きかったところ、少なかったところ、これらの温度差はちょっとつけたいと思っております。

そういうことをしながら、やはりそういう過疎地域の高いところには、それなりの助金をやっていこう。そういうのを、次のこの定住促進の中には考えておりますので。

また、今要綱等をつくっておりますので、来年からする要綱については、また議会のほうにも説明をさせていただきたいと思っております。

#### ○14番（大園貴文君）

今、市長のほうで、今後そういった過疎地域においても集中する地域、また農村地域の方も減少が極端にある地域。また、ミニ住宅団地等のあきの状況等や、そういったものの販売、定住につなげていくためにも、やはりそういった改善を進めていくということで確認をさせて、1問目の質問を終わりたいと思います。

次に、2問目に移りたいと思います。2問目の中で、現在、1,042戸の住宅、今後についてお聞きしたいと思います。

私は、過疎化や空き家が進む社会情勢から、これから行政がこういった集合住宅団地を建設していく必要があるかないか、まずその1点をお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回の公営住宅をする中におきましても、特に学校問題を含めた子どもたちの確保という分で行ってまいりました。

今、ご指摘とおおり、公営住宅の問題の中に

おきます、やはり過疎地域におきましては、ある程度、私は公営のほうが入るべきことかなと思っております。密集地のところには民間もします。やはり、こういうバランスと、これを大事にしていかなければ、なお一層過疎化はとまるというふうに考えておまして、特に、この公営住宅におきまして、今後は恐らく建てかえの方向で進めていかなければ、もう古いものがいっぱいございます。

ここに指摘ございますとおり、まだ水洗化もされてないところもございます。そういう部分のほうを含めて、まずは水洗化できる部分からし、その耐用年数等含めて今調査をしておりますので、私は過疎地域におきましては、公営住宅はある程度つくっていかないとかならないというふうに思っております。

#### ○14番（大園貴文君）

過疎地域においては、市長のほうでは、公営住宅は老朽化したもの等を勘案しながら建てかえをしていくという答弁。でまた、伊集院の中心部においては民間活用していくという考え方をお聞きいたしました。

その中で、この1,042戸ある住宅のうち、私は3つの分類に考えております。長屋式の連棟した住宅。そして、一戸建ての住宅。3つ目が団地式の住宅。大きく分けると、この3つに分類し、その中で今度は老朽化による廃止をする住宅。住環境整備で長寿命化を図る住宅。定住希望者に販売可能な住宅にすみ分けをしていかないと、まず、ここから計画が始まり、方向性が出て財源が来るかと思えます。市長の考え方をお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

今おっしゃいますとおり、特に老朽化を含めて、建てかえを含めた中におきます分の中では、やはり残存といいますか、これが今後そういう耐震的にいつのものなのか、そういう部分を含めて耐震をして。

だから、言えば、さっきも言いましたよう

に、特に今、鉄筋の部分、一軒家、特に一軒家等については、もし必要とする人がおれば一般住宅等においては、何ですか、買い取りもできる。そういう部分も選択を今後していかないとかならない。それぞれの住宅で、これということはないんです。それぞれ合わせた形で建てかえをすることにおいても、いろいろと論議をしていくべきだというふうに思っております。

#### ○14番（大園貴文君）

私もそういった方向でやっていかないと、管理すらできないだろうと考えております。

そのためにやはり住宅マスタープランをつくって、そういった住宅の方向づけをしっかりと明確にしていくべきじゃないかと思いますが、市長どうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

合併して1年、2年後だったと思うんですが、マスタープランは一応つくってあります。これをもとにして、また見直しをするところは、このマスタープランに基づいて見直しもやっていきます。

今後、もう来年度までで、新しい住宅といえますか、公営住宅の新規の部分が終わりますので、今後マスタープランに基づいた形の中で、そのすみ分けをやっていくよう努めていきたいと思っております。

#### ○14番（大園貴文君）

私は新しい住宅のほうは言うておりません。今ある、現在ある住宅について、やはり進んでいないわけですから、そこの部分をしっかりと計画に盛り込んでいくべきではないかと申しております。

その中で、私はそういう分類を3つに分けて、政策的にもう廃止していく住宅。それから、長寿命化のために住環境整備をしていく住宅。それから、定住の方々に販売可能な住宅。この3つに分けていくべきだということなんです、市長の考えはそれで一致してる

のか、お聞きします。

**○市長（宮路高光君）**

新しい、私も住宅ではなくて、今言ったマスタープランというの、前のあった部分でございますので、もう議員がおっしゃったとおりの仕分けをしながら進めていきたいというに思っています。

**○14番（大園貴文君）**

14番。その計画は、もう来年度から実際に計画に着手していくという考え方でよろしいでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

はい。来年度いろいろと見直しし、基本的に一番、来年度からしていくのは建てかえもですけれども、水洗化。この水洗化率のできるものと、できないもんがございますので、できないものはさっき言ったように、もうある程度廃止せざる得なくなる部分が。

とりあえず、ある水洗化をどうするのか。国庫補助になる部分があります。もうならない部分もあります。ならないなったら、まだ使えるもんだったら水洗化していかなきゃならない。それを全住宅を洗い直しをする予定でおります。

**○14番（大園貴文君）**

やはり私は、定住者に販売のほうも提案をさせていただいております。

市がいつまでも所有して、財源不足を理由にして、浄化槽や施設整備も進まない現状は、今後一層利用者との間で苦情とトラブルがふえてくることや、維持費に大きな財源を必要としてくることではないかなということから提案をいたしております。

まして、日置市は環境自治体として、浄化槽の設置補助金などを取り組んでおりますけれども、じゃあその中で市営住宅はこれでのいか。やはり見本となる市営住宅は、きちんと自治体としても進めていくべきではないかと思っております。

くみ取り式のトイレについて、今現在、日置市には218戸あります。うち、東市来支所が58、伊集院本庁が2、日吉支所が123、吹上が35、合わせて218戸です。こういう現状から行きますと、市長の計画のほうは、合併浄化槽、単独浄化槽でもいいかと思っております。環境自治体として、やはり早急なる対策を過疎債もひっくるめて整備を進めていかないといけないと思っております。

だから、最初のほうで申しました計画をしっかり立てて、それに基づいて、そういったところをやっていくべきじゃないかと考えております。市長の考えをお聞きいたします。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘されたとおりで思っております。今言ったように、特に、くみ取りを含めた中で水洗化できるもの、もうできないものがございますので、できないものは建てかえするのか、そこあたりの部分について、やはりきちっとした計画を来年度、この部分をベースにしながらやっていきます。

特に、水洗化したときも一つだけ懸念するのは、ある程度、料金上がってしまう。こういう部分が、やはりきちっと、その団地化の中において、ある程度の同意がなければできません。ここあたりも、事前にそれぞれの団地等において、水洗化した場合には、どれぐらいの今の現と違う家賃が上がる。このこともきちっと説明し、基本的にそういう、何ですか、約束ができたところから順次やっていくということを考えております。

**○14番（大園貴文君）**

そのためにも、やはりその計画が、最初の計画が生きてくるのではないかと思います。そして、その中で利用者が判断をしていかれることと思っております。

また、料金はそれに伴ったものであると考えております。

また、実際、日吉の住宅で入居の希望があ

ったけれども、くみ取り式ということで子どもたちが怖がり、入居を断った事例。それは吹上でもありました。

やはりもう今の時代にはそぐわないといった市営住宅の現況であると。料金が上がる、上がるちいうて、何か少し、半分それどうなのっていうような気もするんですけども、やはり、それはもう今通常、水洗化は当たり前のことであって、そういった整備は市として進めることが必要なのではないかと思います。市長はその点どう思われますか。

**○市長（宮路高光君）**

さっきから答弁したとおり、この水洗化から先に解決してやっていきたいと思っております。

**○14番（大園貴文君）**

それでは、その水洗化についての順番とか、その辺については、具体的に年間どのぐらいずつしていくという一つの目安があるんでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

する部分と選択して、さっき言ったように、今からこの仕分けをしますので、その中で、ここの部分はあと2年ぐらい建てかえする、そういうものについてはしませんので、そこらあたりの仕分けからやりますので、それを見た中において、年間何件ずつやっていく方向性が出てくるというふうに思っています。

**○14番（大園貴文君）**

その計画等が上がった場合には、利用者にも、また我々議員にもお示しいただきながら、そういった方向性をみんなが理解しながら住宅の整備に取り組んでいただきたいと、そのように考えます。

次に、3問目に入りたいと思います。住宅のことはわかりました。

過疎地域定住促進の補助金について、2年半を過ぎ、市外からの移住者の実績は42世帯139人と、139人ですかね、お聞きし

ましたが、費用対効果というのはどのようなものを試算されているか、お聞きいたします。

**○議長（宇田 栄君）**

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を14時10分といたします。

午後1時58分休憩

---

午後2時10分開議

**○議長（宇田 栄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○企画課長（大園俊昭君）**

定住促進に対します費用対効果ということでございますが、平成24年からこれまで、42世帯139人の方に対しまして、総額で2,560万円の補助金を交付いたしております。

また、交付世帯の増加によりまして、今後の見込み分までを含め、15世帯分900万円が不足するということから、今回増額補正をお願いしているところでございます。この結果、年度末までに57世帯、約190人の定住につながるというふうに見込んでいます。

なおまた、定住促進補助金を受けられている方に対しましてアンケート調査を実施しておりますけれども、定住者のうち出身地が日置市である方が約4割、残りの6割の方につきましては、日置市にゆかりのないということで純然たる転入ということになりますけれども、こういった6割の方が純然たる転入であるということと、また補助金制度におきまして本市への居住するきっかけとなったと答えた方が約3分の2いらっしゃいますというようなことから、一定の効果はあったというふうに考えているところでございます。

また、助成制度におきましては、全員の世帯に対しまして、自治会への加入ということをお願いをしているところでございますけれども、42世帯のうち20歳代から40歳代の

方が25世帯ということで60%を占めておりまして、自治会の活性化にも効果があったというふうに判断をいたしているところでございます。

#### ○14番（大園貴文君）

その中で、今実績をお聞きしました。目標はどのぐらいを見据えていらっしゃるのか。

それから、入ってこられて、市の地方交付税や個人市民税、固定資産税等があるかと思えますけれども、差し引きそういったもので計算をされているのかお聞きします。

#### ○企画課長（大園俊昭君）

目標ということでございますけれども、この事業につきましては3年間の事業といたしておりました。その中で、当初につきましては、平成24年でございましたけれども、20件近くの目標を掲げてございましたけれども、最終的には3件ということで、24年度は少ない結果となったところでございます。

今回補正まで含めまして約60世帯ということでございますので、ほぼ目標でございます60世帯については達成しているという状況になっているというふうに考えております。

#### ○財政管財課長（鉾之原政実君）

転入によります交付税の影響ということでございますけれども、平成26年度の交付税の算定額で、基準財政需要額の中に単位費用として人口で算定されるというのが、いわゆる人口当たりの影響という部分で出てきます。具体的には、消防費でありますとか、公園費、下水道費、保健衛生費、清掃費など、13項目の単位費用が人口当たりで算定されます。

これでいきますと、平成26年度の基準財政需要額としては、1人当たり6万8,000円が増になる、基準財政需要額として増になる影響ということでございます。

一方、交付税ということでいきますと、当然、転入によります家を建築された場合は家

屋の固定資産税、あるいは土地を購入された場合は土地の固定資産税。合わせて、転入された方の世帯主なり奥様の収入があれば、それは市民税ということになりますけれども、この固定資産税と市民税につきましては、あくまでも規模といいますか、建てられたものによりますし、あと収入もそれぞれ違いますので、なかなか一概には計算できないところでありますけれども、先ほど申し上げた交付税の中での基準財政需要額が6万8,000円ふえる要素に比べて、交付税額としては、今申し上げた税額はふえることは、交付税としては当然相殺されて減る要因となるということではございます。

#### ○14番（大園貴文君）

いろんな計算のやり方も細かくできるのかどうかわかりませんが、出水市で2009年に工場撤退が相次ぎ、数千人の退職者が出た。人口流出を懸念した市は、10年度、住宅取得や市外通勤者への交通費の助成を始めた。

15歳未満の子どもがいるAさんの場合、家を建てた後、3年間で現金70万円、商品券30万円の計100万円が支給される。土地の安さに加え、家を建てるときの現金がもらえるのが大きかったと、Aさんは話したそうです。

市に入ってくる地方交付税や個人市民税など、1人当たり人口増加効果額を年18万円と試算。3人世帯の場合、3年間で162万円となるといった記事も載っております。

やはり費用対効果は十分あるということで、この定住事業に対する取り組みもそれぞれの自治体が行っているのではないかと考えます。今、案内申し上げましたように、それぞれの地理的特性、不便さを解消すべく、やはり移住、定住につながる施策を取り組んでいるかと思えます。本市と他市との違いに、この移住、定住策の中で魅力はどういったも

のがあると考えられますか。

**○企画課長（大園俊昭君）**

魅力ということでございますけれども、やはり一番には、それぞれの若い世帯の方が自治会に入られるということでございまして、自治会のほうが活性化するというのが一番の魅力じゃないかというふうに考えております。

そしてまた、本市におきましても、工場誘致とかいろいろ進めているところなんですけれども、やはりこういった若い方が住むことによりまして、それなりの技術を持った方もいらっしゃるわけでございますので、雇用の促進にもつながっているというふうには考えているところでございます。

**○14番（大園貴文君）**

今質問したのは、この事業が、ほかの地域と違う魅力というものは本市にありますかという質問をいたしましたわけです。

**○企画課長（大園俊昭君）**

本市と本市以外との違いということでございますけれども、本市につきましては、現在65歳以下の世帯を対象にいたしまして実施をいたしているところでございます。そのようなことから、若い世帯の方が定住につながるというようなことが一つの魅力につながっているんじゃないかなというふうに考えております。

**○14番（大園貴文君）**

先ほど市長のほうの答弁にもありましたように、やはり過疎地域の中でも中心部と農村地域に、私は以外の区域に分けて、定住の優遇策を加算できるものとして条件不利地の解消を図るべきだと考えます。

例えば、過疎地域の農村地域では、定住者に農園つきにしたり、温泉利用券や通学バス補助など付加価値をつけるなどの対策も条件不利地を解消し、農村の魅力を最大限に創出した農村ならではの企画を構築すべきだと思います。

また、市長のほうも申しております鹿児島市に近い地の利、こういったもの等も十分反映できるような形、そういったことがこういった一つの付加価値というもので、やはり定住、農村でも住んでみようかなという場所につながっていくのではないかと思いますけども、市長の考えをお聞きいたします。

**○市長（宮路高光君）**

さっきもちょっと答弁いたしましたとおり、今企画のほうで、この3年間を検証しながら、次の3年間へどういう形していくのか。今の概況の中におきますと、伊集院地域にあっても、特に飯牟礼、土橋、北、この校区につきましても、ほかの地域と全然変わりません。それ以上のところもでございます。

そういうことも含めまして、今回この定住促進については、今回地元の、言えば、地元の業者を使ったとか、こういう配慮もちょっとやり、いろんなことを今回ちょっと、いろいろ議員の方々からも指摘ございましたので、そういう組み合わせを今後やりながら、定住促進の要綱というのを見直しをさせていただきたいというに思っております。

**○14番（大園貴文君）**

そうですね。やはり地域には地域の特性があると考えております。だから、そういったことが生かされていくように。

また、地域づくり、地区振興計画の中でもありますソフト事業についても、そのようなものに対して利用できる可能性はあるんでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今回のソフト事業の中におきましても、健康づくりということもありますけど、さっき言いましたように、住宅、空き家を含めたり、またそういうもろもろにソフト事業として使えるものは使っていくと。これ予算がちょっと限られておりますので大きなことはできませんけど、やはりお互いが、地区の方々もど

うしたら人が来れるような地域にしたいとか、また、今住んでいる方々のお年寄りをどうしたらみんなで盛り上げていけるのか。そういう考え方を基礎に持っておりますので、それはさっき申し上げましたとおり、それぞれの地域で考えていただければいいと思っております。

#### ○14番（大園貴文君）

そういった使い方を、やはりソフト事業の使い方について、非常に地区公民館では悩んだり、そういったこともありましたので、今一つの事例で、そういった定住につながることや、地域の福祉の向上につながるということであれば、市長は使っていていいですよという話ですので、そういったこと等は各地区公民館にもお話をいただいて、変更可能なソフト面の事業に進めていけたらいいかなと考えます。

それから、市長は、これまで市外からの定住者だけということで、私は市内の方も対象にすべきだということを言っております。やはり、過疎地域には一人でも人材が欲しいわけですね。そういったことで、そういう地域、役割があった場合に、そういったところについては何らかの方策を考える余地はないものでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

この定住促進の考え方の中で、私は日置市全体をどう人口を増やしていくのか、当分これが一番大きなテーマだと思っております。これが済んだら、また今言ったように、地域内といいますか、その中でも移動する部分についてもやっていけばいいのかなと、いろいろとそういうことをやってみなければ。

ただ、地域内がいいですよというのも、恐らくさっきも言ったように、目標的にやはり年に20戸ぐらいを目標でございますので、それ以上にオーバーしてきたときは対応は大変難しいと。年に20戸だけの定住促進をや

ろうというふうに予算上、過疎債を使ったりして考えておりますので、それでも今言ったように、日置市のどこからでもいいですよになった場合は物すごい、まだ多くの一つの件数になるという部分がございますので、来年度、その次の期ぐらいまでは、今言ったように、日置市でトータルで人口がふえる、こういう政策の中で定住化促進をやっていきたいと思っております。

#### ○14番（大園貴文君）

過疎債使うわけですので、70%は補助されるかと思えます。仮に、100万円しても、70万円返ってきます。そういったことを考えていきますと、そんなに負担になるものではないのではないかなと、そのように考えていますけれども。

市民の中には、地元に戻って家を建てたいが、補助の対象にならないのはおかしいと。税金もしっかり払っているのに、また消費税も5%から8%、10%になるので、なかなか、なおさらつくることが難しくなっていくという声もあります。そういった声も、やはり同じ日置市民の福祉の向上につながることも大事だと考えます。

住民の声もアンケートもとりながら、そういった人たちがどんだけいるのか、どういう対策ができるのか検討すべきだと思いますが、市長の考えをお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

この住宅政策の中に、市民の皆様方には今現でも、あらゆる福祉からいろんな高度な部分の中の行政としてのサービスといいますか、そういうものやっております。そういう部分を含めて、そういう地区のアンケートとか、そういうものは地区館等含めた中でとっていくべきであろうかと思っておりますけど、今話ししたとおり、次の期の場合については、市全体で市外からの定住促進ということしか考えておりません。



#### ○14番（大園貴文君）

次に、4問目に入ります。自治会運営交付金のあり方を見直し、持続可能な地域づくりに傾斜配分枠を設けるべきではないかという質問に対して、平成27年度からの見直しに向けた意見交換を重ね、8月の自治会長研修会で最終見直し案を説明し、理解得たところですよということになっております。

もうその見直しの内容について、説明ができるんでしょうか。

#### ○地域づくり課長（堂下 豪君）

市長の答弁からもありましたように、規模加算の比重を抑えて、小規模自治会に配慮した算定方針に変えたっていうことでございます。

これまでは、世帯割額が200円ということで、世帯規模が大きくなればなるほど交付金額が大きくなるという算定方式に加えまして、規模加算額っていうのがありました。50世帯未満までが幾ら、50世帯から100世帯までが幾らっていうことで、またさらに規模を加算するような内容になっておりましたので、これまでの二重に反映させた方式を変更して、50世帯以下に有利に、有利にいいですか、これまでと比べて50世帯以下の交付金がふえるような形で見直しをしたところでございます。

総体枠につきましては、1億円の同じ枠内で見直しをしたっていうことでございますので、当然ふえるところもあれば減るところもあるというような状況でございまして、この減るところにつきましては、100世帯未満で減る自治会が幾らか出てきましたので、これらの自治会につきましては、一、二年間だけ軽減緩和して、1年間は半分だけ減らすということで、2年目からこの算定方式による方式に変えるっていう見直しをしたところでございます。

以上です。

#### ○14番（大園貴文君）

50世帯以下がいいのか、100世帯以下がいいのか、ということになろうかと思いません。大体が小規模、また準高齢化といったところは100世帯未満ではないかなと考えます。そういったことも十分考慮した上での判断でしょうから、十分その辺も。

また、その中に今度は地域の活動、予算規模に対する活動、そういったもの等も勘案されるべきじゃないかなど。その辺をしっかりと検証していくべきだと考えております。

なぜ、今度この傾斜配分の話をしめますかと申しますと、世帯割、規模割で単価がいろいろあります。ここで、各旧町の自治会費用、最高額と最低額をお示ししたいと思います。自治会費、東市来町、最高額が3,500円、月額ですね。最低が270円。伊集院町、最高額が2,000円、最低額は300円。日吉町、最高額は1,300円、最低額は200円。吹上地域、最高額は1,600円、最低額は200円。こないなっております。

人口規模の多いところは、多分この最低額のところになるかと思いません。かといって、活動している、いないは別として、やはりその地域によっては、非常に河川伐採や道路伐採、地域によって異なるかもしれませんが、やはりそういったこと等、地域活動に対する勘案するような制度をこの中に含んでいかないといけないのではないかと思います。市長の考えをそこでお聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

この手当ての中におきまして、これは今言いましたように地域の交付金でございまして、地域の自治会の運営費という部分であります。おっしゃいますとおり、活動したとか、しないとか、しなかったとか、それは今のところは勘案しておりません。

今後、どういう項目を入れて、それを反映できるものかどうか。特に今自治会長の、こ

これは基本的にはある程度の同意といいますか、合意の中でやらなければ、まだむちゃくちゃに、市のほうはこうですからという部分では大変だと。今回も約1年ちょっとかかって、ここまでの煮詰めをした形でございます。ここあたりの部分につきましては、また今指摘ございましたのは、自治会長の連絡会等にも、こういう議会からの話があったということだけはお伝えして意見交換をしていきたいと思っております。

#### ○14番（大園貴文君）

やはり検証をするということは、細部にわたって調査をするということであるかと思えます。そういったこと等がわかることによって、地域の活動もしっかりと見えて、市のほうの対応もはっきりと、自治会長さんたちがかわられても説明責任もしっかりできるのではないかと、そのように考えます。

ましてや、地域でその活動できないよということになってきますと、市の負担も、道路にしても、河川についても負担も大きくなっていくわけで、やはりその辺を上手に、理にかなった運営費という形で補助をしていくべきではないかと考えております。

先ほど話がありましたように、世帯で分けるという部分について、市長は前、自治会合併を推進をされました。自治会合併をされたところは補助金も出たわけなんですけども、それがどういった効果が発揮されたのか。

また、その検証についてお聞きしたいことと、それから、合併したくても自治会が飛んで離れているところ、そういった地域も市内にはあります。そういったできないところもあります。その辺も今回の計画に盛り込まれながら考えてやられたことか、お聞きいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今回、その前の期の場合については、この合併という部分で、私ども行政の中で、ある

程度推し進めさせていただき、説明もさせていただきました。

今回のこの見方にもつきましては、そういう部分で、50世帯以下という部分にやはり合併という形の中で、その分でちょっと小さく抑えておいた部分が、こういういろんな自治会長さんたちから、そういう声が出てまいりました。もう人がかわっておりますので。

今後やはり、また私どもがどうしても、まだ10世帯とか、20世帯という、50世帯以下というのが、まだ50近くはありますかね。ありますので、こういうところについてはもう一段、また地域と自治会の合併ということを考えなきゃならない時期が、今度は10年過ぎましたので、また来るんじゃないかなと思っております。

やはりさっきのご指摘ございました、役員になる方もいなくなったり、若干飛び地があったり、基本的にまだ合併したいというところも言ってきたりするわけなんですけど、まだお互いに検証済まない中において合併を進めるわけもいきませんので、ある程度、次の27、28、29年を過ぎたころにおきますと、やはりまだ自治体の合併というのもせざる得なくきますので、市としてもその対応を考えていきたいと思っております。

#### ○14番（大園貴文君）

わかりました。1年半かけて検討された形で、そういった調整を図られたということでございますけれども、やはりそのことを検証を常にしていかないと、その費用、効果、そして発生し得ることを常に住民の声を耳に傾けながら進めていくべきであると考えます。

次に、公共交通についてお聞きいたします。市長のほうでは、先般6月議会で、4番議員の質問にも答えられて、周遊バスの運行については、新たな観光振興策として運行を検討しているところでございますということで、今後、伊集院駅を起点に市内各地、点在する

観光スポットを周遊します。観光バスツアー等の企画運営を行ってまいりたいと考えておりますということでございましたが、私はそれに複合的など。市長のほうは、建てかえについても複合的な施設であるように、無駄を省くといいですか、有効活用できるものはしないといけないということも、施設の建てかえでも話をされております。

私の中では、住民の生活圏の拡大や新市の一体制度を確保に努めるために、地域間の公共交通機関は不十分であると。観光客だけに特化した周遊バスではなく、便利だ、将来日置市に住んでみたいという機関でなければならぬと考えています。市長、どうでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

ございますとおり、さっき言った路線バスがございませう。路線バスの部分を含めて、この日置市の中の循環をしますと、またバス会社との協議が大変失礼なるというふうに思っておりますし、また財政的なものもございませう。そういう中におきまして、今後におきましては、駅が核となりますので、観光バスツアーも含めていかなきゃならない。

地元の皆様方の利便性という部分の中で、今もちょっと、いつも見てるんですけど、バスに乗ってる方は現実、あんまし、あの大きなのに1人、2人乗ってばいい。特に学生は別として、一般の方が乗り降りするというのは本当にまれなことかなあというふうには、いつもそういうことを考えながらバスを眺めておるわけなんですけど。

やはり、この利用率を含めた中も、いろいろと検討を今後していく必要があるというふうには思っております。

#### ○14番（大園貴文君）

先般、NHKのテレビで、千葉県のイーグル観光バスですか、テレビに出ておりました。市を循環するバスなんですけれども、どうし

ても利用者が少ないと。一般のこれまでの地元の交通の使っていた。そしたら、そのイーグルバスというところが手を挙げられて、指定管理でやるということで、どんな対策を練ったか。なぜ利用しないのかということ徹底調査をいたしました。

バス停は事業者側が勝手に決める場所であって、利用者が決めるものではない。高齢化が進んだら、団地に住んで、例えば、ここで言うと妙円寺団地に住んでます。妙円寺団地のほうにいらっしゃれば、そのバスはそこまで行って、またおりてきて、また通常の路線を走ると。そういったサービスをいたしておりました。

やはり、時代は変わる。人の年齢層も変わっていく。利用者のニーズも変わっていく。そういったことと、やはりこの公共交通会議のネットワークの中でも、利用者がただ少ないということではなくて、やはり今、乗り合いタクシーもやっておりますけれども、前からすると利用者がふえてきている。それはなぜかということを検証していかないと、市を周遊するその観光バスであれ何をつくっても中身がない。

私はそのように考えますけれど、そういった事例をこの前テレビでやっておられました。ぜひ見られて、市のあるべき地域のバスのあり方。そしてまた、公共交通会議で十分審議すべきではないかと思っております。市長、どのように考えられますか。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘のとおり、利用する側からの目線の中で、いろいろとこういうことはしていかなきゃならないというふうには思っております。まだ今ある、走っているタクシー等のデマンドを含め、またコミュニティ、これも毎年やはりいつも検証していく必要があるし、また路線バスもどういう推移になっているのか。

やはり補助金を出したりしておりますので、

ここあたりはいつも検証しながら、まだ交通会議というのはずっと今からもありますので、またいろんな意見もお聞きしながら、とりあえず、この駅の観光拠点のできた中において、どうしていくべきなのか。

また、観光協会とも、こういうものについても十分打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

大園さん、2分ありますので。

○14番（大園貴文君）

はい。空港バスについて、公共交通会議では財源の話は今市長はされましたので、伊集院駅も生まれ変わり、新幹線もつながれる。利用者、それから補助金、その辺のバランス的に、公共交通会議などでどのような審議がなされているのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

審議というよりも実績に基づきまして、事業者のほうから私どものほうに、それだけの差額、収入と差額を含めた中で、いつも報告をいただいております。

そういう中におきまして、今後の会議の中で、特に空港バスもなんですけど、ほかの路線も赤字路線のところには補填をしておりますので、そういう部分につきましても、コミュニティバスも含めて、やはり十分な論議といたしますか、資料担当のほうからまた整理していただいて、きちっと報告ができるようにしていきたいと思っております。

○14番（大園貴文君）

空港の1,200万円ぐらい出していると思うんですけども、その辺についても利用状況を見て、半額補助券だとか、そういったこと等に検討も必要な時代が来てるのではないかと考えております。

最後に、市長にお尋ねいたします。私はまさに今、時代は国家間、自治体間の競争社会であるというふうに捉えております。中でも、

企業誘致以上に人の誘致に必死に取り組んでいる。地域を守ることが財源確保にもつながり、地域の崩壊を阻止するために重要であると考えております。

他市では課を設置するなどして、魅力ある対策を地域の特性を生かして必死に取り組んでいます。今回、私の一般質問は日置市の地理的条件を最大限に生かし、安心して住める日置市を目指して提案させていただきました。

今後の市長の判断が大きく本市の発展に影響してくると思います。第2次総合計画……。

○議長（宇田 栄君）

大園さん、終わりましたので。

早目に。

○14番（大園貴文君）

10年見据えた支所の重要課題と、市民の主役になり得る政策取り組み姿勢についてお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

今回、あらゆる場所に出てくる言葉が、今のはやりは人口減少という言葉でございます。これは大変ショッキングな数字が出た以降、どこの自治体も敏感にこのことについて考える得なくなったというのも事実でございます。

そういう中でございますので、私ども本市におきましても、今後の、特に2次の総合計画をつくるに当たりましても、こういう人口減少を含めた、また過疎地域を含めた直面する部分について、政策をどのようにすればいいのか十分検討して、配慮して計画をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇田 栄君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△日程第2 報告第10号専決処分（市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しに関する訴

えの提起前の和解)の報告  
について

○議長(宇田 栄君)

日程第2、報告第10号専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解)の報告についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長(宮路高光君)

報告第10号は、専決処分(市営住宅に係る家賃の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起前の和解)の報告についてであります。

今回の報告は、市営住宅の使用料を滞納していた事案でありまして、市でも再三にわたり相手方との交渉を繰り返してまいりました。

その結果、今回双方合意による解決の見込みとなりましたので、民事訴訟法第275条、訴えの提起前の和解の申し立てを伊集院簡易裁判所に行き、分割して支払うことで和解に至ったものでございます。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

○議長(宇田 栄君)

これから、本件に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(宇田 栄君)

質疑なしと認めます。

これで、報告第10号についての報告を終わります。

---

△日程第3 承認第6号議案の撤回につき承認を求めることについて

○議長(宇田 栄君)

日程第3、承認第6号議案の撤回につき承

認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長(宮路高光君)

承認第6号議案の撤回につき承認を求めることについてであります。

平成26年9月9日に提出しました、議案第57号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)について再度精査する必要性が生じたので、当該議案を撤回したいので、日置市議会会議規則第19条第1項の規定により、議会の承認を求めるとであります。

なお、内容につきましては、総務企画部長より説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

また、今回の議案撤回に至りましたことについては、大変ご迷惑をおかけしましたことに対しまして、心からおわび申し上げます。

○総務企画部長(福元 悟君)

それでは、議案第57号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)の撤回についての補足説明をさせていただきます。

9月10日に総務企画常任委員会で審議をいただいたところでございましたが、委員会からの指摘の中で、市が民間に委託した配食サービス事業の一部を、さらに市の直営施設である健康交流会施設ゆーぷるが調理の委託を引き受けることは、契約上において問題があるのではないかというようなご指摘。

それから、ゆーぷるに委託させる場合は、会計処理として一般会計予算に予算を直接計上して処理されるべきではないかなど、指摘がなされたところでございました。

そのほか意見もございましたけれども、そのようなことから、今後の配食サービス事業の安定的な供給体制を再度執行部のほうで精査していく必要があることから、今回の議案

を撤回することに至りました。大変申しわけ  
ございませんでした。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、本件に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第6号は、会議規則第  
37条第3項の規定により、委員会付託を省  
略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第  
6号は委員会付託を省略することに決定しま  
した。

これから採決します。本件は承認するこ  
とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、承認第  
6号議案の撤回につき承認を求めることにつ  
いては、承認することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後2時47分休憩

---

午後2時48分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から、議案第63号日置市健  
康交流館事業特別会計補正予算（第2号）の  
件が提出されました。これを日程に追加し、  
追加日程第1として議題にしたいと思  
います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第  
63号平成26年度日置市健康交流館事業特

別会計補正予算（第2号）は日程に追加し、  
追加日程第1として議題とすることに決定し  
ました。

---

△追加日程第1 議案第63号平成  
26年度日置市健康  
交流館事業特別会計  
補正予算（第2号）

○議長（宇田 栄君）

追加日程第1、議案第63号平成26年度  
日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第  
2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第63号は、平成26年度日置市健康  
交流館事業特別会計補正予算（第2号）につ  
いてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ  
220万4,000円を追加し、歳入歳出予  
算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,754万  
2,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金額の確定により、  
増額を計上いたしました。

歳出では、光熱水費の増額、施設維持修繕  
料の増額、予備費の増額を計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（宇田 栄君）

これから、議案第63号について質疑を行  
います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

本案は、総務企画常任委員会に付託いたし  
ます。

---

△散 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は終了しました。

30日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会をいたします。

午後2時51分散会





第 5 号 ( 9 月 3 0 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1 議案第 45号	日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 2 議案第 46号	日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 3 議案第 47号	日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4 議案第 52号	平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）
日程第 5 議案第 53号	平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6 議案第 58号	平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7 議案第 59号	平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8 議案第 61号	平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9 議案第 62号	平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第10 議案第 54号	平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第11 議案第 55号	平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第12 議案第 60号	平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第13 議案第 56号	平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常任委員長報告）
日程第14 議案第 63号	平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常任委員長報告）
日程第15 認定第 1号	平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第16 認定第 2号	平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17 認定第 3号	平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 18 認定第 4号 平成 25 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 5号 平成 25 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 6号 平成 25 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 7号 平成 25 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 8号 平成 25 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 9号 平成 25 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 10号 平成 25 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 11号 平成 25 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 12号 平成 25 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 27 陳情第 7号 川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書
- 日程第 28 意見書案第 5号 川内原発再稼働の地元同意に係る意見書
- 日程第 29 発議第 1号 日置市議会基本条例の制定について
- 日程第 30 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第 31 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 32 議員派遣の件について
- 日程第 33 所管事務調査結果報告について
- 日程第 34 行政視察結果報告について

本会議（9月30日）（火曜）

出席議員 20名

1番	中村 尉司 君	2番	畠中 弘紀 君
3番	留盛 浩一郎 君	4番	橋口 正人 君
5番	黒田 澄子さん	6番	下御領 昭博 君
7番	山口 初美さん	8番	出水 賢太郎 君
10番	門松 慶一 君	11番	坂口 洋之 君
12番	花木 千鶴さん	13番	並松 安文 君
14番	大園 貴文 君	15番	漆島 政人 君
17番	田畑 純二 君	18番	池満 渉 君
19番	長野 瑳や子さん	20番	松尾 公裕 君
21番	成田 浩 君	22番	宇田 栄 君

欠席議員 2名

9番	上園 哲生 君	16番	中島 昭 君
----	---------	-----	--------

---

事務局職員出席者

事務局 長	上園 博文 君	次長兼議事調査係長	松元 基浩 君
議事調査係	下野 裕輝 君		

---

地方自治法第121条による出席者

市 長	宮路 高光 君	副 市 長	小園 義徳 君
教 育 長	田代 宗夫 君	総務企画部長	福元 悟 君
市民福祉部長	吉丸 三郎 君	産業建設部長	瀬川 利英 君
教 育 次 長	内田 隆志 君	消防本部消防長	上野 敏郎 君
東市来支所長	富迫 克彦 君	日吉支所長	田代 信行 君
吹上支所長	山之内 修 君	総務課長	野崎 博志 君
財政管財課長	銚之原 政実 君	企画課長	大園 俊昭 君
地域づくり課長	堂下 豪 君	税務課長兼特別滞納整理課長	前田 博 君
商工観光課長	田淵 裕 君	市民生活課長	有村 芳文 君
福祉課長	東 幸一 君	健康保険課長	平田 敏文 君
介護保険課長	福山 祥子さん	農林水産課長	久保 啓昭 君

農地整備課長	藤澤貴充君	建設課長	桃北清次君
上下水道課長	丸山太美雄君	教育総務課長	宇田和久君
学校教育課長	片平理君	社会教育課長	今村義文君
会計管理者	満留雅彦君	監査委員事務局長	松田龍次君
農業委員会事務局長	福留正道君	代表監査委員	満尾利親君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（宇田 栄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第45号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第2 議案第46号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

△日程第3 議案第47号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第1、議案第45号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第3、議案第47号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

皆さん、おはようございます。

ただいまより、委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第45号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第46号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第47号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例の制定についての議案3件は、9月9日の本会議において当委員会に付託され、9月10日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、福祉課長など当局の説明を求め、3件一括で質疑を行い、9月12日に討論・採決を行いました。

これより、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

この議案3件は平成24年8月に子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートするため、条例の制定を行うものであります。

まず、議案第45号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明いたします。

特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認をした教育・保育施設、いわゆる認定こども園、幼稚園、保育所のことを指し、また特定地域型保育事業とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のことで、児童福祉法に位置づける認可保育所とは異なり、市町村による認可事業のことをいいます。なお、私学助成を受けている私立幼稚園はその対象外となります。

この条例では、子ども・子育て支援法に基づき、第1章で総則を、第2章で特定教育・保育施設の利用定員、運営、特例施設型給付費に関する基準を、また第3章で特定地域型保育事業の利用定員、運営、特例地域型保育給付費に関する基準をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案第46号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明いたします。

この条例に定める事業は、今回の新制度で

開始される0歳から2歳までの地域型保育で、認可保育園より少ない人数で保育を実施するものなどです。市町村の認可事業で定員5人以下の家庭的保育、定員6人から19人の小規模保育、自社の労働者の子どもに限らず地域の子どもの開放する事業所内保育、また障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合などの居宅訪問型保育の4形態に分けられます。

この条例では第1章で総則を、第2章で家庭的保育事業の基準を、第3章で小規模保育事業のA型からC型の区分や、また運営基準を、第4章では居宅訪問型保育事業の基準を、そして第5章では事業所内保育事業の基準をそれぞれ定めるものであります。

次に議案第47号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明いたします。

これまで放課後児童健全育成事業はおおむね10歳までを対象としていましたが、今回の子ども・子育て新制度の開始により小学校6年生まで対象が拡大されます。

日置市では、市の判断でこれまでも実施しておりますが、今回の新制度実施に伴う法令改正などで条例を制定するものであります。

次に、議案3件を一括して質疑を行いましたので、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、事業所内保育所以外の認可外保育所が市内には1カ所あるが、新制度では地域型保育の給付対象になるのかとの質疑があり、議案第46号の認可基準を満たせば給付の対象となる。認可外保育所が認可保育所になるためには、0歳から2歳児対象の地域型保育で市が認可を行う。市では保育を必要とする子どもの人数の推移を見ながら検討をするが、今のところ現在の保育定員で十分満たしている。今回の新制度は、都市部の待機児童解消が目的であり、日置市では既存の21保育所で十分対応できると考えていると

答弁。

次に、保護者の認識や周知はどうかとの質疑があり、新制度については国の方針が固まっていないので、保育所の入所申し込みが始まる11月から12月にかけてわかり次第、窓口や広報紙、またホームページ等でお知らせをしていくと答弁。

次に、新制度では保育料は保護者の所得に応じた支払いが基本となり、市町村が地域の実情に応じて定めるとあるが日置市の方向性はどうかとの質疑があり、国の保育料負担のイメージが示されているが、保育の必要量でパートタイム就労を想定した利用時間を最長8時間と定めた保育短時間利用の場合は現行の保育料よりも安くなる。なお、フルタイム就労を想定した利用時間最長11時間と定めた保育標準時間の利用の場合は現行の保育料徴収基準と変わらないと答弁。

これに関連して、保育料の決定の流れはどうなるのか、アンケートなどは行わないのかとの質疑があり、10月開催予定の子ども・子育て会議で保育料の案を提示する予定であると答弁。保護者のアンケートなどは考えていないと答弁。

次に、今回の新制度では保育所などの保育を受けるための認定に当たって、保育を必要とする事由が設定されているが保護者のメリットは何かとの質疑があり、これまで日置市では就労、妊娠・出産、保護者の疾病や障がい、親族の看護や介護、災害復旧、その他市町村が認める場合の6項目を要件としていたが、今回の新制度では求職活動や虐待、DVなども入るので幅広いニーズに応えることができると答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。

続いて、議案第45号、第46号、第47号と議案ごとに討論に付しましたが、いずれの議案も討論はなく、討論を終了。採決



をいたしましたところ、議案第45号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第46号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第47号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての議案3件につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第45号について討論を行います。

発言通告がありますので山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○7番（山口初美さん）**

私は議案第45号に対する反対討論を行います。

本条例は、国が示す子ども・子育て支援法に基づいて特定教育・保育施設の確認をするための運営基準を定めるものであります。

この条例案は次に述べる根本的問題を抱えていると考えます。

保護者は市が確認した特定教育・保育施設または地域型保育事業者と直接契約することにより保育を受けることができます。ところが、保護者が希望しても特定教育・保育施設が同意しない場合は不成立となり、保育を必要とする子どもが保育を受けることができるとは限りません。施設を利用できない場合や、希望する保育条件より質の低下した条件の施設への入所を選択せざるを得ないこともありえます。

その問題は応諾義務にあります。子ども・子育て支援法には、施設事業者には正当な理由がなければ拒んではならないと保育の応諾義務がうたわれています。例えば定員超過で申込みがあった場合は公正な選考をしなければなりません。正当な理由については子ども・子育て会議の対応方針で特別な支援が必要な子どもの状況と、施設、事業者の受け入れ能力と、体制が難しい場合や、保育料の滞納、保護者とのトラブルなどが挙げられています。

障がい児については、加配や施設設備の状況を正当な理由とされたり、また保育料の滞納が予想されたり、滞納実績がある保護者の場合も正当な理由となり、応諾義務が除外されます。

さらに、保護者とのトラブルでは施設事業者がトラブルだと認識すれば契約を結ばなくてもよいとされています。

このように契約方式による利用方式は、契約の結果について自己責任となり、保育難民が生まれることが懸念されます。

また、運営に関しても大きな課題があります。認定こども園や家庭的保育事業などは、給付金については施設型給付であるため用途制限がないために人件費を抑制して利潤を生み出し、それをほかの事業に使用することも可能となります。そのため、幼児保育の質の向上につながる制度とはいえないと、私は考えます。

また、認定こども園、家庭的保育事業所などは保護者から保育料を直接徴収するために、運営の財政基盤は施設型給付費、地域型給付費に保育料を足して運営財源とする仕組みであるため、保育料の滞納は運営費に穴をあけることとなります。そのため、園にとっては安定的に運営ができなくなることが懸念されます。

このように根本的欠陥を持つ法整備に関わ

る条例制定であり、私は反対せざるを得ません。

以上、反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、長野瑛や子さんの賛成討論の発言を許可します。

○19番（長野瑛や子さん）

議案第45号について、賛成の立場で討論します。

今回、子ども・子育て支援法の制定に伴い条例を制定するものでありますが、まず入所の手続きについては、保護者から第1希望から第3希望までの記入があり、市役所で入所について調整し、条例の6条にも記載されていますが、市や施設では正当な理由がなければ拒んではならないとされています。

また、入れない場合とは、第1希望の利用者、利用申込者が施設の定員を超えている場合などであり、第7条では斡旋、調整及び要請に対する協力が記載されており、第1希望で調整することを基本としているようです。

運営に関しては、認可保育所については基本的には市で保育料を徴収し、給付費として市から施設に支払うことになり、保育料の滞納については直接施設には支障は来さず、市と利用者の問題になります。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第45号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって議案第45号日

置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

これから議案第46号について討論を行います。

発言通告がありますので山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○7番（山口初美さん）

私は議案第46号に対する反対討論を行います。

議案は新たに給付対象となる小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の認可基準を定めるものですが、保育士資格者の割合や給食の扱いなどについて、現行の認可保育所と比べて問題があると考えます。

たとえば、小規模保育事業ではA型、B型、C型の3種類を示していますが、A型は全員が保育士、B型は保育士の割合が2分の1以上、C型については市町村の研修を修了した家庭的保育者、無資格者でも可としています。どのような施設事業であっても子どもの保育を等しく保障する観点から、私は全ての事業で保育者は保育士資格者とする必要があると考えます。

また、給食は自園調理が原則ですが、連携施設等からの搬入が認められており、調理の場所については調理室ではなく調理設備とされており、調理員も委託や連携施設等から搬入する場合は必要ではないとされています。私は、給食は自園調理とし、調理員の配置をすべきと考えます。

また、小規模保育などは環境などについても検討が必要です。0歳から2歳まで年齢の異なる子どもを保育するためには、1人あたりの面積基準に加えて食事や遊びなど生活のスペースと、睡眠のスペースなど、年齢差を考慮して複数のスペースが確保できる基準が必要と考えます。

子どもの安全や、災害時の避難などを考えた場合にも、小規模保育等の設置は原則2階まで。それを超える場合は屋外避難階段などの設置を義務付けるべきと考えます。

本市では国の基準に上乘せをされたり、努力された点は高く評価したいと思いますが、この条例案は国基準に沿ったものであり、問題点を多く含むものだと考えます。待機児童をなくすという名目で保育の質を落とし、保育の市場化を促すものであり、反対せざるを得ません。

以上、反対討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

次に、長野瑛や子さんの賛成討論の発言を許可します。

○19番（長野瑛や子さん）

議案第46号について、賛成の立場で討論します。

今回、子ども・子育て支援法及び関連する児童福祉法の一部改正に伴い条例を制定するものでありますが、基本的には保育所の基準と同様とされており、小規模保育事業でも保育所の職員配置基準にプラス1名とし、質の確保が図られています。

また、家庭的保育や居宅訪問型保育事業でも、必要な研修を受けた保育士、保育士と同等以上の知識及び経験者を有すると、市町村長が認めたものとしているので問題ないと考えます。

また、食事の全部委託や連携施設から搬入する場合は、第14条の衛生管理を適正に行うこと、第16条の食事の提供の特例を踏まえた上で調理員を置かないことができるとしており、問題ないと考えます。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（宇田 栄君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第46号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇田 栄君）

起立多数です。したがって議案第46号日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

これから議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。

したがって議案第47号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第52号平成26年度  
日置市一般会計補正予算  
(第4号)

○議長（宇田 栄君）

日程第4、議案第52号平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について総務企画常任副委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任副委員長黒田澄子さん登壇〕

○総務企画常任副委員長（黒田澄子さん）

皆さま、おはようございます。

本来ならば委員長が報告されるべきところではございますが、本日欠席でございますのでかわって報告をさせていただきます。

ただいま議題となっております議案第52号平成26年度日置市一般会計補正予算(第4号)について審査の経過と結果をご報告いたします。

本案は9月9日の本会議におきまして、本委員会にかかわる部分を分割付託され、9月10日と11日及び12日に本委員会委員出席のもと委員会を開催して、担当部長、課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

それでは、これから本案について総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、規定の予算額に3億2,823万3,000円を追加して歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ247億4,020万4,000円とするものであります。文書費でマイナンバー導入に伴う個人情報取扱い事務登録業務委託、企画費でJR東市来駅・湯之元駅バリアフリー化による平面交差設計業務委託、地域づくり推進費で湯田地区公民館プレハブ棟新築工事などが主なものであります。

委員会では、東市来のJR2カ所の駅と湯田地区公民館新築工事予定地の現地調査を行い、所管課の説明を受け審査に入りました。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務課関係では、一般管理費と文書費で番号法の導入に向けた委託料の補正があるが、この違いは何か。また、他の市町村の対応は把握していないかとの問いに、他の市町村は把握していない。一般管理費の委託料は番号法、行政不服審査法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があり、それに合わせて本市の例規を照合する業務である。文

書費の委託料は番号法の導入に向けて全ての例規を見直して、マイナンバーを精査する業務である。どちらも事務が煩雑であり、専門的な業務であるため委託業務としたと答弁。

一般管理費で休職による補正とあるが、どのような性格のものかとの問いに、心の病で復職・休暇を繰り返しているが、補正としては2カ月と27日分の減額補正であると答弁。

災害対策費で防災ハザードマップ、災害学習情報の増刷とあるが、2年前に作成したものより充実したものか。震災の後、市民の関心が高まっている、また自主防災組織は地域の取り組む姿勢が大切だが、高齢化して地域で作成できないところが懸念される。これらが含まれて作成されているかとの問いに、今回の補正は、前回の増刷分である。危険区域等は県が指定するため、それに合わせてハザードマップを作成している。自主防災組織の考え方は地域で作成していただき、市はそこに協力する形が望ましい。高齢化で無理なところは行政側でも作る方法もあるが、今後は地区公民館レベルでも作れるようにしたいと答弁。

同じく災害対策費で、台風等避難所開設があるが、避難状況と避難所から遠方の方で困っている方への配慮はどのように考えるかとの問いに、台風8号では113名の人が避難所へ避難された。避難所26カ所に各2名ずつ本部へ職員を配置している。台風は予測つく場合は早めに避難していただくようにしていると答弁。

財政管財課関係では、地方交付税で当初予定が90億円ぐらいと思うが、減額になる理由は何かとの問いに、基準財政需要額で、リサイクルセンター起債元利償還金が1億426万円の減、地域振興費が単位費用の減により6,176万1,000円の減、地域経済・雇用対策費が単位費用の減により7,452万円減により合計2億4,054万

1,000円の減になる。また基準財政収入額は、市税で1,236万7,000円の増、地方消費税交付金で8,441万4,000円の増になり、合計9,678万1,000円の増となるため、平成25年度の交付税額と比較して約3億円減額の主な要因となったと答弁。

財政管理費では、旧池田中学校校舎特別教室解体設計業務委託費があるが内容はどのようなものかとの問いに、昭和26年に建てられたもので、埋蔵文化財を収納している建物である。別の校舎は現在、組みひも作製の会社が利用されている。契約期間が平成30年までになっている。契約満了後の取扱いについては相手方にお示ししたいと答弁。

企画課関係では企画費で、韓国南原市との交流関係の補正があるが内容と効果は何かとの問いに、今年6月に市長と副議長が韓国を訪問した。韓国南原市議会関係からも訪問したいとのことで予算化した。来年度からは市民レベルの交流にして、さらに交流・友好関係を深めたい。交流事業については検証して来年度以降に生かしたいと答弁。

交流事業は、記念の年は考えられるが一定の基準が必要ではないかとの問いに、韓国からは毎年4月末の春香祭に市長を招待している。日置市は美山窯元まつりに毎年でなく状況に応じて市長を招待している。マレーシアスバンジャヤ市とは明確な取り決めはない。前回は表敬訪問と環境問題について研修に来られた。

国内の交流は評価できる。国内・国外を問わずメリット等の報告が必要で、交流事業の総合的な整理が必要ではないかとの問いに、相互理解のもと交流につなげている。スバンジャヤ市はブースを設けて日置市を発信している。子どもたちの交流も大切である。交流事業の在り方については整理してはっきりしていく必要があると答弁。

情報管理費で、番号法システム整備の内容と国からの補助はどうか、また効果とセキュリティはとの問いに、システムに伴う設備費には補助はあるが、総務費の例規等をデータベース化するものについては国からの補助はない。効果としては社会保障・税に係る行政手続きの添付書類の削除や、行政運営の効率化などが挙げられる。個人番号カードに記録される情報は、プライバシー性の高い個人情報には記録されないが厳重な管理が必要であると答弁。

企画費の委託料で、JR東市来駅・湯之元駅平面交差バリアフリー化設計業務委託費があるが内容はとの問いに、以前から要望が多かった。高齢化して階段の上り下りが大変である。乗降客数は、東市来駅が25年度733人、24年度686人と増えてきた。湯之元駅は25年度852人、24年度815人と増えつつある。バリアフリー化にすればもっと増えると思うと答弁。

スロープと幅員はいくらかとの問いに、スロープは8%で幅員は2mを予定設計段階で決定したいと答弁。

駅管理人の勤務時間などはとの問いに、平日は7時30分から17時30分まで、土・日は8時30分から15時までで、水曜日は休みであると答弁。

車いす使用者の場合、ホームの高さと電車乗降口の高さが違うときの対策はとの問いに、スロープのついた台を駅員さんにセットしてもらいなどの工夫を考えていきたいと答弁。

車両の通過本数はとの問いに、JR66本、貨物8本、オレンジ鉄道4本の合計78本であると答弁。

地域づくり課関係では、地域づくり推進費でまちづくり応援寄付金事業費の増額の内容は何かとの問いに、永吉地区が県の地域活性化支援事業により行うイベントの地区負担分の財源として助成するもので、イベントの内

容は8月に史跡めぐりは行ったが、11月にサイクリングポートを活用した宝探し、年末の歳のみでスタンプラリーを予定している。

同じく地域づくり推進費で、湯田地区公民館プレハブ棟新築工事とあるが内容を示せとの問いに、館の整備が課題となっていた湯田地区の商工会館の活用について平成22年度から湯田地区と商工会が交渉してきた。今回、東市来の商工会館の建屋を日置市に無償譲渡、寄付する形で固まった。条件として、商工会館1階の商工会・観光協会が使用しているスペースはそのまま継続して使用することで館の改修を検討してきたが、現在の床面積のままの調整が難しくなり、別棟でプレハブを新築するものである。1階部分を地区民が希望していた調理室にして、2階部分を商工会青年部の会議室として利用する。

商工会・観光協会との契約内容と同居状態はいつまで続くのか、また同居のメリットとデメリットはとの問いに、細かい取り決めはこれから話し合っていく。観光協会は新しい伊集院駅舎ができればそちらに移転する予定である。お互いに連携・連絡が取りやすいと思う。当分は併用していかなければならないと答弁。

東市来支所や校長住宅跡地を活用することは考えなかったのかとの問いに、商工会館として支所の活用は検討したが、商工会側が商店街の中でないと難しいとの返答、校長住宅跡地は周辺が住宅地であり、夜遅くまでの利用等に支障があり考えなかったと答弁。

国・県の補助金で建設した建物だが返納金は発生しないのかとの問いに、返納金は発生しないと答弁。

第3期地区振興計画の設定に当たり、ソフト事業の用途について導きがないといけなのではとの問いに、8月までに4回の会議が終わり、地区の目指す方向や課題等の整理ができた。ソフト事業については計画に生かせ

られるよう、先進事例やモデル事業等を情報提供していくと答弁。

商工観光課関係では、観光費のイベント補助事業費、山神の響炎前夜祭、吹上青松太鼓結成20周年記念前夜祭の開催に伴う補正とあるが内容を示せとの問いに、吹上青松太鼓は、平成6年9月旧吹上町制40周年記念に合わせて結成された。20周年記念事業の計画は昨年からあったが、具体的には本年度に山神の響炎の前日に開催と決まった。費用は音響・照明・出演料などであると答弁。

イベントの主催はどこになるか、また補助対象は結成20周年か、山神の響炎の前夜祭かとの問いに、主催は吹上青松太鼓保存振興会で、補助は山神の響炎の前夜祭イベントに行うと答弁。

市内には、ほかにも多くの団体・保存会があり毎回一生懸命取り組んでいただいている。その辺りの制度はないが整合性をどのように考えるかとの問いに、太鼓をとおして青少年の健全育成を初め、国内外交流に地域活性化を積極的に展開し、日置市合併後も演奏によって市の情報発信を行っているのも市としても応援したい。20周年の今回限りとして捉えていると答弁。

消防本部関係では非常備消防費、備品購入費でデジタルトランシーバー入札執行残に伴うとあるが、予定価格から大幅に減額されている理由は何かとの問いに、予定価格は定価であった。設計段階で6社が見積もり。入札段階で12社が応じた結果大幅な減額になったと答弁。

機能と使い勝手はどうかとの問いに、今回103台を購入する。通信距離は5km、感度もよく30チャンネルなので相互の連絡も可能になると答弁。

その他多くの質疑がありましたが、質疑を終了。その後、討論を行いましたところ討論はなく、採決の結果、分割付託された議案第

52号平成26年度日置市一般会計補正予算(第4号)総務企画常任委員会所管の補正予算は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査の中では多くの意見が集中した議案が数件ありました。1件は既に取り下げられましたが、本来当初予算で計上されるべき予算として山神の響炎前夜祭予算がありました。吹上青松太鼓20周年としての前夜祭計画であります。10月11日には開催されるものの予算がなぜ9月補正に計上されるのか、この団体の20周年事業として予算化されるのであれば、他の団体との整合性を今後、市はどのように考えていくのかとの意見でした。

また、湯田地区館の予算に対しては地域の要望等もあり、協議を重ねてこられた点は理解できましたが、無償譲渡の建物の中に商工会、観光協会がそのまま入り、管理上の点、光熱水費の割合の点からみて無償譲渡とは本来どういうことなのか。そのために新たなプレハブを市が建設しなければならないという予算の使い方の整合性について多くの意見が出されました。

今後の予算計上に際し、今後の市の施策として考えるべきものは当初予算で計上すべきものであり、もっと計画的に計上されたいとの点が意見としてつけられましたので、合わせてご報告申し上げます。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長(宇田 栄君)**

次に文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

**○文教厚生常任委員長(出水賢太郎君)**

ただいま議題となっております議案第52号平成26年度日置市一般会計補正予算(第4号)について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

す。

本案は、9月9日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、9月10日・11日・12日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育次長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑を行い、9月12日に討論・採決を行いました。

今回の補正予算で、当委員会所管に係る主なものについてご説明を申し上げます。

まず歳出のうち3款民生費は、1億7,266万3,000円増額の、総額69億5,728万8,000円となっております。

消費税増税に伴い実施された臨時福祉給付金は対象者見込み増により、給付金、振込手数料合わせて2,123万3,000円の増額。同じく、子育て世帯臨時特例給付金も対象者見込み増により、給付金と振込手数料の、合わせて990万円の増額補正であります。なお、この2つの給付金は全額国庫負担となっております。

また、地域介護福祉空間整備推進交付金事業で伊佐田・湯田・平鹿倉の各地区公民館の施設整備と備品購入及び大田ふれあい館の施設整備に合わせて9,410万8,000円の増額補正。これも全額国庫補助であります。

さらに、保育士等処遇改善特例事業では市内の21保育園の職員へ手当を支給するため、3,039万7,000円の増額となっております。なお、この事業については、昨年度は全額国庫補助でありましたが、今年度は国が4分の3、県が8分の1を補助する内容に変更されております。

次に、4款衛生費は、3,958万3,000円増額の、総額34億3,305万7,000円となっております。

感染症予防接種事務費では法改正に伴い、水痘ワクチンと成人用肺炎球菌ワクチンが定期予防接種に加わったことから、2,635万1,000円の増額。また、いちき串木野

市・日置市衛生処理組合の負担金のうち、し尿処理施設の膜分離装置の改修が不要となったため、1,058万9,000円の減額補正となっております。

次に、10款教育費は、1,467万1,000円増額の、総額21億4,560万2,000円となっております。

小学校費では、鶴丸小学校金管バンドの結成に伴う楽器購入に60万円を計上。日置小学校校門石垣崩壊の補修、吉利小学校の石段手すり設置の工事請負費に364万円の増額。幼稚園費では、私立幼稚園就園奨励費の制度改正や入園の見込み増のため535万円の増額補正であります。なお、この事業は3分の1の国庫補助となっております。さらに、東市来学校給食センターの食器洗浄機の老朽化による交換で400万円を計上しております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず市民福祉部・福祉課の関係では、先ほど条例の制定でもありました子ども・子育て新制度の実施に伴う子ども・子育て会議について、会議の回数を増やすため今回増額補正となっているが、どのような理由か。当初予算で計上できなかったのかとの質疑があり、当初は3回を予定していたが国の制度の具体的な提示が遅れており、国から提示があるたびに会議を開かなければならない。今後は保育料の設定などの協議もあるので回数を増やすことになったと答弁。

次に、健康づくり複合施設「ゆすいん」の指定管理料を356万5,000円増額することについて質疑があり、重油代や電気代の高騰が原因でやむを得ないことは理解できるが、老人福祉センターなどのほかの施設の状況はどうなっているのかとの質疑があり、福祉センターを含む全ての指定管理施設を対象にした説明会を開催し、物価高騰の影響が出ていないか現在調査中であると答弁。

さらに、地域介護福祉空間整備推進交付金

事業による地区公民館などの整備について、施設の玄関やトイレのバリアフリー化、また調理機器の購入など高齢化に対応できる地域の拠点施設の整備として必要な事業であるが、今後の整備の予定はどうかとの質疑があり、国の100%補助事業であるが、次年度も継続する見通しである。各地区公民館の要望が上がってきてから国に要望をしていくと答弁。

次に、市民生活課関係では、9日の本会議でも総括質疑があった浄化槽設置補助金について、委員より、浄化槽設置補助金の各地域での申請の数はどれだけか。また、各地域の普及率はどうかとの質疑があり、東市来66件、伊集院39件、日吉19件、吹上46件の計170件である。合併浄化槽の人口に対する普及率は、東市来で9.3%、伊集院は19.0%、日吉は4.0%、吹上は6.5%となっていると答弁。

また、飲料水供給施設整備補助金について、対象となる施設はどれだけで、管理体制はどうなっているのかとの質疑があり、吹上地域で16組合、東市来地域で3自治会が管理している。設備の修繕やポンプの取り替えなどに対し、市が4分の3補助することになっていると答弁。

次に、教育委員会、教育総務課、学校教育課の関係では、学校再編問題について質疑が集中しました。まず、小中一貫教育の検討はしているのかとの質疑には、日吉地域でそのような声が出ているが、再編後は小学校が180人、中学校が120人となり単独校での運営ができるので、まだ検討の段階にはない。また、上市来・土橋の校区については、中学校の生徒数が少なく、部活動など教育活動が維持できないので小中一貫教育は難しいと答弁。

次に、日吉地域では平成28年の春に再編予定とのことだが、準備はできているのか。また、上市来・土橋校区での協議はどうなっ



ているのかとの質疑には、日吉地域では各校区より通学方法や地区振興など、さまざまな要望書が出ているので協議を進めていく予定である。上市来校区は中学校については、とりあえず平成28年の再編は行わないと決定し、土橋校区は回答を保留していると答弁。

これに関連して、跡地の利用や地区振興策の声が多く挙がっているが、これを企画決定するのは市長部局だと思う。教育委員会と市長部局の連携は取れているのかとの質疑があり、地域で組織される再編準備委員会の中に、跡地利用や地区振興の部会を作り協議をしていただく。必要に応じて市長部局も出席をすると答弁がありました。

次に、小中学校の維持補修について、施設維持修繕量は今回の補修予算を含め、小学校19校で総額1,040万5,000円、中学校7校で総額568万5,000円であるが、単純に計算すればおおむね小学校は1校に50万円、中学校は1校に80万円となる。規模により差があるであろうが、今回、増額補正が上がってきていることを考えれば、当初予算の計上が少なかったのではないかとの質疑があり、市の方針で一般財源の枠配分の中で優先順位をつけて修繕を行っている。なお、年度途中の補正については安全性で緊急やむを得ないものを計上していると答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第52号平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）の文教厚生常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（宇田 栄君）

次に産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となりました議案第52号平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）について報告いたします。

本案は、去る9月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会にかかわる部分を分割付託され、10日・11日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め質疑後、災害関係の現地調査を実施した後、討論・採決を行いました。

これから、本案の概要と本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、農林水産業費について申し上げます。既定の予算に391万6,000円を増額し、補正後予算の総額を11億7,846万6,000円とするものであります。

主なものは、農業委員会の農地台帳システム改修業務委託費は、27年4月から農地台帳の公表に合わせ、項目の追加による委託費54万円。農業振興費では、新規事業採択に伴い日置市有害鳥獣緊急捕獲対策協議会に200万円を補助するものです。事業計画は、小動物のアナグマ等の被害を防ぐため、箱わな12基、くくりわな100基の購入分と先進地視察に20名の研修費を計上。

次に農業費では、農地・水保全管理支払交付金の旅費、負担金、補助及び交付金の増額は、取り組み組織数及び交付対象面積が確定したことによる補正です。

繰出金194万6,000円の減額は、農業集落排水事業の前年度繰越金確定に伴う減額です。

次に農業施設管理費では、東市来農業構造改善センターの修繕料5万4,000円は、消防の指摘による消防用設備誘導灯の修繕。永吉ダム維持管理システム用バッテリー交換は、停電時に発電機に替わるまでの間を補佐する役割ですが、交換時期の信号があったこ

とから今回更新するものであります。本システムの内容は、雨量、水量、放流量、遠隔操作ができるものとなっております。

次に林業振興費では、東市来といちき串木野を結ぶ林道舟川野下線の電柱・電話柱、本柱3本、支線10条、移転補償費の100万円の増額計上。

次に水産業費では、江口みなと公園の街路灯の修繕によりLEDに交換し、長寿命化につなげていくものです。また、江口蓬莱館は事務室、食品倉庫空調室外機及び駐車場街路灯取り替えを計上。

次に土木費では、既定の予算に1,854万7,000円を増額し、補正後の予算の総額を29億8,689万1,000円とするものであります。主なものは、6月の梅雨により崩壊した市道吉利南線流末排水溝延長82mの復旧にかかわる工事請負費1,000万円です。

次に、都市計画総務費647万4,000円の減額は公共下水道の繰出金ですが、前年度繰出金及び起債償還利子の確定による減額を計上。

次に土地区画整理事業の委託費では、県河川大里川護岸工事及び区画道路にかかわる設計業務委託費を1,400万円の増額。

次に住宅建設費では、永吉麓住宅電柱移転補償費を30万円を計上。

次に、農地農業用施設災害復旧費の800万円の増額は、梅雨前線豪雨及び台風8号に係る7件の復旧工事に伴う補正を計上。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

農地台帳改修の経緯内容についての質疑に対し、農地法の改正により、27年4月から農地台帳の公表をインターネット上や窓口で情報できるようにするためであると答弁。また、農業委員会の農地の現況調査は今後も続くのかの質疑に、毎年調査していただくと答弁。

次に、日置市有害鳥獣協議会について、捕獲従事者数と平均年齢、わなの貸し出しについて質疑があり、従事者数は全体で92名、平均年齢は65歳を超え、わなの貸し出しについては4町の均等配分と実績等を勘案して貸し出す予定であると答弁。

次に、農地費の旅費の中で、伊集院地域の中川ふるさと保全会が九州フォーラムにおいて鹿児島県代表になっているがその経緯について質疑があり、九州フォーラムは毎年、九州圏内を持ち回りで今年は大分で開催される。鹿児島県代表として鹿児島振興局内から選出してほしいとのことであり、中川ふるさと保全会が選定された。旅費については、同行する職員分でパワーポイントや記録員など3人分であると答弁。

次に、農業施設管理費の永吉ダムについてダムの管理はどこがするのかの質疑に、吹上支所長が管理責任者になっており、吹上支所で管理していると答弁。

次に、道路新設改良費の工事請負費で計上されている市道吉利南線流末緊急対策工に係る営林署との協議内容について質疑があり、旧日吉町時代に締結した国有林野貸付契約書の貸付地保全義務の規定により、市単独事業で復旧するものであると資料と併せて現地で説明をされた。

次に農地災害復旧の補助対象金額について質疑があり、補助対象金額は40万円以上となっている。申請段階で50%の補助を計上しているが査定が終了後、年末にかけて補助率増高申請を行い補助率の増を図る。地権者は当初で同意を得て工事補助を除いた残りの10%及び補助限度額を超える部分を負担することになっていると答弁。

そのほか質疑がありましたが、担当部長、課長の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、議案号52号平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）

の産業建設常任委員会にかかわる部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（花木千鶴さん）

1件だけ、ただいまの報告報告に対して伺いたいことがあるんですが。文教厚生常任委員長の報告の中で、小中一貫教育の問題が、報告がございましたが、これまで教育長が一般質問等々の中で答弁されておりますことは、小中一貫校は設置のする考えはないけれども、一貫教育は推進すると答弁されてきたように思うんですけども、先ほどの報告の中では一貫教育を行わないという答弁でございましたが、その辺のところもう少しご説明いただけませんか。

○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

委員会の答弁の中では、上市来と土橋校区に関しては一貫を考えていない。また、日吉地域については先ほど説明をいたしましたとおり、小学校が180名、中学校が120名の規模になるためにその検討の段階にはないという回答でありました。これは先ほど、報告をしたとおりでございます。なお、教育長が答えられているような一貫教育の研修というか、研究についてはそのような形での答弁はありませんでした。

以上です。

○議長（宇田 栄君）

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

これから議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第52号平成26年度日置市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前11時01分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に続き会議を開きます。

---

△日程第5 議案第53号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第58号平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第7 議案第59号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第8 議案第61号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第9 議案第62号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第5、議案第53号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第9、議案第62号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)までの5件を一括議題とします。

5件について文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長出水賢太郎君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（出水賢太郎君）

ただいま議題となっております、議案第53号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第62号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議案5件につきましては、9月9日の本会議において当委員会に付託され、9月11日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長など当局の説明を求め、質疑を行い、9月12日に討論・採決を行いました。

これより文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第53号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,726万8,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ65億4,721万2,000円とするものであります。

歳入は平成25年度繰越金確定により、繰越金を1億8,726万8,000円増額。

歳出は、国保給付準備基金に1億8,500万円を積み立て、高額医療費の法改正に伴うシステム改修に54万円を計上。一般被保険者還付加算金は実績に伴い20万円を増額。残りの152万8,000円は予備費に充当するものであります。なお、今回の補正により、国保給付準備基金の残高は2億1,100万円となります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、今後の国保運営についてどう考えているか。医療費の推移はどうかとの質疑があり、今年度の医療費は4月から7月で前年度対比101.9%となっている。毎月

3億円くらいで推移しており、インフルエンザなど冬場の医療費が落ち着いていれば、今年度は何とか乗り切れると考えていると答弁。

次に、今回の補正では25年度の繰越金によって基金の積み立てが1億8,500万円できたが、一般会計からの法定外繰入1億円との兼ね合いをどう考えているかとの質疑には、法定外繰入は4年目を迎えたが、この繰入を行っている間に、繰越による基金積み立てを行う考えである。しかし、今後は国保の広域化もあるし、また来年度は税率改正も検討する時期にきているので、制度の見直しも検討していきたいと答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を既定の予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,415万1,000円とするものであります。

歳入は、平成25年度繰越金確定により繰越金を170万1,000円増額し、基金からの繰入金と同額を減額補正するものであります。

質疑については、当局の説明で了承したため質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第58号平成26年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案59号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,098万円とするものであります。

歳入は、平成25年度繰越金の確定により繰越金を150万4,000円増額し、また基金からの繰越金を80万円減額するものであります。

歳出は、公衆浴場事業の基金へ70万4,000円積み立てるため増額補正を、なっております。

質疑については、当局の説明で了承したため質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第59号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,591万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億7,512万7,000円とするものであります。

歳入は、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の補助金として、100%県費により51万3,000円を計上。平成25年度繰越金の確定に伴い、介護給付費準備基金繰入金金を468万9,000円増額、介護給付費繰越金を5,620万5,000円、地域支援事業繰越金を335万3,000円、その他繰越金を584万円それぞれ増額計上。また、県からの財政安定化基金貸付金を469万円減額補正するものであります。

歳出は、県単補助事業である新規事業の高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業において、高齢者による互助活動に対するポイント付与に係わる転換金に30万円、その他事務経費に21万3,000円を計上。平成

25年度の精算返納金として、支払基金分は91万5,000円、国庫支出金の分が1,900万2,000円、県支出金の分が1,890万5,000円、そして一般会計への繰り出し金2,189万1,000円をそれぞれ増額計上しております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業について、どのような活動や団体が対象になるのかとの質疑があり、他の補助金を受けていない、65歳以上の高齢者が半数を占める3人以上の団体が対象で、高齢者宅への安否確認や生活支援、高齢者クラブやいきいきサロン等を支援する活動をした場合に、1ポイント1,000円を付与するものである。活動の範囲については、今後市が精査し、来年1月から実施する予定である。元気な高齢者グループで互助活動を行うのが目的であると答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第61号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第62号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,804万2,000円とするものであります。

平成25年度繰越金の確定に伴い、歳入では繰越金を11万1,000円減額、歳出では後期高齢者医療広域連合の納付金を11万1,000円減額するものであります。

質疑については、当局の説明で了承したため質疑はなく、質疑を終了。討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第62号

平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、5件について報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから、5件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号平成26年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第58号平成26年度日置市温泉給湯事業特別

会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。これから議案第59号を採決します。

本案に対する委員長位の報告は可決です。議案第59号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第59号平成26年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第61号平成26年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

62号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号平成26年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

△日程第10 議案第54号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第11 議案第55号平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第12 議案第60号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）

○議長（宇田 栄君）

日程第10、議案第54号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第12、議案第60号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長大園貴文君登壇〕

○産業建設常任委員長（大園貴文君）

ただいま議題となっております議案第54号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について報告いたします。

本案は、去る9月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、10日・11日に委員会を開催し、委員全員

出席のもと担当部長、課長等の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案の概要と本委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

歳入歳出それぞれ489万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,751万7,000円とするものです。

今回の補正予算の内容は、歳入では前年度繰越金確定及び公共下水道事業債、資本費標準化債の起債償還利子確定に伴う一般会計繰入金の減額、歳出では備品購入及び長期償還利子の確定によるものです。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

備品購入費で発電機の購入費が計上されているが、何故仮設の発電機を購入するのかとの質疑に、現在発電機が故障しており、規定予算でリース契約により仮設発電機を設置している。発電機は高額なものであり、単独事業での導入は難しく、長寿命化計画等で補助事業採択を受けると50%の補助で発電機を導入できるため、その間の仮設発電機になる。また、仮設発電機は他施設への対応が可能となることから購入すると答弁。

次に起債利子について利率はいくらかとの質疑に、公共下水道事業債で1.3%、特別措置分で0.676%、資本費標準化債で0.746%となっていると答弁。

このほか質疑がありましたが、部課長の説明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第54号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本案は、去る9月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、

10日・11日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め質疑・討論・採決を行いました。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出の予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,745万3,000円です。

今回の補正予算の内容は、前年度繰越金確定に伴う補正で、一般会計繰入金を相殺するものです。

説明を終了し、質疑に入りましたが質疑はなく、討論に付しましたが討論もなく、採決の結果、議案第55号平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

本案は、去る9月9日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託され、10日・11日に委員会を開催し、委員全員出席のもと担当部長、課長等の説明を求め質疑・討論・採決を行いました。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれ172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ238万1,000円とするものです。

歳出の委託料172万8,000円の増額は、平成27年度から上水道事業へ統合するための資産台帳作成業務委託費を計上。歳入では資産台帳作成業務委託料の財源不足に係る一般会計繰入金172万8,000円を計上するものであります。

質疑では、対象地区と世帯数について質疑があり、地区は久木野々地区で17戸分であり、本特別会計は26年度末で廃止すると答弁。

このほか質疑がありましたが、部課長の説

明で了承し質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、議案第60号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから3件の委員長報告に対し、質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第54号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第54号平成26年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第



55号平成26年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長の報告とおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号平成26年度日置市飲料水供給施設特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

△日程第13 議案第56号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第14 議案第63号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宇田 栄君）

日程第13、議案第56号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第14、平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

本案について、総務企画常任副委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任副委員長黒田澄子さん登壇〕

○総務企画常任副委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第56号平成26年度日置市国民宿舎事業特別

会計補正予算（第2号）につきましては、9月9日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月11日と12日に本委員会全委員出席のもと、委員会を開催して、総務企画部長、商工観光課長などの説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

それではこれから、本案についての総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,528万4,000円とするものであります。

歳入では、国民宿舎事業、前年度繰越金確定に伴う減額だけで、歳出は予備費に繰入するものであります。

質疑に入りましたが、質疑はなく質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく討論を終了。採決の結果、議案第56号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、9月22日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月22日に本委員会全委員出席のもと委員会を開催して、総務企画部長、吹上支所長などの説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

それでは、本案についての総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,754万2,000円とするものであります。

歳入では、繰越金だけで、歳出で経営費と

予備費に充当するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

管理事業費で光熱水費とあるが内容はどのようなものかとの問いに、健康交流館には専用の水用と温泉用の2つの水源があるが、水量が減りつつある。日曜・祭日など利用者が多い時には水量が心配である。このため市水供与により光熱水費をお願いしていると答弁。

そのほか質疑がありましたが、質疑を終了。そのあと、討論を行いましたところ、討論はなく、採決の結果議案第63号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会では、9月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第57号日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）の審査中、市が民間に委託した業務の一部を、市の施設に再委託する形での予算計上があるが問題はないかとの質疑があり、最終的には予算案の撤回に至り、今回の議案上程になったわけですが、今後原因を究明して再度このような予算計上が起こらないよう指摘して委員会の報告といたします。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇田 栄君）

これから2件の副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

これから議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第

56号は副委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第56号平成26年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

これから、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。本案に対する副委員長の報告は可決です。議案第63号は副委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって議案第63号平成26年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

△日程第15 認定第1号平成25年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第2号平成25年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第3号平成25年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第4号平成25年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

- △日程第 1 9 認定第 5 号平成 2 5 年度  
日置市国民宿舎事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第 2 0 認定第 6 号平成 2 5 年度  
日置市健康交流館事業特  
別会計歳入歳出決算認定  
について
- △日程第 2 1 認定第 7 号平成 2 5 年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第 2 2 認定第 8 号平成 2 5 年度  
日置市公衆浴場事業特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- △日程第 2 3 認定第 9 号平成 2 5 年度  
日置市飲料水供給施設特  
別会計歳入歳出決算認定  
について
- △日程第 2 4 認定第 1 0 号平成 2 5 年  
度日置市介護保険特別会  
計歳入歳出決算認定につ  
いて
- △日程第 2 5 認定第 1 1 号平成 2 5 年  
度日置市後期高齢者医療  
特別会計歳入歳出決算認  
定について
- △日程第 2 6 認定第 1 2 号平成 2 5 年  
度日置市水道事業会計決  
算認定について

○議長（宇田 栄君）

日程第 1 5、認定第 1 号平成 2 5 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 2 6、認定第 1 2 号平成 2 5 年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの、1 2 件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

まず、認定第 1 号について発言通告があり

ますので、田畑純二君の発言を許可します。

○1 7 番（田畑純二君）

私は平成 2 5 年度歳入歳出決算認定について、市長に全体的、総括的に質疑をさせていただきます。監査委員作成の平成 2 5 年度日置市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書についてであります。監査委員お二方作成の中身の濃い意見書が今年も出来上がっておりますが、その作成に際しましてはいろいろとご苦労があったことと思いますので、まずお二方にお疲れさまでしたと申し上げ、労をねぎらいたいと思います。

この意見書の最後の部分、5 結び、3 6 ページから 4 0 ページにかけて、3 項目について監査委員の要請及び要望事項等が述べられています。市長もこれらはもちろん読んでおられると思いますが、この中の 5 点について、市長の感想、意見、今後の取扱い、取り組み方針等をお尋ねいたします。

それらは、まず 1 番目、3 6 ページ、1、未収債権、収入未済額の返納対策についてであります。下から 2 行目、そのことを責務と受け止め地道に取り組んでいただきたい。

2 番目、3 7 ページ。終わりの 3 行。これからも従来増してそれからということで最後に自主財源の確保に努めていただきたい。これは 2 番目。

3 番目、3 9 ページ。3 9 ページの予算の適正な管理運用対策についての終わりの 1 0 行の中で、手段を考えてもらいたいものである、それから予算執行を望むものである、それから適正な予算の管理運用を願うものである。というふうに 1 0 行の中で述べられておりますこの点。

4 番目、3 9 ページ、特別会計の見直しについての 1 番最後のページ。それから 4 0 ページの 2 行目、予算運用の適正化という面からも早急な見直しを実施する方向で一考を要望するものである。この 4 番目。

5番目は最後です。5番目は40ページの終わりの5行の中で、各位の職務において専念義務を全うし、今後の行政発展と活力ある街づくりに特別の努力を切望し、平成25年度決算申請の審査の意見としたい。こういうことでございます。

これら5点について、市長はおのおのどう思い、今後の取り組み方をどのように考えておられるか。また、平成25年度決算全体についてどのように総括されているのか、誠意溢れる責任ある答弁を求めます。

以上。

#### ○市長（宮路高光君）

1番目と2番目は関連いたします。未収債権の滞納対策につきましては、歳入の確保、市民負担の公平性の確保の観点から極めて重要な課題であると認識しております。今後も、主体たる債務担当課において更なる収納対策の強化を図るとともに、滞納整理課との連携を図りながら収納率の向上、滞納額の縮減に努めてまいります。

3番目でございます。予算の執行管理に当たりましては、効率かつ適正な運営に努め、不用額が生じた場合には可能な限り補正予算で措置し、有効な活用が図れるよう予算の執行に努めてまいります。

4番目でございます。特別会計の見直しについてでございますけど、飲料水供給施設特別会計を水道事業会計に統合するための作業も着手しておるところでございます。今後におきましても、必要性を感じている分につきましては、見直しをやりながら今後図っていきたいと考えております。

4番目でございます。職員は、全体の奉仕者等の職務をすべき責務を担っているというふうに思っております。やはり市民に信頼される職員であるべきだということで、かね日頃から一人一人が厳正なこの規律に、保持に努めることが大切だというふうに思っており

ます。

全体的に25年度の歳入におきましては、それぞれの執行残等もございましたけども、順当に管理運営ができたというふうに認識しております。

#### ○議長（宇田 栄君）

他に質疑はありませんか。

#### ○7番（山口初美さん）

1点だけ、市長に伺いたいと思います。

貴重な自主財源である市税の収入の総計が、市民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税などの総計が、42億7,810万円。これに対しまして借金返済、公債費は37億7,400万円となっております。実に市税収入の89%が借金返済に消えてしまうのは、実にもったいないわけでございます。

市民の暮らしや、福祉、教育のために使うべき財源を、借金返済に89%も充てざるを得ない危機的な財政状況をどのように立て直すのか。市、当局として、25年度はどのように努力され、今後どう取り組んでいかれるのかについて伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的にも今まで申し上げましたとおり、借入額と返済額、基本的には借入額につきましては30億円前後を借り入れると。それで返済をなるべく、今、起債残高を減らしていく。この方向は25年度でも同じようにやりました。特に37億のこの起債残高あるわけでございますけど、今議員が指摘ございましたとおり、市では42億ということでございますけど、この37億の中におきましてはですね、特に地方交付税。この地方交付税に還元されているこの起債があると。こういう認識をしていただき、市税だけでこれを返済するというものではございませんので、今後におきましてもなるべく起債残高を減らしていく方向の中で財政運用やっていきたいと思っております。

○議長（宇田 栄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

これで質疑を終わります。

次に認定第2号から認定第12号までの11件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。これで11件の質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第12号までについては9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって本案については9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、畠中弘紀君、橋口正人君、黒田澄子さん、中村尉司君、池満渉君、長野嗟や子さん、留盛浩一郎君、坂口洋之君、並松安文君を指名します。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に委員長、副委員長の互選をお願いします。委員の皆さんは議会応接室にお集まり願います。

午前11時48分休憩

午前11時53分開議

○議長（宇田 栄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会は委員長に坂口洋之君、副委員長に留盛浩一郎君が互選された旨、報

告がありましたのでお知らせいたします。

皆さんにお知らせいたします。全日程が終了するまで延長しますのでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

△日程第27 陳情第7号川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書

○議長（宇田 栄君）

日程第27、陳情第7号川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書を議題とします。

本件について総務企画常任副委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任副委員長黒田澄子さん登壇〕

○総務企画常任副委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております陳情第7号川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書について、委員会における審査の経過と結果をご報告いたします。

本陳情は、平成26年9月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました。

この陳情者の提出者は、日置市東市来町湯田1359番地8の、西田和章氏であります。

陳情者の趣旨につきましては、全国のトップを切って川内原発が再稼働されようとしている。政府は、原子力規制委員会が新規規制基準に適合すると判断し、地元同意が得られれば原発を再稼働しようとしているが、この地元の範囲や同意に係る手順について全く明らかにされていない。

このような中で、伊藤祐一郎知事は、鹿児島県と薩摩川内市だけが地元だとしている。しかし、原子力災害対策特別措置法に基づいて制定された原子力災害対策指針は、放射性物質または放射線の周辺環境への影響の及ぶ可能性のある区域を原子力災害対策重点区域とし、原子力施設からおおむね30km圏内に緊急時防護措置を準備する区域UPZに定め、重点的に原子力災害に特有な対策を講じてお

くことを必要としている。

原子力災害対策特別措置法が対策を求めている自治体は、原発事故の際に責任を負わざるを得ないだけに、それらの自治体の住民や議会、首長の同意なしに川内原発再稼働をすることは許されない。以上のような趣旨で鹿児島県知事へ働きかけることを求めるものであります。

日置市市議会は、平成26年3月27日、川内原発から30km圏内に多くの市民が生活し、事故が発生すれば計り知れない影響が出ることから、市民の安心・安全の確保を最優先されることとの意見書を採択した経緯から、委員会では陳情書の願意は十分理解できる。趣旨採択すべきものと決定いたしました。しかし、住民の範囲が陳情書の中では、済みません前後いたしますが、範囲が陳情書の中では明確に示されていないために、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

**○議長（宇田 栄君）**

これから副委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

**○11番（坂口洋之君）**

川内原発の再稼働については、全国で最初に再稼働が進める中で30km圏内の自治体の役割、議会の役割は大変注視されるところであります。

UPZ圏内の自治体の原発の再稼働の同意について、陳情書については議会、市長、住民の同意を求める点も明記されておりますが、意見書案については議長、市長の同意が明記されており、住民の同意が削除されております。

いちき串木野市では人口の半数以上の、実効性のない中での再稼働について反対署名が出され、半数以上は反対し、本市でも同様のケースが想定されます。

意見書案について、再稼働においての住民

の合意についての文言が削除されておりますが、総務委員会の中で、住民の合意についてどのような議論が出されたのか詳しい審議の内容を伺います。

また、原発再稼働の議会の同意について明記をされておりますが、総務委員会として議会の同意について、審議の中でどのような意見が出されたのかをお伺いしたいと思います。

**○総務企画常任副委員長（黒田澄子さん）**

審査の内容についてお答えいたしたいと思っております。陳情書には、住民や議会、首長の同意なしに川内原発を再稼働することは許されませんとありました。この陳情書にある、住民の考え方について委員会でも議論を尽くしました。

我が市においては30km圏内、UPZの住民と、それ以外の住民がいる現状があり、また同じ自治会や小学校区でもこの30km圏内外に分かれるという現実があります。そこでこの陳情書で捉える住民の範囲が明確に記されていないために、総務委員会としては、この住民の範囲を判断しかねるという判断に至りました。

また、委員会としては議会の同意についての意見として、ほとんど意見はなく、先に申し上げましたとおり、住民の同意の点に意見が集中して出ておりました。

以上が審査の結果でございます。

**○議長（宇田 栄君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

これで質疑を終わります。

これから陳情第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから陳情第7号を採決します。本件に

対する委員長の報告は、趣旨採択です。陳情第7号は副委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって陳情第7号川内原発再稼働の地元同意に係る陳情書は、副委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

---

△日程第28 意見書案第5号川内原発再稼働の地元同意に係る意見書

○議長（宇田 栄君）

日程第28、意見書案第5号川内原発再稼働の地元同意に係る意見書についてを議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔総務企画常任副委員長黒田澄子さん登壇〕

○総務企画常任副委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております意見書案第5号川内原発再稼働の地元同意に係る意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

政府は、原子力規制委員会が新規規制基準に適合すると判断し、地元同意が得られれば川内原発を再稼働しようとし、鹿児島県は、鹿児島県と薩摩川内市の同意を必要としております。

しかし、原子力災害が発生した場合、原子力災害対策特別措置法の対策を求めている自治体は、原発事故の責任を負わざるを得ないことから、この地元同意には、原子力施設からおおむね30km圏内の緊急時防護措置を準備する区域UPZを有する自治体の同意が必要であると考えため、会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。

意見書につきましては、お手元に配付してありますので読み上げませんが、送付先は鹿

児島県知事であります。

ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（宇田 栄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第5号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって意見書案第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第5号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって意見書案第5号川内原発再稼働の地元同意に係る意見書については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第29 発議第1号日置市議会基本条例の制定について

○議長（宇田 栄君）

日程第29、発議第1号日置市議会基本条例の制定についてを議題とします。本案について提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会改革特別委員長花木千鶴さん登壇〕

○議会改革特別委員長（花木千鶴さん）

発議第1号日置市議会基本条例の制定につ

いて、趣旨説明を申し上げます。

二元代表制のもと、議会は合議制の機関として、また市長は独任制の機関としてそれぞれの異なる特性を有し、市民の付託にこたえる活動と、市民の意思を市政に反映させるため相互に協力しながら、日置市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。

そこで、日置市議会議員は地方自治法が定める規定を守り、積極的な情報の公開と、政策活動への市民参加を推進し、議員間の自由な討議、市長を初め執行機関との緊張感の保持、自己研鑽による資質の向上、公正性と透明性の確保及び議会活動を支える態勢整備を図り、市民に信頼され存在感のある議会を目指していくために、日置市議会基本条例を提案するものであります。

前文に引き続き、第1条の目的から第19条の見直し手続きまでの全19条からなる条例であります。特筆すべき条文につきましては、市民参画の拡大として第4条に掲げている参考人制度と、公聴会制度の活用を初め、第10条に議員間の自由討議による合意形成、さらに議会の態勢整備として12条に議員の政策形成と政策立案の向上を具体的にうたっております。

また、開かれた議会を目指すこととして第5条で議会報告会の開催について、また14条でインターネット配信による広報等を定めました。

附則として、この条例は平成27年4月1日施行とするものであります。

以上、主要な条文を説明いたしました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（宇田 栄君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第1号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第1号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。発議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって発議第1号日置市議会基本条例の制定については、原案のとおり可決されました。

△日程第30 閉会中の継続審査の申し出について

**○議長（宇田 栄君）**

日程第30、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。総務企画常任委員会及び文教厚生常任委員会から目下、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（宇田 栄君）**

異議なしと認めます。したがって委員長か



らの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第31 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（宇田 栄君）

日程第31、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員会、文教厚生常任委員会及び議会運営委員会から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第32 議員派遣の件について

○議長（宇田 栄君）

日程第32、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇田 栄君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第33 所管事務調査結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第33、所管事務調査結果報告につい

てを議題とします。総務企画常任委員長、文教創生常任委員長、産業建設常任委員長から、議長へ所管事務調査報告がありました。配付しました報告書は、市長へ送付いたします。

---

△日程第34 行政視察結果報告について

○議長（宇田 栄君）

日程第34、行政視察結果の報告についてを議題とします。総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。配付しました報告書は、市長へ送付いたします。

---

△閉 会

○議長（宇田 栄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月8日の招集から、本日の最終本会議までの23日間にわたりまして、消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約締結案を初め、日置市まちづくり計画の変更、子ども・子育て支援法関連条例の制定を初め、平成26年度一般会計補正予算、そのほか各種の重要な件につきまして大変熱心なご審議を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

また、今期会中に提案した議案を撤回する事案が生じたことにつきましては、大変ご迷惑をお掛けしましたことに対しましても、深くお詫び申し上げます。

今後におきましても、引き続き議員各位からのご指摘のありました点につきまして、真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めると

ともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても十分健康に留意され、市政運営に一層ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

**○議長（宇田 栄君）**

これで平成26年第4回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、ご苦労さまでした。

午後0時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 宇田 栄

日置市議会議員 田畑 純二

日置市議会議員 池満 渉

